

四日市市議会

四日市市議会定例会会議録（第一号）

昭和五十三年九月七日

○議事日程第一号

昭和五十三年九月七日（木）午後二時開会

第一回議録署名議員の指名について

第二回会期の決定について

第三回報告第一四号 昭和五十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第四回報告第一五号 財團法人日本万国博オーリストラリア記念館の経営状況について

第五回報告第一六号 財團法人四日市サイクリング・パークの経営状況について

第六回報告第一七号 専決処分の報告について

第七回報告第一八号 専決処分の報告について

第八回報告第一九号 専決処分について

第九回報告第二〇号 専決処分について

第十回議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

第一回議案第八六号 昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

議案説明

第十二回議案第八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第十三回議案第八八号 昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

第一回議案第八九号 昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

第一五 議案第 九〇号 昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議案説明

第一六 議案第 九一号 昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

（第一号）

第一七 議案第 九二号 昭和五十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第一八 議案第 九三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について

第一九 議案第 九四号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改

正について

第二〇 議案第 九五号 四日市市特別土地保有税審議会条例の制定について

第二一 議案第 九六号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について

第二二 議案第 九七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

第二三 議案第 九八号 市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

第二四 議案第 九九号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

第二五 議案第一〇〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

第二六 議案第一〇一号 町及び字の区域並びに名称の変更について

第二七 議案第一〇二号 町の区域の設定について

第二八 議案第一〇三号 町の区域の変更について

議案説明

第二九 議案第一〇四号 市道路線の認定について

第三〇 議案第一〇五号 委託協定の締結について

第三一 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について

第三二 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について

第三三 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について

第三四 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について

第三五 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について

第三六 議案第一一一号 工事請負契約の締結について

第三七 議案第一一二号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（四十一名）

伊 小 天 青

藤 井 春 山

信 道 文 峯

一 夫 雄 男

山山山森松増前堀古福平長橋野野生中坪  
谷  
中路口島山川市田野川本呂崎川村井  
忠信安良英辰新元香行鐸増平貞平信妙  
兵  
一剛生吉一一男衛一史信元藏和芳藏夫子

田高高坂後後小粉訓喜川金加大小宇岩  
治  
多  
中木井口藤藤林川霸野口森藤森谷川田  
基三正長寛博也洋定多喜四良久  
喜  
介熟夫次六次次茂男等二正男三正郎市雄

○出席議事説明者（三名）

○出席議事説明者

代表監査委員	消防次長	技術部長	水道事業管理者	病院事務長	教育委員長	次教育育	都市計画部長	建設部長	下水道部長	副収入役	環境部長	産業部長	市民部長	福祉部長	財政部長	市長公室長	総務部長	助役	市役長
吉田耕吉	岡本林吉	黒川山林	蔽田	栗川山	六山	荒田	石木	美井	濃原	大仁	川合	谷山	岩田	矢藤	伊藤	阿南	坂井	三輪	加代
					蘆田					三	文	仁	三	治	久	平	坂	三	出山
					猶靜					仁	義	三	治	輝	清	平	坂	三	小井
					了裕					三	久	彦	郎	輝	哲	井	倉	三	喜本
					薰裕					夫	彦	郎	郎	郎	喜	藤	輪	夫	勝
					了弘					人	彥	郎	郎	郎	代	司嗣	三	三	吉

○出席事務局職員

事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂靖
議事係長	板崎大之丞
主事	金山口克彦
事	森伸夫

午後二時二分開会

○議長（山中忠一君）　ただいまから、昭和五十三年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。なお、消防長は欠席いたしますので、ご了承願います。

○議長（山中忠一君）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第一　会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君）　日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において岩田久雄君及び伊藤信一君を指名いたします。

日程第二　会期の決定について

○議長（山中忠一君）　次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定期会の会期は、本日から九月二十二日までの十六日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）　ご異議なしと認めます。よって、今期定期会の会期は、本日から九月二十二日までの十六日間と決定いたしました。

日程第三　報告第一四号　昭和五十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし

日程第七　報告第一八号　専決処分の報告について

○議長（山中忠一君）　次に、日程第三、報告第十四号昭和五十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、ないし日程第七、報告第十八号専決処分の報告についての五件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいま上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十四号から報告第十六号までは、昭和五十二年度四日市港開発事業団特定事業会計決算並びに財團法人日本万国博オーストラリア記念館及び財團法人四日市サイクリング・パークの経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

報告第十七号は、日永西四丁目地内における道路事故及び市有自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき、専決処分したものであります。

報告第十八号は、昨年十一月、十二月及び本年六月議会においてそれぞれご決議いただきました工事請負契約につきまして、地方自治法第百八十条の規定に基づき、専決処分により契約変更したものであります。常磐ポンプ場雨水ポンプ設備工事は、配管類等の変更による減額、雨水三号幹線函渠布設工事は、土質安定を図るための薬液注入及び迂回路設置に伴う増額、雨水一号幹線（富田幹線）函渠布設工事（その二）は、路面陥没防止措置による増額及び大谷台小学校建築工事は、杭長の変更に伴う減額を行ったものであります。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 報告第十五号のオーストラリア記念館の経営状況についてお尋ねをします。

この件につきまして、私は四十八年以来毎年九月議会で質疑を行ってきたわけでありますけれども、こうした機会は、五十二年度におきまして財団の基本財産が八百万円増額されたことにより、今回が最後の機会になるのではないか

かと思うわけでございます。それだけに私は、記念館をめぐる諸問題について改めて市理事者の考え方や方策をはつきりとただしておきたいと思います。

第一の問題は、記念館建設費未払金が解決したと報告されていることについてであります。清水建設への未払金六千二百万円のうち三千三百万円は、港管理組合より二年据え置き後、三年間で償還するという条件で借り入れ、返済に充てたということでございますが、その三千三百万円は管理組合のいかなる資金をもって貸し付けたものであるかということです。聞くところによると、それは、管理組合の四日市港港湾整備事業積立金、すなわち、いわゆる霞ヶ浦地先公有水面二百十萬坪の埋立地の漁業権求償権の回収金といふことですが、事実かどうか。

四十六年の九月議会におきまして、オーストラリア記念館建設工事資金に四日市港開発事業団が保管をしていた、いわゆる漁業権求償権の回収金一億六千九百万円を充当することに関する論議をされました。その論議の経過と内容に照らして、いわゆる漁業権求償権の回収金の処分、用途については、単に県、市当局が協議するだけでなく市議会にもはかることが当然であり、五十二年度のこの財団に対する三千三百万円の貸付けについても市議会全体に諮るべきであつたし、それをしなかつたのは、四十六年九月議会の論議を無視し、市議会を軽視したものではないかと思うのでございますが、いかがでしょうか。

四日市港港湾整備事業積立金は、四日市港の発展と港湾整備のために使用する旨条例に規定されているということでございますが、果たして記念館がこれまでの使用目的にどれだけ適合し、効果を上げてきたかといふと、全く疑わしいわけであります。それに、三千三百万円の直接の用途は、田中元知事や九鬼元市長らが記念館建設工事資金にオーストラリア政府から一億円の寄付金が確実に得られるかのように国際信義という問題を持ち出して、市民の貴重な財産である四日市港開発事業団の一億六千九百万円を使うことを強引に市議会に認めさせ、そして記念館建設を強行

しておきながら、結果は、オーストラリア政府から一円の寄付も得られず、そのために生じた巨額の建設資金の未払金の穴埋めというものでござります。もつとはつきり言えば、田中元知事、九鬼元市長らの軽挙盲動による失策のしりぬぐいのためです。このようなことのために積立金を使うのは目的外使用であり、社会的にも許されないと思うのですが、港管理組合の管理者と財団理事長がともに知事であるのをはじめ、その主な役職を県、市の幹部が兼ねていること、いわば身内のような感覚、あるいはまた現在の知事らが、記念館建設を強行した責任の一端を担うものであるということで何とかつじつまを合わせる、取り繕うとしているようにならざるを得ないと思うのでござります。私は、このような管理組合財政を私物化しているとしか思えないようなやり方をやめて、この際三千三百万円の未払金の残金の処理についてはその責任の所在を市民の前に明らかにして、そこに責任を持つて処理させるようすべくであると思ふわけですが、いかがかお尋ねをします。

財団は、三千三百万をどのような財源をもって返済をするのか、そのめどはついているのがどうが、明らかにしていただきたいと思います。

港管理組合から財団への三千三百万円の貸付契約における利息は、年五。二五%となつてゐるようですが、ただし書きで、管理組合管理者が特に必要と認めた場合は減免することができるということで、実際には無利子であると言われております。県、市の制度融資の場合の利子に照らして、たとえば七%で三千三百万円を二年据え置き三年返済で借りた場合の支払利息や、三千三百万を貸付信託にした場合の利息というものは、優に八百万や九百万になるわけです。それが無利子となりますと、港管理組合財政の損失となるということであるとともに形を変えた公費の持ち出しだと思うわけです。四十六年九月議会における論議に照らしましても、こうしたことは許されないはずであると思いたいと思います。

いますが、言われますように、実際上無利子にされるのかどうかお尋ねをします。

てきましたように、職員の人事費は県・市の負担であり、これらを考慮に入れますと、基本財産のわずかばかりの増額ぐらいで記念館収支の均衡はどうてい保てないと思いませんが、どうですか。あえて建議を尊重するかのようにして基本財産をふやしたのは、これにより記念館の経営状況報告を県・市議会に行う必要がなくなることによつて、何とも手のつけようのないぐらいに難儀な記念館問題に対する市議会のチェックを避けることをねらつたものではないかと思わざるを得ないのでござりますがいかがでしょうか。今後その経営状況につきまして、市議会に何ら報告もされない、したがつて市議会がチェックもできないということについては絶対に容認できません。基本財産をふやすことによらないでも預金利息の収入をふやすことはできるのであり、そのように是正すべきであると思いませんが、どうでしようか。仮に、基本財産をふやし、法的に議会へ報告する必要がなくなつたとしても、何らかの形で引き続き議会に報告するよう求めたいと思いますが、そのお考えがあるかどうかお尋ねします。

それから、職員の入件費につきまして今後市費負担をすることはやめるべきであると思うわけでございますが、市当局は、かつて、四十八年の九月議会ですが、未払金の措置ができるまではやむを得ないと答弁されたわけですけれども、今度の経営状況報告におきまして、未払金について解決することができたと言つておられる以上、市費負担五十二年度の場合、約百五十万ですが、やめて、財團で負担をするよう処理をするのが当然だと思いませんがいかがでしょうか。

第三の問題は、記念館建設工事資金に使つた、あの港開発事業団の一億六千九百万円の県の見返り事業の問題です。

四十八年と四十九年の九月議会で当時の市長は、未払金を解決した後に努力したいと答弁され、昨年九月議会で加藤市長も同趣旨のことを答弁されたと理解をしておりますが、未払いが解決したと言われる以上、いよいよこの問題の解決を迫られることになったと思いますが、一体どのように解決される考え方、明らかにしていただきたいと思いま

ます。

第四の問題は、記念館運営懇談会の建議についてであります。昨年九月議会で市長は、記念館の今後の運営方針等を検討する懇談会を設置したこと。そこで検討結果を踏まえて最終的な結論、明快な案を出すことになつていると明言されました。確かに懇談会は、昨年十二月二十六日付で理事長あてに建議を出しました。その建議事項の三つのうち、基本財産の増額と未払金の二つについては解決したことでござりますが、いま一つの、記念館本体の改裝及び周辺整備についてはどういう結論になり、どう対処するのか。五十二年度事業報告と五十三年度事業計画のいずれを見ましてもその片りんすらうかがえません。懇談会の建議がなされたこと、その内容についても全く触れられておりません。かなりの日をかけてまとめられたと言われるこの懇談会の建議の内容を、なぜ、報告し対応策を明らかにしないのか、まずその理由を問いたいのでござります。

私は、この建議を出された懇談会には各界の見識ある方々が参加されたものと思うのですが、しかし、建議の内容を独自に入手し、一読して全く亞然とした次第であります。それは、記念館本体の改裝に四億円、その他周辺の陸海上の若干の施設整備に七千五百万円、合わせて四億七千五百万円もの多額の資金を要するということ、しかも、このような大金をかけて整備をしても、たとえばキューイングスペース部は音楽を中心とした多目的ホールにすること、構造上の制約から音響効果はよくない、演劇の利用は無理、またスカイフック部は二階にして会議室を設けるということでござりますが、やはり使用勝手室内環境に問題があると、建議それ自身が認めていること、周辺の整備につきましても、この程度のものでは市民の関心と魅力を誘うようなものにはなり得ないと思われるのこと、さらに資金調達方法に至つては全く具体性がないし、改装等整備後の収支計画についても一応健全運営ができる見通しとは言つておりますが、そこにいかほどの確実性があるのか定かでないことなどによるものでござります。

建設費四億円余りをかけ、いまだその借金が三千三百万円も残り、毎年多額の維持管理費を食うばかりでほとんど何の役にも立たない、まさに無用の怪物としかいよいよのような記念館の本体を建設後五年そこそこで建設費の同額の大金をかけて改装を行うが、それでもなお有効な施設にならないというこの計画を、私は恐らく市民のだれ一人としてまともに取り合おうとしないのではないかと思うのです。何よりも今日の厳しい経済情勢下でだれがそんな大金を出すかということです。記念館の建設等に企業から約一億九千万円の寄付を得たわけでございますが、市の社会福祉事業振興基金、これは三年で一億円の基金をつくるということで、寄付が集まらず五十四年度まで延長されておりますが、そして今日集まつたお金は市の二千五百万円を含めて五千四百万円、企業はわずかに九百万円、しかも、大部分のコンビナートや倉庫会社、こういうところは全くと言つてもいいほど寄付をしておりません。そういう企業が記念館にはよくもまあ一億九千万円もの寄付をしたものだと、何か割り切れないものを感ずるのでございます。いま記念館本体の改装に四億も投するぐらいなら、その半分、いや三分の一でも福祉振興基金の増額強化にすることの方がどれだけ必要かつ有効なことかと思うのでございます。わたしは、賢明な懇談会の皆さんのが何ゆえにこのような無謀とも見える記念館本体の改装を建議したか、その真意を思いはかるに、もはや記念館はどうにも手のつけられない、建議の中では一見否定をしているようでございますが、記念館を閉鎖し、単なるモニュメントにする道しかないことを示したかった、これが真意ではないのか。五十年六月における財団理事会にはかられた、いわゆる一億四千七百万円の記念館改装計画もつぶれておるのでございます。私は、記念館は保全上もしくはキューイングスペーブ部のある程度の活用上やむを得ない最小限の改修にとどめ、むしろ周辺の陸海海上部の施設整備に力を入れ、そこに科学博物館、ヨットハーバー等いろいろな施設整備を行って、霞緑地公園全体を一体として市民の関心と魅力を誘うものにすべきであると思うわけですが、そしてその科学博物館等の施設整備資金としては県に、記念館建設資金に充てた四日べきであると思うのですが、そしてその科学博物館等の施設整備資金としては県に、記念館建設資金に充てた四日

市港開発事業団の一億六千九百万円の見返りとしての資金を出させるほか、いわゆる漁業権求償権を評価がえした上で得るところの回収金などをもつて充てることにしたらどうかと思うのでございます。また、記念館本体の最小限の改修、管理組合からの三千三百万円の借入金の返済は、財団の基本財産等の処分により財団自体で行い、その後に解散することだと思います。

なお、建議の中で指摘しております霞緑地への進入、交通の障害の問題につきましては、記念館のあるなしにかかわらず早急に解決すべきことでありまして、その推進を図ることはもちろんあると思います。いまや記念館問題はこうした方向での解決を図る以外に道はないし、その決断のときであると思いますが、いかがでしょうか。市長は一年間、改装のこの建議をどう受けとめられたのか、果たしてこの建議の計画を実現する見通しはあると考えられるのかどうか、あわせて明らかにしていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まず最初にご質問がございました管理組合の支出の件でございます。

本件につきましては、去る三月の管理組合の定例議会におきまして議案として提出し、ご承認を賜つておるものでございまして、港湾事業整備基金の会計から一般会計に繰り入れまして、貸付金として財団法人日本万国博オーストラリア記念館に貸し付けております。これにつきましての根拠といたしましては、管理組合の四日市港管理組合整備事業積立基金条例、これの第五条の第一項、四日市港の振興事業ということです。そもそも、ご承知のように、四日市港で主たる、いわゆる輸入の中で、原油を除きまして羊毛が一番その大宗であることはご承知のとおりでございます。したがいまして、オーストラリアとの関係が非常に四日市港としては深いというようなことでございま

して、このオーストラリア記念館の整備というものは、やはり今後のオーストラリアとの貿易振興という中におきまして、四日市港管理組合といたしましては、これの整備といいますか、振興の中の一つの事業といたしまして、やはりオーストラリア記念館の整備事業というものはやらないでいいんではないかという考え方のもとに貸付金として、議案として出させていただき、これをご承認を得て財団法人の方へ貸し付けたと、こういうことでございます。なお、無利子とするかどうかということでございますが、現時点におきまして、私はまだ無利子とするようなことは承知いたしておりません。と申しますことは、このときにも議案として出さしておつていただいておりますが、この基金条例の中へ利子収入を含むという、議案の条例の改正案も出さしておつていただいております。したがいまして、現時点においてこの貸付金を無利子にするということにつきましては承知をいたしておりません。

以上で、わたしの答弁は終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） このオーストラリア記念館の現状から言いまして、昨年度ご指摘のありましたように、運営懇談会というものを民間の方々が入っていただいて結成をいたしまして、研究をしていただいたわけでございます。

結論的なことでございますが、その第一点としては、やはりまず財団法人日本万国博オーストラリア記念館の基本財産を増額されたいということが言われておりますが、これは基本財産を増額することによりまして、経済的な基礎というものをできるだけ強くしていくというのがその本来の趣旨でございます。もちろん、この経済的な基礎を強くするということは、会社で言えば増資のようなものでございまして、対外的な信用その他を強めていくというゆえんになろうかというふうに思うのでございます。これが第一点でございまして、第二点は、将来この記念館を文化施設

としてふさわしく、かつ必要最小限の収益を得られるように改装をするとともに、周辺と一体化してレクリエーション施設にして広く活用を図れと、簡単に言いますと第二点はそういうご指摘でございます。ただ、そういうことでございますけれども、今日直ちにあの辺一帯をこの記念館を含めて整備をしていくということは必要ではありますけれども、記念館独自の仕事としてそれを実施するということは、私は困難ではないかというふうに思うのでございます。そこで、第三番目の、まず契約上の未払金を整理しなさいという建議がなされました、まずこれからかからねば、今後いろいろなことを計画し、投資をしていく上においてもすべてこのことが障害になるということで、この建議をいただきまして直ちに何回か、私は、理事長であります県知事と話し合いをさせていただきました。早くこの六千二百万の負債を返済するということにしなければ、今後の方策も立ちにくいということで、ご指摘がありましたように、二千九百万は清水建設から、そして一千万を本田技研から寄付をしていただくと、残りの三千三百万円については漁業求償権の中から貸付けをしていただく、そうしてとにかく借金だけは清算をしていこうということで知事との間に意見の一一致を見たわけでございまして、そのような措置をしていただいたわけでございます。

ところで、今後この三千三百万の貸付けを返していくためには、やはりもう少しこの記念館を整備してまいらねば利用者が少なくなるということでおざいますので、できるだけこの整備を進めていかざるを得ませんけれども、それは現在の段階で県・市の一般会計をもつてするというわけにはまいらないというふうに考えております。他人資本を活用せざるを得ないのではないかと、そう思っておりますが、それにつきましても、いろいろなバリオンをめぐる周囲の状況等が、ご指摘のありましたように、必ずしも全面解消ができるような状況になつてないと、特に一番問題なのは、先ほどご指摘のあったとおり、名四国道の西側からこの地域一帯へ入っていきます進入路の整備の問題でございます。このことにつきましては、現在建設省の方と種々折衝を重ねておりまして、近く成案がまとまりましたら

議会にお諮りをさせていただくという予定にいたしております。まずそこから取りかかってまいりたいというふうに考えておるのでございます。

それから、基本財産を八百万円増額をした理由は、先ほど申し上げましたとおりでございまして、議会で経営報告をしなくていいからというようななつもりでこれをやつたわけではございません。その点はご理解をいただきたいといふうに思う次第でございますが、この見返りの施設を県の方からやつてもらうと、その件については今後も努力を続けてまいらねばならないと思いまして、そういった意味でいろんなことをいま頭の中では考えながら、また知事とお目にかかる機会を得た段階で種々お話し合いをさせていただいておりまして、まだこれといった確たる結論を持っていないというのが現状でございますが、まあ相手のあることでございますので、今後もその辺については努力をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

いろいろご質問がありましたら、基本的には、先ほど申しましたように、懇談会の建議に基づいて措置をしてまいりと。で、残りの三千三百万を返していくためには、やはりそれなりの投資を加えてまいらない限り、この利益を上げていくということがなかなかむずかしいというふうに思ひますので、この辺について懇談会の方では、ただ単なるモニユメントにするということではなくて考へなさいというご建議でございますから、私もそのように考へて、今後に対処をしてまいりますつもりでおる次第でございます。

以上、ご質問の一つ一つの具体的なことに対してもお答えが漏れておるかもしませんが、不足をいたしておりますところは部長から補足をいたさせます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（谷沢文男君）登壇〕

○産業部長（谷沢文男君） バビリオン嘱託の人事費の問題につきましては、ご説明ありましたように、現在、市の関係嘱託職員一名、本年度、五十三年度予算として百四十四万四千円の予算をいただいておりますが、現段階では、先ほど市長、助役からのご説明のように、財團の経営その他が緒についたばかりですので、今後この問題については県・市を含めて検討してまいりたいと思ひますが、当分嘱託職員については現状で進ませていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 そうしますと、管理組合の三千三百万円は、私の指摘しましたように漁業権の回収金を積み立てたものであると理解していいわけですね。そしてご答弁では、管理組合の三月定期議会で承認を得たということでござりますが、それでいいんですか。四十六年九月議会の論議を思い起こしていただきて、管理組合で承認を得たからいいという、市議会は知らないといふことです。これはわたしは、四十六年九月、あれほど論議をした経緯から照らして、それを、経過と内容を無視するものであると言わざるを得ないと思うんです。この点はつきりしていただきたい。

それから、三千三百万円はいまのところ返すめどがないんですか、二年据え置き後三年間で返すということのようですがれども、いまのところ全くめどがないんでしょうか。これを返すためには投資をしなければならないとおっしゃっているわけですけれども、そういう非常にめどもないのに貸すということについて納得できないわけです。

それから、時間がないようでございますから、とにもかくとも、市長はいま建議に基づいて処置をしていきたいと

いうお話をすけれども、全く市民感情からはずれたことだと思ひます。建議も一見単純なモニュメントにすることは否定をしておるようですが、それほど四億七千五百万も使うような案を出してきておるということは、それを何ともしようがないじゃないかという形のものだと思うんです。つまり、モニュメントにしていく以外に方法がないじゃないかということを言つてはいるとしか理解しようがない。それがまともな受けとめ方ではないかと思います。

それから、人件費の問題につきましては、いま市は七ヶカットだといってやつておるわけです。本当にむだのあるものは省いてもらうこと、大いに結構ですが、その目標が何と三千万、その三千万の五%に当たる部分ですね、先ほど産業部長のお答えになつた百五十万円というのは、これほどのむだをしていく、何年も何年もしていくと、そしてその記念館運営の先も見えないと、この辺で思い切つて、いま私が提起したような方向での整理をする、そういう決断を是が非でもされるべき時だということをえて提起しておきたいと思います。

それから、今後報告を議会に出されなくなるわけですから、この点については何らかの方法で報告をしていただきたい。

それから、少なくとも、建議は出ましたが、その是非の問題を含めて一度市議会、全員協議会等を開いて、各議員の意見を十分聞いてもらおうと、少なくとも市議会の議員の全体の意見をよく聞いてもらおうと、そういう場をぜひ持つようには理事者においても配慮され、議長においても配慮されるように要望をしたいと思うわけでございます。あえてその全協なり開かれる問題につきましては、議長なんかもお答えがいただければと思います。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、本件については、これをもつて報告を終了いたします。

#### 日程第八 報告第一九号 専決処分について、及び

##### 日程第九 報告第二〇号 専決処分について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第八、報告第十九号専決処分について、及び日程第九、報告第二十号専決処分についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第十九号は、損害賠償の額の決定についての専決処分報告議案であります。まして、昨年五月十日平津町地内里橋北詰で発生した橋梁の親柱転倒による負傷事故について相手方と和解し、賠償額を決定するに当たり緊急を要したためやむを得ず、地方自治法第百七十九条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第二十号は、昨年十一月議会でご決議いただきました雨水三号幹線函渠布設工事につきまして、さきにご報告申し上げましたとおり契約変更を行つたのであります。さらに土質安定措置等の必要が生じ、緊急に契約変更を必要としたためやむを得ず、地方自治法第百七十九条の規定に基づき専決処分したものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を直ちに採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第一〇 議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし  
日程第三七 議案第一一二号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第十、議案第八五号昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十七、議案第百十二号工事請負契約の締結についての二十八件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第八五号は、昭和五十二年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が二十九億三千六百八十五万九千七百三円となり、前年度（期間外収益加算後）に比べ、二億五千五百九十六万八千七十二円の増額となりました。これは、主として外来患者並びに手術、検査及びエックス線撮影件数が増加したことによるほか、昭和五十三年二月実施の医療費改定に伴う入院及び外来収益の収入増によるものであります。

これに対する総費用は、二十九億五千八百九十三万九千五百七十五円となり、前年度（期間外費用加算後）に比べ二億九千七百八十万七千八百九十六円の増額となりました。これは、主として給与改定による人件費の増額と諸物価の上昇等による諸経費並びに建設利息及び薬品、診療材料費の増加によるものであります。

以上収支決算の結果、当年度におきましては、二千二百七万九千八百七十二円の純損失を生じました。これは、前年度（期間外収支を含む）黒字千九百七十五万九千九百五十二円に比べ、四千百八十三万九千八百二十四円悪化し、当期末累積欠損金は一億五千九百三十二万四百四十二円となりました。また、病院事業運営に係る一時借入金につきましては、年度末残高一億五千万円となつております。

なお、今後の経常収支につきましては、施設管理費及び支払利息が著しく増嵩する反面、計画利用患者数に達するには、少なくとも三年ほどの歳月を要するものと推察され、経営はますます厳しくなるものと考えておりますが、極力合理化を図り、健全化に努めたいと存じます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、企業債、寄付金、負担金、補助金、固定資産売却代金及び長期貸付金返還金で十七億二千四百九十九万八千九百十三円となり、これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資でありまして、十七億六千五百五十八万二千六百八十三円となりました。資本的収入額が資本的支出額に對して不足する四千五十八万三千七百七十円のうち四千五十六万二千六百六十四円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんし、二万一千百六円については、一時借入金で措置をいたしました。

なお、建設改良費のうち、当年度末までに支払い義務の生じなかつた病院改築工事費九億九千百十萬二千九百円は、地方公営企業法第二十六条の規定により翌年度へ繰り越し、また当年度許可済企業債のうち九億九千百十萬円についても、翌年度において借り入れることといたしております。

損益計算書は、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用、特別利益及び特別損失の総差引額二千二百七万九千八百七十二円が当年度における純損失であります。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金一億三千七百二十四万五百七十円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は一億五千九百三十二万四百四十二円となりました。資本剰余金は、本年度においては医療器具購入指定寄付金六百万円、看護学生等修学資金負担金八百七十一万六千五百円及び保健婦等養成所施設整備費補助金四千八百五十八万七千円の、計六千三百三十万三千五百円の増加となり、前年度繰越額七千五百六十三万六百六十七円と合わせて一億三千八百九十三万四千六百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億五千九百三十二万四百四十二円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は四十六億五千七百七十四万三千三百二十五円で、前年度に比べ二十三億九百五十万三百八十七円の増額であり、負債の合計額は十三億四千三百四十五万百五十五円で、前年度に比べ六億一千五百九十六万七千七百九円の増加となりました。また資本の合計額は、三十三億一千四百二十九万三千百七十円で、前年度に比べ十六億九千三百五十三万二千六百七十八円の増加となりました。

以上が、病院事業決算の概要でありますが、病院改築工事も順調に進捗し、いよいよ来る十一月六日から診療開始の運びとなりましたので、市民の健康を守り、地域医療の発展に寄与すべき中核病院としての機能を十二分に発揮すべく全力を傾注し、市民各位のご期待にこたえる所存であります。

議案第八十六号は、昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、二十四億二千七百七十五万六千三百四十六円で、予算額に比べ一千四百五十五万五千六百五十四円の減収となりましたが、これは主として料金収入が、総体的に水需要はやや増勢の傾向

にあるものの、民間企業の景気沈滞等による大口需要者の使用量が伸び悩み、当初予定した収入額を下回ったためであります。また、受託工事収益におきましては、三重県労働者住宅生活協同組合のあがた団地給水工事が翌年度に延期されたことなどによりまして、収益が減少しました。

収益的支出におきましては、決算額が二十一億一千九百五十四万七千二百十一円となり、九千五百四万七百八十九円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事収益において収入が減少した結果材料費に不用額が生じたこと、人件費が予定を下回ったこと及び企業債に伴う支払利息、一時借入金利息が減少したことなどが挙げられます。

特別利益及び損失は、有形固定資産の売却に伴う固定資産売却損と過年度分水道料金等の修正収入及び支出に伴う過年度損益修正を経理いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は八億一千三百八十二万四千三百四十一円で、予算額に比べ一千五百十九万六千六百五十九円の減となっておりますが、これは工事負担金の減によるものであります。一方、支出の決算額は十一億九千九百六十八万三千二百十五円で、六千九百二十二万四千七百八十五円の不用額を生じましたが、これは配水給水管移設工事及び工事補償費等が予定より少なかつたことが挙げられます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、三億八千五百八十五万八千八百七十四円は、当年度利益剰余金処分額三億七千三百三十万円過年度分損益勘定留保資金一千百四十万七千五百二十八円及び当年度分損益勘定留保資金百十五万一千三百四十六円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益二十四億二千七百七十四万九千百八十一円、費用二十一億一千八百四十五万九千七百三円、差引経常利益三億九百二十八万九千四百七十八円で、これに特別利益七千百六十五円、特別損失八万七千五百八円を加減して、三億八百二十万九千百三十五円の当年度純利益を生じました。

剩

余金計算書は、利益剰余金については繰越利益剰余金年度未残高六千五百十一万七千五百九十四円、当年度純利益三億八百二十万九千百三十五円、当年度未処分利益剰余金三億七千三百三十二万六千七百二十九円となりました。

資本剰余金は、前年度末残高十六億六千五百五十七万八千二百円、当年度発生高三億二千八百九万二十四円、当年度処分額百四十一万四千八百七十九円、翌年度繰越資本剰余金十九億九千二百二十五万三千三百四十五円となりました。

剰余金処分計算書（案）は、当年度未処分利益剰余金三億七千三百三十二万六千七百二十九円のうち減債積立金一億七千三百三十万円、建設改良積立金二億円、計三億七千三百三十万円を積み立て、当年度未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。利益を処分した残額二万六千七百二十九円は、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありますて、資産総額九千五百三億三千五十八万七千四百五十一円、負債総額五億四千七十一万二千六百十六円、資本総額九十七億八千九百八十七万四千八百三十五円となりました。

決算の結果、料金改定二年目に当たり経常収支では、料金収入について総体的に水需要はやや増勢の傾向にあります、民間企業の景気沈滞等により大口需要者の使用量が前年度を下回ることとなり、当初予定した収入額に比べ、減収となりました。しかし、支出面において北勢水道用水受水費の新規負担増はありましたが、極力経費節減と業務の効率化に努め、また円高等に伴う諸物価の安定、人件費の増加幅の鈍化等もあり、当初予定した支出額を下回ることとなり、収支において三億八百二十万九千百三十五円の純利益を確保することができました。

今後とも清浄、豊富、低廉な水の供給、経営の改善等になお一層の努力を続ける所存であります。

以上が、昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後三時八分休憩

午後三時二十四分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） 議案第八十七号は、本市一般会計補正予算第一号案であります。

今回補正の主なる内容は、国・県補助割当の決定、もしくは見通しを得たもの及び職員の希望退職者等に対する退職手当金並びに緊急に実施を要する単独事業費等の追加と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありますて、歳入歳出予算の追加額は六億二千六百六万二千円となり、補正後の予算総額は三百七十九億八百七十六万二千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、職員の希望退職者手当金、市税過納返還金、恩給法の改正に伴う恩給及び退職年金費の不足見込額の追加と、かねてより土地所有者と折衝してまいりました市内本町元近鉄婦人文化センター跡地の使用料及び西富田町公会所建設費補助金並びに交通安全対策特別交付金の増額等に伴う交通安全対策事業費を追加補正いたしました。

第三款民生費は、本年度に新規計上いたしました老人家庭訪問看護事業が、このたび国の老人保健医療総合対策開発事業の一環として補助対象事業に採択されることになりましたので、予算の組み替え補正を行うとともに、新たに補助割当のありました身体障害者の福祉電話設置費及び小規模授産事業補助金等を計上いたしました。

第四款衛生費は、かねてより公害健康被害の方々より要望のありました保養所の建設費を新規計上し、清掃関係では南部埋立処分場建設事業費の不足見込額を追加いたしました。なお、保養所建設財源として四日市公害対策協力財団より採納した寄付金を歳入に計上しております。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました地域農政推進特別対策事業、水田利用再編対策事業等の県補助事業費並びに保々・神前地区における畜産同和対策事業に対する補助金を追加いたしました。畜産業費は、川島及び保々地区における畜産同地整備成計画策定事業費を新規計上するものであります。農地費では、県単農林業同和対策事業として神前地区の圃場整備事業調査費と、本年度事業割当が増額されました県地区農業集落排水施設整備事業の受託事業費を追加しました。水産業費は、国庫補助事業の決定に基づき、磯津漁港改修事業費及び同港海岸保全事業費の追加と、維持管理のための航路しりんせつ費を増額するものであります。

第七款商工費は、万古陶磁器見本市開催委託料の増額と、本年十月東京都において開催されます全国郷土祭及び全国芸能祭に郷土の文化財「大入道」を参加させるための補助金を計上しました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定に伴い羽津山線改良事業費の新規追加と高角町四号線改良事業費を減額補正するとともに、市単独事業として緊急に措置を要する河原田松本線ほか二線の改良事業費を追加いたしました。また、市道上において発生いたしました道路事故二件の損害賠償金を計上しております。なお、末広橋新設改良事業費について翌年度国庫補助割当見込事業のうち、本年度工事と同時に発注を要するものについて債務

負担行為の追加をお願いしました。河川費及び都市下水路費は、ともに国庫補助事業費の決定に伴う補正であります。河川費では十四川ほか三河川の準用河川改修費の追加であり、都市下水路費は、羽津都市下水路事業費の追加と、雨池・塩浜都市下水路事業費の財源更正を行うものであります。

第九款消防費は、関係法令の改正に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金負担金などの不足見込額を追加いたしました。

第十款教育費のうち教育総務費は、職員退職手当金の不足見込額を追加し、社会教育費では、社会教育指導員設置費の追加及びP.T.A活動における会員の事故に対し必要な給付を行うため発足いたしましたP.T.A活動傷害見舞金制度の基金に対する出捐金並びに市立図書館内に名誉市民丹羽文雄氏の創作活動を紹介する記念室を設置するための経費を計上いたしました。保健体育費は、各種大会等参加費補助金の不足見込額と元水沢中学校跡整備費を追加するものであります。

第十一款災害復旧費のうち過年発生災害復旧費については、国・県補助割当の決定にあわせて補正し、本年六月の豪雨による現年発生災害復旧費については、本年度国庫補助割当見込額を計上いたしました。

第十二款公債費の追加は、去る昭和三十五年に本市が転貸いたしました平田紡績株式会社住宅建設資金について、その残額を繰上償還する申し出がありましたので、これにより処理するものであります。歳入に同額の貸付金戻入を計上いたしました。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として市税、地方譲与税、自動車取得税交付金等を計上して収支の均衡を図りました。次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第八十八号公共下水道特別会計の補正は、このたび日永終末処理場第三系統築造事業の施行を日本下水道事業団に委託することとしたいたいと考え、歳出経費の組み替えと関連する債務負担行為の追加をお願いするものであります。

議案第八十九号土地区画整理事業特別会計の補正は、浜田第二土地区画整理事業並びに西浦土地区画整理事業の建物移転費及び街路築造費を追加するほか、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の本年度収入が関係者のご協力により予想を上回る見通しを得ましたので、先に清算交付金財源として借り入れた市債の一部を繰り上げて償還するための公債費を追加いたしました。歳入では、国庫補助金、保留地処分金、復興土地区画整理事業清算徴収金及び市債等の追加補正のほか、前年度繰越金を充当しております。

議案第九十号福祉資金貸付事業特別会計並びに議案第九十一号住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、ともに貸付希望者の増加に伴う貸付金の不足見込額と、住宅新築資金等貸付事業において今回新たに宅地取得資金を対象に加えることによる増額分をあわせて追加するものであります。財源には国・県支出金、市債等のほか、一般会計繰入金を充当いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

議案第九十二号水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、収入では、配水管移設工事負担金及び固定資産売却益等を収入見込みにより追加補正し、支出におきましては、生桑町地内送水管路整備工事負担金並びに配水管移設工事費等を追加するものであります。不足する財源については当年度利益剰余金で充当いたしました。また、資本的収入及び支出につきましては、配水管の移設に伴う工事負担金收入と移設に要する工事費並びに小林簡易水道の配水管改良費を追加補正し、これが補てん財源といたしますては、過年度損益勘定留保資金をもって充

当いたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十三号委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、本議会に關係条例のご審議を煩わしております特別土地保有税審議会の委員報酬の額を定めようとするものであります。

議案第九十四号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退職料年額の増額、普通退職料等の最低保障の改善及び扶助料の増額等所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十五号特別土地保有税審議会条例の制定案は、去る四月一日地方税法の一部を改正する法律が施行され、特別土地保有税に係る納稅義務の免除に関し必要な事項を調査審議するため特別土地保有税審議会を設置するよう規定されたのに伴い、その組織及び運営について条例を制定しようとするものであります。

議案第九十六号住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正案は、国の制度が改正され、その貸付適用対象が宅地取得資金にも拡大されたのに伴い、本市においても昭和五十三年度からこれに準じて制度の改正をしようとするものであります。

議案第九十七号国民健康保険条例の一部改正案は、助産費の支給について、給付の平等を期するため健康保険等被用者保険との二重給付を規制するとともに、適正な保険料の賦課を図るため保険料の納付義務者の所得等について新たに申告義務を規定するほか、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ並びに保険料の減額対象世帯の範囲の拡大について所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十八号市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正案は、現在建設中の新病院の完成、移転に伴

い、その位置の変更と新たに理学診療科を設け、診療内容の充実を図るとともに、病床数を二百床増床し、一般病床を五百五十七床にしようとするものであります。

議案第九十九号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正案は、新病院における入院料のうち室料加算額について室の面積、設備及び構造等を種々検討した結果、その改定等について所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百号市立四日市高等看護学院条例の一部改正案は、新病院完成に伴う学院の移転による位置の変更と保健婦助産婦看護婦法に基づく看護婦養成所としての指定のほかに、新たに学校教育法による専修学校の指定を受け、学院の充実を図るとともに、第一看護学科の定員増について所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百一号町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度住居表示整備事業を浜田、常磐及び神前地区の一部において実施するに当たり、住居表示審議会の審議と法定の公示手続を経て、お手元の別図一に示す区域を隣接する城東町に編入するとともに、別図二を別図三に、別図四を別図五に、それぞれ町及び字の区域並びに名称を変更し、町界町名を整備しようとするものであります。

議案第二百二号町の区域の設定については、日本労働者住宅協会が下海老町及び上海老町地内において造成中の住宅団地を「あがたが丘一丁目」、「あがたが丘二丁目」及び「あがたが丘三丁目」とし、新たに町の区域を設定しようとするとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百三号町の区域の変更については、尾平町の一部を常磐地区の青葉町に編入し、町の区域の整備をしようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百四号市道路線の認定案は、生桑町地内の住宅団地内道路及び北勢食品卸売団地進入道路等をそれぞれ市道

として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第二百五号委託協定の締結案は、日永終末処理場（第三系統）建設工事について、年々増大する事業量に対応するため下水道建設工事の受託をその業務とする東京都港区虎ノ門二丁目、日本下水道事業団に金額一億二千万円をもつて委託するための協定を締結しようとするものであります。

議案第二百六号から議案第二百九号、議案第二百十一号及び議案第二百十二号は、いずれも下水道関係工事の請負契約締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、下水管渠布設工事第十一工区については、金額一億八千百万円をもって津市本町東急建設株式会社三重営業所に、電気設備工事（中央ポンプ場）については、金額一億三百万円をもって名古屋市中区栄二丁目、東京芝浦電気株式会社中部支社に、機械設備工事（日永終末処理場）については、金額一億七千八百万円をもって名古屋市中区栄一丁目、株式会社荏原製作所名古屋営業所に、電気設備工事（日永終末処理場）については、金額一億二千五百万円をもって名古屋市中区錦一丁目、株式会社明電舎名古屋支店に、塩浜第一排水路築造工事については、金額六億六千三百万円をもって名古屋市中村区下笠島町、鹿島建設株式会社名古屋支店に、口径千八百ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額一億七千七百万円をもって名古屋市中区錦二丁目、株式会社西島製作所名古屋営業所に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第二百十号は、（仮称）四郷小学校あけばの分校新築工事、（仮称）笛川中学校あけばの分校新築工事及び心身障害児通園施設改築工事、精薄児通園施設改築工事の請負契約案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額一億九千六百万円をもって市内石原町、石原化工建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上が、各議案の概要でござります。どうかよろしく審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

「「議事進行について」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議事進行について、余り言いたくないんですけれども、とかく物事が形式的に流れがちになりますので、ともすると内容がちぐはぐになつてもそのまま進んでいくと、これはよくないし、特に議会が儀式化していくということが言われると、残念なことです。そういうことのないようにしていきたいと思いますので、少し申し上げておきたいんですが、本日の冒頭で議長が、議事説明者の問題で消防長が欠席すると、議事説明者を要求しているんですから、来られなかつたらどういう理由でということを一言言うべきと思うことが一つ、それから、きょう配られたものの中にその要求書というのがあるわけですね、で、要求書といま言つたことと全く違つて、こういうちぐはぐなことをやつてもらつては困ると思うんです。

それからもう一つ、ついでに言うならば、古い話ですけれども、部長制度が施行されるようになったときに、この議場に議事説明者として部長並びに課長が全部出ておったわけです。これはちょっとむだじゃないかということで、わたし発言をしまして、そして今日の部長が出てくるような制度になつてきたわけですが、ところが、見ておりますとですね、これもどうも終始一貫してない。たとえば教育委員長、教育長、教育次長と、これで三人そろっているわざだけにとどめておきますが、やはり全部が出てきてしまうというと、そこで席があいてしまうと、こんなことのないように一遍議会としても考へるべきではなかろうかと、こういうふうに思ひます。

それから、最後にもう一つ、いやなことを言いますと、ちょっとと議長のどちらが多過ぎる。字を読み違えるぐらいは、これは仕方がないことですけれども、議事進行に対して大切な問題を間違えるようなことがあつては困ります。以上です。

○議長（山中忠一君） この際、報告いたします。

本日までに監査委員から報告が十二件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
次回は、九月十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもつて散会いたします。

四日市議會

四日市市議會定例會會議錄（第二號）

昭和五十三年九月十二日

加 大 大 小 宇 岩 伊 小 天 青  
治  
藤 森 谷 川 田 田 藤 井 春 山  
  
定 多 喜 四 良 久 信 道 文 峰  
喜  
男 三 正 郎 市 雄 一 夫 雄 男

○出席議員（四十三名）

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○議事日程 第二号  
昭和五十三年九月十二日（火）  
午前十時開議  
第一 一般質問

○欠席議員（一名）

高山山山森松増前堀古福平長橋野  
谷  
橋本中路口島山川市田野川本呂  
  
力忠信安良英辰新元香行鐸増平  
兵  
三勝一剛生吉一一男衛一史信元藏和

野生中出坪田高高坂後後小小粉訓喜川金  
多  
崎川村井井中木井口藤藤林林川霸野口森  
  
貞平信妙基三正長寛喜博也洋  
芳藏夫博子介勲夫次六次夫次茂男等二正

○出席議事説明者

市長	公室長	總務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	環境部長	都市計画部長	下水道部長	副収入役	教育委員長
坂入										
三加										
平喜代										
阿斎										
井倉										
南輪										
井輪										
藤喜代										
南哲										
井喜代										
藤喜代										
久輝										
治清										
三治										
文義										
仁博										
三郎										
人夫										
夫美										
郎弘										
郎郎										
郎彦										
司嗣										

○出席事務局職員

議事課長	事務局長	次長	消防部長	技術部長	水道事業管理者	病院事務長	次長	教職教育委員長	教育委員長	栗原弘
板崎	佐木	吉田耕吉	岡本林	渡辺靖	黒川薰	村了裕	山田裕	服田猶	教育委員長	
小坂	佐々木	田	辺川	靖林	了薰	了裕	田裕	昌静		
晃										
之丞										
精										

主 事 山 口 克 彦  
主 事 金 森 伸 夫

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり、一般質問であります。

なお、教育委員長は本日と明日の午前中、勤務の都合上により欠席をいたします。かわって、服部教育委員が出席いたしますので、ご了承を願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 おはようございます。

私は第一に、市民が生活上の不測の支出等に利用できる総合的で長期低利の生活資金融資制度の実現を望みたいと

思います。

深刻な不況のもとで、市民生活は大変苦しくなっており、この上に重病人が出たりして、不測の支出を余儀なくされたらどうなるかという不安が高まっております。現にそうした事態に見舞われ苦しんでいる市民もあります。しかし、生活保護を受けたり、世帯更生資金等、既存の融資制度により融資を受けるにも、それらの制度の限度やいろいろな制約があつて、受けられないことが多いのが実情であります。中にはサラ金に手を出して、一層悲惨な事態に陥っている例すらあります。

こうした中で、勤労市民が不測の支出の際に、安心して長期低利で融資を受けられる生活資金融資制度を、市で設けてほしいという要望が強くなっております。全国的にも、自治体が労金などとタイアップして、勤労市民向けに生活資金融資制度を実施するところがふえております。

私は、四日市においても、これが実施を強く望む者であります。内容的にも、医療費をはじめ生活上の不測の支出に対する融資はもとより、教育、住宅、生業等に必要な資金を含めた総合的なものにすること。この中に既存の生保世帯に対するつなぎ資金や身障者事業資金貸付制度、それに国保の高額療養費貸付制度の拡充を行いつつ、包含することにすべきであると考えます。同和対策関係につきましては、比較的総合的な融資制度がありますが、これを一般市民に普遍すべきであります。市当局にその考え方がありや否や、伺いたいと思います。

さらに、高額療養費の受領委任払いの早期実現とともに、これに関連して医師会が指摘していると言われております国民健康保険法第四十四条等の一部負担金の減免を実施することを求める者であります。

第二は、平山物産問題についてであります。

この問題については、被害住民の皆さんが、平山物産悪臭公害対策連絡協議会を結成し、その総力を挙げた強力な

運動を展開したことによって、昨年九月、それまで適地移転を言うのみで、その時期すら示さなかつた市あるいは県、行政当局がようやく五十四年度移転を明示したわけであり、もはや後退は絶対に許されないのであります。しかし、現実はどうでしょうか。五十四年度移転が打ち出されたとき、被害住民の皆さんとの間では、県、市の努力は認めるが、移転はまだ二年先と聞いてがっかりしている。二年後に本当に移転ができるのか。いますぐ操業を中止させてほしいという声が多く聞かれたのであります。

私ども共産党もこの七、八年来、予算編成時に行う要求の重点事項の一つとして、毎年平山物産問題の早期抜本的解決を求め、あるいは市議会におきましても一度、二度ならず取り上げるなど、その解決を促してきましたが、市が五十四年度移転の方針を打ち出したとの報に接したときに、被害住民の皆さんと同様の受けとめ方をしたのであります。そして、市が五十四年度移転と同時に計画どおり移転が進まなかつた場合には、産業あるいは一般廃棄物としても処理すると言つていて、そのことが可能ならば何も五十四年度を待つまでもなく、いますぐにでも実施すべきであり、そのことが五十四年度移転をも確実にするものと考えたわけであります。

本年一月十八日、私どもが五十三年度予算と施策に関する要求を市長に提出した際にも、その旨市長に申し上げましたが、市長は操業停止を含め本年度中に何としても決着をつける腹を決めたということを強調されましたが、それ以上の方策は明らかにされませんでした。

この一年間、議会でも何人かの議員が毎回欠かさず、五十四年度移転が果たして実現できるのかどうか、県、市の対応がただされまし、その間に平山物産悪臭公害対策連協の代表の皆さんも、直接知事に陳情もされました。そして県もようやくその気になつて、重い腰を上げて、市と同一歩調をとるというようになったようになります。

しかし、肝心の移転先も定まっていないということなどで、一向に移転が具体化している様子はうかがえません。

そこで、次の諸点について、明確なお答えをいただきたいと思います。  
一つは、五十四年度移転に関してであります。

イ、移転は約束どおり実現するのかどうか。もし五十四年度当初に間に合わないとしたら、いつ実現する見通しか。ロ、新しい化成工場の建設経営は平山物産が行うのかどうか。その工場敷地、つまり移転先について県、市は平山物産にみずから責任で適地を確保するよう求め、平山物産は行政側に用地確保を求めていたということでございますが、果たしてどうなつか。その場所と時期についての見通しはどうか。なお、五十年四月八日付と四月二十三日付で、港管理組合管理者と知事に、岩野市長名で霞ヶ浦地先埋め立て造成地に移転用地確保を要望したということでございますが、この要望はいまも続いているのかどうか、お尋ねをいたします。不法に河川敷を利用し、十八年余にわたりて悪臭等の公害をたれ流し、違反の数々を繰り返し、無責任な操業を続けてきた平山物産が、いかに新しい近代的な化成工場をつくるとは言え、引き続き経営していくことになるとしたら、果たして責任と信頼が持てるのか。平山物産が経営を続けることになる限り、そうした不信感から移転先の確保も全くむずかしいのではないかと思うわけであります。少なくとも経営を公社方式等、県、市も入ったものにすべきではないでしようか。

ハ、新しい化成工場の処理能力はどうか。その場合、市外の魚塙はどう扱うのか。

二番目は、五十三年度末で操業を停止させ、市内の魚塙を一般廃棄物として市で処置する措置についてであります。イ、この措置について、平山物産、魚商関係者と合意ができるのかどうか。話し合いがつかずにおくれるとい

うことは絶対ないかどうか。

口、この措置はいかなる事実と根拠法令に基づいてとのか。五十二年十月七日、市と県土木事務所との協議の際、県土木は河川法違反での強制撤去は現段階では不可能との見解が示されたといふことがございますが、今日では可能になったのかどうか。それから、平山物産が対抗手段をとつて余地は全くないのか。もし対抗手段をとつてきた場合でも、十分対処できる確信と決意はあるのかどうか、お尋ねします。この措置をとる主体は県か市かということをございます。伝えられるところによりますと、市は、県が主体であるべきであり最終的には許可権者の知事の決断にかかるとしていると言ひ、県は、四日市市が強い措置に踏み切れば、県もその線に沿つて努力するということであり、そこにはいささかニュアンスの違いがあるよう思われるがどうでしょうか。

ハでございます。市内の分について一般廃棄物として処理することは、實際はどういうふうにするのか。魚津の収集、搬送方法、処理方法、悪臭の有無などを含めて明らかにしていただきたいと思います。この措置が可能であり、しかも魚津処理が全く無公害で、いずれの住民にも被害や悪影響を及ぼさないものだとすれば、これまでに平山物産は公害防止協定、悪臭防止法、水質汚濁防止法、河川法、斃獸処理法等々の数々の違反事実が明らかであるにもかかわらず、なぜ措置をしなかつたのかということでございます。無責任行政という批判は免れないのではないかでございましょうか。五十四年三月末と、さらに半年先を待たず、直ちに阻止することもできると思ひますが、なぜしないのでございましょうか。また同様に、資源再生問題を別とすれば、新しい化成工場はあえて建設する必要がないのではないかと思うのであります。法は、平山物産は魚津の処理量について、その後公害防止協定どおり守っているかどうか、お尋ねをするのであります。

### 第三は、北勢公設地方卸売市場の開設に伴う零細業者の問題についてであります。

北勢公設卸売市場が開設されると、たとえば小売商には安定した仕入れ先を提供する機能を果たすことになるが、さらに生鮮食料品の価格形成に対していろいろの効果がある。これは県、市、北勢地方卸売市場組合などがPRしてきたことであります。

しかし、このせっかくのPRもうつろに響く人たちがいるわけであります。それは自転車等で行商をして暮らしを立てている零細な業者の皆さんであります。市場の建設は着々と進み、オープンの日が目前に迫っていますが、これらの零細業者の皆さんは、せっかく市場の買受人あるいは買出入の権利を与えられても、実際上市場を利用できないし、そのメリットも受けられず、営業と暮らしのものが成り立たなくなるのではないかと大きな不安に襲われているわけであります。

桑名には分荷場ができるようですが、たとえば富一魚商協同組合の中の六十人余りの零細業者の皆さんは、桑名と同じように分荷場を設けてほしいと切実に願っております。これに対して、市場組合事務局などは、桑名は特殊事情でほかには認められない、しかし富一魚商協同組合からの要望もあり、卸売業者のサービス業務として予約をとり、配達するようにすることなどの方法を検討しているということであります。しかしこの方法では、市場組合事務局も小売業者の気まぐれ買いはできないと認めているように、品物を見ながらその日の諸条件に見合った必要なものを買うことはできませんし、果たして卸売業者が継続して安定的にサービス業務を続けてくれるかという不安があるのであります。

私は、零細な小売業者の営業と生活を守るために、桑名のような分荷場ができるとするならば、市が現在の市の施設を無償で貸与し、漁協が予定していると言われる共同販売所設置とあわせて、この場所で仲卸業者から市場における競り市に近い価格をもって、相対で荷ぞろえの心配がないよう豊富な品をそろえてもらい、それを見ながら自由

に選択して買えるように、しかも仲卸業者がそのサービス業務を安定的に継続してくれるよう積極的な対策を講じて、零細業者に保障をしてやるべきではないかと思うわけですが、お考えを伺いたいと思います。

第四は、四日市万古焼の伝統的工芸品産業振興法による伝統的工芸品の指定の促進についてであります。

去る六月二十七日に、通産省は岐阜県多治見市などを産地とする美濃焼など四品目を伝統的工芸品に追加したと発表しましたが、四日市万古焼はその中に含まれていませんでした。地元業界の望んだ「四日市ばんこ焼」という品名について、通産省等の抵抗があり、その調整に手間どったということもあります。今日の深刻な不況に対処し、四日市万古の振興を図るためにも、その早期指定が強く望まれるところであります。その促進のために一層の努力を要望するとともに、現時点での見通しを伺いたいと思います。

第五番目は、国鉄貨物操車ヤードの建設問題についてであります。

ことしは四十三年十二月に国鉄関西線の霞ヶ浦貨物操車ヤード建設計画が発表されてから、ちょうど十年になります。この間四十六年に、建設のための地元説明会が開かれましたが、地元住民の強い反対で中断され、改めて計画を練り直すこととされたわけであります。その後、国鉄の財政問題や経済の変動等とかかわって、聞くところによりますと、国鉄は最近に至り同地への貨物操車ヤードの建設を断念し、関西線複線電化に伴う四日市駅等の最小限の改良だけにとどめることを考えているということですが、事実かどうか、お尋ねをします。その後の経過と今後の見通しについて、市としての判断を伺いたいと思います。

第六は、名四国道自動車公害対策についてであります。

名四国道、国道一号線における大型トラックなど、自動車交通による公害は一々データを挙げるまでもなく、一向に改善されるどころかますますひどくなっています。納屋地区をはじめ、それらの国道に隣接する住民の皆さんの苦し

みは耐えがたい状態になっております。そして、長年にわたってこれが解決をしない行政への不信と怒りも高まっております。行政当局者の中には、こうした交通公害はどこでもなかなか即効的な対策がなく難波しているなどと見て、その解決のむずかしさを強調し、責任逃れをするような向きもありますが、このような姿勢ではいつまでたっても問題が解決しないのであります。行政当局は、被害住民の身になって、もっと積極的に対処すべきであると思います。

昨年秋以来、岡崎市の国一公害が被害住民の実力行使や市長の公害体験などとともに大きくクローズアップされ、九月八日付の各新聞は、愛知県が九月補正予算で、岡崎の国一騒音対策として九千八百万円の予算を計上し、スピード違反者の顔まで写るという無人速度違反取り締まり装置設置等、速度規制の徹底、車線規制等の実施などを実施することになったという報道がなされました。この対策で一気に問題が解決されることとはまだないと思います。ささやかな対症療法でしかないと思いますが、被害住民は評価しているということであります。

四日市の名四国道、中でも納屋地区における自動車公害被害も岡崎の国一と同様、あるいはそれ以上にひどいのであります。行政当局の対策は四十九年九月の安眠ゾーンなるものを設けて以来、これと言ったものは何一つ実施された形跡はありません。しかも四十キロ速度制限もほとんど守られていないのが実情であります。すでに騒音、振動、排ガス規制の環境基準を超えており、対策は緊急を要するのであります。

少なくとも速度規制の徹底、車線規制の実施のほかに、通過交通の大型トラック等の交通量の規制をトラック業界コンビナート企業、国鉄など関係方面とかけ合って、断行すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

行政当局は、納屋地内の名四国道抜本対策ということで、高架化、地下道化、沿道環境整備事業の実施、あるいは別途にバイパスを建設するなどの案を検討しておられると言いますが、果たしてこの沿道環境整備事業なるものによ

つて、交通公害はなくなるのかどうか。また高架化にしても、排ガス、騒音公害は解消しないのではないかなどの疑問があります。果たしてどのような抜本策をとろうとしておられるのか。その完成のめどもどこに置いておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

最後に、自動車の排ガス公害物質の一つでもある空素酸化物の環境基準を、政府は自動車工業界等、財界の不当な圧力に従い、従来の二ないし三倍も緩めました。これを容認することは、少なくとも自動車公害に苦しむ人たちに、現在の苦しみを甘受せよということになるわけありますし、また自動車公害のうち排ガス対策は顧みないということになります。幾つかの自治体では、新基準によることなく、旧基準をもとに公害対策を進めることが明らかになっています。田川知事は国に旧基準を守るよう迫っていくが、県独自に旧基準を守ることについては難色を示しています。市長はどう対処なさるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず第一番目の問題でございますけれども、市民が生活をしていく上におきまして予測できない出費が必要とする場合、国、県、市、共同あるいは単独で種々の融資制度をつくっておるわけでございます。これらの制度は、特に低所得者の人々が生計を維持していく上における不時の出費を必要とする場合を貸し付け対象としておりまして、また生活保護法によります保護の受給世帯については、別に緊急融資制度も設けております。その申し込み先が社会福祉協議会あるいは社会福祉事務所というふうに分かれておりますが、一応市民のそういう事態に対処をする方策として、いま申し上げたような制度ができるおるわけでございます。

しかし、ご指摘のありましたように、融資の中心となっております世帯更生資金をとつてみると、その利用数は昭和五十二年度で三十一件、約千百八十万というような金額に上っておりますが、県福祉協議会での審査、決定という段階が入っておりますので、申し込みから借り受けまで四十日ないし五十日の日数を要するということもございますし、原資枠の制限ということをござりますので、必ずしも希望どおり借りられていないというような現象が起きておるのでございます。

さらに、こうした制度の網目からこぼれて困っておられる方々もございます。たとえば、借還払いをされるというような場合には二ヵ月先になるというような事態もありまして、市民生活を守る立場から、こういった事態ができるだけ防ぐために、貸し付け事務の迅速化、必要な原資枠の確保等について、当然関係機関には強く要望をしてまいりますが、同時にこの制度の改善も今後考えていかねばならないかというふうに思つております。特に、制度間の穴を埋めるということが必要であるというふうに思いますので、この救済手段につきましても今後研究をいたしまして、具体化を立案いたしまして、いずれ提案をさせていただくつもりでおりますので、ご了承を賜りたいと思います。

第二番目の平山物産公害の問題でございますが、これはすでに何遍も議会で問題にされておるところでございますし、せんべつての公害対策特別委員会で、その後の経過をご報告申し上げたようないきさつもございます。

私は、五十四年度にこの平山物産が移転できるようにできるだけ努めると、もし移転ができない場合には、現地での操業をストップするという方向で考えざるを得ないというふうに思つておりますが、この移転ということについては、現状のままで移転ということを言っても、恐らくこれは受け入れる先がないのではないかというふうに私も考えております。そういたしますと、ずるずるずるずるとこのままいくということでは、住民の方々が大変ご迷惑になる。そこで平山物産自身の移転についての努力をしてもらう意味で、私は一定の期間必要であるということで、すでにこ

としの六月でございましたか、そのことをはつきり平山物産に対し文書をもって現地での操業停止を含む警告を行っております。また、平山物産及びその平山物産に対する関係者でございます魚市場の代表の方々との会場の席上でも、その旨申し渡してございます。

ただ、この移転ということよりも、むしろ現在地での操業を五十三年度以降停止をする。停止をするまでにとらなければならぬ措置がいろいろあるわけでございます。したがつてその間の期間を置いておるわけでございます。もちろんそれじゃ、停止をしたら現在平山物産が処理をしております魚滓等をどう処理するのかということがござります。

今日四日市で発生をいたします魚滓は、大体数量的に見ますと約十トン前後であろうかと思います。そのうち一般の魚屋さんから出る魚は、やはりこれは清掃法の規定に従つて、市が一般廃棄物として処理をする。さらに魚市場等から発生をいたします廃棄物については、産業廃棄物として処理をさせる。これは当然な方向でございますが、いずれにいたしましても、一般廃棄物として処理をするとても、それを全く焼却をしてしまうかという方式しかないわけでございまして、その場合における公害の発生の問題もあります。そういうようなことを考えまして、やはり新しい化成工場というものは必要ではないかというふうに考えております。

そこで、新しい化成工場をどこに立地をさせるか、そしてまたそれをどういう経営形態で運営をしていくかというようなことについて、年度末までにはつきり成案を得て、平山物産との間にも了解点に達して、事の処理に当たりたいといふふうに思つておるのでございます。

どこに移転をさせるか、どこに新しい化成工場を立地をするか、そしてそれをどういう経営形態にするか、というようなことについては、いましばらく公表までに時間をおかしいいただきたいというふうに思う次第でございます。

いづれにいたしましても、これ以上ずるずるとこの問題の解決を延ばしておくことはできない問題でござりますので、私は五十三年度いっぱい現在地での操業をストップするという考え方方に変わりはございません。もちろんその間、県、市の問題、あるいはどういう法律によってそれを行うかというようなことについては、ただいま県、市との間でいろいろ折衝中でございますし、同時に平山物産並びにその関係者の方々ともお話し合いをさしていくいただいておるというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらにもう一つ付言をいたしますと、この化成工場というもののあり方について、これは一つの処理プラントでござりますから、受け入れ量を基礎にいたしましてプラントの中にセットをされます各装置は、計算的に出てくるわけでございます。それをきちつとできれば、いまのような実態は完全に払拭することができるというふうに考えておる次第でございます。いざれそういうことについてもう少し研究を進めまして、ご報告をする時期があろうかというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思つております。

それから、その次の北勢公設地方卸売市場の開設に伴います零細業者の方の問題でございますが、新しい市場におきまする取引等につきましては、市場業務条例、規則等に基づきまして、取引業務に關係をする卸売業者、仲卸業者及び買受人から構成をされております取引委員会においてせり上場単位等、その具体的な方法が検討をされる予定でございます。

新しい市場の買受人として参加できない零細業者につきましては、本来的には小売業務に支障のないように、仲卸業者の利用を考えてまいらねばならないというふうに思つておりますが、その場合には、必要な品目を迅速に、ロスがない、必要なだけ選択して仕入れができる、また電話発注あるいは配達サービス等を受けることができるようになります。

北勢富一の零細買受人対策については、現段階で新しい市場の開設に伴ってこの北勢富一もなくなるわけでござりますから、こういった數十人、六十人ぐらいの方々のお取り扱いをどういうふうにさしていただくかということについては、現在市場組合あるいは魚商組合等とも種々話し合いを進めている段階でございますし、さらに市場組合の議会の方々にもご協議を申し上げまして、できるだけこの零細業者がお困りになるというようなことのないように対処をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それからその次に、万古焼の伝統工芸品の指定の問題でございますが、これは昭和四十九年五月に制定をされました伝統的工業品産業の振興に関する法律に基づきます伝統品指定を受けるということで、昭和五十二年度には中小企業振興事業団、三重県の協力を得まして、業界の現状分析、それから問題点の摘出等、産地の総合診断を行つたのでございまして、五十三年度は引き続きまして県並びに業界とともに、この事業を推進しているところでございます。この指定事務の進捗状況につきましては、昨年十一月に名古屋通産局の事前のヒアリングがございまして、先ほどお話のありましたように、その呼称問題について組合とともに全国的なアンケート、あるいは万古の歴史的資料を収集いたしまして、通産当局と協議を重ねてまいつたのでございますが、最終的には漢字で四日市万古焼、それにひらがなをふりまして四日市万古焼という名称で了解が得られる見込みがついております。

今後の見通しとしては、九月末か十月に開催をされる予定でございます伝統的工業品産業審議会の指定部会において了解が得られますならば、引き続き内容審査がございまして、正式に通産大臣あて本申請を提出するという計画でございます。本年十二月があるいは来年早々にでも開始をされる審議会に諮られる予定でございまして、五十三年度中にはその指定が受けられるものというふうに考えておりますが、一日も早く指定が受けられるよう、市といたしましても県及び業界と協力をいたしまして進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、その次の国鉄操車ヤード建設問題でございますが、富田浜の操車ヤードの建設につきましては、三月議会で加藤議員のご質問にお答えをいたしましたように、市の方針といたしましては利用債の引き受けが非常に困難であるということ、それから第二番目に関連公共事業の負担が余りにも大きいということ、第三番目に環境対策を施す必要があるということで、国鉄側と協議を続けてまいつたのでございまして、昨年末の協議の席上におきまして、国鉄側から三つの案が出されております。一つは、いまの富田浜ヤードを建設するということ、第二番目には、四日市駅を拡幅してこれに対処をすること、第三番目は、単純電化のみを図って、操車ヤードの問題についてはいじらないと、こういう三つの案について提示がございまして、今年二月にこの三案を具体的に詰めて四日市の方に提示をするという予定であったわけでございますが、いずれの案とも設計上またはこれを取り巻く関連問題が余りにも多いために、なかなか結論を得ることがむずかしい模様で、その提示が大幅におくれているというのが今日の実態でございます。

市といたしましては、昨年末の協議の席上出されました国鉄側の案を、早急にまとめて提示をするように催促をしておる次第でござります。国鉄側の意向としては、操車ヤードの建設は大量輸送体制の整備、輸送力の増強、国鉄の合理化という観点から、全く建設計画を捨ててしまうということになつていないのでございまして、早くこの三点について国鉄側の見解を取りまとめてもらうように、私ども今後働きかけをしてまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

それから、第六番目の名四国道の騒音対策でございますけれども、これは四十九年に県警によります速度規制、信号制御あるいは建設省からは路面補修、植樹、植栽等、さらに先ほどお話をありました安眠ゾーンの表示装置等の設置を行つてまいつたのでございますけれども、ご指摘のありましたように、余り効果が出ていないというふうに私も

認識をいたしております。

一方、公共対策といたしましては、道路管理者の建設省あるいは三重工事事務所において毎年調査を行つてまいりまして、現地の実態調査に始まりまして種々の対策案を評価、検討を重ねてまいりました。このほど沿道環境整備事業が最良の案だということで、提示を受けたわけでございます。

市におきましても、この問題に対処すべく、関係の方々にお話を申し上げますと同時に、プロジェクトチームをつくりまして、名古屋市、岡崎市の国道一号線の視察あるいは沿道環境整備事業の研究等を行つております。去る七月三十日に関係自治会長さん十名の方々に對して説明会を開きました。その中でも、関係地区住民に対するアンケート調査をぜひやつてほしいという強いご要望がございましたので、近くこのアンケート調査に入る準備を進めておるのでございます。

ただこの抜本的な対策というものは、先ほどお話をありましたように、高架、地下道あるいは緩衝ビル建設等、いずれの問題をとるにいたしましても、大変時間とお金のかかる仕事でございまして、直ちにこれが効果的になつてしまふというにはなかなかむずかしい点があろうかというふうに思います。

そこで、私は次善の対策として、できればダブルタイヤの産業用自動車は東名阪の方へ乗せることができないかということで、関係方面に働きかけをしておるというのが今日の実態でございます。一番ネックになりますのは、やはりこの東名阪が愛知県まで通じていない。蟹江のところで規制をされておるという点に、一番ネックがあるようでございます。

九月二日に知事にお目にかかったときに、一時間ばかり四日市の問題についてお話し合いをするチャンスがあったわけでございますが、平山物産問題とこの名四国道騒音防止対策の問題について、強い申し入れをしておきました。

特に夜間におきまするダブルタイヤの交通規制ができればやつてほしいということを申し出ておいたわけでございますが、いざれにしても早く東名阪国道を蟹江からおろすことができるよう、愛知県側で対策を講じてもらうということが一番必要であるということを知事も申しておりましたので、今後そういう方面についての働きかけをいたしまりたいというふうに考えておる次第でございます。

最後に、N.O.Xの環境基準の問題でございますが、すでにご承知のように、四日市の今後の公害対策をどういうふうにしていったらいいかということについて、公害対策審議会の方に諮詢をさせていただいております。今日このN.O.Xを含めまして、いろいろな公害の物質防除に対する対策を、専門的に部会を編成していただきまして、ご研究をいただいております。近くそのご研究の成果がご答申いただけるものというふうに思つておりますので、このご答申を踏まえまして、国なり県なりに働きかけをいたしまりたいというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君） 登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 国民健康保険の医療費の一部負担金の減免の問題でございますが、これにつきましては国民健康保険法第七十七条あるいは市の国民健康保険条例施行規則第十条によつて規定されておるわけでございますが、現状といたしましては、一部負担額の比率の低下してきたこと、あるいは高額療養費の制度の実施等がございまして、利用者が全然なくて空文に等しい状態であるという現状でございます。

なお、この減免基準につきましては、各保険者の裁量によつてその取り扱いが異なつておりますので、不均衡な状態あるいはトラブルを生ずるということがありますので、かねてからその基準の設定をするよう各市の実態を調査

したり、特殊事情等の差が問題となつたりしておるわけでございますが、いまだ実現されていないという現状でございます。

当市におきましても、この減免基準を設定しているほかの都県、そういうものにならいまして、あるいは生活基準を軸として減免基準の設定を検討中でございますが、細部にわたって基準を定めることも一長一短がございます。かえつて融通性を失わしめるというようなことも考えられますので、ケース・バイ・ケースのやり方で、運用面で被保険者の実情に即した措置をとるようしばらく進んでまいりたいと、そういうふうに考えております。以上でござります。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。  
〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一の問題につきましては、ぜひ私の申し上げた内容をいま一度よく吟味いただきまして、内容のある融資制度を創設していただけますように、お願いを申し上げたいと思います。

それから、国民健康保険の一部負担金の減免問題は、利用者がないというんではなくて、この制度が市民に徹底をしていないということになります。この点の考慮をお願いしたいと思います。

第二の平山問題でございますが、私は事前に、直前ではございましたが、平山問題についての質問原稿のコピーを環境部長にお渡ししまして、ある程度もっと具体的にお答えをいただきたいと願ったわけなんですけれども、要するに五十四年度移転というのは初めから五十四年度までに移転のための計画をつくるということであったのかどうか。いまお話を聞きますと、そのように受けとめました。

それから、平山物産が新しい化成工場の建設をするのかどうか。この辺のところは全く関係がないのか、あるのか。

この辺のことはある程度のヒントはお出しになることができるんじゃないかと思います。

それから、港管理組合管理者と知事に、岩野市長が移転用地確保の要望を出された。これが現在も生きているのかどうか。現在も要望を続いているのかどうかということをお尋ねしています。

それから、新しい化成工場の経営方式ですが、先ほどの平山へ入るのかどうかということに関連しますけれども、少なくとも公社方式とか県、市も入る、あるいは協業経営とか、そういう県、市の責任もはっきりするような方式を考えているのか、いないのか。その辺もある程度はできるのではないかと思います。

それから、三月三十一日でストップする問題について、平山物産あるいは魚商関係者と合意ができるんですね。話合いがつかずおくれるということはあるのか、ないのか。この辺の返事を改めていただきたいと思います。

それから、一般廃棄物として処理するというのは、実際的にはどういうことか。たとえば清掃工場で焼却をするということなのか。そうした場合に搬送の問題、処理方法、悪臭の有無というものはないのかどうか。これらで全く問題がないとしたならば、すぐにでもストップできるんではないかというところの問題があります。その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、北勢公設市場の問題ですが、どうぞ実際に先ほど申し上げた零細業者の方が困らないように、ひとつ市の方としても積極的に努力をしてやっていただきたいと思うわけでございます。

霞ヶ浦操車場の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市としても明確に、操車ヤード建設を国鉄に断念するように働きかけて、あの建設予定地と色塗られましたところの有効な利用を、公共的な利用の問題を考えていきたいと思います。

それから、名四国道の問題ですが、もう少し積極的な、現実的な、少しでも効果を上げる規制対策をとっていただ

きたい。いまお話をのように、ダブルタイヤの問題、東名阪に乗りかえさせるという問題も引き続きお世話になりたいと思いますが、努力を願いたいと思いますが、もう少し効果的な、実際幾つかの方法があると思うんです。それらをとっていただきたいと思います。

それから、沿道環境整備事業は、私がお尋ねしましたのは、これが果たして交通公害をなくする本当に有効な方法なのかどうか。この点の疑問を呈しているわけです。地元の皆さんも、それだけお金をかけるならまだお金をもらつた方がましめだというふうな冗談とも言えるようなお話が飛び出したほどでございます。

それからN.O.2問題について、市長のご見解は公害対策審議会ということですけれども、そこへお逃げにならないで、明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず化成工場でございますが、新しい化成工場をどこにつくるかということについて、いまこの席で私の考えを申し上げるわけにはまいらないというふうに思つております。霞ヶ浦の申し入れ、取り消したわけではありませんので、中断の形になつていていうふうにだけ申し上げておきます。

それから一般廃棄物として処理をする方法でございますが、これについても、現状具体的にこういうふうにやりますということについてはいましばらく時間をおかしをいただきたい。今年度末までにははつきりさせるつもりであります。それまでにはいろいろとしなきゃならぬ問題がたくさんございますので、そういった問題点を詰めた上でお諮りを申し上げてまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても、この平山物産問題を解決いたしますためには、かなりな市費の出費が要るだろうというふうに考えておるのでございます。こういった点について、いずれ議会の皆

様方にお詫びをしなければならぬ時期がまいると思いますので、その節にはよろしくご協力をお願い申し上げたいと思ひます。

それから、環境基準の問題でございますが、これは、私が四日市の正式な機関でございます公害対策審議会にお諮りをいたしたのでございますから、ご答申をいただきかない前に、私の考え方をじちやじちや勝手に申すということは大変失礼になろうかというふうに考えておるのでございます。どうぞひとつよろしくお願ひします。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時八分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 一、三全総に関する四日市の総合計画について。二番目、福祉について。一つ、黄色いつえ。二つ、身障者にガソリンを無料支給を。三、父子家庭対策について。大きな三番目、水沢中学校跡地の問題（地主、小作人に対する扱い）。四番、中小企業倒産防止共済制度について。五、登城山防火設備について。通告の順に従つて、ご質問申し上げます。

最初に、三全総に関する四日市の今後における総合計画の見直しも間近になつてしまりましたが、そこで昭和五十二年十一月四日に閣議決定されました第三次全国総合開発計画、三全総は言うまでもなく国土庁が中心となり、昭和

四十七年以來、およそ五カ年を要して第二次全國総合開発計画、新全總なるものを九項目にわたって総点検作業を行い、策定されたものでございますが、この計画は四十八年秋のオイルショックを契機に踏み込んだわが国の経済の高度成長から、低成長への経済社会の大きな転換期にあって、新しい国土整備と人間居住の環境づくりの基本的方向を提示するものとして期待されていましたが、しかし国民の大きな期待にもかかわらず、その内容は定住構想という新しい発想のもとに、国土整備を進めようとするものであります。ここでは定住構想に重点を置きながら、都市問題を含めて総合的に検討し、四日市の総合計画にどう生かすかという市長の考え方をお聞きしたいのでございます。

今日まで国土総合開発法に基づく全国総合開発計画は三回策定されていますが、それぞれ時代的背景や、国内外の経済力等々によって特徴を持っていたので、その策定の経緯を述べてみると、一つは第一次全国総合開発計画、全総は戦後廃墟の中から再建に立ち上がったが、昭和三十年代に入り急速に発展するにつれて、一方では工業地域、農業地域などの地域格差が拡大して大きな社会問題となり、そこでその地域格差を是正し、均衡ある発展を図りつつ、後進地域を振興することが緊急の課題となり、昭和三十七年十月に第一次全国総合開発計画が策定されるに至ったのであります。この全総は、当時の内閣の国民所得倍増計画を受けた比較的経済計画的構成で、工業化中心の拠点開発方式を導入したもので、この拠点開発方式は東京、大阪、名古屋など三大都市圏を除く地域を、それぞれ発展段階に応じて大規模開発拠点、中小規模開発拠点として、産業基盤整備を図りながら、周辺の農林漁業にもよい影響を及ぼして地域発展を図ろうとするものであったが、その具体化のために新産業都市建設促進法（新産都市法）や工業整備特別地域整備促進法（工特法）などが制定され、四十年代に入っても政府の高度経済成長政策のもとに遂行されて、やがては全総に欠けていた公害防止という最大の欠陥が各地に露呈してきたのであります。すなわち自然環境や歴史

的環境が、経済優先、産業基盤整備優先の名のもとに各地で破壊され、さらには四日市せんそくや水俣病のような人の被害も顕著になってきたのであります。わが四日市においても、この影響を大変大きく受けたのでございます。

このように全総の欠陥は各種のひずみを生じることとなつたが、その是正のために政府は新たな視点から対策の導入を講ぜざるを得なくなり、第二次全国総合開発計画、新全総を策定した。この新全総は自然環境及び歴史的環境の保護、保存、国土の保全及び水資源の開発、国土開発の新骨格の整備、住宅建設及び居住環境の整備、大都市の環境保全と地方、都市、農山漁村の環境保全等を計画課題とし、そして全総の拠点開発方式をさらに発展させる意図からの大規模開発プロジェクト構想による開発方式を導入したのでございます。この方法は中枢管理機能の集積と物的流通の機能等を体系化するための全国ネットワークを整備し、各地域の特性を生かした大規模開発プロジェクトにより地域を飛躍的に発展させつつ、その効果を全国土に波及させることを意図したものであります。しかし現実にはそれらの計画課題とうらはらに、巨大都市圏の超過密化と農山漁村の過疎化という過密過疎化問題がますます進行し、公害や広範囲な環境に加えて、特に土地問題が深刻化し、四十七年ごろには早くも時代の要請に応じ切れなくなり、計画は完全にと言つていいほど破綻してしまつたのであります。

次に、第三次全国総合開発計画、三全総について経緯を述べてみると、四十七年ごろには完全に破綻した新全総について、政府は同年から新全総の総点検作業を始めることにしたが、この作業は結果的には三全総の策定作業とも言えるものであり、全部で九項目にわたって総点検が実施された。しかし五十年四月には総点検作業と並行して、三全総の策定作業を開始した。国土総合開発審議会においても隨時検討され、また策定過程において、第三次全国総合開発計画にかかる市、区、町村長の意向調査も実施して、五十二年七月には国土庁試案なるものが提示され、さらに検討を加味して、十一月に閣議決定されたのであります。

この三全総は、六十年におけるわが国の望ましい定住人口を三大都市圏四千五百万人、地方圏六千九百万人と想定して、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方では地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用密度の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境を形成するという定住構想を導入している。また三全総は、その計画期間を今後おおむね十年とし、七十五年を展望しつつ、六十年ないし六十五年を目標年次としており、五十年代の実質経済成長は年率約6%、六十年代はそれよりも低い成長率を前提にしていることで、昭和五十二年十月二十三日付の日経新聞発表の都道府県の三全総採点を参考に申し上げますと、その内容は次の四項目の質問に対する内訳回答でございます。

すなわち三重県の場合、三全総全体の回答としては合格点は出せるという評価基準で、点数で申し上げますと七〇点から八十九点。定住構想では同じく合格点が七十点から八十九点。地域開発という点ではいま一歩という回答、すなわち点数で五十点から六十九点。幹線交通網では合格点すなわち七十点から八十九点という結果が出ております。採点理由のコメントとしては、抽象的だけれども産業の分散、都市機能移転などを評価できているという結論が出ているのでございます。したがって、三重県全体のアンサーは、いま申し上げたのも一例でありますが、県内で最も世帯数の多い四日市に大いに参考になればと思い、申し上げたのでございます。四日市としてどう生かすかは、市長の判断に期待するところでございます。

さらに、本来三全総とは定住構想を中心に国土整備を進めようとするものであり、その背景には三十年代から四十年代後半までの高度経済成長政策がもたらした人口と産業の大都市への過度集中によって、よい伝統と環境を備えていた地方都市や地域が過疎化して、地域の特色を生かすことができないような地域社会になってしまったことに対する一応の反省が必要であるし、地場産業の振興と産業開発及び生活環境施設の整備により、地域住民の生活に潤いを持たせて、しかも良好な自然環境を復活させ、住民がその地域に定住できるようになることを理想としているのありますから、具体的に、項目的に申し上げ、質問いたします。

一つ、定住構想と既存の広域生活圏の調整についての考え方をお答えいただきたいと思います。  
一つ、地方財源の確保について。  
一つ、許認可権の地方移譲と補助金行政の改善について。

一つ、雇用機会の拡大と農業基盤整備と地場産業の育成について。  
一つ、環境アセスメントについて。  
一つ、都市開発について。  
一つ、大学の誘致について。  
一つ、人間生活優先なし生活環境改善の促進の観点から、ナショナルミニマムの設定について。  
一つ、水資源の問題について。

一つ、住宅及び老人、子供の交通安全対策について。  
一つ、余暇対策について。  
一つ、自然環境の保護について。  
一つ、震災及び石油化学施設防災等について。  
以上各項目について、でき得る限り詳しく考え方、方向性をご答弁いただきたいので、よろしくお願ひ申し上げます。  
次に、福祉についてでございます。

最初に黄色いつけを弱者の方に、無償で支給してはという問題でございますが、前回も公明党の田中議員がご質問いたしまして、市長は、今まで黄色いつけではなくて、横断用の小旗を市で提供したけれども、非常に効果が少なかつたというふうにお答えしていらっしゃいます。この小旗の問題じゃなくて、黄色いつけの支給ということでおありますので、それ以後かなり検討されたんではないかと、このように思いますので、その経緯ないし結果をお聞きしたいと思います。

次に、身障者にガソリンを無料支給ということで、私も前々回の一般質問で提案をさしていただいたわけでございますが、それ以後どこまで検討されたのか、経過と報告をお願いします。そして、もしそれをやるとすると、四日市においてはどれくらいの負担になるのか。対象者はどれぐらいいるのかを教えていただきたいと思います。また、この問題を実現するために、関係各位は直接対象者の方と話し合ったかどうかも、ついでにお願いしたいと思います。

なお、そのときの答弁としまして、前向きに検討するというふうにおっしゃっておりますが、前向きの姿勢という定義をおっしゃっていただければありがたいと思います。

三番目、父子家庭対策についてでございます。医療費の助成や市民税減税を必要以上に要望しなければならない立場の弱者、すなわち離婚や死別などで配偶者を失った男性のうち、満十六歳以下の家庭について、医療費助成ないし市民税減額等、父子家庭援護策を全国に先き駆けて実施をしてはどうかと提案するものでございます。

母子家庭についてはいろいろな制度がございますけれども、父子についてはございません。計画の概要を申し上げますと、父子家庭のうちで、たとえば年間の総所得額が百五十万円以下、一ヶ月約十二万五千円以下で、二番目いたしますましては市民税を滞納していない市民。三番目、県及び国の行う福祉事業と称するものの対象とならない方。さらに四番として、特に市長が必要と認めた場合に限り、その父子家庭の満一歳から小学校卒業までの子供の医療費を

助成する。支給額については申請書の審査に基づいて市長が決め、最高月額三万九千円までで、社会保険各法によって支給される家庭療養賦課金を除いた額とする。さらに年間総所得額百三十七万円以下、月収十一万四千円以下の父子家庭には市民税を半減するほか、父子家庭の保育が必要な子供は優先的に市立保育園に入園させるなり、母子家庭制度のみにとどまる政策から、父子家庭の福祉対策実現へ一步前進されたらと提案するものでございますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、三番目でございますが、水沢中学校跡地の問題でございます。先般も私が質問したわけでございますけれども、その後の経過を答えていただきたいと思います。たしか答弁者は次長の六田さんだと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

次に、中小企業倒産防止共済制度でございますけれども、非常に社会的にまだまだ不安定な情勢でございます。企業においても弱者の立場の方々、大変真剣に努力をしているにもかかわらず、なかなか報われないというような現実の問題に直面しております。

市ではいろんな融資制度等がございますけれども、今回政府におきましても、中小企業倒産防止共済制度というのが発表されております。これは非常に恵まれない企業をおやりの方に、非常に有意義な制度でございまして、掛金制度で十倍貸しと、そういうふうになっております。無利子、無担保、無保証で貸し付けが受けられるわけですけれども、この掛け金は税法上、損金または必要な経費の扱いができるわけで、大変利点がございます。これに似たような市としての救済対策を考えたらと思いませんけれども、こういう考え方についてはいかがお考えでございましょうか。

次に、五番目でございますが、登城山の防火施設についてでございますが、泊山崎町に元平和町から移転された方がお住いの住宅がございます。ここにお住いの方が、われわれは少々、山の高台に住んでいるわけだけれども、非常に

火事なんかが出た場合に防火設備がないように思うと、実際調べてみると、消火栓が来ているのはずっと目の下にある遠いところにしかないんだけれども、これが果たして緊急の場合はいいんだろうかと。このような不安に覆われた毎日だというふうにお聞きしております。この点について、どういう設備がなされているのか、安全なのかどうか、そういう点についてお答えをいただきたいと思います。

第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

三全総に関するご質問でございますが、これはすでに本年の三月に前川議員、それから六月には青山議員の質問についてお答えをいたしておりますが、三全総の考え方は先ほどお話のあったとおりでございますが、全国に定住圏というものを二百か三百ぐらいの圏域を設定するということをございますから、各県当たりおおむね四つぐらいの圏域が設定をされるのではないかというふうに予測をいたしております。国土庁では昭和五十六年実施を目標に、この圏域設定を行うというふうにいたしておりますが、一方自治省では、すでに進めております広域市町村圏振興整備の圏域とのオーバーラップ問題をどういうふうに調整をしていくかということで、自治省の方ですでに検討を始めておりますし、建設省の方では来年から、モデル地方生活圏整備という、この生活圏整備のモデルを五十四年、五十五年にかけて指定の作業を進めようというふうにいたしておりますのでござります。このモデルにつきましては、東京、名古屋、大阪、三大都市圏は除くということになっております。

こういったような状況でございまして、ちょうど本市の総合計画の策定の時期が今年度に当たっておりますということ

で、まだこれらの考え方が必ずしも一つに整合をされておるわけではございませんので、なかなかこの国の考え方といふものをすべてキャッチをするという段階にまでは至っておりません。しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢を含む生活環境というものは、過去種々充実をされてきておりますし、また整備もされてきておりますが、だんだんに広域化しつつあるということも事実でございます。

三全総の考え方といたしまして、人間と自然の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成というこの考え方は、魅力ある地方中核都市をつくるということでございますので、きわめて私どもにとって正しい考え方ではないかといふうに思いますが、こういった線に沿いながら、今後都市づくりを進めてまいらねばならないというふうに考えております。ただし、この計画というものは、長期計画と短期計画というふうに分かれることでございますので、定住構想と広域行政圏と、これをどう合わしていくかということについては、やはり長期的に考えてまいらねばならないかというふうに思つておるのでございます。

昭和四十七年には、本市と菰野、川越、朝日、楠の各町を圏域といたします四日市地区広域市町村圏というのが設定をされまして、有機的な行政運営と施設整備を目的とした事業計画を策定いたしておりまして、この計画に沿って広域事業をやつておるというのも事実でございます。

そこで第二番目の地方財政の強化をどうするかというご質問でございますけれども、財政力というのは、もともとそれぞれの地方におきます経済的な基盤というものに強く影響を受けておるということは事実でございまして、したがって、その地方々々の経済的な基盤を強めていくという方向で考えてまいらねばならないことは言うまでもございません。しかし、この産業政策というものは、国の政策に非常に短期的には種々影響を受けるものでございます。したがつて、長期的に考えて、地方自治体の財政というものは、やはり景気から中立型であるようにつくり上げてい

くのが本当の生き方ではないかというふうに考えておりまして、そのためには、本市の産業構造、特に第二次産業の構成というものが若干偏り過ぎているきらいがある。やはり長期的に見た場合には、もう少し産業構造の多面化を図つていかねばならないというふうに考えておるのでございます。これはしかし短期間で達成し得るものではございませんし、二十年、三十年かけてやっていかなければならぬ仕事ではなかろうかというふうに思つております。

それじゃ、その間に財政力を強めていくのにどうするかということでお尋ねですが、ここで三全総に掲げられておる考え方と、四日市自体の今日持っております問題点との一致がしてない面があろうかというふうに思つております。私どもは、名古屋圏というものは、東京大阪圏と比較をいたしまして過密の度合いが必ずしも東京・大阪ほどではないというふうに思つておりますし、特に四日市の場合に伊勢湾に基幹産業の立地は今後させないんだということになりますと、四日市の今日の段階では、やはり経済的な基盤が弱まっていくと。雇用量もなくなつていくと。なくなつていくと言つては言い過ぎかもしませんが、雇用量が減少をしていくておる。今日そういう実態がございます。四日市に立地をされております工場に遊休施設があるし、遊休地がぼつぼつぼつ出始めている。従業員もこの四日市から離れまして、別の土地へ移動をしていくという実態が今日出でてる。そういう事態はやはり何とか防いでいかねばならないんではなかろうかというふうに思つておるのでございまして、やはり短期的には今日の事態を、もう少し四日市におきまする各企業が活動をしてもらうように、誘導をしてまいらねばならないかというふうに考えております。

一方、長期的な問題としては、やはり第二次産業から第三次産業への雇用量の移動ということがございまして、今日四日市でもそういう現象が生まれつつあるということでございますが、全国的な平均から言いますと、まだまだ四日市市においては第二次産業の従事者が、第三次産業の従事者よりはるかに多いという統計が出ております。

こういったようなことを考えまして、長期的には、先ほど言いましたように、産業構造の多面化を図つていくと。短期的には、今日の四日市にあります各産業の活力を増大してもらうように、誘導をしていくべきではないだろうかと。そうすることによって、四日市の財政力を強めていくことができるんだというふうに私は考えております。

今日非常に即効的な問題といたしましては、石油新税の配分というのが決まっておりますけれども、これとでも金額的に非常にわずかなものでございますから、そういうものの拡充を図つていく。一方で、税制全体についての見直しを国の方にお願いをしていくというようなこと、あるいは支出面での各般にわたる合理化配慮を行つていくというようなことで、できるだけ財政力を強めて、そして弾力性が持てるような財政構造にしていくべきではないだろうかというふうに思つておるのでございます。

許認可権につきましては、これは行財政の配分を、責任区分をもう少し国、県なりにはつきりしてもらうという必要があるうかというふうに思つておりまして、そういった面では、全国市長会等を通じて強く訴えていきたいと思っております。

農業と地場産業でございますが、今日農政というものは非常に混乱をいたしております、國の方からの指示といふものが農業の上では強く出ておるわけでございますが、基礎整備なりあるいはモデル農村地域の設定なりというような方向で努力をしてまいらねばならないと思いますし、省力化の方法を今後も進めていかなければいけないというふうに考えております。

地場産業、いろいろ四日市には万古をはじめといたしまして、製錬あるいは菓子原料、その他鉄工等々、地場産業がございますけれども、これらの産業の育成については、それぞれの分野において助成策を講じてまいりたいと思つますし、若干この際触れさせていただきますけれども、四日市万古は非常に景気の変動に強い産業でございます。こ

れは同じ東海地区におきまする陶磁器の生産地でございます瀬戸、多治見等と比較をいたしまして、四日市の万古工業というものが景気の変動に強いということは、大変私どもも心強い限りでございますし、今日大体内需の販売額だけで約百八十億ぐらいの販売額があるということでございます。したがって、今後そのシェアをより一層広めていくような努力をしてまいりたいと思っております。

さらに都市開発、これは長期的に考えなければならぬ事業の一つかと思います。今日の日本の法律の範囲内で都市開発をやろうと思えば、短期的にこの都市開発をやることでは失敗の繰り返しにならざるを得ないと思っております。したがって、都市構造というものを十分頭の中に入れた上で、どこの地域をどういうふうに改造をしていくかということについては、慎重に取り組まなければならないと思っております。今日急いでおります都市改造事業もございますが、これらの問題については具体的に特別委員会もございますことですので、その席でいろいろと相談を申し上げてまいりたいと思っております。

ナショナルミニマムの設定ということでございますが、これは国の方で考えていただかなければならぬと思います。私たちはシビルミニマムの設定ということについて、総合計画の中で明らかにしてまいります。

水資源、今日四日市の飲料水については、どの都市よりも強い部類に入るんではないかというふうに思っておりますが、なお、今後水資源についてやはり以上の水需要ということを想定いたしまして、水源地の確保等について努力をしてまいりたいというふうに思つております。

老人、子供の交通安全、余暇対策あるいは自然環境保護、石油化學防災、取り上げてまいりますとまだまだ青少年の健全育成でございますとか、いろいろな問題点があろうかというふうに思いますが、これらはすべて総合計画の中で、来年度以降に明らかに計画づくりをいたしまして、来年度以降で具体化をしていく予定をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

福祉問題については福祉部長から、水沢中学校問題については、教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

中小企業の倒産防止共済制度でございますけれども、この制度は本年四月一日新しく国がつくりました制度でございまして、この制度に加入をいたしますと、取引先企業が倒産をいたしまして、売掛金の回収に困難が生じたり、あるいは金融機関から割引手形の買い戻し請求を受けまして資金繰りが苦しくなった場合、あらかじめ積み立てました掛金総額の十倍でございますから一千二百万円の範囲内で、被害額相当の共済金の貸し付けが受けられるという制度でございまして、対象企業は引き続き一年以上事業を行っている中小企業社で、毎月の掛金は五千円から二万円の範囲で五年間やることになっています。掛金月額の六十倍に当たる総額百二十万円というものを限度といたしております。貸付条件といふものは、加入後六ヶ月以上経過したものでございまして、限度額は先ほど申し上げたとおりでございますが、この限度額いっぱいか、被害額のいづれか少ない額といたしまして、無利子、無担保、無保証。返済は据え置き期間六ヶ月を含めまして五年以内ということになっております。税法上の特典も先ほどご指摘のありましたとおり損金算入ができるということになつております。

そこで、こういった制度を市の方でやってはどうかというご提案でございますけれども、まだまだこの制度自体が十分活用をされておるという段階には至っておりません。四月一日ということでございますので、今日の実態を見ますと、四日市におきまする申し込み件数は十三件でございまして、各業種に分かれていますが、貸付件数はゼロで

ございます。したがつてもう少しこの制度を、広報紙などあらゆる機会を通じましてPRをいたしまして、加入促進を図つてまいりたいと思っておりますが、この窓口が県の商工課及び四日市商工会議所が当つております、中小企業共済事業団がこの総元締めになっておるということでございます。

今日四日市にあります制度融資小規模事業資金、あるいは振興資金等についてもまだ余裕がございます。したがつて、こういった制度とあわせて、この本制度をできるだけご活用をいただく。その進捗状況を見ながら今後に対処をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後の登城山の問題については、消防長の方からお答えをさしていただきます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉につきまして、お答えいたしたいと思います。

福祉の向上につきましては、高福祉社会の実現ということで、要望も非常に多いことでございますが、少なくともこれは体系的に、総合的に、市民の合意のもとに進めていかなくてはいけないことだらうと。そうしたものとで、きめ細かい施策を進めていくべきことだということで、われわれも考えておりますし、こうした場合にあらゆる方々のご意見、ご示唆をお聞きしまして、さらに一段と進めていくというふうな方針を持って進んでおります。

まずご質問の黄色いつけの実施をと、この問題につきましては、先ほどお話がございましたように、六月議会におきまして、田中議員からもご質問をいただきまして、そのときお答えしたとおりでございますが、お年寄りの方々の安全な社会参加を促すという意味からでも、非常に必要なことじゃないだらうかということに考えまして、実施の方法、内容等について具体的に検討しております。

実は、老人クラブ連合会等に話しましたところ、老人としてのプライドというような言葉も現実には出てまいりました。しかしこれは一律支給ということではなくて、それぞれ老人みんなの問題といたしまして検討してほしいということで、老人クラブ連合会に対しましても、検討を依頼いたしておりますので、ひとつご承知いただきたいと思います。

続きまして、身体障害者にガソリンを無料支給しようと、この問題でございますが、これにつきましても、五十二年の昨年の九月議会におきましてお話を伺いましたし、身体障害者の方々の自立更生問題全体の中で考えてまいりたいということで、市長よりお答えいたしたわけでございますが、当市といたしましては、そのうちまず身体障害者の事業資金貸付制度をということで、この三月から発足させております。

しかし、このガソリン支給あるいは助成につきましては、現実におおむね該当される方が大体四百名程度じゃなかろうか。これは自動車の税金减免申請者の数に近いわけですが、そういうふうに把握しておりますが、特に重度の障害を持つた方々、これにつきましては、経済面で負担を軽減するということだけでなく、その生活圏の拡大あるいは就労の奨励というようなことで、非常に結構なことじゃないだらうかと思つておるわけでございますが、さらに障害が重くて、タクシーしか利用できない方々、そういう方も現実にある。あるいはほかの障害を持った方々、そういう問題もある。あるいは自立のためのほかの施策との関連、そういうことも考えてまいりたいと思うわけでございます。

障害者の団体の方々とも話し合いを進めておる次第でございますが、市のさらには積極的な姿勢といたしましては、現在身体障害者の実態調査を実施しておりますので、その結果を待ちまして、総合的に検討してまいりたいと、そういうふうに考えておる次第でございますので、了承いただきたいと思います。

さらに、父子家庭の対策についてでございますが、ご承知のとおり、母子家庭に対しましては母子福祉法が制定されてから、国、県、市それぞれ福祉増進を図る責務が明確にされまして、母子家庭の生活安定と児童が心身ともに健やかに成長するための諸施策が整備されてきたわけでございますが、父子家庭につきましては、現在としまして考えられる、これも推定の数でございますが二百三十五世帯、六百六十人と思つております。こうした家庭につきまして、ある市におきましては、たとえば免税措置あるいは児童医療費の無料化と、あるいは保育園の優先入園、そういうことも実施されている都市もあるということを、新聞紙上でも承知しておりますが、しかし現実問題、父子家庭の場合には経済的な安定という側面よりも、こまごまとした日常生活面での配慮に欠けること、そこに問題があるんじやなかるうかと、そういうふうに考えるわけでございます。

こうした面から考えまして、その福祉対策といたしましては、児童中心に考えていかなければならぬと。その方策としまして、保育園等児童福祉法による諸施策面での充実、十分な活用を図つてまいりたいと、そういうふうに存じておる次第でございます。また社会福祉協議会の活動の一端といたしまして、各種相談業務、この中にはよろず心配事相談あるいは結婚相談等もございますし、そうした機関との連携等を合わせまして、父子家庭の生活安定を図つてまいりたいと、そういうふうに考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

いたしておりました約一万七千平米は市に無償譲渡し、農耕地となつておりました約一万九千平米は名義人九名の所有とすることで了解を得ておりまして、現在その九名の方で所有地の分割が進められております段階でございます。なお、耕作地となつておりました土地は、当初旧水沢中学の学習畑として利用しておりまして、PTAの方で世話ををしておったわけでございますが、その後これを耕作希望者の方に使用をさせていたという事実がありますが、すでにその契約期限も終了している旨を聞いております。

また、廃校前もかなりな期間、その土地につきましては耕作されていない状態が続いていたこともありますので、教育委員会といたしましては、この土地の小作にかかることはないものであると、そういうふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいま登城山の防火設備の問題でご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

ご指摘のアパートは、登城山にございます市営アパートでございます。この建物は、昭和四十一年から四十三年にかけて建築されたものでございます。鉄筋コンクリート四階建て、一戸の延べ面積が千二百七十平米、同じ物が三棟一ヵ所に建つております。六十四世帯の方々が現在お住いになっております。

このような住宅は、消防法上個人住宅の集合体であるというふうな見方がなされまして、共同部分の階段等に面する開口部が四平米以下で、その部分に防火戸が設置されている場合には、消防設備の設置はこれを免除するということになっております。むずかしいことを申し上げましたが、廊下へ出る部分のそれぞれの家のドアが鉄製である場合

には、消防法上求めておる消火器を備えつけるとか、そういうことは免除しまようと、こういうことに建物自体にはなっておりますが、このアパートにつきましては、市の方で特に念を入れられまして、各棟に四本ずつ消火器が備えつけられております。建物自体に対する防火設備は、消火器が各棟に四本ずつあるということと、消防法上に適合しておると、こうのことになります。

次に、周囲の消火栓の問題でございますが、アパートの南の方に市道笛川南日永線というのが走っておりますが、ここ梅ヶ丘町三差路、すぐ南へおりてきた所ですが、これはアパートへ入る小さい道の入り口の場所です。アパートからの距離が約百メートルの地点に、公設の消火栓一基を備えつけております。さらにある付近、発展してまいりましたので、私どもことしの計画で消火栓を増設しようということで、数カ所水道局の方にお願いして近く備えつけました。計画であります。そのうち一番早い部分が幸いにも、ご指摘になった場所に一番有効に働くであろうと思われる東方約百二十メートルという距離に、十月中旬に新設されることになります。そのほか有効にこの地域に作用するであろうと思われる消火栓が、近く数カ所設置されることになります。これらはいずれも消防活動上有効に作用するものと思っております。

最後に、私ども消防がこのアパートに対してもう一件事情をしておるかということでございますが、法上の条件は全部完備いたしておりますので、特に法的に措置しておる点についてはございません。むしろ市の方で、先ほど申し上げましたように、余分に措置をしておっていただくので、それで十分だと思いますが、念のために立ち入り検査等をいたしまして、特に共同使用をなさる廊下でありますとか、踊り場でありますとか、そういう部分に火のつきやすい、危ない物を置かれてないかどうか。さらに各戸に鉄製のとびらを備えつける。こういうことになつておりますが、それがあけ放されておりますと、どうにも作用いたしませんので、できるだけ締めていただきようにお願いいたしました。

○議長（山中忠一君） 平野行信君。  
〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 三全総については、まだ時間的にも考慮する時間もありますので、いろいろと申し上げました市民の意見、要望をよく取り入れるような方向でご検討していただきたいと、そのように要望する次第でございます。

この中で地場産業、万古は非常に優秀な存在であるというふうに私も理解しておりますけれども、その他たとえば水沢のお茶なんかも、地場産業というふうな考え方でもう少し力を入れたらどうかというふうにも考えるわけでございます。含んでおいていただけたらいとと思います。

それから水沢中学校の跡地の問題でございますが、先般質問したときには、小作については地主の方にそれを含みながら相談を進めていくというふうに書いていた大いに書いておりますけれども、現時点でまだ四、五日前、小作については何のそういう問い合わせも、意見調整の機会もなかったというふうなことで、はつきり言つて納得なされてないのが現状として残っております。いまの答弁でいきますと、完全に九人の方と話し合いがついたんだというふうに受け取れるわけすけども、その辺の努力をなぜされなかつたのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育次長。

〔教育次長（六田猶裕君）登壇〕

○教育次長（六田猶裕君）　ただいまの水沢中学の問題でございますが、前回三月議会の平野議員のご質問に対しまして、お尋ねのような小作の問題につきましては提案されましたけれども、そういう点も含めて地主側と田溝に話を進めておりますと、このように申し上げたつもりでございます。そのときに私の解釈いたしましたのは、九地主と小作の関係があつたかという話のもとでお話を申し上げたわけでございますが、その後十分内容的に調べておりますので、この場合には小作というのにはちょっと該当しないんじやないかということでございます。したがいまして、教育委員会といたしましては、その耕作してみえた方々と話し合いをするという関係でもないと思いますので、そういう点でご了解賜りたいと思います。しかしそういう点につきまして、なおご指摘のような点もございましたので、十分、そういう問題が起きました節には、納得していただくようになおご指摘のような点もございましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中忠一君）　暫時休憩いたします。

午後十二時九分休憩

午後一時十六分再開

○議長（山中忠一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君　五点について質問を申し上げます。

第一点はよっかいち広報の編集についてでございますが、よっかいち広報は一般によく読まれておることは私も感心しております。また市政を一般市民の方に理解させていくことは、広報の役割は非常に大きいと思うのであります。まず重大であると思います。そこで、この広報の編集に当たって、どのような点に留意されて編集されるかお伺いしたい。

第二点目は、公害健康被害者の対策として保養所を建設されようとしておりますが、これはいつごろ、場所はどこに、どのような点に留意されて建設されるのかお聞かせを願いたい。

第三点目は、納屋運河の埋立てについてでございますが、この問題は四日市港管理組合の特別委員会で現地も視察しましたし、また連合自治会長、漁業組合の長の方ともお会いして詳しく承ったのでございますが、また委員会においても質問もしました。あの港の委員会においての答弁は次のとおりでございます。

それは、一部事業主との関係もあり、それから市の排水問題等もありまして、市の関係が非常に深いので市側の意向をよく受けて行いたいと、それにしても五年ぐらい先になるだろうと説明がありました。五年先とはほど遠い話で、私たちは早急にこれを解決してもらいたいというのが願いであります。

この問題は請願も出していることで、私の委員会で十二分検討する問題ではありますが、さしあたり市長としてどのような考え方を持っておられるかをお聞きしたいと思います。

第四点目は、石原産業の中里住宅の跡地の利用の問題ですが、この問題は塩浜地区全体として非常に関心を持っている問題であります。

何年か前に請願書で、あそこに工場とか倉庫等は絶対建てるることは反対であると、この趣旨でこれは採択されておる問題であります。

そこで、市長としてこの問題をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

五点目は、散水車の新設についてでございますが、これは本年四日市まつりのときに、盆踊りをするので天気続きでもありましたし散水車で水をまいてもらえないかということで水道局に行きましたが、その散水車というような気のきいたものは市にはないということでした。これは散水ばかりでなく、私は四日市としては多く緑地を持っているし、また街路樹等もあり、この樹木を枯らすということは非常な大きな損害になると思うのです。これらに水を与えることができたらと思うのですが、これは運動場もあるいは外のグラウンド等もありますので、ぜひとも備えつけていただきたいということが私のお願いでございます。

第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点については市民部長の方からお答えを申し上げます。

第二点の公害患者の方々の保養所の建設でございますが、本年の三月末に公害対策協力財団が解散をするということになりました、それに先立つて公害患者の会の代表との話し合いの中で、西浦地区に保養所を建設してほしいということを財団との間で話し合いがなされまして、建設をすることになっておりました。財団の清算が六月で終わっておりますので、その期日までには建設できなかつたということで、市の方に寄付をしていただいて市の方で建設をすることになったのでございます。

第三点の納屋運河の埋立てでございますが、これはすでに一昨年あたりから地区の方々からご要望が出されておった問題でございまして、この護岸の石積みの老朽化が激しいということと、そのために浸水、漏水の危険があるといふことになります。

うことから、抜本的な改修を四日市港管理組合の方に要請をされたわけでございます。

運河の底にはヘドロがたまつておるということでございまして、埋め立てることによりましてこれらの問題を解決いたしまして、埋立地の跡地を緑地等に利用することができれば大変いいがというふうに私も考えておりまして、この埋め立てに当たつて解決しなければならない問題点は排水問題等々があるわけでございますが、本年度予算で調査費を計上いたしまして、現況図面の作製も行つたわけでございます。また各種の問題等を処理いたしまして、管理組合の行う整備条項あるいは本市の行う整備条項をはつきり区分をいたしまして、埋め立ての方向で努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

五年ぐらい先になるだろうということを管理組合の方で申したそうでございますが、私は一切この管理組合の期日についてのお考えについては私の方から何らの示唆を出しておりません。私はもう少し早くできればいいなどいうふうに考えておりまして、その方向で努力をいたしてまいりたいと思つております。

石原産業中里住宅の跡地でございますが、これはこういうことを申し上げるのはどうかと思いますが、私自身も塩浜の住民でございまして大変関心の深いところでございます。したがいまして、この土地は塩浜地区の一つの中心的な土地として残されておる土地でございますので、今後の塩浜の発展のために役に立つような方向で考えてまいりたいというふうに思つておる次第でございまして、もちろん地区の方々とは十分意見調整をした上で問題処理に当たりたいというふうに思つております。なお、あくまでも現在の所有者は石原産業でございますので、石原産業の方とも十分コンタクトをとつて間違ひのないようにしてまいりたいと、そう思つておりますので、了承をいただきたいと思います。

散水車の問題については都市計画部長の方からお答えをいたします。

○議長（山中忠一君） 市民部長。

〔市民部長（矢田三郎君）登壇〕

○市民部長（矢田三郎君） 広報よっかいちの編集についてお答えさせていただきます。

広報・広聴に対する市民の関心というものは特に最近非常に高まつておるわけでございますが、行政側といたしましても、市民部が創設をされまして、いわゆる地域振興課におきまして重点施策として広報・広聴事業を推進いたしておりますところでございます。

特に住民への浸透力の強い広報よっかいちにつきましては、住民の方々に親しまれる広報、そして日常、行政につきまして住民の方々が十分その広報紙によって役立つていただくような内容に考えていただきたいと、このように考えております。そのためには基本的には編集方針としまして、住民サイドに立った内容ということが重要だらうと思っております。したがつて、各種の行政内部の条項につきましては積極的に公開するというのがたてまえじゃなかろうかと、したがつて単なるお知らせ的な内容ではなくて、より政策的な内容で編集をしていきたいと、このように考えております。

なお、この親しまれる広報ということにつきましては、紙面の内容を広報・広聴の一本化ということに最近留意をいたしておりまして、その中で住民参加の面を紙面にやはり生かそうということで、いろいろの形で住民に広報に登壇を願つておるわけでございます。その一つが声の広場とかあるいは最近コミュニティ活動という欄を設けまして地域の住民の方々の活動をご紹介するということで、そういう面ではできるだけ身近にこの広報を感じていただくといふことで編集の面で努力をいたしておりますわけでございます。親しまれるということでは、一つは写真とかあるいはそういう漫画とかというのもやつぱり入れて親しまれるという考え方もあるわけですが、そういう面でやはり考えております。

いきたいと思っております。なお、内容によりましては必ずしも現在のページにこだわらず紙面をふやすと、あるいは特集号ということも考えておるわけでございます。

近く竣工をして一般のご利用を願う市立四日市病院の問題につきましても、紙面をふやして新しい病院を住民の方々にご紹介をして、ご利用に当たつてご不便のないようなことを知らせるということも、これは紙面をふやしてそういう形でお知らせをしたいと、このように考えておるわけですが、いずれにしましても、広報につきましては住民の方々に十分に役立てるような編集方針で今後とも努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 散水車の問題につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

最近道路舗装が非常に進みまして、従来のような砂利道と変わつてしまつて、散水車の姿がだんだんとなくなつて、現在では見ることができなくなりました。しかし、お説のような場合で散水車が非常に有効に働くとか、あるいは便利さもあることはあると存じております。しかし、お説のように私どもが管理いたしておりますいわゆる公園緑地、こういうものに対しましてはじょうろ式の散水車はちょっとといさかわれわれは取り扱いがむずかしいと考えております。と申しますのは、樹木の中になつて入つたりあるいは芝生の上に乗つて散水するということはいたしかねます。また樹木の場合は夏の干ばつ期におきまして大量の水を必要といたします。と申しますのは、少量の水ではかえつて根が腐りまして木を傷めるという結果にもなります。本年の夏の八月中旬につきましても、一部干ばつで木が弱りましたので灌水をいたしておりますが、すべて市の保有しておりますバキューム車、これらの応援を得て処理いたしております。非常に大量の水をホースをもつて根の方に回したいということから、非常に適切な車種だと考え

ております。今後とも樹木等の灌水につきましては、この方法で処理をしていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 よっかいいち広報についてでございますが、現在はテレビをよく見るとかそれから漫画の本をよく見るとかというそうで、活字を見ることが非常に奥へくうになってきてますと写真に非常に魅力があると、写真を見ただけでああこうだなという判断がつくこともありますので、できるだけ写真を多く取り入れていただきたい。

ちょうどどこの広報が九月上旬のがきのう私のところへ参りました。今までのより大分変わるもので、これは自分が質問する前に市が先回りをしてやったんかなと思ったけど、その機会はともないけども、こういうふうにして市民の状態を載せていただくことは非常にいいと思います。このときに写真でもようけ入れていただきければなおさらわかりやすいんじやないかと、それから重要なあるいは必要な個所には太字で書くとか線を引くとか枠で囲むとかというふうにして、一般がすぐわかるようにしてもらいたい。一例を挙げれば、非常によくやっている団地とかあるいは自治会とか模範的な団体とかというものに対しても、大いにPRしていっていただきたいと私は思うんです。

この広報は市民全員が見るのでありますから、市政を十二分に理解させていく唯一の方法であると思うのです。それがゆえに効果的なものであってほしいと、ここでひとつ県営住宅の申し込みが載ったことがあるかないかわかりませんけど、まず載ってないと、これは県の住宅ですからこの広報に載らなくてもいいんでしょうかけども、入るのは四日市市民が入るわけでございます。案外その県営住宅についての申し込みを知らないというのが現況です。この点もこれが切にお願いするわけであります。

次に、配布の方法でありますが、これは市側としては全戸数に配布するだけは印刷されておると思います。中には自治会に席を持つていない人とか組に入っていない人、これが配布漏れのないように努力していただきたい。

その次に、この広報が配布されたらまた広報かと敬遠されるものではなく、お年寄りから子供に至るまで親しまれる広報にしていただきたいと、よっかいいち広報を見ただけで希望が湧いてくるというような広報にしていただきたい、これが切にお願いするわけであります。

次に、公害健康被害者の対策として保養所の建設について説明を受けたのでありますが、保養所というのは心を休め体を休め力を養うとある。療養所というのは病気を治すために医者に診てもらい体を休めるとあります。本当は患者の会はこの療養所がほしいんじやないかと、私は適当でないかと思うのです。

いまの説明でいきますと、これは患者の集会所じゃないかと、こういうような感じを受けるわけです。そして金額を聞いてみましたら四千万円だと大体、土地代に一千五百万円払つたらあと二千五百万円、それでは普通の家にちょっと毛の生えたぐらいの程度じゃないかと、私はこう思うのです。そこで、市はこれに上積みをしてやるというならば話がわかりますが、その点は私は疑問に思うのです。

そこで、患者の会も、これは最後の私はお願いと思うのですが、市はうんと上積みして本当の保養所の目的に合致したのをつくってあげていただきたい、これは切にお願いしておきます。

次に、納屋運河の埋め立てについてでありますが、この問題は建設委員会においても十二分審査されるとと思いますが、四日市港管理組合においても、市側との計画を重視しているように思いますので、市側としても早く計画を立てられ住民の方の意に沿うようにしていただきたい。

それから、現在納屋運河には廃船はたくさんあります。何隻か残っておりますが、その持ち主もはつきりしたのもあるそうです。中には持ち主の全然わからぬ船もあるそうですが、これを整理するだけでも運河が一変するとと思うのです。そこで管理組合の委員会においてもこの船の処理を強く要望されたのでありますから、市側としても協力して早く処理していただきたいというのが私の願いです。

最後に、散水車でありますと、公園緑地なんかそういうふうにして水をやられるということについては敬意を表するわけでございますが、運動場もありますので、いろいろ要望のところもあると思いますから、ぜひできれば備えてほほしいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長（山中忠一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 少年の非行と正しい倫理観の確立についてお伺いいたしたいと思います。

青少年の非行が低年齢化する傾向にあることは周知の事実であります。これが年々エスカレートをしてまいったことはまことにゆゆしい事実で、日本の来るべき次代を背負う青少年の前途をかんがみるときまことに暗たんたるものがあります。また、今日ほど教育問題について論ぜられることが過去に余り見受けなかつたのではなかろうかと考えるものであります。このことは間接的にせよ少年の非行につながるものであり、戦後教育の反省の証左として受け取るものであります。戦後教育の荒廃がこのような形であらわれることは、大方の予想として考えられたにもかわらず、あるときあるときには、人づくりの政治とかを叫ぶ政治家、学者が少なくありませんでした。が、結果的には何ら適切な施策として対応が見られず今日に至つたことは悲しい事実であります。亡国にせんでしたが、結果的には何ら適切な施策として対応が見られず今日に至つたことは悲しい事実であります。亡國にせんでしたが、結果的には何ら適切な施策として対応が見られず今日に至つたことは悲しい事実であります。

つながるべき今日の少年の非行状態、さらに大人顔負けの傍若無人な犯行の数々は、本当にこれをおいて何をか言わぬであります。このことは今日的課題として重要な問題であります。

私どもはこの際勇断を持ってこの非行の根源を絶つために、その原因を探究し国民を挙げて立ち上がりなければならぬのではなかろうかと存じます。

ちなみに、私どもの住むごく近い場所で行われた少年犯罪の最近の実例を紹介して、ご参考に供したいと思います。四日市南署五十三年度上半期の犯罪のまとめで、盜犯全体の六四%に当たる百七十四人がいずれも少年であるといふことが指摘され、中には十五歳でプロ顔負けの連続学校荒らしをしていることに恐るべき実態が報告されております。また本年五月十五日には大矢知地内で無免許で暴走、五人の死傷者事故を起こした少年の痛ましい自動車事故が報告されています。さらに伊勢においては、七月七日、七歳の幼女を殺害した高校一年生があり、動機のない殺人事件として騒がれています。さらにまた皆さんにはご承知かと存じますが、滋賀県下で起こった中学生の殺傷事件は、けんかの仕返しということでこともなげに命を奪うという前代未聞の凶悪な犯罪事実がございます。また特に指摘いたしたいのは、犯行を犯してもそれほど罪の意識はなく反省が見られないということであります。このことは従来見られなかったケースであり、良心がいささかも見受けられないことに大きな意味があると同時に、この根源にメスを入れるべきではなかろうかと存じます。

今日の社会情勢は急激に変化を示し、青少年をめぐる問題も多岐にわたり、青少年の意識も多様化しておりますとともに事実であります。しかしながら言えることは、少年の行動を律する規範がきわめて薄弱で自己本位に置かれているため、罪の意識がないのはかかるところに起因するのではなかろうかと考えるものであります。平たく申し上げれば、今日の少年は自分の行動を損得で判断し、自分にプラスすることであれば相手がどうであろうと一向に構わない、

消してしまっては、身勝手な考え方であり、私どもはすべてが善悪で判断し行動する戦前派の考え方からすればかなり隔たりがあり、私どもにはいまの少年の気持ちが理解できないものがあります。戦後、自由主義の思想が高まりあらゆる分野にその風潮が押し寄せましたが、しかしながら最近は自由主義を廻き間違え自由奔放に走りエゴに固まり、正しい人間の歩む道であるべき倫理は忘れられた形であります。私は少年非行の原因はここにあると声を大にして訴えるものであります。戦後道徳教育の欠如もその一因ではありますが、この際教育者、子を持つ親、国民のすべてが目覚め、倫理感を確立するための規範を思い切って教育の中に親のしつけの中に位置づける必要があるのではないかとうかと考えるものであります。いまこそ質実剛健の気風を培い、いわゆる過保護を排し、実践教育を強化し、少年に実践から得た多くの体験を積ませ、真に風雪に耐える心身ともに健全な人間形成を図ることこそ大変重要なことではなかろうかと存じます。しかも、俗惡な環境に染まることなく、自分の道を失わない正しい倫理観の持ち主になり、悪事に対し拒絶反応を示す体質づくりこそこれまた大切なことではないのではなかろうか、このことを強く訴え提言するものであります。

愛知県においては、子供のしつけに、子供が転んでも手をかすなをテーマに、子供の教育の改革を考え実行に移されているかのように聞いております。甘やかしたしつけや教育は子供にはよくならないどころか、悪の芽生えになりますかねない場合がございます。親や教育者はもっと強くなつていただきたいし、従来の教育、しつけのあり方等に見直しをしていただき改革をしていただきたいと存じます。

先ほどの犯罪例はほんの氷山の一角であり、今日の出来事は人様の子供と考えられている親さんが多いと存じますが、あすにはわが子の身にかかることがあるやもしない今日の世相であります。私どもは現代の少年の非行の実態を厳粛に受けとめ、いたずらに責任回避のみに走らず、特に教育に携わる方々には真剣にまず教育のひずみを正

し、率先して改革の先頭に立っていただく勇断を期待するものであります。

行政の中にも大きなひずみはございます。その一例を申し上げると、競輪、競馬でございますが、財政面では大変潤うことは十分承知いたしておりますが、しかし中身は賭博であり賭博行為は法律で厳しく取り締まっているはずであります。またパチンコ、マージャンもいわゆる賭博の脱法行為であり不健全娯楽であります。法律にただし書きはあっても倫理にただし書きはございません。親のすることを子供がして悪いというはずがないというふうに考えられることはいかにも至当なことかと存じます。親は子供の鏡であり、少年の非行はそういうところにデリケートに反映し知らないのは大人だけであります。私どもはこの際正しい倫理観を確立し、少年を非行から守らなければならぬ決着の時期に来ているのではなかろうかと判断するものであります。したがいまして、次の諸点についてお伺いいたしたいと思います。

第一点といたしましては、道徳教育をお一層強化するお考えがあるかどうか、また学生の過保護並びに学歴偏重についてどのようなお考えを持っておられるかどうか、さらに少年に正しい礼儀を教え心身を鍛錬する武道館ないしは道場をつくられることについてお考えになつたことがあるかどうか、また現在波木地内において武道館としてりっぱな施設が開放処分されるやに聞いておりますが、それを南部地域青少年のための武道館ないし老人ホームとして活用されるご意思はないかどうかお伺いいたします。さらにまた、愛知県における子供が転んでも手をかすな運動をどのようにお考えかどうか、本市に取り入れることは考えられないかどうか、ご所見をお伺いいたしたいと思います。

戦後がまだ生きていると申し上げたら驚かれるかもしませんが、市内にはいまだ行政上における戦後処理が解決

しないまま今日に至っている問題がございます。ご存じの方も多かるうと存じますが、第一に諏訪公園北側の道路占有問題と、第二に北条グラウンド周辺の民家の不法占有問題であります。第三に戦災被爆者に対する後遺症の治療対策についてであります。

戦後処理について数え上げれば切りがないほど多種多様の問題があつたかと想像されますが、しかし三十年もの長い経過の中でほとんどが解決いたしたものと考えられますが、私の申し上げたいのは、そういう経過の中で前段で申し上げたようにいまだに適確な手を打たれずに放置されている問題について、無責任な行政のあり方について改めて県市当局の反省を促すとともに、この問題に決着をつけさせていただき戦後の問題についてピリオドをつけていただきたいと思う考え方からであります。

戦後想像もできなかつた経済の発展と都市づくりについて順調に進展したものと思われますが、反面その裏には県市当局の並み並みならぬ努力があつたことも評価するものであります。しかし、前段で申し上げましたとおり、ある一部の問題について民生を安定を願う余り慎重過ぎて適確な処理が誤ったのはなかろうかと想像されるわけであります、しかし好むと好まざるとにかわらず、現在おきましては速やかに処理されないとますます悪化の傾向にあり、付近住民に大変迷惑のかかっている問題であります。

戦後一時的にせよ政治の空白が続いた時代がございましたし、食糧難の中で生きんがためにすさまじい糧の奪い合いで、それに近親者を捜すためのむなし日々が続いたそのころ、法秩序が失われ現実主義がまかり通つたことも事実で、敗戦という厳しい現実の中でそのころ県市の行政措置としては民生安定を第一にとられたことはうなずけるものがあります。その当時戦後の雑草と言われるようないろんな問題があり、無法地帯に等しい地域が一部にせよあつたことを記憶いたしておりますが、それも長年にわたり逐次整理されりっぱな町並みになつたことは喜ばしいことであ

ります。特に戦災地域のない中央部については、いち早く戦災復興計画で区画事業が施行され、県が事業主体となり新しい町づくりが進められてきたのでありまするが、今日ではその事業の大半が終結をし、現在市に清算事務の委譲を県より受け事実上最終段階に到達したわけで、長かった戦災復興事業も終わりを告げるわけであります。しかしながら、残念にも前段で申し上げた三点についてはいまだに未解決であり、疑義も生じる問題なしとは言えません。このまま放置せんか、ますます現状を悪化させるほか、利害に絡む問題だけにどろ沼になりかねない様相を呈しております。もちろん裁判ざたになることは極力避けねばなりませんし、それにもまして付近住民の方にこれ以上迷惑をかけている現状では行政不信に発展する可能性は十分考えられるわけであります。ために、私はこの際一刻も早く問題の解決に県・市が協議の上方針を打ち立て実施に移すべきで、難を避けて通るといった従来の消極的な姿勢を一擲し、勇断持ってこれに当たる気概が欲しいものであります。これによって土地の有効利用を早め、施設の完全管理を行つていただく一方、戦災被爆者に対しても思いをいたしていただきたいと願うものであります。戦災被爆者は戦争の犠牲者であり、三十数年たつた今日いまだに肉体的な苦痛を訴え不自由をかこつておられることはまことに氣の毒であります。こういった方々には公害病患者と軌を一にし、また人道上の問題にも触れるものではないかと存じます。温かい手を差し伸べて、残された短い人生を楽しく送つていただきよう配慮されることを望むものであります。

そこで、私は次の諸点を明らかにしていただき、その対策をお尋ねするものであります。

まず第一に、諏訪公園北側のいわゆる屋台飲食店の方々との間に、ある時期に替え地のあつせんの話が取り決めが行われたように聞き及びますが、その当時の経緯と話し合いの内容についてお尋ねをいたします。

次に、現在地における道路占有並びに衛生上及び交通上における諸問題についての見解をお尋ねいたしたいと思います。

次に、北条グラウンド周辺の問題でありますと、不法占有人に対する話し合いが続けられているのかどうか、また今までに至った経過を簡単にご説明いただければ幸いでございます。

なおまた、戦災復興事業の本市清算事務委託の時点で、県・市との間でこの問題についてどういうふうに当時考えられていたかどうか明らかにしていただきたいと思います。また、付近住民から再々その地の活用について種々提案されているやに聞いておりますが、その点どのような腹案があるのか、具体策があればお伺いいたします。

さらに、戦災被爆者の後遺症について、他都市において対策が講ぜられているかのように聞いておりますが、それについて判明しておればお聞かせいただきたいと思います。

一回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

青少年の非行の問題につきましてご意見を承ったわけでございますが、ご質問の要旨につきまして簡潔にお答えいたしたいと思います。

いわゆる少年の非行の問題が今日の大きな教育的課題であり社会的課題であることは言うまでもないことでございますが、四日市に例をとりますと、四日市の人口二十五万のうち約四〇・五%が二十五歳以下のいわゆる青少年の人口に当たるわけでございます。全国的に見まして、現代は大体育少年非行の第三のピークと言われております。第一のピークは昭和二十六年、第二のピークは昭和三十九年、第三のピークと申し上げますが昭和四十八年から現代までずっと続いている状態でございまして、いわゆる非行少年の補導数は昭和五十一年の統計で全国約十八万人を数え

ております。

さて、少年非行の問題につきまして、まず正しい倫理観が必要であるというご意見につきましては、全く同感でございます。道徳教育につきましては、市の教育方針の中で重要点として取り上げておりますが、さらに今後広い意味の道徳教育の徹底につきましては、もう少し教育の方針のうちで特色づけたいと、そう考えております。小中学校におきましては、昭和三十三年から道徳の時間というものは特設されしておりますが、特に幼児から小学校の低学年の間に重点を置きまして、物の考え方あるいは一般的な道徳的規範あるいはしつけ、そういうしたものに重点を置いて教育いたしたいと考えております。と同時に、根本的に子供の非行はまず親が責任を負うべきものであるという考えに立ちまして、家庭教育については一層の充実を図りたいと、そう考えております。

それから、学歴偏重につきましては、いまさら申し上げるまでもなく、教育というものは人格教育であり全人教育でございますので、そういう考え方方に立つて教育を進めてきましたし、今後もそういう方針で進みたいと考えております。

それから、武道館につきましては、スポーツ施設として、あるいは精神の鍛錬の場といったしまして、できましたら総合計画の中で考えていくべきであろうと、そう考えております。

それから、愛知県におけるしつけ運動の点でございますが、これにつきましては先ほども申し上げたとおり、生活

規範というものは小さいときに身につけることが必要でございますので、社会生活を営むに必要な習慣なり考え方なりモラルなりを特に年少の時代に身につけるよう教育をしていきたいと、できましたらそういうしつけ運動というのを幅の広いものにしていくべきであろうと、そう考えております。

いずれにしましても、以上申し上げました問題は非常に根気を要する息の長い問題でございますので、今後とも教育委員会といたしましても、いま申し上げましたような考え方立って努力をいたしていきたいと、そう考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ご質問の二点目の戦後の未解決問題についての質問の中で、諏訪公園の北側の屋台の不法占拠についてのご質問がございました。それともう一方、北条公園の問題がありましたが、この二点についてお答え申し上げます。

いまお話をありましたように、諏訪公園の北側に簡易飲食店が営業をしておりますが、現在約二十六店ございます。これは戦後諏訪公園の南側あるいは国鉄四日市駅の周辺に点在しておりますものを、やむなく都市の美観等を考慮いたしまして当地区へ移転したものでございます。この移転した場所は戦災復興事業によりまして幅員八メートルの道路として計画されたものでございますが、当時の実情では、そこに水路がございまして、水路をまたいで公園敷に柱を建て屋台が建築されて現在に至ったわけでございますが、その後道路が整備されまして、現在は道路敷と公園敷にかかるておるというような状況でございまして、いろいろ問題が提起されておるわけでございますが、この屋台業者におきましては、将来の営業計画等を勘案いたしまして、二十六名のうち約十六名の方が西浦の土地区画整理事業

区域内に土地を求めておりますが、なお十名の方につきましては移転先等が確保されてないというふうに推測されるわけでございます。非常にむずかしい問題でございますが、今後はこの八メートルの道路計画あるいは諏訪公園の整備等にあわせて対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、北条公園でございますが、これもやはり戦災土地区画整理事業におきまして、当北条公園の用地が確保されまして、市が野球場として整備をしたものでございます。当敷地の一部に家屋が残存しておるわけでございますが、これは昭和三十四年の伊勢湾台風に関連いたしまして、仮住居を一時ここへ建てざるを得なかつたという状況から生じた問題でございまして、一時は九十戸ほど建つておりましたが、現在は漸減してまいりまして約五十戸程度が残つておるという状況でございます。これの管理上の問題でございますが、県・市の事務引き継ぎの段階で覚書を交わされておりまして、現状に即した方法で県・市今后協議の上方策を講じたいというふうに考えておるわけでござります。

以上二点についてご説明を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） さらに戦災者に対する援護措置でございますが、これにつきましては、戦災死没者に対する援護と、それからもう一つ戦災による傷病者に対する援護の二つの面から考えられるのでございます。

ある市におきましては、戦災傷病者に対する手当の支給について実施するよう検討をしているようでもございますが、戦災者に対する援護措置は、基本的には私ども国において行われるべきものではないかと考えております。

また、これと関連いたしまして、五十二年の六月に戦災による被害者の全国組織といたしまして社団法人日本戦災

遺族会が設立されまして、戦災死没者遺族の援護措置を強力に推進されようとしたしておりますので、これらの動向を私ども十分見守りながら、今後対処してまいりたいと、このように考えておりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 少年の非行問題については、大変最近騒がれている問題でもございますし、大変身近な問題でもござります。そういう問題で、先ほど教育長がおっしゃったように、私どもが考えればきれいな言葉で返ってまいります。したけれども、やはりこれはあくまでも実践段階におろしていただきたい。そうでなければ何もならないと思います。もちろん、これは教育者だけに負わすわけでもございませんし、やはり市民全体が市民運動としてこれは盛り上げていかなければならぬ、また大変期間の長くかかる問題でもございます。でありますけれども、やはり避けて通るようなこととしては大変なことでござります。真剣に考えていただきたいと思います。

それから武道館の設置でございますが、再々川口議員からも言われておりますように、大変重要であります。子供の精神の鍛錬の場として大変重要ではなかろうかと思ひますので、ぜひとも基本計画の中にこの問題を取り入れていただきたいと、かようにも思ひます。

諏訪公園の北側の屋台の問題でございますが、私は公園の南側から北側へ移る時点におきましていろいろ話があったと思います。もちろん替え地の問題もあったかと思ひますけれども、やはりその当時西浦では商売ができるから暫時そちらに商売をさせていただきたいということは根拠であったかのように聞いておるわけでございまして、その点再度お伺いをいたしたいと思うわけでございます。

北条グラウンドにおきます不法占有問題につきましては、第三国人あるいは暴力団等大変処理問題についてはむずかしい問題が重なり合っておりますけれども、しかしそういった人とのやり誠意をもって当たられば絶対に解決できないということは私はないと思います。また現時点でいま言わたるように現状に照らしやはり解決をしていくといふのが一番望ましい形であり、無理押しは絶対にいけないことであろうと思います。あくまでも話し合いの上で解決をしていく、そういう行政の姿勢が望ましいと考えられます。

戦災者の援護については、十分手当をしていただいて、そういう気の毒なことの一人でも減るようにお考えをいただきたいと思います。

第二回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 諏訪公園北側の屋台の問題で、ご指摘の西浦地区に土地を有してながらいまだに建設をしていないと、それについてはあの地区がまだ発展していないから猶予してほしいということがあつたように聞いておるというご質問であったかと存じますが、私も西浦区画整理事務所、あの事業を始めた当初あそここの事務所長として赴任しておりまして、その方々にもお会いしたことございます。ひとつ早くお建てくださいというお話をいたしました。しかしながら、まだ当時は事業も始まつたばかりで、替え地のほかの移動の問題もございまして、だからもう少し時期を見てということでござりますが、あそこで営業してみえる方にもうばつぼつ移つてもらう時期が来たんじゃなかろうかというお話をしたんですが、いやどうもまだまだというようなお言葉もありました。しかしながら、これについては今後積極的に皆さんとお話を進めて道路の整備を進めてまいり

たいと存じますので、よろしく了承賜りたいと存じます。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後二時十九分休憩

午後二時三十九分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 最初の質問は、広聴と広報とに関連してでございます。

私は広報よつかいちあるいは町内広報の問題をかつて一、二回今回と同じようなタイトルで取り上げ、さらには市民参加をテーマといたしまして、問題を提起しながら四日市の行政における対話の充実ということを再三にわたって問い合わせてまいりました。

そのときどきの市長、それは九鬼さんであり岩野さんで大分古い話になるわけでございますが、その折々の答弁といたしましては、まことに積極的でわが意を得たといった内容の見解に接してまいりました。しかし広聴活動にも広報活動にもその後ほとんど進展がなく、失望を重ねてきたのでございますが、加藤市長になられましてから矢継ぎ早に新しい機軸が打ち出されてまいりました。特に市民部創設以来に活発な動きがあつて、これは市民部の部長以下のスタッフが市長意向を十分に体した上で研さんたるものであろうかと、この機会に敬意と支持とを表明したいと思つております。

そういった前提に立ちまして、まず広聴、今回取り上げることは、具体的には地区懇談会についてでございます。すでに二十回に及ぶ懇談会が市長以下の大変精力的なお骨折りによりまして消化されようとしております。地区の方々もこの懇談会を重視いたしまして、成果を上げるべく熱心に取り組んでこられました。今後うまく運用されれば、市長の念願であります連帯と対話のある四日市、その大きな柱になるのではないか、そんな期待が持てるような気がするのでございます。塩浜地区的懇談会に出席する機会を得ました私、実感としてもそのように受けとめたのでございます。今後一層のご精進をお願いしたいと思います。

なお、この際念のためと言いますか、一言苦言めいたことを言つておきたいと思います。塩浜での地区懇談会に出席いたしましたのは、同地区議員では私一人でございました。他の同僚議員はいずれもやむを得ない議会スケジュールのためこれに参加することができませんでした。そのことにつきましては市民部長から冒頭大変行き届いた紹介がございましたが、それはあくまでも次善の策で、懇談会日程が決められた当座にその日程が議会側に流されれば、また違った議会スケジュールがあったでありますし、出席議員の顔ぶれも違っていたのではないかと、そう思ひますと残念でなりません。今後ご留意のほどお願いしたいと思います。

さて、本題の地区懇談会のことでございますが、先ほども運営いかんによつては四日市の行政における大きな柱になることが期待される、そう申し上げたのでございますが、第一回のことございまして、思わぬ収穫や蹉趺もあつたことと想りますが、この種の会合とか会議の成否の大半は、技術的な運営のテクニックにかかっているものでございます。いま二十回の懇談会を評価いたしまして、懇談会の持ち時間でありますとか議員数とその人選とか、いろいろと反省なりご感想があつたことと想ります。今後の対応とか運営の方法についてのお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

二番目、全体を通じまして陳情大会というような傾向がなかったかどうかということでございます。初めてのことであり当然そういった傾向もあったかと思いますし、またそれもやむを得なかつたかと思うのでございますが、今後会の方向とか性格づけをどのようにお考へでございましょうか。政策懇談会と言いますか四日市全体の問題、あるいは地区における最重点項目に的をしづつしたフリーなディスカスの場にするといったご意向もあるやに仄聞するのでございますが、それにもいろいろと問題点があるかと思います。今後懇談会をどんな方向にもつていかれるつもりでございましょうか。

第三番目、これは懇談会の本筋とは離れますが、懇談会のメンバーの市側の主役が市長である点に多少弊害が出るような心配があるのですが、いかがなものでございましょうか。具体的に言いますと、懇談会を機会といたしまして、いままで以上に市民が市長に親近感を持ち、あるいは話がわかる市長だという、あるいは顔は黒いが腹はずいぶん白い市長だとか、いろいろ親近感を持つたことだと思いますが、それが災いいたしまして、担当の部長であるとか課長あるいは出張所等を頭越しにして、直接日常の苦情とか陳情等を持ち込むような傾向を助長していないかどうかといふことがあります。市長や助役に市民が親近感を持ち話しやすさを感じるのは大変いいことには違ひございませんが、その運び方によりましては、一面では役所という組織を壊し職員の士気を阻害することにも通ずるかと思うのでござります。よほど入念なご配慮を煩したいと願うものでございますが、いま懇談会を契機として申し上げましたが、それとは別に一般的な問題として受けとめていただいても結構でございますし、あるいはその方がいいかもしませんが、その辺の実情いかがなものでございましょうか、杞憂であれば幸いでございます。

次は、広報についてでございます。先ほど松島議員からのご質問でございましたが、私もかつて広報のあり方を取り上げながら、私なりの考え方をいたしましたが、お知らせ版広報から政策広報への転換を提案したことなどがございます。

そのときご回答された九鬼さんは、情報時代の広報としては市がいかに考へているか、そして何を実行しようとしているかということと、住民の希望とそして現状に対する不満というものを端的に紙面で衝突させる形ではないかと思っています、そのように私の提案に大変前向きな姿勢を打ち出されてきたのでございます。しかし、その後政策広報について何の音さたもございませんでした。本年三月議会で矢田部長は、広報活動の一層の充実を図るために各部局と連携を強め、行政全般にわたって政策広報としての役割を果たしたいと、政策広報への志向なり関心を示唆され意を強くしたのでござります。しかし、それを提案した私が言うのもおかしなものでございますが、市長の宣伝版になるのじゃないかとか、いろいろ一口に政策広報と言いましても問題もあるうかと思ひますが、ただいま現在どんな方向をお考へでございましょうか。

なお、職員広報につきまして、気づいた技術的な二、三の点につきましては、事務レベルで意見を申し上げておきました。今後の編集の参考としていただければ幸いでございます。

## 第二の質問題は、南部埋立処分場に関連してでございます。

都市におけるごみ問題は、イデオロギーとか考え方とかそういった抽象的な議論の領域ではなく、きわめて物理的で物量的な問題でございます。一方では排出量は年々増加するといった状況でありますのに、他方では宅地化の進行とか環境美化の欲求による埋立地の不足、そしてさらには土地取得のための資金面からの圧迫、そういうたらもうのごみを拒絶する要因が激しく対立いたしまして、まさにごみは戦争という名にふさわしい都市問題の一つであると言えるかと思います。しかもきわめて日常的で身近なものでございます。それだけに、ごみにつきましては万般の問題もあるうかと思ひますし、今後とも格段の勉強を煩わしたいと思っておりますが、ここでは問題をごく限定いたしまして、南部埋立処分場について一、二お尋ねしたいと思います。

南部埋立処分場は、市民と言いますが地区の方々の一方ならぬご協力によって得られた市にとってまことに貴重なものでございます。よほどこれから手当てにつきまして入念な配慮が必要かと思います。もっとも、すでにその周到な専門的配慮、計画も立てられているようでございますが、まず質問の第一点は、南部埋立処分場十一万平米は、九年間ぐらいの使用に耐えるという見込みのようでございますが、北部埋立処分場の経験とかいきさつからして、それが果たして大丈夫なのかといさか首をかしげざるを得ないのでございます。その根拠をごく簡単に結構でござります、定量的にご説明願いたいと思います。

第二点目、南部埋立事業基本計画には、廃棄物の減量化によって期間の延長を図るか、または跡地利用計画に基づいて期間の短縮を図ることも可能であるとございますが、これは一体どういう意味なのでございましょうか。多分地元との交渉のことなどを考え生まれた苦心の作文だとは推察するのでございますが、九年ということにつきまして、地元はどういう折衝があり、また地元にはどんな理解があるのでございましょうか。

次の質問には、活力ある四日市の街づくりについてという表題をつけておきました。

去る六月議会におきまして、当会派の青山議員の産業の振興に関する質問にお答えになつて、市長はこう言っておられます。国土庁の関係者との話し合いのとき、四日市の化学工場は老朽化していると言つたところ、国土庁の人は大変に驚いていて、るる説明して初めて理解が得られたという次第である、設備が休止したまま動いていない、未利用であり利用されていないという実態がある、これは大変な地域社会にとっての問題ではなかろうかと思う、こう述べられておるのでござります。正確な状況の把握であり判断であると評価するものでございますが、このことに関連いたしまして、私はその以前の三月議会で、活力ある四日市づくりには市長を先頭にして国や県に働きかける必要があるが、単に観念的、抽象的な構想だけでなく、産業構造の設計であるとか構築について市自身が具体的なマスター

プランを持ち現実的な展開を図る必要がある、こう訴えたのでござります。市長のご意向もほぼ同様なものでございましたが、恐らく目下はまだまだそれをどうするかといった構想の段階、あるいは総合計画の中にどう織り込むか、どう表現していこうかといった思案の段階ではないかと推察しているのですが、当たっているでしょうかどうでしょうか。さあたつていまの状況はどうなつてているのかをまずお伺いしたいと思います。

さらに、今回はただいま申し上げたとおりの議会質疑の経過を踏まえまして、また別な角度から二、三お伺いしたいと思います。

私は国や県に強力に働きかけと申し上げましたが、国とのかかわり合いもさることながら、その前に県との間にあるもろもろの調整事項、それをどうするかという問題があろうかと思います。その一つに環境問題がござります。市長は、四日市における公害対策はいかにあるべきかを市公対審に諮問されております。活力ある四日市の街づくりの主体である四日市にとっては、四日市自身の問題意識があるはずであり、その辺に県行政とはおのずから違った危機意識や展望もあるうかと思いますが、市公対審の答申が出た場合、県の行政とか県公対審にどのように反映させていくぞ存でございましょうか。

次に、ただいまの質問と表裏の関係になることでございますが、七月十一日付で環境庁より告示されました二酸化窒素環境基準、これは〇・〇四から〇・〇六PPMのゾーンで示されておりますが、このゾーンのうちどういった基準値レベルを設定するか、あるいはそれに基づく規制方式、そういうことは県にゆだねられておりますが、四日市は県に対してどのような考え方でそのことにかかわっていくぞ存でございましょうか。

なお、二酸化窒素環境基準の達成に関連いたしまして、午前中別な角度からではございましたが小井議員からも質問がございましたが、特に将来心配なことの一つは、これは三重大学の吉田教授も指摘されているところでございま

すが、自動車対策であるうかと思ひます。四日市における現状の工場と自動車の寄与度と将来の四日市における自動車対策につきまして、当然道路開発問題もあるかと思ひますが、市のお考へに接したいと思ひます。

第一回の質問、これで終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えを申し上げます。

まず広聴、広報に関連をいたしまして、現在行われております地区懇談会について三点にしぼってご質問がございました。

その前に、塩浜地区の懇談会の日程が議会の日程と重複をいたしまして、大変申しわけなかつたと思ひます。今後こういうことのないよう十分注意をいたしてまいることをお約束を申し上げておきます。

まず最初の懇談会のあり方等につきましては、今年度から実施をしております事業でございますし、五月の中旬から順次各地区で開催をいたしております。今までに二十地区を終了いたしておりまして、あと五地区を残しております。したがつて、懇談会のあり方等についていろいろ感じておることもございますが、これら全部終わつた段階ですべてを集約をいたしまして、今後の懇談会の持ち方等について改善をしてまいりたいというふうに考えておる段階でございます。多少時間が足りないとあるいは形式的に流れ過ぎるというようなことがないわけでございませんので、そいついた点の反省も含めまして、今後すべてを集約いたしまして今後の参考にいたしてまいりたいというふうに思つております。

第二番目でござりますが、陳情大会の傾向がなかつたかということをございます。これも初めての試みでございま

すので、そういうような各地区におきます行政側に対する要望事項というものが出来ることは当然でございますが、それだけで終わつてしまふというのでは意味が薄れてしまりますので、今後この中身の改正についても、先ほどご指摘のありましたような特定のテーマを設定いたして、地域の皆様方のご意見をちょうだいするというようなことも一つの方向ではないかというふうに思つておる次第でございます。

それから第三番目の頭越しの問題でございますが、実は懇談会を開催いたしますに当たりましては、その事前に大体地区でどういう問題点があるかということについて市民部の方と地区の方々と調整をさせていただいております。そこで出された問題について、各部の方へこの問題に対する態度というものを各部で検討をしてもらつております。それを私の方に持ち上げていただくと、できるだけ各部と私との間のコミュニケーションが頭越しになつてしまわぬいような配慮を以前にいたしております。なお、懇談会が終わった後では、懇談会で出された問題について、なつかつ各部の意見と地区のご意見とは食い違つておるような場合がございますので、そういう問題については、再び書類で市民部の方から各部の方に懇談会の模様を伝えて、書類で各部の方にそれに対する対応策についての提案を求めておると、その内容が再び私のところへ上がつてくると、それで私の方でどうもぐあい悪いなと思う点についてはまた各部の方へそれをおろしておると、こういう大変込み入つたことをやつておりますけれども、頭越しになつておるということはまずないものだというふうに思つておりますし、懇談会の司会は出張所長がすべて担当をしてやつております。したがつて、まあまあ関係の者はすべて懇談会の実態を出席していなくとも知つておるというように私は理解をいたしておる次第でございます。

それから広報のあり方について、先ほど市民部長の方から松島議員のご質問に対しても答弁がありました。私はやはり広報というものがよくご利用をいたいでおるということを考えれば、今後さらにページ数の増加なり臨時号の

発行なりというようなことも考えてまいらねばならないかというふうに思つておる次第でございます。

第二番目の南部埋立処分場の問題については、環境部長の方からお答えをいたします。

それから第三番目の四日市の街づくりの問題でございますが、これは、現在ご承知のように、来年度以降の総合計画を策定するということで、市政懇話会を四つの分科会に分けて検討をしてもらつてまいりまして、この九月の初めに全部の分科会を終了いたしました。この九月の終わりないし十月の初めに総合的な懇話会を開催いたしまして、そこで意見の集約を行うことについたしておますが、そのほか市民から募集をいたしました論文についてもすべて検討を終了いたしました。それから市政アンケート調査も取りまとめておりますし、地区懇談会もこの十月の初めで全部終わることになっております。したがつて、これらを整理、集約をしておるというのが今日の段階でございますが、その中で産業振興と言いますか、今後の街づくりの経済的基盤をどうするかということについて、先ほど若干、平野議員のご質問に私なりの考え方をご答弁申し上げたのでございますが、市政懇話会等の意見の大宗から申しますと、四日市は自然的、社会的な立地条件にきわめて恵まれている都市であると、したがつてやはり今後も産業都市として発展を遂げながら、長年にわたつて社会資本を積み上げてきた実績を勘案しろと、そしてこれらの優位性をさらに生かして、産業の振興を今後とも積極的に図つていくことが、理想的な街づくりを進めるために不可欠な手段であるといふようなご意見が出されておりまして、総合計画の中にこれをどう織り込むかということでございますが、やはり長期的な問題と短期的な対処の問題と双方あるうかというふうに思つておりますので、そういう点について今後総合計画の中で明らかにしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、公害問題と直接な関連があるわけでございますけれども、国の方で二酸化窒素に対する環境基準の改定がなされたのでござります。これに対してどう今後対処するかということにつきましては、先ほど若干申し上げたのでござります。

ざいますが、私の方は、すでに市の公害対策審議会に今後の四日市の公害対策についての諮問をいたしておりますので、これについて専門的にご研究をいただいてご答申をいただくと、ご答申をいただいた場合、県との調整をどう考えるかということでございますが、すでに県の方とこちらでもこういう検討をしておるぞと、双方の意見が食い違うということがあつては大変まずいので、双方がよく連絡をとつて意見調整をしようじゃないかという申し入れをいたしております。私自身県の公害対策審議会の委員をいたしておりますので、そういう調整について市の意見が無視をされるということはないものだというふうに私も考えておる次第でございます。

なお、自動車対策につきましては、何と言いましても幹線道路の自動車の混雑、交通騒音あるいは振動公害というものをなくすということがまずなされなければならない喫緊の問題だというふうに考えておりまして、けさほど小井議員のご質問にもお答えをしたとおりでございまして、私自身もこの問題が一番重要な問題であると、特に愛知県側の対策が急がれなければならないというふうに考えて、今後そういう方向で努力をしてまいりたいと思っておるのではござります。なおそのほか、ただ緊急対策だけでなしに、抜本対策というものを講じてまいる必要があろうかというふうに思います。特に、これから十年後の自動車交通の様相を想定いたしまして、抜本的にはやはり現在の南北に通じます主要幹線だけでは不十分であるというふうに考えておりまして、そういうことに對する対策もいまから急いで進めていかなければならないものだというふうに考えておりますが、これに当たりましては、やはり市民の皆様方のご協力がなければできないことでございますので、いずれ案がまとまりましたら市民の皆様にご理解を求めるべく努力をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 南部埋立処分場に関連してお答えさせていただきたいと思います。

ご指摘のように、ごみ処理事業につきましては、市民の良好な生活環境を維持しまして、快適な日常生活を営むための最も身近で重要な事業であることは否めません。ご質問の埋め立て期間の根拠ですが、北部埋立処分場につきましては、昭和四十五年の十二月に事業を開始いたしまして、四十八年四月北部清掃工場が稼動するまでの間、可燃物もそのまま埋め立てていた実情でございます。その後も粗大ごみを埋め立て方式を継続してまいりまして、そのため予想より早く満杯となつたのであります。

今度の南部埋立処分場の埋め立て計画は、埋め立て容量百二十七万立米でございます。うち廃棄物の埋め立て量は九十一万立米となっております。昭和五十二年度の廃棄物の処理量を申し上げますと、市の収集分と民間搬入分を含めますと十二万四千百トンになります。そのうち焼却分四万六千三百トン、約三七・三%でございます。埋め立て分七万五千三百トン、六〇・七%でございます。資源化分が二千五百トンで二%でございます。先ほど申し上げました七万五千トンと北部清掃工場から出ます灰が一万二千トンあります。合わせて年間に八万七千トンが今後埋め立てられるわけでございますが、その增加分を見込みまして、その期間を九年あるいは十年と計算したわけでございます。今後はごみの減量化あるいは分別集収の徹底を図りまして、焼却できるものはできるだけ焼却をし、埋め立て量を減らしていきたいと考えております。そのために期間の延長もあるうかと考えております。

なお、埋め立て期間につきまして、地元との何年という取り決めはいたしておりませんが、埋め立て方式あるいは搬入廃棄物の管理体制の強化等に十分配慮いたしまして、処分場の適正かつ有効な利用を図るとともに、汚水処理場や降水調整池、その他地元住民の生活環境の保全に万全を期しますということで、十分ご理解を得ているものと解しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 再質問なり要望をしておきたいと思います。

まず、塩浜地区の懇談会に関連してでございますが、この懇談会での冒頭のテーマは、石原産業社宅の跡地の問題でございました。そのときの市長のご答弁は、私が質問した三月議会同様、地区民のコンセンサスを得て、その一点張りであったような気がいたしますが、先ほどの松島議員の質問に対する市長ご答弁では大分違ったニュアンスが伺えますので、あるいは言わなくともいいのかもしれませんが、一言申し上げておきたいと思うことがございます。

ただいま申し上げました合意とかコンセンサス、これは何も四日市に限ったことではありません。どこの自治体についても最近言えることでございますが、どうも近ごろ市民のコンセンサス、そういう体裁のいい言葉をやたらに登場させまして、隠れみのにするといった傾向があるような気がしてならないのでございます。どういうものをどういうふうに料理するか、市民にメニューをつくらせるだけでなく、結局でき上がったそのメニューを見て味がどうだとか値段が高いとか、そんな抵抗を感じわせるわけなのですから、市政のプロである市自身がメニューをつくり市民に投げかける、そんなりーダーシップが大いにあってもいいと思うのですがいかがなものでございましょうか。加藤市長に限りましてコンセンサスを隠れみのにするといったずるいと言うか高等戦術と言いますかそんな姿勢はないと思います。そういった意味から、ただいま申し上げたことあるいは蛇足だったかもしれません、ぜひ市民のリーダーとしての加藤市政の一面をぜひこの中里問題に発揮していただき、市が先頭に立ってもらい、迅速な対応を考えてほしいと願っております。

中里問題につきましては、まだ何ら具体的な進展はないと思いますので、きょう具体的にはあえて問いませんが、

言われるとおり、中里問題塩浜地区の発展に直接と間接とを問わず大変重要な位置づけにござります。私といたしましては、新総合計画の中で具体的な市全体の命題として位置づけ、計画的に取り組むのも一考かなとも思つておりますが、いかがなものでございましょうか。それとも別な角度からプロジェクトを組みそして推進されるおつもりでしょうか、あるいはまた別ない構想があるのか、中里問題の具体的な進め方、手順等、問題の今後の展開の方についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

次は、南部埋立処分場関連での再質問でございます。

さきにも触れましたが、南部の埋立場はまたと得られない貴重なものでございます。莫大な投資をしたことでもあり、できるだけ長い寿命のものにしたいという考え方方が四日市全体としてはあると思いますが、一方地区の方々にとってみれば、できるだけ早いうちに埋立処分場なんかくなつてほしい、そういうお気持ちがあろうことも十分にわかるところでござります。しかし、それとて十分な環境保全を図ることによって、たとえばごみを十分に圧縮しその上に確実に土をかぶせていくといったところがござります。そんなところに地区の方々の協力を得る素地もできるのではないかと思いますし、またそうすべきであると思うのでござります。ごみ排出量の減量について市民の協力を得るといった精神条項もさることではございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、ごみ戦争はきわめて物理的であります、どうでございましょうか。その辺のことについてのご見解に接したいと思います。

最後に、活力ある四日市づくりに関連してのご答弁でございましたが、率直に言いまして、そつがないと言います

か、そつけないと言いますか、そんな感じのご答弁だったような気がいたします。

私は、質問の思想を冒頭に述べながら、活力ある四日市づくりに関連いたしまして、その中の一つの問題として環境問題を取り上げ、どんな考え方で県にかかわっていくのかとお尋ねしたのでございます。活力ある四日市づくりの施行主は四日市自身でございます。その四日市には県よりははるかに強烈に四日市の活力に密着した問題意識があるはずであり、身近な危機感があるはずだということを前提として問題を訴えたつもりでございます。

もう少し違った角度から申し上げれば、たとえば新聞報道等で見る限り、よく県は中南勢開発についての抱負なり意見は述べられております。しかし四日市の将来発展についてこうあるべきとかこうしたいとか、そういうことをついて語られたということを私寡聞にしてほとんど聞いたことがございません。四日市問題を避けているんではないが、きれいごとの論議をやりとりしている間に気がついてみたら県政の中で四日市が取り残されていたということになりはしないか、そんな印象さえ受けているのでござります。

そこで、私は活力ある四日市づくりについて県がどのような考え方を持ち、また市にどのような協力を約束しているのか、さらに活力ある四日市づくりにある制約とは何か、それに対する合理的で突っ込んだ接近にはどんな方法があるのか、そういったこと、あるいはその示唆なりにも接することができるのではないかと期待しながらお尋ねしたつもりでございました。

低成長時代に入りまして、地域の経済力を伸ばすことはもちろん温存するだけでも容易なことではなくなっている現代でございます。いまほど行政のリーダーシップなり推進力が要求されることはないと思うのでございます。多くの市民の間では、地元出身従業員の雇用の確保でありますとか、地元出身者の新規採用の増加をと訴える声が大変強うございます。企業自身同じような使命感に立ちまして、競争力を喪失しかけている既存工場の再生でありますとか、

新しい事業展開を試みようとしたとしても、ご承知のとおりの事情からそれがなかなかできないというのが実態でございます。このままで活力ある四日市はよみがえるのか、いさか心もとない気がしてならないのでございます。

活力ある四日市の復活は四日市自身の問題であるとの認識をさらに強めていただき、積極的で系統だった推進を市長を先頭にして図っていただきたいと強くお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 石原産業の中里住宅地の問題でございますが、リーダーシップを発揮しろということでおございまして、当然であろうかというふうに思っております。したがいまして、私は先ほど松島議員のお答えに抽象的なご答弁を申し上げたわけでございますが、やはり塩浜地区にとつて唯一の残された土地でございます。そういった意味では、塩浜地区が地区民の方々に喜んでいただけるような活用方法を考えるべきではないかというふうに考えておるのでございまして、これをやってまいりますために、具体的な進め方でございますけれども、一方でやはり市民参加ということもございますし、やはり土地の感覚ということもあるわけでございますから、土地の方々のご意見を吸収ができるような組織を指導、考えていただくというふうに思つておる次第でございます。ご了解を賜りたいと思います。

それから、先ほど四日市の街づくりで、県は四日市の問題を避けているというご表現があつたわけでございますが、私は県は避けているというふうには思つておりません。どういう約束をしてくれているのかということについて、いまここではつきり県からこういう約束を取りつけてあるというようなことは申し上げる段階ではないと思っておりますし、さらに県がどういうふうに考へるかは別として、四日市市の街づくりは当然に四日市市民がまず考へるべきことであるというふうなことを十分踏まえた上で、総合計画に取り組みたいというふうに思つておるのでございまして、しかも産業をどう振興をしていくかということについては、先ほど平野議員のご質問であったかと思いますが、若干私は短期的な問題と長期的な問題とについて触れたつもりでございます。この辺についてはご推察を賜りたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（川合一郎君）登壇〕

○環境部長（川合一郎君） 埋め立てを行いますにつきましては、粗大ごみを破碎するとか圧縮するとかという方法があるうかと思います。効果的に威力を發揮いたしますのはやはり圧縮だと思います。大型重機による圧縮の方が埋め立てにつきましては経済的でありました効率的であろうかと存じます。また先ほど申し上げましたように、ごみの減量につきましては、やはり分別収集を徹底するということで、いま各地区で今月初めから今月いっぱいにかけまして説明会を催しております。特に婦人会の方々にお願いいたしまして、その分別収集についてお願ひしてございます。不燃物だけをともかく埋め立てるんだと、あとは資源の活用と焼却につきましてはできるだけ焼却をいたしまして、せっかく確保いたしました土地でございますので、できるだけ長く有効に活用していきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ご通告申し上げました二点につきまして、質問を申し上げます。よろしく的確なご答弁をお願い申しあげます。

まず第一点は、福祉問題についてでございます。

市民一人一人の幸せを高めるために高福祉社会の実現を目指として、市長はじめ理事者各位のご努力により、少々ずつではありますまでもきめ細かな施策が実現され、時あたかも敬老月間に当たり、老人福祉の問題を見ましても、老人医療の無料化に所得制限額の引き上げとか、独居老人や寝たきり老人に対する福祉電話の設置、給食制度、寝具・寝台の貸与、入浴車の派遣、ホームヘルパー制度の確立、敬老祝い金の増額等、ずいぶんご努力いただいておりますことを承知もいたしておりますし、また施設にいたしましても、養護老人ホーム、老人福祉センター、またりっぱに改築されました養護老人ホームの寿乐园等がございますし、その他母子寮、乳児保育所、精神薄弱者のための授産施設、共栄作業所、身体障害者のための体育館、肢体不自由児のためのあけぼの学園、療育センター、希望の家、乳児院の改革等、また制度としては身体障害者の家庭奉仕員の派遣制度、近年になって母子家庭の医療援護、ヘルパーの派遣など、指を折って数えますてもずいぶんきめ細かく大変な福祉行政の向上を、もちろん十分ではございませんにいたしましても、それらの実現を夢のように叫んでまいりました私にはありがたく感謝申し上げるところでございます。

しかし、福祉問題はいわゆる日本国憲法に第二十五条に保障されたとおり、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し云々と規定しておりますように、人間社会生活が文化の追求と生活水準の向上により、最低限度の保障すら終結点のない行政努力を要望されることを認識するものでございますが、ここにきめ細かな福祉行政の網に漏れた社会的弱者の中に、母子家庭と寡婦家庭のあることを訴えたいと思うのでございます。働き手の父親のいない母子家庭でありますながら、子供が十八歳を超えると法的な意味で母子家庭とは呼ばず寡婦世帯となるので、配偶者と死別しあるいは離別し、生活苦の中で子供の成長を唯一の目標に必死で育て上げましても、やっと子供が十八歳になつて親のもとから離れます。しかし、この子供には親の扶養能力もありませんし、子供自身の幸福を求めてたしたいと存じます。

次に、年金生活に入った老人のための軽費老人ホームの設立についてでございます。

過日歐州の福祉行政を視察させていただきまして、軽費老人ホームの充実に感じ入つてまいりました。老人夫婦もあり、孤独老人もありましても、年金生活の中でも明るい共同社会ができておりました。相互理解と相互扶助と申しますか、美しい花壇をはさんで一角を明るい管理社会にしておりました。おのの自分の部屋とプライベートな生活、趣味等を持ちつつ、食堂とか健康管理室は共同で社交場も若やいで華やかに見えました。四日市にも老人対策の一環として軽費老人ホームの設立を希望するものでございますが、お考えをお伺いいたしたいと存じます。

次に、北部老人福祉センターを、温泉の出る山之一色でございましたか、良質な温泉のわき出る地区は、故人となられた伊藤金一議員の悲願のように伺つておりましたが、この経過をお伺いいたしたいと思ひます。

次に、社会的弱者に生活の場と財源を与えてほしいということでございます。

ただいま西浦地区に建設中の市民病院は、用地費二十億円余、建設費五十三億三千万円余、医療器械十三億五千万円をもつて改築されつておりますことは、市民福祉の上にも特筆大書してもよいほどの多額の公費を投入されるわけであり、一日平均外来患者一千人を想定していると伺います。ベット数五百五十七床の大病院の出現は大変心強い限

りでございます。この近代的な病院内の売店をぜひ母子福祉会がさせていただきたいと希望しているわけでございます。伺いますと、身体障害者の団体も自動販売機の設置を希望しておられるとのことでございますが、どのようにお考えかお伺いをいたしたいと存じます。

もちろん市長は、厚生省の通達事項とか母子福祉法第十六条など十分ご理解をいただいていることは存じますが、新病院の建設に当たり体質も新たにして、理想的な姿にしていただきたいと希望しているわけでございます。なお、大谷靈園においても、母子福祉の方々によつて売店をお預かりし市民に奉仕させていただき、利用者にもお喜びいただいておりますが、斎場及び待合室など大変狭いために、何体もの受容がありますとき目にする混雑ぶりで、一日も早い改築を願う声を伺っております。団地、アパート等に住む市民等、葬式などを行うためにも、市営斎場の実現を切実に願う声が大きいのでございます。なお、斎場の中に貸し祭壇等もお考え願うことはできないか、市当局のお考えをお伺いいたします。

## 第二点、社会教育問題でございます。

地域コミュニティーセンターの設立構想もあり、社会教育の点におきましてもずいぶん前進してまいりましたようにも思われ、これまたご努力のほどを感謝するわけでございますが、二ヵ年にわたって調査費をおつけいただき、市の総合計画にも明言していただいております婦人会館設立の件でございます。

現在社会会館の跡地に改築いただいております総工費三億五百五十万円の建物でございますが、中部公民館という名称にすりかえられております。婦人会館の定義については十分ご承知の市長にいまさら申し上げるまでもなく、社会会館そのものが婦人会館であったはずでございますが、結婚式場を含む婦人会館の扱いはいかがなるのでござりますか、お伺いをいたします。

なお、婦人会館を含め、公民館においても、社会教育はただ施設をつくり施設内で講座を持つだけの機関ではないはずで、市民との対話の最先端であり、教育の具体的な発想と発展のある場でございます。すなわち教育であると同時に市民福祉の場でもあり、人員の配置構成と社会教育課の慎重な配慮を希望いたします。

社会教育は人であり情熱であり心でございます。心の触れ合いを期待し、青少年の非行化に対してもモラルの確立、愛と奉仕、感謝の情念等、ささやかでも努力のないところには成長はないと思います。青少年の自殺、家出、万引き、盗み、車の乗り逃げなどの犯罪の低年齢化など、新聞にこれらの文字を見ない日はないぐらいで、外国に比べ地域への愛着度が最も低い、国家に対する献身度も世界で最低である。社会での成功的の条件は運やチャンスが第一と考え、余暇も気晴らしに使うが世界で最も多いと、世界青少年意識調査の結果が新聞紙上に発表してございました。このような状況になっている現在、香り高い文化都市になるために家庭教育、社会教育の使命は重要であると思います。人に迷惑をかけないという常識、いたわりと感謝、奉仕の心、人類愛等、いかにしたら生まれるか、社会教育の使命、分野について市長並びに教育長のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

次に、青少年野外センターが教育委員会に移管になり、みどりの学校等で最盛期だと思いますが、年間平均校外教育の場として利用計画をお立ていただくよう希望いたしておきましたが、現在のセンターの職員の配置、運営、利用の経過をお伺いいたします。昭和四十八年、一億数千万円を投じ約四十万坪でキャンプ場百六十名、本館宿泊百二十名の広大なものであり、大自然の中で共同生活を体験し、互いにいたわりと感謝、公徳心を養い、大自然の偉大な力と恵みを感受できる豊かな心と規律、正しい生活、好ましい礼儀、よい生活習慣など、貴重な体験を学ぶことができるものであります。校外教育の場であると存じますが、教育委員会は体験学習として夏場だけの単なる公害患者児童のみに対応するのではなく、たとえば五年生ぐらいを対象にする二日間ぐらいのプログラムを作成し、学校並びに父兄

の理解と賛成を得られた学校からでも参加していただく方法など考へられないものでしようか。四季を通じ登山をする人もあります。自然を愛し友情を温め自分たちの手で生活してみると、必ずやこのりっぱな施設の存在が青少年のために役立つものであることを信じ、お願ひをするわけでございます。愛知県等でも校外教育の場として行っております例は多くございます。もちろん先生も職員も大変だと思いますが、ご努力をお願いしております。私どもの地区では、小学校の校庭でキャンプをするだけでも大変子供たちが喜んでおりますことをこの事実をつけ加えてご報告いたします。何とぞよろしくご努力のほどお願ひ申し上げて、ご答弁をお願いします。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後三時五十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず福祉問題で、母子世帯ないし寡婦世帯の問題についてでございますが、配偶者と離別されまして、あるいは配偶者が亡くなられて、大変幸せに恵まれないまま今日の厳しい社会の中で生き抜いておられます寡婦の皆様には、本当に大変なことだというふうにご同情を申し上げるのでございますが、こういった方々に対する施策をいたしまして、現在年金類によります経済的援助あるいは税制面での配慮はございますし、また福祉資金制度もございます。こうい

った制度を利用していただいて、事業開始の資金あるいは住宅資金にご活用をいただいておるのでございますが、今日これらの方策で十分だとはまだ言い切れない面がございます。

したがいまして、今後国や県関係先にもご質問の線に沿って、少しでも生活の安定あるいは福祉向上の道が開けますよう強く要望をしてまいりたい、そう思っておりますが、これらの制度だけで救いきれないという面については、今後よく検討をして対処してまいりたいと思っております。

第二番目の軽費老人ホームの問題でございますが、老人福祉施設の整備は、先ほどご指摘のありましたように、いろいろと進めておりまして、養護老人ホームあるいは特別養護老人ホームが充実をしてまいりまして、今後老人人口は急激に増加を予定されております。さらに、同時に年金受給者の増加など、それらの情勢を考え合わせますと、低額な料金で利用のできる軽費老人ホームの必要な時期になつておるのではないかというふうに思っておりますが、こういった情勢下におきまして、社会福祉法人の青山里会では、われわれの地区的特別養護老人ホームの隣地に、五十人収容の軽費老人ホームB型の建設計画を進めております。この実現に対しまして、国、県の補助金及び資金の借り入れが要望をされておりますので、積極的にご協力を申し上げまして、すでに国の方にも陳情を出しましたし、県の方にも陳情を出し、なお私から直接知事にもお願ひをいたしております。国や県でも、この件についてできるだけ早く具体化をするようご協力をしていくよう仄聞をいたしておりますので、近く結論が出るものだというふうに考えておりますので、ご報告を申し上げておきます。

それから、福祉問題に関連をいたしまして、公共的な施設におきまする売店等を設置する場合には、できるだけ母子家庭あるいは母子福祉団体並びに身体障害者の方々の売店設置について促進をするように努めなければならないといふふうに思つておりますが、本市におきましても、市の施設に従来から売店、自動販売機の設置等について進めて

おるわけでございます。

今後十一月に開院の予定の市立病院の売店の問題でございますが、従来は職員互助会の運営でやつておったので、さりますけれども、ただいま申しましたようなこともござりますので、障害者団体あるいは母子福祉社会等福祉団体の自立更生のために役立ち得るよう対策を講じてまいるのでございますから、さようご承知おきを賜りたいと思います。

それから、県地区の老人福祉センター、B型のセンターの建設でございますが、これは東邦地水が掘り出しました温泉を利用いたしまして、センターB型をここに設置したらどうだというご質問がすでに昨年来議会でも出ておりまして、私もその方向で考えておりまして、所有者でございます東邦地水の伊藤さんともご相談を申し上げ、さらに来年度B型の老人センターを設置するために、国の補助金等をもらうべく国、県に対しまして陳情を重ねておる段階でございますので、さようご承知おきをいただきたいと思いますし、また皆様方のご協力を願い申し上げたいと思う次第でございます。

それから、太谷靈園でございますが、大変待合室が混雑をするということで申しわけなく思つておりますが、まず斎場をあそに建設をいたしたいというふうに考えておるのでございます。斎場の建設については、ことしの三月議会の総務委員会でも問題になったところでございまして、私はできるだけ質素な葬儀が行われるような形でここに斎場をつくるということを取り進めてまいりたいというふうに考えておるのでございますから、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

それから、社会教育問題について市長の意見をとることでございますが、実は、私は平素から、今日の社会と言いますか、国民の間に非常に価値観の多様化が起きておると、そのため大變いろいろな面で私どもから考えると不都合な事件が発生をしておるというふうに考えておりますが、やはり根本問題は人々の考え方にあるうかというふうに思います。

（略）

具体的的な点については教育長の方からご答弁を申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

（教育長（山鹿静夫君）登壇）

○教育長（山鹿静夫君） 三点についてお答えいたしたいと思います。

まず第一は、いま市長からも申し上げました社会教育の基本的なことでございますが、社会教育の非常に重要なところは、しかも非常に分野が広いということについてご意見がございましたわけでございますが、特に社会教育につきましては、きめの細かい地域に即した社会教育をいたしますためには、担当の職員の資質の向上が私は一番肝心であろうと、そう考えております。取り扱います分野が非常に広範囲でございますので、何がさておいてもまず実践をすると、だから百の理屈よりも一つの実践をというので、そういう心がけで当たるように平生から指導いたしております。もちろん、たとえば社会教育主事の資格取得の講習には参加をさせておりますし、社会教育関係の研究会ないし研修会には出席をさせておりますが、それ以上に社会教育の本質をわきまえて、しかもまず自分がみずから実践をしてそのうちに自分で勉強していくと、そういう積極的な資質を身につけるように今後留意をいたしていきたいと、そう考えております。もちろん職員の配置の問題も含めてでございます。

それから二番目は、青少年野外活動センターについて、もう少し利用ができないかと、こういうお話をございますが、五十二年度の利用状況を申し上げますと、年間百七十五団体、人数にしまして一万二千百十一人の利用を見ています。しかし野外活動というのが目的でございますので、またその位置から見ましても一月、二月の冬場には際立つて減少をいたしております。

ご指摘のこのいわゆるみどりの学校でございますが、これにつきましては、健康増進特別事業移動教室ということで、現在指定地域及びそれに準じた地域で市内の小学校十八校六年生全員が一校につきまして大体二泊三日の予定でセンターを利用いたしまして、ほぼ五月から十月ごろにかけて利用をしておるわけでございます。

それじゃ、それ以外にあの施設を、特にそいたしますと特に冬場を中心として利用するということでございますが、この問題につきましては、今後PRに努めまして、ご指摘のような方向で、学校にはそれぞれ学校の年間の行事計画というものがございます。それとの関連もございますし、またセンターの実は収容能力の問題もございますが、ご指摘のような方向でPRに努めまして、センターがあいているときに、ことに冬場を中心としてもっと利用されるよう努めていきたいと、そう考えております。

それから三番目でございますが、社会会館の跡の建物でございますが、これは現在建築中でございますが、これを機会にご婦人の方の学習活動が一層発展されることを祈つておるものでございますが、あの新しい建物でご婦人の方が学習していただけますよう、教育委員会としても十分に配慮をしていきたいと、そう考えております。

○議長（山中忠一君） 坪井妙子君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいま市長並びに教育長からご答弁を賜ったわけでございますが、初めにお願い申し上げましたよ

うに、明確なご答弁を賜りたいとお願い申し上げたわけでございますけれども、何やらなまぬるいご返事でございまして、どの点につきましても私どう重ねてお願いしていいやら言葉に窮するわけでございます。

寡婦福祉手当につきましては、当然もうご存じだと思いますけれども、他都市でも実施いたしておりますし、医療保護あるいは特別措置によりまして、福井県でもあるいは他の都市でも実施されている都市があるように伺っております。

本市におきましても、市長の姿勢として、母子福祉法によってあるいは母子福祉家庭にお示しいただいたような温情を、寡婦家庭にもお示しいただきますことを重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、軽費老人ホームの点では、小山田地区にただいまご計画があるということでございます。大変小山田地区に偏在するくらいはございますけれども、ないよりはあつた方が結構でございます。順次この温かい行政は各地区に広めていただきたいという希望を持って賛成をするわけでございますが、それからB型の老人福祉センターのお話も大いに伺いまして、神経痛にも大変よく効くお湯が大変よいというようなことで、ただいま野天のおふろにも皆さんがあつた日参をしていらっしゃるようなお年寄りもあるように伺っております。どうぞこういうよいお湯が市内にできたことをございます。早急に善処されますようにお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、売店のことのございますが、母子福祉法第十六条の規定は、国または地方公共団体の設置した事務所その他公共施設の管理者は、母子福祉団体から施設内売店等の設置の申請があつたときはそれを許可するよう努めなければならぬとございます。公的施設内で互助会という名前にいたしましても、市の職員のための営利事業が存在することとは許されないものであろうかと存じます。古い病院の中の古い体質から、新しい病院の開設と同時に新体制で市民がともに喜び合えるものでありますよう、十一月開院にあわせて善処されることを希望いたしておきます。

売店の利益につきましては、もちろん母子福祉会が独占するのではなく、社会福祉協議会等で身体障害者の会、車いすの会、精神障害者の会、若葉の会、精神薄弱者の会、手をつなぐ親の会等々、ボランティアの支援以外何ら財源もなく苦しみつつ幸せを求めている諸団体に、あるいは困っている方々のための法的援護以外の財源になればと存ずるわけでございます。

次に、本市が身体障害者福祉都市宣言をいたしており、道路上あるいは盲人のために車いすの方のためにと配慮がなされておりますが、足の弱い老人のためにも散歩道をつくり、あるいは緑豊かな木陰のある公園や中央道緑地にベンチを置いたり、公園内に目の見えない方のために香り高い花木を植えたり、それらの方々に市民が愛の手を差し伸べるような標語が市民に対するアピールがあつたり、市民の協力を求めるこのような運動を進めたり、市民一人一人に福祉をお互いのためのものと認識を深めていくような行政努力を賜りたいものとお願いを申し上げる次第でございます。

ますます多くの老人社会で、外へ出てもゆっくり座る場所もないと申します声をよく聞きます。外国のように公園や木陰に終日でも座っていたいようなベンチを置くことはできないものでしようか。工夫をしてみていただきたいと存じます。

福祉都市である以上、市民の精神的安らぎを与える緑を大切にする運動を進めていただきたい、台風等で危険と称し、街路樹を坊主にしてしまう傾向がございますが、添え木をしても市の発展とともに伸ばしていただきたいし、また自然緑地である背後の山地にいたしましても、何十年も生き抜いた松の大木がマツクイムシに荒らされている姿はまことに無残でございます。市民全体の財産である緑を大切にするためにご処置をお願い申し上げます。これにつきまして市長のご答弁を賜りたいと思います。

なお、幼児のための遊園地なども福祉都市としてあるのは当然だと思うわけでございます。  
老人、幼児等生活弱者のために重ねて市長のご配慮をお願いして、再質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

四日市に緑が非常に大切であるということはいまさら申し上げるまでもないというふうに思っておりますが、台風対策という意味で木を坊主にすることのないようにということでございますが、できるだけ私は木を大事に大事に育てていくという方針を貫いております。ただ交通安全等の関係がございますので、下枝については払うという方向で今日進んでおるわけでございまして、マツクイムシは大変残念でございますけれども、防除対策はある一定の地域について進めておるわけでございます。必ずしも四日市全域についてできるという状態ではございません。これは全国的な傾向でもございます。できるだけ国の制度等を活用して防除を進めてまいりたいと思います。

なお、生活弱者対策というのは、私は福祉事業のまづ最初にと言いますか、今日の段階ではまず弱者対策に重点を置いて福祉を進めていくべきだというふうに考えておりまして、そういう意味では、弱者対策と申しましてもいろいろな対策があるわけでございますから、私は寡婦の方の問題についても一つの課題として今後に対処してまいりたいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願ひすることにいたします。  
明日は、午前十時から余議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十七分散会

昭和五十三年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市議会

○議事日程 第三号

昭和五十三年九月十三日（水）

午前十時開議

第一一般質問

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

加 大 大 小 宇 岩 伊 小 天 青  
治  
藤 森 谷 川 田 田 藤 井 春 山  
  
定 多 喜 四 良 久 信 道 文 鎧  
喜  
男 三 正 郎 市 雄 一 夫 雄 男

○欠席議員（二名）

中高 山山山森松増前堀古福平長橋  
谷  
村橋 本中路口 島山川 市田野川本  
信力 忠 信安良英辰新元香行鐸增  
兵  
夫三 勝一剛生吉一一男衛一史信元藏

野野生出坪田高高坂後後小小粉訓喜川金  
多  
呂崎川井井中木井口藤藤林林川霸野口森  
平貞平 妙基 三正長寛喜博也洋  
和芳蔵博子介烈夫次六次夫次茂男等二正

○出席議事說明者

副 収 入 役	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	福 祉 部 長	市 業 部 長	財 政 部 長	總 務 部 長	助 助 役	市 長 公 室 長
栗 原 弘	荒 奥 石 美 川 谷 濃	岩 矢 伊 斎 阿 坂 平 坂 加	木 村 井 部 合 沢 山 田 藤 南 井 倉 輪 藤	木 田 鹿 部 猶 靜 昌	藤 山 田 藤 三 仁 三 博 一 文 義 三 治 久 輝 清 哲 喜 代 司 嗣	弘 郎 人 夫 美 郎 男 彦 三 男 司 嗣	弘 郎 人 夫 美 郎 男 彦 三 男 司 嗣	弘 郎 人 夫 美 郎 男 彦 三 男 司 嗣	弘 郎 人 夫 美 郎 男 彦 三 男 司 嗣	

○出席事務局職員

議 事 事 務 事 務 課 係 長 長	次 消 防 長 長	技 術 部 長	水 道 事 業 管 理 者	病 院 事 務 長	教 職 教 務 育 育 代 委 理 員 長 者 長	教育 委 員 長
板 小 佐 々 崎 坂 木	吉 岡 渡 本 辺 林 靖 吉	黒 村 川 山 衍 了	蔽 田	六 山 服 田 鹿 部 猶 静 昌	栗 原 弘	
大 晃 之 承 靖 精	田 本 边 林 靖 吉	川 山 衍 了	裕 裕	裕 夫 弘		

午前十時二分開議

○副議長（山本 勝君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十三名であります。

本日の議事は、お手元に配布いたしました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

この際、報告いたします。

喜多野 等君から、通告した質問事項のうち、第四項については取り下げたい旨の申し出がありましたので了承願います。

日程第一 一般質問

○副議長（山本 勝君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 おはようございます。初めてトップバッターに当たりまして、なかなか気分のいいものでございます。氣分のいいところで通告に従いまして、簡単ではございますが質問をさせていただきます。

まず最初に、教育長にお尋ねをいたします。

市内の中学校あるいは小学校の簡易プールを普通プールを取りかえるということです。このことは、過去岩野市長が昭和五十二年度中に市内の中小学校の簡易プールを本格化プールに取りかえたいと申されたことは、ご承知のとおりでございます。この趣旨に沿いまして現在までに十七の中学校全校、それから小学校三十八校中二十七校は普通プールに工事を完了いたしております。当初岩野さんがおっしゃった線よりは若干のおくれはございますが、関係者のご努力に対しまして心より敬意を表する次第でございます。ところが、残る十一校を見ますに、本年度開校されました三重北小学校、あるいは八郷小学校の二校と、すでにできておりましたところの常磐小学校とそれから県小学校については、体育館の建設工事というものに絡みもございまして別といたしましても、さらに残る七校、校名を申し上げまするならば中部西、納屋、三浜、羽津、大矢知、八郷、河原田の小学校でございます。で、河原田小学校については、町所有のプールを利用いたしております。いずれにいたしましても私の調べましたところ、校庭が狭くて校庭内にプール用地を確保するということが困難となっております。同じ四日市市の屋根の下で生まれ育った子供が、片方は規格に合った新しいプールで泳ぐ子、また従来の古い簡易プールで泳ぐ子、事情を知らないこれら子供たちの心理を考えますとき、その影響の少なることは責任者である教育長は十分ご承知のことと私は思います。

また、この差別を解消する責任は、私たち大人全体の責任ではなかろうかと思う次第でございます。私の質問に対しまして、想像するに教育長は、お説のとおりでございまして、私といたしましても十分にこれが解消に努力をいたしておりますし、今後もさらに努力をいたしますというような要旨の抽象的な答弁が予想されまするが、私はそういう抽象的な答弁は求めません。具体的に、現在どうしても対策とか見通しが立てられない、また、努力もできないといふことならば、何もしておりませんで結構でございます。また、対策があり、見通しをお持ちであり、努力をしておみえになりますならば、この際七つの学校のそれぞれ立地条件と、あるいは地理的条件も違いまするので、一校一校

経過と今後の見通しをお聞かせ願います。

次にいま一つは、これは要望にとどめておきますけれども、プールを使用中の傷害事故というものがございます。幸いのこととは、いまのところ市内においては無事故であるように聞いております。これはひとえに関係職員の緻密なプールの点検、あるいは先生方あるいはPTAの方々の管理体制の成果でございます。したがいまして、心より感謝をするとともにお喜びを申し上げます。季節の移り変わりとともにプールの使用も終わりました。来年もまたこのように無事故であつてほしいものでございます。この際、排水口とかあるいは事故の原因となる個所の十分な点検をしていただきよう。教育長から関係個所に指示をしていただきとともに、もし指示が出されておるならば、再度その点検を関係者の方にしていただきよう。要望する次第でございます。

かに指導室への出入り口に、お詫びしては、その後輩育成と経営との調整がいかがよしむかに問題して、さういふことを割愛させていただきます。

次に、消防行政についてでございますが、きわめて困難なる諸情勢のもと、二十五万の市の生命と財産を守るために、日夜奮闘くださる消防長はじめ消防職員のご努力に対しまして心より敬意を表します。さて、戦後三十年を経た今日、わが国もようやく世界先進国の仲間入りをするように成長をいたしてまいりました。と同時に、与えられた民主主義も、過去三十年間あらゆる職場において、またあらゆる地域において、種々の論議とトラブルを繰り返しつつ逐次前進発展をし、ようやくデモクラシーの裏づけには社会に対する強い責任感がいつもあるという理解と構造が強くなってまいりました。もちろん過去におきましても、また現在においてもその度合いの差は、職場の体質あるいは地域の立地条件等によって異なりますが、一般的に言って立ちおくれておるのは警察行政と消防行政ではないかと言われております。もちろんその職務内容と法的根拠によることは十分理解をいたしますが、いま正しい住民の意思

を反映した市政の確立のため、加藤市長は第二次五ヵ年計画策定のため、今年度は地区懇談会を毎晩夜間を開催いたしまして、広く市民の意思を吸収する努力をいたされております。まことにりっぱな行動であると感服をいたします。過去の消防長より、渡辺消防長はりっぱな管理能力を持つた方であると聞いておりますし、そのように考えております。ところが、こと消防業務の実務につきましては、部下職員にまさることはできないと思います。消防行政を真に民主的に運営するには、消防業務の末端に働く職員の意思を十分に吸収しなければなりません。今まで比較的の自由な発言の機会の少なかった消防職員の個々面接による意思の吸収とか、あるいはまた上司の介入した組織寄りの意思の吸収は、本当の末端職員の気持ちの反映にはならないと思います。逆に職員相互のトラブルを誘発する原因ともなりかねないと思うでございます。幸い消防職員の自発的な意思による親睦を目的とした協議会ができております。くどいようでございますが、消防行政の遂行に当たりましては、何といっても職員全体の協力と協調が必要でございます。渡辺消防長は職員協議会を白い目で見ているとか、あるいは自分の気持ちにそぐわないからそういう組織は相手にしないとか、いろいろなうわさを耳にいたしますが、私は大人物渡辺消防長のお考えとはどうてい思えませんので、悪質なデマとして聞き流しております。言葉が悪いかもしれませんけれども、今後この組織を上手に利用して、ますます消防行政の向上と発展を願う次第であります。消防長のご所見をお聞きいたします。

○副議長（山本勝君） 教育長。

○教育長（山鹿静夫君） 二点についてお答えいたします。

まず小学校のプールのことでございますが、いまのお話のように簡易プールは七校残っております。それで新設校

も含め、またコンクリートブールもございますので、できるだけ早くブール建設が完了するように計画を立てて建設を進めてまいりたいと、そう考えております。さて、この簡易ブールがおくれております理由は、共通的に申し上げますと、一つは学校全体の配置計画の中でブールの位置を定めがたいという事情の学校、あるいは学校敷地が非常に狭くて校内にブールを設置することができないと思われる学校がございます。一例を申し上げて恐縮でございますが、大矢知興譲小学校なんかはその一例であろうかと思います。それで、どうしても学校敷地内で建設することができない場合は、もちろん学校ブールにつきましては学校敷地内で建設するのが学校運営上当然のことではございますが、どうしても学校敷地内では建設することができない場合につきましては、児童の交通安全等の問題も考えまして、学校のできるだけ近い場所で用地を確保せざるを得ないと、そう考えております。で、ただいままで学校当局及び地元の方のご意見をお聞きしながら進めてきておりますが、今後も教育委員会といたしましては積極的に話し合いを進め、そういう方向でその場合はまいりたいと、そう考えております。

第二の点でございますが、教育施設の管理につきましては平生から留意をいたしておりますが、本年度夏休みに他市の学校ブールで事故がございました。早速電話で校長に連絡をいたしまして、学校ブールの点検を指示いたしますと同時に、教育委員会の担当職員を派遣いたしまして全部のブールの点検を実施いたしました。一件だけ緊急処置すべきものがございましたので、これはすでに処置してございます。と同時に、夏休み中でございましたが校長会、委員長会を招集いたしまして文書による通達を流すとともに、具体的な点検の方法、あるいはブールばかりではありません。その他のサッカーゴールの取り扱い、あるいは体育館中の施設、そういうしたものにつきまして具体的な管理の内容につきまして指示をいたしておりまして、現在のところ問題はございません。今後も施設の管理につきましては遺漏のないよう万全の準備をいたしたい、平生から留意をいたしたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（山本勝君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の要旨は、素人の消防長が消防行政をうまくやつしていくためには部下職員の意見を十分に聞いて、十分な能率を発揮するよう努めるべきではないか、というふうに受けとめさせていただきました。ご指摘のとおりでございます。安全な社会の確立を目指しまして消防行政をより一層充実したものとしていかなければならない、ということは、申し上げるまでもないことですが、この要請にこたえますためには、消防が内外ともにいかなる事態にも対応できるような強力な体制を整える必要があると思います。そういう意味合いから、消防職員全員が一致団結して地域の安全に立ち向かい働いていく、ということが重要であると存じます。そのため私は、着任以来職員の意見を十分聞こう、ということを私の第一義的な仕事といたしております。具体的には五月の中旬に一回、全職員の集合を求めて、個々にそれぞれ細かい意見を聴取しております。そこに出ました問題について解決すべきものについては即座に解決し、経費その他的一面がございましてお願いしなきやならぬものはお願いする、折衝を重ねなければならぬものは折衝を重ねる、検討をしなきやならぬものについては検討をする、現在未解決で検討中の問題もあります。すでに解決した問題もございます。市長、助役、その他の上司の方々にお願いしておる点もございます。金の伴います問題につきましては来年度予算において配慮していく、いうような措置を講じておりますが、それをまたこの八月に、具体的には八月十六日から三日間ですが、職員全体の集会を開きまして、それにその五月に出ました問題点の途中経過なり結果なりを説明して納得を求めておりますし、さらにこれでは不十分と考えまして各所属、わ

たしどもの職場には課、署、いうようなものがございますが、その長を中心いたしまして月二回、所属長と職員相互間の意思の疎通を図るよう新しく制度を打ち立てまして、第一回目の結果が私の手元に届いております。大変細かい問題、非常に大きな問題、いろいろ出てきておりますが、それについても鋭意解決することによって意思の疎通が万全にいくように努めてまいりたいと、このように思っております。私の気持ちといたしまして職員の意向をくみ上げる、いうことについては、具体的にいたしましたことは以上でございますが、その反面といたしましてわたしの職場は、申し上げるまでもなく常に組織的な団体行動を要請せられる場所でございます。そういうような意味合いから、また本来の使命を達成する意味からも規律というものが重視されるのでございます。この規律の確保につきましては十分に配慮いたしまして、皆さん方のご期待にこたえるように努力してまいりたいと思います。

指摘がございました協議会の問題でございます。

この二月四日に結成されております。約半年余りが経過しております。できましてからどういったものかいろいろ活動の面を通じましてよく見ておる。三月議会におきまして助役から一応の見解が示されておりますが、何事にいたしましてもできました当初、いうのは暗中模索の形が出てきて、またいろんな混乱があるのでございます。いま一応落ちついた形でいろいろとやつておるようでございます。ご指摘のありました、わたしが認めないとあるいは感情的にどうとか、いうようなことはいささかもございません。三月議会で助役から答えていただきましたように、親睦を目的とした団体でございます。先ほど申し上げましたような趣旨から、わたしどもの職場は親睦を最も重要な要素とする組織でございます。そういうような意味合いから、うまく育つてもらうように願つておるだけで、何か変な話が流れてくれる、いうふうにお聞きいたしましたが、いささかもそういった点はございませんので了承をいただきますて、わたしの答弁を終わらせていただきます。

○副議長（山本 勝君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 二点目の消防長のご答弁の一一番最後の言葉、決しておっしゃられるようなことは考えておりませんと、うまく育つていただきたいと、こういうことをこい願つておるという言葉を評価いたしまして、よろしく今後とも消防行政の発展にご尽力を願いたいと思います。

最初の教育長の答弁でございますが、私が質問中に申しました言葉のとおりでございます。今後積極的に努力をいたしますということで結んでみえますが、そういう答弁は私は要らないと言つたはずでございますので、もう一度ですね、

それからもう一つは、私はなるほど大矢知出身の議員ではございますけれども、ここで質問することは、全市七校の小学校についての質問をしたわけでございます。ところが答弁は、大矢知小学校というふうに返つてきましたので、あなたがどうしても大矢知について答弁がしたいということなら大矢知について質問をしますが、それでひとつご理解を願いたいと思う、私は四日市全体の小学校をお願いしたんだけれども。そこで大矢知について、それじゃ教育長にお尋ねしますけれども、大矢知のブールをつくるに当たって、教育長といたしまして、校庭が狭いので校庭以外に求めようとする努力は一体何をされたかということを質問します。もうあとの六校はあなたが答えにくいのでやめまして、大矢知小学校の校庭外にブールを求める努力を教育長はどうにしたか、具体的にひとつご答弁を願います。

○副議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）お答えいたします。

わたし申上げましたのは、簡易プール残り七校あるわけでございますが、市内全体のことで申し上げたわけでございます。一例を申し上げたわけでございますが、その点はご勘弁願いたいと思いますが、残りの簡易プール全体につきまして、先ほど申し上げましたとおり、一つは全体の計画の中でプールの位置を設定しがたいところは、今後早くその位置を設定してかかりたい。それから、どうしても現在の敷地内で求めることができない場合は、教育委員会としても積極的に地元の方あるいは学校当局の方の話を進めまして、できるだけ早くプールの建設を終わりたいと、そういう気持ちでいっぱいございますので、ひとつ了承のほどをお願いいたします。

○副議長（山本勝君）古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 今度の答弁は全体のことをおっしゃった。ということは、校庭が狭くてプールができないということについて、教育長としては何らの具体策もないというふうに考えてもよろしくございますか、その点を一言お聞きし、最後にやはり一番の責任者である市長からこの点についての考え方をお聞きして、一応わたしの質問を終わります。

○副議長（山本勝君）教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君）お答えいたします。  
委員会といたしましては、積極的に委員会が中心となりまして、いわゆる外に敷地を求める場合は推進をしていくたいと、そう考えております。以上でございます。

○副議長（山本勝君）市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）簡易プールの今まで至つておる七校の学校が依然としてあるということに対しましては、大変申しわけないというふうに思つております。できるだけ早く本格プールに切りかえるべく、今後予算獲得に努力をしてまいりたいというふうに思つております。ただご指摘のありました小学校の中には、現在地で、現在の校庭敷地内にセットができる学校もございます。すでに私の方へその地区の地元の方々からご陳情を得ておりますので、そういう学校についても、敷地のないところは用地買収を早くやって、簡易プールが一日も早く解消できますように努めたいということをご答弁にさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本勝君）前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 消防行政の問題について少し関連をしておきたいんですが、渡辺消防長は新米の消防長だと言つて盛んに謙遜しておりますが、今までお見受けするところなかなか人事管理といいますか、人間の機微に触れる優秀な消防長じゃなかろうかと思います。ですからわたしは、余り深くは言いませんけれども、先ほど言われますような、いわゆる意思の疎通を図ると、これは管理職としてだれしも当然考えるべきことですけれども、ただここで申し上げておきたいことは、消防長もあるいは幹部職員もそうですが、今まで経験をしなかつたような協議会というものができてきたわけです。まあ言うならば一種の特殊社会であるわけです。したがつて、それを余りにも事大に考え過ぎたりすると、そこでトラブルの原因になりまして思わぬことになりかねないと、その点でやはり協議会というも

のをまともに見つめて、人間として話し合うという、そういう姿勢をとつていただきたい、管理職という上部に位した立場で相手の意見を聞くということは、これは今日社会では非常にくれたやり方だと思います。胸襟を開いて対等の立場で話し合うという、そういうことで初めて、いま渡辺消防長のおっしゃつたいい内容がつくられ、四日市民として安心して治安を任せられると、こういうことになると思いますので、老婆心ながら一言つけ加えておきたいたいと思います。

○副議長（山本 勝君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 それでは三点にわたってご質問をさせていただきます。

第一点でございますが、円高差益を国民に返す市民運動についてと、どうような表題を挙げてみたわけでございます。この円高差益を国民に返すという問題につきまして本質的な国際情勢なり、また国内情勢を本来であれば分析をして、その上に立つて本提案をしていくというのが本旨でございます。また、その内容等の本旨が、現在の資本主義社会においての国際競争裡における問題でございます。そのような点で、わたしどもの方も十分政策資料として中期の経済政策としていろいろな研究をして、そしていま国会で日夜新聞紙上をにぎわしております問題点について指摘をしておるわけでございます。特に現実的な局面をとらまえてわたしども申し上げますと、為替差益はほとんどが電力、ガス会社による大手商社による大幅な利潤を上げている事実ということは、これは事実でございますし、またその方法等についていろいろ評価の仕方はございます。しかし、わたしどもが調査した結果によりますと、少なくとも一例として申すならば、一ドル二百円として計算をいたしましても本年度の電力九社は四千五百四十一億余円、ガス大手三

社としても六百七億円になつておるような状況でございます。このような差益を各家庭に還元すればどのような形になるか申し上げますと、電気ガスとも合わせた場合一九七七年度は一世帯当たり七千六百十三円、一九七八年度では一万八千五百五一円の払い戻しとなるわけでございます。一年前一ドル二百六十七円がいまでは百八十円台、外国製品は三割以上も安くなるはずであるのにかかわらず、実際の小売価格は下がるどころか値上がりをしていく一方であります。このよくなからくりによる電力商社の大手企業は、為替差益という莫大な不当利得を手にしておるのが事実でございます。ここでわたしたちが一番考え、質問を申し上げなければならぬことは、少なくとも今日の強力な日本の経済力というものが行き上り、また戦後における相当日本の力と力量をつけてきた問題については、額に汗し、本当に働いてきた勤労大衆の労働によって今日築かれてきた日本の国が、世界各国に呼べるG.N.P.の第三位とか二位とかというようなところまでのし上がってきただんではないかと思うわけでございます。このような点を考えました場合、当然このような利益は国民大衆に還元をすべきであるというふうにわたしどもは考えるわけでございますが、この点について四日市の市長はどういうような考察をしておりますか、その点についてお伺いをしたいと思います。なお、現在この問題については、四日市の市の状況によつてほとんど政府主導型の形でやられておる影響がどのようないに四日市市に税等において響いてきておるのか、そういう点についてもひとつ市長の実際の見解をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。このような点から考察いたしまして四日市の状況を判断してみた場合においては、わたしどもの会派の代表である前川議員が相當前に申し上げましたとおり、少なくとも石油関係の工場も四日市にはたくさんおることであります。四日市の地場産業である万古産業、こういうところに少しでも安い価格の油でも出してあげたら、相当地場産業の関係も繁栄していくんではないか、また少しでもよりよくなしていくんではないかということで、多少のご努力は賜つたようですが、それは一時的な問題でありまして、今日のようにこれだけ大幅な形

で円高差益が出てきておるという状況について、どういうよう判断をしてどういう行政指導をしていくか、いう点についての考え方といいますか、少なくとも産業政策に対する見方というものを教えていただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、老人福祉の年齢問題についてでございますが、これは二日後の十五日には敬老の日でございまして、はからずもこういう機会にご質問できるということについて本当にうれしく思うわけでございますが、わたしが一番この問題で年齢問題として申し上げましたのは、わたしでも知らなくて非常に申しわけなかつたと思うわけでございますが、四日市は非常に政府の、県とか國の方の指導をしていただくことについて忠実でありますし、まじめな市でございますから、そういう点でいささかも変化はない都市なんでございますが、お隣の桑名へ行きますと六十五歳以上の老人医療の無料化というのを従来からやっておるようなんですが、そこらの点を見落としたわたしどもが悪いのか、また桑名自身の市の行政、またはその都市の首長というものの物の考え方、進め方、そういうものがそれをならしめたのか、少なくとも桑名といっては八、九万、十万までの都市でございますが、四日市は二十四万の都市でございますが、そういう点でやはり基本的に六十五歳なら六十五歳という線を引いておると、それに引きかえ四日市においてをや、また他の都市においておやということなんですが、やはり何らかの起因する時の首長の政治的判断というものは大きなものでございまして、そういう人たちの判断が、政府がどういうような施策を出そうと、どうあろうと、少なくともそれを堅持していくという、都市の中で独立した、政府に対して少なくとも各都市の市長として独自な手法でものを判断し、事を処理しておるというりっぱな都市もあったんだな、さすがは桑名かなと、そこらのでき合いと違うんだなというような点を、やはり福祉行政の面から見直させられたという面があるわけでございますが、こういうような問題については四日市の市長は、福祉の加藤と言つて打ち出してきたわけでございますが、どういうよう

老人医療の問題等を考察して今後進めていくこととするのか、これは四日市の加藤市長がやろうと思えばできないことないわけですよ、政府でこのように決まっておりましても、四日市市では六十五歳でやってまいりますということを申し上げて実施をすればできることなんですから、できないことではないわけです。ですから桑名の方は、そういうことをやはりそのときの市長はやつたわけだからこりつぱじやないですか。四日市の市長もひとつそういう点では見習つて、ただ金がない金がないと、金がないんだ金がないんだと、これ一点張りで、とにかく夜も日も暮れぬというようなことでなくして、少なくとも自分がこのようにしていくべきだ、また今後も将来はこうあるべきなんだと、現在のお年寄りの方は、本当に戦時中ご苦労なすったんだと、だからそういう人たちにお報いするためにおいても、やはりそういう措置をとっていくべきなんじやないかと。一步譲つていまはできないとしても、やはり今後の長期政策の中でこうあるべきなんだ、こういうようにしていきたいんだ、一步譲つてもそういうことは考える発想として生まれてきてしかるべきなんではないだろうかと思うわけでございます。これは市長の考え方なので、わたしがとやかく申し上げることじやございませんので、後刻承らさせていただきたいと思います。

本件と関連をいたしまして、この老人なり身障者なり、またそういう人たちに対して一番最前線でヘルパー制度というのを設けられて、現在やられておるそうでございますが、非常にまだ未成熟でありまして、制度組織等も充実されておらないということを承っておりますが、この人たちも実際上ボランティア精神の発露といつて、本当に主旨にお年寄り、寝たきり老人の方、また身障者の方、そういう人たちに対する奉仕の精神で努力をしていくわけでございますが、やはり役所の行政としてやる場合においてはただそれだけに頼るんではなくして、当然伴うものは伴つた形でやはり行政を施していく、また限界はどちらの限界に線を引くのかという点についても考え方があると思いまし、またそういうような問題についての制度組織について今後充実強化をしていただきたい、このようにつけ加え

ておきます。

それからもう一点は、中高年齢層の老人が相当近年は多くなりまして、現在の不況下においての若い人でも失業してくるのに、中高年齢層の人たちの雇用の創出という問題を提起したいわけです。創出というのはつくり出すという意味でございまして、この点について現在の自治体においてやはり各都市でやられておる事業団をつくってやられるとか、また各市において種目別に分けた形で登録をしておいて、その登録した人たちをやはり役所の方でできる限り有効適切な形で、裏づけの身分の保証もしながらその指導をしていくと、こういうようなことになりますと、一面これは第二職安というような形のような形成になりますので、そこらの法的ないきさつというものは、わたしどもは十分まだ理解をしておりませんが、とにかく中高年齢層をいかによりよく雇用をさせていくのか、使っていくのかという問題について、十分現在の産業部として考えていただく必要があるんではないか、いろんな方式はあるでしょけれども、その本質的な問題としてそういう人たちをいかによりよい方向に、才能を生かした形でご活用賜れないか、このようないい点があるわけでございます。

第三点として工事契約のあり方でございますが、この工事契約につきましては、わたしどもの会派でもいろいろお話をしたわけでございますが、この工事の契約についていま申し上げたように、市長が金がない金がない、安くしようと、また悪かろうというような政策ばかりとってはいけないということをわたしは申し上げると、その政策をしていくならばある程度の基準線を引いたらどうなんかと、その基準線を引く必要があるんではないか、民間の会社においては相当のたたきあいとかいろいろなことも必要であるけれども、やはり官公庁のこういうような場においては、そういう点は適切な処置が施されてしまうべきなんじゃないだろうか、そこらの点の見解と条例改正の面に及ぶ関係もございますので、当然総務の委員会でご検討を賜らなきゃいけないとと思うわけでございますが、こういう点をどのよ

うに考えておられるのか、ひとつお伺いをしてみたいと思うわけでございますが、いろいろな審査会とか、そういうところに専門があつて、そこで検査をされてやられるんだけれども、安かろう悪かろうということだけでは困るんで、やはり一定の限度というものは、少なくとも技術屋が見積って、当然そういうものを出して契約をされるわけですから、ただそれを安くたいたいらしいというのもんでもないわけなんで、ある一定の限界があると思います。また、技術者自身もそういう判断をする必要があるし、またそういうものをできる技術者を要請し、また鍛えていかなきやならないと、そういう面からいくと四日市のお役所の技術屋さんというのは、片一方では、もう横の方ではお客様の市民の皆さんのが来ている、片一方では見積もりをする、図面は書いておると、なかなか聖徳太子みたいのばかりがたくさんおりまして、そういうことは恐らくわたしどもの民間においてはやつております。設計をする者は静かな所で設計をし、見積もりをする者はし、また市民の皆さんと相対する人たちは相対します。そんな聖徳太子みたいなことさせておりません。ですからこういうような点からしても、やはり技術者を育成強化して、いかなる場合においても自分の識見のある判断を行えるというようなことが一番大きな、こういうような少なくとも時期になってきた問題の判断は必要を要するんではないか、こういう点については技術担当の助役もおることだから、そこらの点の見解も一度承りたいと思うわけでございますが、そういう点についての一応の見解を承って、再度の質問をさせていただきたいと思ひます。

○副議長（山本 勝君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十一分休憩

午前十時十一分再開

○副議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

まず円高差益の環元の問題でございますけれども、日本の経済が大変発展をいたしまして、これは国民経済の現状から言えば世界でも最も伸びている国であるということは言えると思います。で、こういった現象が今日起きておりますのは、これは国民全体の力であるということはまさにそのとおりでございます。円高差益は国民に還元をするとということは、当然だというふうにわたしは考えております。特に一番形が明白に出ておりますのが電力、あるいは石油精製等ではないかというふうに思つておりますし、さらに輸入物資の主な物、たとえば小麦であるとか、あるいは輸入青果物であるとか、その他輸入の繊維製品であるといったような物に当然それなりの差益があるはずでございます。ただ、やはりそうは申しましてもなかなか日本の流通機構というものが非常に複雑でございまして、どこでその差益が吸収をされていっているのかということを把握することすら困難な物資もあるということではございます。しかし、最も私たち市民生活に影響の強い電気代でありますとか、あるいは水道料金でありますとか、あるいはまた直接的に影響のあります食料品でありますとか燃料、そういうものについての差益をその製造会社、あるいはその間におきます流通関係の機構が全部吸収をしてしまうということでは、価格体系の価格が形成をされるその仕方が大体どういう製品でも原価主義でございますので、國民に納得がいかないというのは当然でございます。原価主義をとる限り原価が安くなれば、それは國民に還元をしていくべきだというふうに私は考えておりまして、今度の電力料金の、五十三年度におきます電力料金の還元について必ずしもこの還元方式でいいかどうかということについては

私も疑問を持つておるところでございますが、先ほどご指摘のありましたように電力については、標準使用家庭で大体月間百七十八キロワットでございまして、金額に換算しますと中部電力では二百八十三円という形になっております。また、ガス料金では、大手三社だけが五十三年十月から五十四年三月まで六ヶ月間にわたってガス料金から割り引くという方法で還元をするということにいたしておりますが、合同ガスの場合には、ご承知のように原料が直接外国から輸入をいたしておりません。大協石油のオフガスを購入しておるというようなことから、円高差益というものが明らかになつております。そこで、私の方で会社の方と種々折衝をいたしましたら、現状のまま推移をしてまいるのならば四十九年十月に改定された現行料金を五十四年度もそのままいきたいということを述べておるのでございます。こういった面について今後もう少し折衝を重ねてみたい、いうふうに思つております。それから、家庭用の灯油でございますけれども、すでにこの九月から出光が一キロリッター当たり一千五百円を還元するという発表をいたしております。それはそのまま小売値に波及をいたしますと十八リッターかんで二十七円という気になるわけですがござりますが、流通経費の上昇等もございますので二十円程度の還元になるのではないかというふうに私どもは見ておるわけでございます。四日市には昭和石油と大協石油の二社があるわけでございまして、この二社に対しても円高差益の還元を要請いたしておりますのでございますが、大体出光と歩調を合わせるのではないかというふうに現在の段階で見ておるわけでございます。さらにプロパンガスについては、輸入価格が円高の影響で五十三年六月にはトン当たり三万四千円前後となりまして、二年前の五十一年六月に比較をいたしますとトン当たりで七千円も値下がりをしているということでございますが、小売価格は全国平均で十キロ当たり約千七百円と、ほとんど横ばいとなつておるのが現状でございまして、このことを見ましてすでに通産省の方では業界に対しても還元をするよう要望を出しておりまして、今日の段階である程度の還元がなされるという見方をしておるのでございます。さらに重油、ブタン等の小売価格に

つきましても、仕切り価格が安くなる傾向にあるのが現状でございます。本市といたしましてはブタンガスの差益還元を石油業界に要請をいたしまして、トン当たり二千円の還元を実現いたしておるのでございます。ご承知のようにこのブタンガスというのは万古等の燃料に使われておるのでございます。まだいろいろ要請をしてまいらねばならない面もあるわけでございます。ガソリンについては、一月の時点で一リッター当たり百十円というものが八月には百二円になつております。今後こういうように各物資について値下げ等ができるだけ実現をしていくよう、業界とも話し合いを進めてまいるつもりでおる次第でございます。

それから、この電力料金の値下がり等が四日市の税収入にどういう影響を与えておるかということをございますが、一番端的にあらわれますのが電気税の減収でございまして、五十三年度の見込みとしては約七千五百萬、五十四年度はさらに千五百万ぐらい減収になるだろうというふうに見ておるわけでございます。一方、市の方が逆に消費の面で還元を受けるわけでございますが、約三千万円ぐらいの還元を受けるということになりますから、財政収支の面で差益の問題をどうとらまえるかということになれば、これは税収入の減の方が多くなるだろうというふうに私は見ておるのでございます。

そこでわたしは、よく地区懇談会等で最近の四日市の財政力がどうなつておるかということをお話を申し上げております。その話の内容は、勢い今日の自治体の実態でございますから渋いお話になるわけでございまして、金がない金がないというのはまさにそのとおりでございます。しかし、これは金がないから事業を縮めますとか、あるいは消極的になりますということを申し上げておるつもりは毛頭ございません。やはり皆さんからお預かりいたします税金でございますから、できるだけ弾力的に運用をして、有効適切に活用をしてまいりたい、いうふうに考えております。ただどこへまいりましても四日市市は財政力が豊かだということを言われております。現実に自治省あるいは行政サービスの向上に努めたい、かように考えておる次第でございます。

次に、第二番目の老人福祉の問題でございますが、近時日本は世界一の長寿国になつたことも事実でございますし、さらに今後ますますご老人といわれる方々の人数はふえてまいりであることが予測をされるわけでござります。昨日のテレビ等でも百歳以上の方がすでに七百人を超えておるというような実態を考えますと、まだまだ老人というものがふえていくであろうというふうに想像をいたしておるのでございますが、このご老人の対策に関しましては、やはり私は総合的に考えるべきではないだろうかと、いろいろな施策があるわけでございます。老人医療の無料化の問題も一つでございますし、生きがい対策の問題も一つでございます。あるいは養護老人ホームなり、その他老人センターを建設してまいりというような施設関係の問題等もあるわけでございますし、さらに生きがい対策としてのご老人の方々の働き場所を考えるということも一つの対策でございます。老人医療の無料化だけをとつて老人福祉が前進をしておるんだというふうにご解釈をしていただいては、私は若干問題点があるんじゃないだろうか、やはり総合的に考えるべきだというふうに思つておるのでございます。それにいたしましても隣の町のご老人は六十五歳

以上の方々に医療の無料化が適用をされておる、私の町のご老人にはそれが適用されていないということになりますと、若干気持ちの上で私自身も整理ができないというような問題もございます。実はこの議会の直前でございましたが、県下の市長会がございました。そこで、このご老人の医療の無料化をどうするんだということでお互いに話し合いをいたしました。何もよそのところの顔色を見てうちの問題を決めるという必要はないかと思ひますけれども、ただいま申しましたように隣の町のご老人は六十五歳以上が医療の無料化をしておると、うちの町はできないんだということになりますとご老人の方のお気持ちというのも平静にならないでございましょうし、行政を担当いたしております私自身も妙な気持ちになるわけでございますから、できるだけ歩調を合わした形にもつていく、あるいは願わくば愛知県、岐阜県、三重県で取り扱いが違うというような実態もあるわけでございますから、その辺のこと整理をしていただく、いうようなことで、県下で合わせられるものはできるだけ合わせていきたい、いうふうに考えておる次第でございますけれども、そういったような事実があるということを踏まえて、今後私どもも十分ご老人の方々へ納得のいくような施策を講じてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

最後の、中高年齢層がふえるという雇用の問題でございますが、現在のような不況時期ではきわめて重要な課題でございまして、四日市におきます有効求人倍率というのは職安管内で〇・七二ということになっておりまして、現在でも非常に厳しい状況が続いているのが事実でございます。ただ、全国平均と比較をいたしますと、七月で全国では〇・五六でございますから、まだ少しいわけでございますけれども、いずれにしてもゼロコンマ幾つという数字では一を割つておるわけですから求人状況が非常に厳しい、そのため再就職がきわめてむずかしいという実態があらわれておるのでございまして、政府の方でも中高年労働の雇用対策として二つの施策を打ち出しております。一つは、中高年齢者の雇用促進を容易にするため今年の四月に創設をいたしました中高年齢者雇用開発給付金制度でござります。

います。で、この内容は、詳しく述べて説明をする必要があれば産業部長の方から説明をさせていただきますけれども、もう一つが定年退職前職業訓練でございます。この二つを実施するということで進められておりますけれども、そのほか東京都あたりでは、またそれとは別の方策といたしまして事業団を編成してご老人の方々にサービスを提供いたしておりますというような問題もございます。したがつて、これは主として社会福祉の面から考えられた対策でございまして、この二通りのいき方があろうかと思います。で、中高年齢者、いわゆるまだ五十歳ぐらいから六十五歳までの方々の雇用の問題と、それからすでにご老人の域に入った方々に対しては、雇用対策と申しますよりはむしろ生きがい対策として考えていいたらどうだろうかというふうに私も考えておりまして、来年度以降にこの生きがい対策の具体化を図つてまいりたいということで、今日福祉部の方で検討をしておる段階でございます。いずれ結論が出ました暁には皆さん方にお諮りを申し上げるということにいたしたいと思つておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

工事契約の問題につきましては、総務部長の方からご答弁を申し上げます。以上でございます。

○副議長（山本勝君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 工事請負契約のあり方についてご質問がございまして、特にご指摘をいただきましたのは、最近の事情から安かるう悪かるうの施策をとるべきではないじゃないか、あるいはそれについては、いわゆる限度を考えるべきではないか、いうご指摘でございます。このことにつきましては昨年の九月議会、あるいは十一月議会でもご意見等がございましてお答えをいたしたところでございますが、最低制限価格制度、いうふうに理解をいたしておりますので、それについてお答えをしたいと思います。入札の最低制限価格制ということにつきましては、た

とえ予定価格以下の入札でありましても、それが最低制限価格に達しない価格であるときは、これを無条件に排除いたしまして、最低制限価格以上の価格で最低の入札者を決める、こういう制度でございます。このことにつきましては以前にも申し上げておりますが、長短いろいろございまして、長所といたしましては、確かに請負契約におきます異常なダンピングの弊害を防止するという長所はございますが、短所といたしましては、発注者側のいわゆる自由競争によります利益を受けることが大変減殺されるという問題もあるわけでございます。國の方の見解で、かつて建設業法の改正で法制化をしようという形で提案をされまして、内閣の意見がそのときにまとまっております。それから触れてみたいと思いますが、そのときは実態としては内閣は法制化に反対をいたしております。実情は、安いものでござりますが、不信用不誠実な業者の排除、並びに監督研修という問題で解決すべき問題ではなかろうかという考え方でございます。それから、最低制限価格制を採用いたしたとすれば、その結果いわゆる発注者側、当時は國でございますが、國は競争の利益を受けることが大変減殺されるということになります。また予定価格の探知にからみまして許されると許されざるとにかかわらず探知によりまして、担当官の腐敗と墮落を生み出す機会が多くなるという弊害も現実にはあるじゃないかということで、内閣は反対をいたしております。そのように長短があるわけでございますが、國の現行の会計法令の中では採用をいたして、できないことになつております。ただ、相手方となるべき者の申し込みの価格では、実際の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、またはそのときは、例外的に最低札を排除することはできるということがございます。本市におきましても法の規定に基づきまして、著しく不当に低い入札は排除することは可能ではございます。このような理由におきまして現行におきまし

では、一般的に入札の最低制限価格制度は実施をいたしておりません。いろんな問題が出てこようと思いますが、前回にも検討課題だというふうに申し上げたわけでございますが、国いろいろ調査をいたしてみると、国の会計法の精神から会計検査員の見解としては、競争入札の趣旨に反して、むしろ公正を失するという議論にもなるんではなか、というような見解もございますので、さらに研究を重ねていきたい。ただ、施工管理の面におきましては、十分分工事の検査なり、あるいは監督等については強化をしてまいりたい、というふうに考えます。安くいいものが仕上がるよう努めたい。」

それから、最後にご指摘がございました技術者の問題でございますが、確かに公共団体の事務ということになりますが、民間とは多少異なつておるかと思うわけでございますが、実際に住民との接触をし話し合いをする。そして、技術者が設計をするということを完全に分離して行うことは、大変むずかしいというふうに理解をいたしております。ただ、設計者の意図を十分くんだ上で落札にもつていけるような、いわゆる予定価格の設定等については配慮をいたしておるつもりでございますが、今後技術者の訓練あるいは研修等については、十分配慮をしながら進めさせていたい、というふうに考えております。

喜多野等君登壇

○喜多野 等君 ご答弁を賜りまして、円高の問題もさることながら、とにかく四日市市長の政治的な手腕でできる問題については、やはりどんどんと処置をしていただきたいということをございます。中小企業の問題につきましても個人の返還の問題につきましても、そういう点について住民が幸せになることであるならば、率先してそのことの処理に当たっていただきたい。福祉の問題は総合的に、総花的に物を判断すべきだというような、市長もつけ加えら

れたんでございますが、わたしども総花的に申し上げておるわけではなくして、少なくとも老人福祉の主眼となす、普通一般的に言いますと、おまえのところの市はどうなんやと言つたら、老人福祉の問題どう考えておるのやと言つた場合、おれのところ、六十五歳で大体切つとるぞと、おれのところは七十歳だというのが、常識的な一つの指標として判断をされる要因でございまして、そういうことが基幹となつておりますので、その点をわたしはあえてとつたわけでございます。全国的にもそういうものは指標となります。ですから、先ほど市長もちょっとと言っておりましたが、四日市の六十五歳から七十歳の人たちは、桑名市へ行つた方が医療費等もみてもらつて非常にいいんだと、だから四日市の六十五歳以上から七十歳の人は桑名へ行つた方が得やで、そんな四日市におるより桑名へ行つた方が幸せなんぢやないか、そんなようなことをあえてこういう席で言わすような処置というのは、市長のやる処置ではないんぢやないのかと、その点は相当の金も要るだろう、しかし少なくとも福祉の加藤と言つて打つて出た限りにおいては、そういう面についてはこうこうこのような方向でこういうようにやつていきますとか、またはわたしはこう決断をしますとか、やはりそういうお言葉をわたしは老人の日にちなんで市長の口から話を承りたかつたわけでございますが、何せお金がないないの主義で、金なし財政の主義で押してこられるんで、わたしも閉口しておるわけでございますが、地方自治体というのは少なくとも消費を受け持つ部分でございます。民間の企業及び民間の状況と違うわけでございます。だから、金をもうけない仕事をしているわけですから、地方自治体というのは金を使うのは当然です。福祉の問題しかりでございます。だがそれに金もうけのためにああいうことをしますか、金もうけじゃないわけです。地方自治体というのはそういうもので、民間の企業であればそれは徹底的に競争もします。あらゆることもやります。それでなかつたなら民間は食つていけぬからやります。しかし、地方自治体というのはそういう性格のものでなくして、少なくとも市民全般の要望を担い、本当に住民の幸せのために行政をしていく中心体でございます。こういう点

を考えあわせた場合、やはりそういう点についての少なくとも今後の方向というものを一応形づけるということについて、あえてこの席で申し上げませんが、十分ご検討を賜つて、将来の計画の中にご挿入賜らんことを切にお願いを申し上げておきます。

それから、返事はしてもらえなかつたんですけど、黄色いランプがつきましたのでやめますが、ヘルパーの制度とか組織とかの問題は、福祉部長が返事するのか、それともだれか返事してもらわぬと困るが……。

それと工事契約の問題については、先ほど総務部長から説明ありましたが、十分総務委員会で本件については從来から検討をされておるようでございますので、十分検討をされてよりよい成果を上げていただきたい、このように思うわけでございます。

なお、最後に納屋地区の交通騒音の問題もあるわけでございますが、この点については一応交通対策特別委員会で、マツクイムシ等の問題もあつたんでございますが、これも産業公営企業委員会の方で十分ご検討を賜つて、ご審議賜らんことを切にお願い申し上げまして、わたしの質問を打ち切りたいと思います。

○副議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） どうも失礼いたしました。  
ヘルパーにつきましてお答えいたします。

現在、いわゆる老人の家庭奉仕員といたしましてヘルパーにつきましては、その家事、介護、あるいは相談、助言する人ということで二十四名が配置されております。で、奉仕先につきましては百四十九世帯でございます。たとえば在宅老人福祉対策といたしまして、このヘルパーにつきましても非常に重要な基幹的な施策だということで、市と

いたしましても充実を図つてきておるわけでございますが、その身分、待遇等につきまして他市と比較して非常に低いとか、そういうようなことはございませんで、ひとつその点ご承知いただきたいと思います。

○副議長（山本 勝君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤 寛次君。

〔後藤 寛次君登壇〕

○後藤 寛次君 通告いたしました順に従い、質問を行います。  
円高による不況という言葉がテレビ、新聞、雑誌、または名士のあいさつにまで聞かれておる、いわゆるはんらんしておる今日でございます。円高による不況というのは、私はこれに対しては、日本の国民一人一人が胸を張つていんじやないかと思います。戦後四百円という価格にされても仕方がないといいますか、価値がないといいますか、一ドル三百六十円に決められて以来三十年、日本の国民われわれも含めて努力と犠牲のたまものが、今日の百八十円にまできた努力のたまものだと思います。これについては、国民一人一人に功労賞と言いますか勤労賞と言いますか、勲章ぐらいもらってもいい結果が、円高による現在の不況だと思います。しかし、胸を張つておつても、現在今日不況であるということは確かにございますので、この問題が市の財政に対し、どんな影響を与えておるかということを常に心配し、見守つておる一人でございますが、この間財政部長に、五十三年の財政力指数は一・〇二三にな

るということを聞きました。四日市にとっていまだこんな低い指数はなかつたのだと思いますが、悪いと考えられておりました去年でも一・一三五という指数でありました。五十一年よりも法人税関係がよくなつたことと、住民税の収入が予定以上に多かつたことが原因だと聞いております。さつき市長の答弁の中にも、昭和四十年代には一・六二三という高い指数を示した時代があつたということを聞いておりますけれども、これに比べてさびしい思いがするものでございます。市財政を豊かにするために、コンビナートの誘致や、海岸埋立てなどに努力してこられた先輩議員には申しわけないような気がいたします。しかし、これも時の流れでいたし方はございません。現在の市財政の内容と、そして、今後の財政を豊かにしていくための施策といったものがあれば、市長からお伺いいたしたいと思います。なお、聞くところによりますと、円高によって中電とか大協石油などは、相当の税の増収があり、その他輸入関係で東亜紡、東洋紡等も好影響があるものと考えられますがどうでしょうか。同時に輸出関係会社では相当の痛手を受けおるということも当然のことでございます。地場産業の万古業者関係はどうでしょうか、またそうした業者に対し、市としては対応する方策は考えておられるか、あわせてお伺いいたします。

次に、石油新税について、ことしの年度初めに、石油新税が立法化されたということを耳にいたしました。正しくは石油貯蔵施設立地対策等交付金要綱というむずかしい読み方だそうでございますが、私どもは簡単にこの税が市に入るものと思っておりました。いろいろと具体的な規定があつて非常にむずかしいということを漏れ聞いております。この要綱ができました当時、この交付金が受けられるとして、四日市としては八、九千万円が交付されると聞いていたので、取らぬタヌキの句とやら、喜んでいたものでございました。この不況の中で財源を確保するには非常にむずかしい時代でありますので、市長はこの交付金を受けることに熱心にたびたび上京して、本省なり地元代議士に陳情していらっしゃるということを耳にしております。この交付金獲得に見通しがあるのかないのか私らにはわかりま

せんので、これまでの経過とこの見通しについて、市長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

次に、懸案の問題の三つ。

さきの代表質問でもお伺いしたことでございますけれども、問題が起きてから十年近くになる問題を三つ、一に北部墓地公園の問題、工業高校の移転問題、吉田工業の問題、ほかにも問題はありますが、市 자체が介入しておりませんので省きます。

墓地公園については、五十三年調査費をつけて、本年度中にははつきりとした線を出すという市長の答弁がありました。が、現在の状況の説明をお願いしたいと思います。

次は、工業高校移転の問題ですが、茂福地区で移転場所を求めましたが不成功に終わり、いま羽津地区に対しても求めておるということですが、現在の状況、その見通しについてご説明願いたい。

次に、吉田工業の問題ですが、この件については、地元の天春議員が何遍となくここでただされますが、その後の状況をご説明をお願いいたします。

どの問題も最初に考えたほどに容易ではない問題であります。これらのむずかしい問題に、何年も手を変え品を変えて努力してこられた理事者の方々に敬意を表してこそそれ、決してこの仕事の今日まで延びたことを責めるつもりではありません。私の市長に申し上げたいのは、十年にもなるこのような問題は一応終止符を打つて、新しい発想のもとにまた考え方とか、実行するとかしないとか、いつまでもこの古い問題を抱えておること自体に問題があるのではないかと思うものであります。市長の決心をお伺いいたします。

最後に、戦災物故者の慰靈塔をということでござりますが、終戦からことしで三十三年になります。この三十三年を振り返って見ますと、日本もよくぞここまで来たかとの思いがしみじみといたします。戦争で受けた深い痛手はも

うすっかりいえ、その影もとどめずに、豊かなそして平和な世の中になりました。しかし、この中でただ一つ取り残された戦後があるんでござります。昭和二十年六月十八日、四日市は米軍の空襲を受けて一瞬にして旧市は灰じんとなってしまいました。店も住み家も、学校やお寺までも焼けたほかに、八百八柱の尊い命までも奪われたのでござります。四十六年の五月二十八日、戦災物故者遺族を代表して、加藤民藏さんから慰靈塔建設について陳情がありました。議会ではこの陳情を了として採択いたしております。しかし、その後この建設について何ら具体的な動きもありませんので、本年八月、再び遺族を代表して広田清正さんから市長、議長に陳情が出されております。空襲だけがをするとか、太平洋戦争の犠牲者でありながら、国の補償対象からは外されておる、民間戦争傷者にも旧軍人や軍属並みの援護措置を求める運動が、全国的に繰り広げられておる今日であります。近くの津島市では、五十四年度から一般民間戦傷病者援護に関する条例をつくって、市民税の減免、年二回の巡回訪問、病気見舞金毎月三千円等の援護措置をスタートさせることということが新聞に出ておりましたが、四日市におきましても、戦災で亡くなった人の戸籍、戦災が原因でいまだに苦しんでおる人々の現状把握に努められて、何らかの援護措置を考えいただきたいと思うであります。戦災物故者の慰靈塔の建設、戦災を受けた人たちの現状調査について、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）お答えいたします。

まず第一番目に、市の財政の問題でござりますけれども、今日どこの都市でもこの不況の影響というのには強く受けておりますが、五十二年度までは不交付団体であった都市が、五十三年度には交付団体に転じておるという市が十七

団体ござります。四日市は五十三年度は先ほどお話をありましたように一・〇二三といふことで、トップの豊田市から数えまして二十五番目ということでございます。二十六団体が不交付団体でございます。したがつて、不交付団体の中ではしりから二番目ということになるのでございますが、全国六百四十六市ございますので、大部分の都市がこの一以下であるということを考えれば、まあまだ悲観をしてしまうというわけにはまいらないというふうには思つております。ただそ�ではございますが、一・〇二三ということですから、一以下の団体は一まで交付税がもらえるということを考へれば、まあまあ大体全國の都市並みであると言つてよろしいかといふふうに考へておる次第でござります。一方この円高のメリットを受ける業種でございますけれども、主として原材料を輸入に依存しておる業種ということになりますと原油、原毛、原綿、あるいは大豆、小麦、書籍、各種雑貨等の輸入に依存をしておる業界が告税額を前年度の同期と比較をいたしてみますと、明らかに円高による増益が市税にはね返つてきておるというふうに考えられる額が、約八千五百万円程度ございます。このほかメリットを受ける企業としては紡績、製粉、その他が考えられるわけですが、紡績関係についてはご承知のよう構造不況業種ということが言われておりますので、現在でも業績そのものが低迷をいたしておりますので、税収にはね返つてくるまでには至つておりません。製粉、その他について本市に企業がないわけではございませんけれども、これらの企業はいずれも規模が小そうございますので、本市の税収を押し上げるというところまでは至つてないのが現状でございます。一方この円高で痛手を受ける業種いたしまして、先ほどご指摘のありましたように、四日市万古をはじめ漁網、機械加工、ダンボール、タオル等の輸出の割合が大きい業種、あるいは輸出に関連をしている業種があるわけでございますが、その全体についてまだまだ的確にその状況が把握できてるというわけではございませんが、最近におきまする金利の低下と企業の借入金返済が

続く金融業界の業績の低下ということで、市税の減収にそういう面が表面化しておるのは事実でございます。したがいまして、円高のメリットの企業、デメリットの企業等を考えますと、税収に影響してくる分については、まあまあその増収分が減つて打消されるというような状況ではないかといふうに見通しておりますと、今日今年度の四日市の税収の見通しというのは、三月に私がご回答を申し上げました見込みとして、百七十五億ぐらいになるのではないかということを申し上げましたが、まさにその数字がぴったりというような状況になつております。為替差益の還元によりますと、先ほどちょっと触れました電気税の減収分、さらには特別土地保有税の免税等が新しい減額要素として加わつてまいりますので、まあ大体百七十五億を確保することができるかできないかといふうな状況になつておるのでございます。したがいまして、今回の補正では二億四千五百万円という税収を収入側に見込んでおりますので、残りはまあ大体六千万ぐらいになるんではないかといふうに考えておるわけでございます。したがつて、今年度これから発生が予想されます、たとえば県営事業の負担金でございますとか、生活保護費、老人医療費等扶助費の不足額でございますとか、そういうものを全部合わせてまいりますと、まだまだ十億近い財源が必要であるといふうに考えられますので、繰越金でございますとか、あるいは競輪收入の予想でございますとか、あるいは特別地方交付税でございますとか、そういうものを全部かき集めまして、なお二、三億ぐらい不足をするんじゃないだろうかと、この分についてはまあやむを得ませんので、財政調整基金を取り崩さざるを得ないといふうに考えておりますし、大部分の他都市においても同じような措置をとつておるというのが今日の実態でございます。今年度に關しまする限り、市の財政状況というのは、ただいま申し上げましたような傾向にあるわけでございますが、やはり本市の財政力を強化していくということで、即効的に強化するといふことのできるものは、先ほどご指摘のありました第二番目の質問になるわけでございますけれども、五十三年度から新たにこの石油税の見返りとして、貯

蔵施設立地対策交付金というものが創設をされたわけでございます。これは当初は国の方では、新たに石油の備蓄を進めたい、六十日ぐらいしか今日ないのを九十日ぐらいの石油の備蓄を国内に進めたいということで、新たに石油基地を設けるところ、あるいはタンカーの貯蔵をやって、タンカーを係留するところというような形で、新しく基地を新設すると、そういう場合に交付金として出すという考え方による通産省の方はたっておったわけでございます。これはご承知のように、電源開発の交付金と同じような考え方であつたわけですが、昨年の暮れ以来、新しくつくられるところだけ交付金が出されて、当然石油税を払うのはすでに基地のあるところの会社が石油税を払うわけでございますから、今まで基地をつくって今日までいろんな面で苦労をしてきた自治体にも当然還元をすべきではないかということで、従来石油基地のあります七十基地でございますが、七十の市町村が集まりまして、ひとつ協議会をつくって國の方にその配分について強く働きかけようというふうに申し合わせたわけでございます。こういった動きを昨年の暮れに打ち出すに当たりましては、やはり従来石油基地として共同歩調をとつておりました倉敷、それから市原、それから小野田、そして四日市と、この四市がひとつ各市へ働きかけようではないかということで、私ども市長が集まりまして各都市へ働きかけをいたしたわけでございます。確かに今まで苦労をしてきたんだからその配分にあずかってしかるべきだということで、七十基地の協議会ができ上りました。その後から本省関係等へ強く働きかけをやつております。今年度に入つて交付金の総額が百五十二億一千八百万円というふうに決まつたわけでございます。既存の施設に対して通産省の方はついぶん強く反対をしてみえたわけでございますけれども、やはり私どもの主張も取り入れていただきまして、四十一億五千九百万円という形で、既存の施設に対して配分をすると、そのうち七〇%は市ないし町という自治体に配分をする、残り三〇%を県並びに隣接町村へ配分をするということになつたわけでございます。本市の場合は、本市内にあります貯蔵施設貯蔵量に係る交付金の七〇%相当分と、楠町に同じように貯蔵施設がございますので、楠町の方から回つてまいります三〇%分と、この両方を合わせまして総額約九千万円の配分が今年度ある見込みでございます。ただし、その交付金の使途について制限がつけられておりまして、消防施設、防災通信施設、防災遮断帯としての機能を有する緑地公園、避難用の緑地公園、防災用道路等の諸整備事業に限定するということになります。しかも国庫補助率が三分の一を超える事業については対象外となつていますが、今日細部の詰めに入つておる段階でございます。これは九千万円ぐらの金額になるわけでございますから、貴重な財源として私ども今後できるだけこの要綱に合つた形で、九千万円程度の金を今年度内に消化をさせていたいきたいというふうに思つております。ただし、今日これだけの金額で満足できるものでございませんし、対象事業の範囲の拡大、あるいは交付金の増額等につきまして、強く今後國の方に要請をしていくことにいたしております。すでに自治省の幹部の方々は、來年度もあるからひとつがんばろうじゃないかというようなことになつております。ただし、これは取り扱いが通産省のエネルギー庁の所管でございまして、エネルギー庁の方はなかなかこの新しい基地をつくるということで、当初は余り日本の各地から申し込みがなかつたという点でございますが、この税金の問題がはつきりいたしましてから、各地でこの基地の誘致運動が起きておるというような実態が生じておりますので、エネルギー庁の方としては、既設のところへの配分についてそう積極的になつていなければ、これが今日の実情でございます。これはこの七十の基地の協議会でとり進めるということにいたしておりますけれども、全國議長会の中でもそういう方向で、議長会の方としても新しい構成で同調をしていただけるというようなことになつて、すでに今年度に入りました。議長会の方と一緒に私は本省へ、あるいは各代議士の先生のところへ陳情をしているということでございました。議長会と手を合わせながら、この範囲の拡大について今後も努力をしていきたいというふうに思つております。

ますので、何分のご援助をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

それから、第三番目の北部墓地公園の問題につきましては、大変おくれおくれになつておりまして申しわけないというふうに考えておりますが、ことしの三月当初議会の総務委員会におきまして、この問題が取り上げられておりました。やはりこれは決着を今年度内につけなければならないというふうに私も考えております。九月議会までには候補地を決定いたしたいということで努力をしてまいりました。幾つか候補地を選びまして、いろいろ調査をいたしたのでござりますけれども、最終的に大矢知町地内の垂坂のごみ埋立処分地の東側隣接地、約六万五千平米というものを予定いたしまして、地元関係者の方々と協議に入りたいというふうに考えておるのでございます。できれば本年度内に用地の問題について結論を得まして、来年度以降計画的な造成を進めて、適正な価格でこの墓地をご利用いただくという方向に持つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。この上とも議会の皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。

それから、工業高校の移転でございますが、お話のありましたように、大変このむずかしい条件がついておりまして、やはり学校側との折衝の間では、これらの条件に適合をした土地ということを強く申し入れを受けておりまして、その要請にこたえようということで富田の茂福地内、あるいは羽津地区を候補地にしづかって折衝をしてまいりました。富田の方についてはもはや断念せざるを得ないということで、羽津地区の方へお話をしたのでございますけれども、地元地主と十数回にわたって買収交渉を行っておりますけれども、現在まだまとまらずかしいという状況、大体不可能ではないかと思われるほどむずかしい状況になつてしまいりました。したがつて、県教委に対しまして、過日県の教育長に対しましてその状況は逐一報告をしておきました。どういうふうに考えるか、今後関係の方々もございますので、十分それらの方々とお話し合いをさせていただいて、できるだけ早く方向を見出して対処をしてまいりたい

というふうに思う次第でございます。

それからYKKの問題でございますけれども、これもどうやら一つの方向が見出されてこられたようでございますので、これは詳細について、三輪助役の方からご報告を申し上げたいと思います。

いずれにしても、この懸案の事項に引っかかってなかなか前向きに進まないということでは、行政の立ちおくれが生じてまいりますので、できるだけ早くこういった問題の解決、あるいは解決できないものならばそこで決着をつけ、新しい方向を見出していくというような努力を今後重ねてまいりたいと思う次第でございます。

最後に、第四番目の戦災物故者の慰靈塔でございますが、本市では先ほどお話のありましたように、死亡死者の方が八百人を超えるという大変お氣の毒な状態にあつたことは事実でございますし、それらの方々は、戦後大変ご苦労をなさつておられるということもよく承知をいたしております。毎年四日市戦災遺族会が行います慰靈祭に対しまして、その費用の一部を助成させていただいておりますが、過日関係者の方々から慰靈塔の新設について要望が高まつておりますし、もちろんこのことはきわめて有意義なことだと思いますし、私どもがそういった方のご苦労をしのびながら、戦争というものに対する考え方を確立していくという意味からも慰靈塔を建設する方向で考えてまいりたいと思います。今後建立の方法及びその場所等につきまして、関係者の方々と十分協議をいたしたいと、協議の整った段階で皆様方にお諮りを申し上げるということにいたしたいと思いますので、ご了承を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

「助役（三輪喜代司君） 登壇」

○助役（三輪喜代司君） YKKの関係につきまして、三月議会以降の経過についてご報告を申し上げます。

去る六月九日でございますが、私ちょうど上京をいたしておりましたので、この時期にYKKの本社を訪れまして、幹部の人たちに会いました。早期進出方の強い申し入れをいたしたのでございます。その際YKK側といたしましては、当初はアルミサッシの押し出し基幹工場を予定いたしたのですが、最近のこの経済情勢等も踏まえて、いま考えられるのは組み立て工場でまず進出をしていきたいと、こういうふうな申し出がございました。したがいまして、そこでいろいろ折衝もいたしたのでございますが、結論的にはただいま申し上げましたようなとおりでございますので、私どもこの旨を地元の代表の方たちに一応お話し合いをしたのでございます。なおまた、その前にちょっとと申しだしましたが、六月九日にはわれわれいろいろ地元の方と個々に折衝し、あるいはまた皆さん方と折衝することでござりますけれども、強いご要請等もありますので、ひとつ直接会社の責任者が四日市へ来て、地元代表といろいろの意見も聞き、話し合いもしてもらいたいという申し出もあわせていたしてまいりました。そういたしまして八月七日でございますか、会社の方から担当の幹部が二人市役所の方へお見えになりました。さて、地元の代表の方々と協議をしてもらいました。もちろん私どももそれに立ち会つたのでございますが、その中で一応の考え方といったしましては、加工工場を早期にとにかくやれというようなことで、会社もこれにつきましては、加工工場の早期の建設に向けて開発行為手続等をしてまいりたいので、よろしくお願ひしたい、こういうことで別れたのでございます。さて、まあ二、三日前でございますが、私の方この問題につきまして、東京事務所の方とで絶えず接触を保つておるわけでございますが、その中で得た情報でございますと、加工場の建設ということには変わらない。しかしながら、十万坪という土地がありますので、さらにこれに付属するような工場の建設をするかどうかということで、目下検討をしておるというふうな返事が参つてきております。何はともあれご指摘のように多年の懸案事項でもございますし、何らかの形でこの解決に向かつて、私どもいたしましては努力をしてまいらねばなりませんので、私どもは今後ともYKKとの構なことでござります。

○議長（山中忠一君） 後藤寛次君  
〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 不況下の苦しい財政のやりくりの一端をご説明願いましてありがとうございます。

懸案の三つの問題でございますが、北部墓地公園については見通しがついたというか、計画が立てられておる、結構なことでございます。

次に、工業高校の移転の問題でございますけれども、これはもういつまでたっても解決できぬじやないかと思うんですね、私ちょっとと乱暴な物の言い方かもしれません、一応ここで見切りつけてですね、移転はそのままやつといつもらつたらどうかと思うんですよ。聞くところによると最初のその発想というのはですね、約工業高校の跡が一万坪、これを坪六十万円で売るといわゆる六十億という金ができると、その当時仮に学校用地を三万坪買うてもですね、二十億とはかからぬと、あと建築費まぜて多少のその金がもうかるんやないかというような発想でもつていろいろ計画を立てられると思うんですが、いま現在ですね、要するに一万坪の工業学校の跡地ができても、六十万ではもう売れません。ですから、前の勘定とは大分変わってくると思うんです。ですから、もう学校は学校であそこに置いといつですね、そのままでいつたらどうかと思うんです。仮にこれをこさす校地ができる、そこに学校を建ててもですね、財源的に非常にむずかしいもんができるんじやないかと思います。ですから、私はもうこの問題はそのままにしておいてですね、しかし、今まで十何年間の間もう移転してもらうんだろうするんだということで、学校当局の方にか

なり迷惑をかけておる、ですから工業高校の移転特別委員会をつくったもんですからね、今度は移転しない特別委員会をつくって、それに対応せないかぬのやないかと思います。まず私はそういう考え方を持つとるということを言つたことでございます。

次に、吉田工業の問題です。きょうの助役の答弁ではですね、いつものようにこういうように努力してますとか、前向きに考えりますとかいうご答弁よりも、何月いつかにこういう交渉をしたとか、本二、三日前にもこういうことがあつたとかということで、かなりこう具体的に話は承るんですけど、私は議員になって四十六年の夏だったと思ひます。たまたま会派のメンバーと向こうの方に旅行してですね、そして富山の吉田工業の会社を見学させてもらいました。その当時はもちろん高度成長の真っただ中で、最高に爛熟しきつた当時でございますので、会社の総務課長さんが出てきて、非常に鼻息の荒い説明を聞かされました。当初は十年をめどにして、その生産額が0が一つふえた。要するに一億が十億になり、十億が百億にしてくるという実績をですね、非常にもう鼻高々と説明されました。その当時の説明によりますと、当社はここに工場の進出を決めるに、土地の買収が終わる、終わった後から土地造成をやる、土地造成をやって、その次の土地造成にかかる前にはすでにここには工場を建てかける、その次の場所が何するとすぐにそこに工場を建てる、この工場建てるとのときにはすでに最初の工場にはもう仕事を稼動さしとるというような非常に何といいますか、前進的といいますか、鼻息の荒い説明でございました。その当時は四国の坂出の方にも進出したりとか、仙台の付近にも工場進出計画があるということを聞いておりましたが、ですから、四日市はその内かなと思っておつたところがですね、いまだにおいて何の手もつけられておらぬ、要するに市としてはですね、吉田工業のいわゆる土地の登記に片棒扱いだような感じを私は受けとるんです。その当時私が受けた感じは、絶対四日市には吉田工業は進出しないという私は強い感銘と言いますか、それを受けて帰つたのでございますけれども、

今日に至つてもああとかこうとか言うて、とにかく出てこないんですからね、もう私は吉田工業自体あそこに十万坪かということですが、その土地を買ってその土地の値上がりを待つておるというような、そんなけちな会社じゃないと思うんですよ、ですから、いまでもその土地の値段も相当に上がっておりますからね、返してもらつたらどうかと思うんです、これも。そうして地元の人のいま現在その土地に協力した人には、もう買い戻したいという人にはもちろんその間の税金とかで、利子はですね、これはもちろん払うんですけれども、欲しい人には返し、またもういいといいう人には市がそれを譲り受けてですね、何かの公共施設に使うたらいいんじゃないかと、私はそう考えます。まあそのこともひとつお考え願いたいと思います。

戦災物故者の慰靈塔は、いまつくるつもりでおると言われるんですからまあよろしいんですが、伊勢湾台風で富原地区で亡くなつた人の碑でもですね、おそくなつたといつても昭和四十七年に慰靈塔ができるわけなんです。特に四日市でもうこれが本当に忘れられておつたような感じでございますので、ひとつ忘れないよう、早いとこやつてもらいたいと思います。戦災者の現状の把握ということはむずかしいんですか、ご答弁なかつたんですが。

以上のようなことでございますが、できたらちょっとだけご答弁を願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 戰災者の現状把握という問題でございますが、実際のところ当時二十年の戦災によりまして罹災した戸数としましては、一万四百七十八戸となつてます。それで、人口としましては、罹災人口が四万九千百九十八人、死者は先ほどお話をありましたように、八百八名、重傷者が二百九十六人、軽傷者が千四百七十四名となつて、この数字は実のところはつきりしておりますが、現在その罹災者の実態につきましては、戦時下のことでも

ござりますので、正確にとらえることができないというような実情でございます。そういうわけで、十分な、何らかの形で把握できるように最大限努力してまいりたいと。そう思つておるわけなんでございますが、現状としましてはその氏名がはつきりしないという方もみえるということでございます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 吉田工業の用地の問題でございますが、現在私どものただいまご報告申し上げましたように、企業自身も過去から見まして、相当私どもの感じいたしましては前向きに考えてきておると、こういうふうに受け取つておるわけでございますので、しばらくこのまま私どもといたしましては、進出をするように折衝を続けていきたい、こう考えておりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 工業高校の移転については、大変ご心配をおかけいたしておりまして、過去のいろいろなきさつがございますので、そういうたいきさつを踏まえまして、先ほど申しましたような形でどうしてもむずかしいかどうかということについて、もう一度関係者の方々とよくご相談を申し上げて、結論を出したいたいというふうに思っておりますので、ご了解を賜りたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 今度は訓覇さんやつたらどうかとこう言われたので、若い人たちがおるのに不思議やなと思いましたら、やつぱり敬老の日が近づいとつたで気がつきまして、老骨むち打つて質問をさせていただきます。

まず地区づくりでございますけれども、市長が一生懸命地区懇談会に駆けずり回つておられる姿は大変敬服に値するわけですが、陰口というものは、あれ市長選挙運動と違うのかと、こう言われるんです。私は歴代の市長の中で、こんなに一生懸命みずから地区づくりに励んでおられるのは初めてということわかつておりますし、なぜそう言われるかということは、実は確かに三つの当面する課題の第一番に挙げて、新しい地域社会づくりと今年度の方針も出されておりますが、なぜ言われるかというと、恐らくそれは市長だけであつて、あと本庁の方の体制も、それから出先の市民センターをはじめ各出張所もまだまあその気にはなつておるんでしょうけどもどうやっていいかわからないというのが実情ではないだろうかと、そのために市長が一人駆けずり回つているというふうに見えるんではなかろうかと思う。市長は、市政方針の中で、地域問題調査会の答申を踏まえてやりたいと、こう言つておりますが、それもう出されました。出された後ですね、地区市民センターをはじめ出張所に地区づくりとはこうするんだという具体的な方針なり対策なり、あるいは体制なりを整えるように指示をすべきだ、それをされておりますかどうですか、その辺のことを、されておるとするならばどのようにやつたかお聞きをしておきたいと思います。

地域というのは、たとえば私の住んでいる地域について、その前に実は、四十一年の三月議会で私が九鬼市長に、

議会に諮る前に出張所の廃止を新聞発表したのはけしからぬということで、三月議会でやりました。それで同格都市でもこのように出張所を廃止してきてることを言ひながら、やはり議会を軽視して申しわけなかつたと、こう謝られたわけです。市民の方の要望によつて出張所廃止の憂き目に会わなかつたわけですが、それが今日生きてきたわけです。そのころから私はやつぱりこの地域社会というものを、地方自治の本当の姿としては地域社会というものを力強いものにしていかなきやいけないということをずっと訴え続けておりました。四十五年には新全総に対してもこれは危ないと思いましたので、一層この新全総の意図するところから市民の暮らしを守るということについては、地域社会をとりでとしてやらなきやいけないということを申し上げて以来ずっと続けてきたわけです。この間三全総のことを平野君が言つておりましたが、これとやはりこの国の政策とのかかわりもございますので、地方自治体のわれわれとして、あるいは地区にどっぷりつかつてゐるわれわれとしてどうしてもこうせざるを得ないと思って叫び続けてきたのが、やつと岩野市長が大体腹を決められたようで、敢然と実施されたのが加藤市長と、そういう意味で私は高く評価するわけですが、考えてみるとなかなかむずかしいと言えばむずかしいんです。一応地域問題調査会では、積極的に行行政みずからが地域に出かけ、地域の問題や要求を整理し、解決の方向を見つけたり実現していくなど、地域の振興、地域社会教育の推進を図らなければならぬと、こうあるわけ。私の地域について二、三の例を挙げてみます。おかげで八郷地区内では校区が二つになりました。新しい学校ができました。団地を中心とする学校であります。一学期終わつてみると、三分の一団地へ行つたわけですが、その八郷西小学校の成績は四と五ばかり、極端に言ひますと。ですから成績のつけようがないということでござります。しかし、体力は劣つてゐる。旧地区の者とりレーをしますとまるつきり話にならないという状態でした。各町懇談会で様子を聞いてみると、一致して三つのことが足りない。まずそれは体力がない、それから友達がない、遊びがない、この三つが四丁目までございますが、五

つの自治会を回つてみるとそういうことでござります。これは小学校学校教育の問題です。それから、このあいだは盆踊りがございました。私の地区で一つだけ新しい団地ができませんでしたが、全部盆踊りをやりました。この盆踊りでの様子を見てますと、私は真ん中だけ明るくして周囲はなるべく暗くせよと、踊りの数は少なくせよと、こう言って相談を受けたときに言つておいたんですが、炭坑節になるとばあと輪が広がつてですね、五つも六つも曲をかけているとその曲終わつたらさあと減つていくわけですね、それみるとは言つておいたんですけども、曲目を少なくしてやると言つたことは、地区民の実態を見ればわかるわけです。それと同じことです、最近地域で大きな力になつてきてるのは、地区的スポーツクラブです。大変熱心に中堅の人たち、若い人たちがやつております。これをやつていきますと、強くなつて試合に勝とう、つまり旗取り競争が起こつてくるわけ、旗取り競争になりますと、地域スポーツとしての、つまり大衆化ということと矛盾するわけです。先ほどの盆踊りの例と一緒です。地域においては、そういう何をねらつてかということをはつきりしないと、いろんなところで矛盾が出てくるわけです。これは社会教育の問題と。それから老人の問題、これは日本全国約老人が八%と言つておりますが、四日市も八%らしいです。など、これやっぱり課題でございます。これは福祉関係です。こういった課題があるわけですが、もう一つ市民の意識については、市長あの生活福祉給付金というのご存じですか、知らんどううな、こないだ約五千五百万ばかり渡しましてね八千人余りに、この生活福祉資金を、税金の戻し六千円をもらうのに、出張所の様子見えてますと、この女子職員に本当にありがたいなと拝んでもらつたわけで、あれは実は野党との関係で上手にもらえるようになつたんですが、そんなものちつともわかつてない、その辺のところを少しあわかつてもらつてもいいんではないかなあと思うんですが、

これは別の話でございますけれども、八郷で約二百人余り渡されたわけですが、取りに来ない人があつて、出張所長が大変熱心に電話をしておりました。そのうちの二人はこの暑いのに取りに行けるかと、家まで持つてこいと、こういう返事だったそうです。一人ならちよつとそれはまあね、その元気な人もみえるけど、二人まであつたと、二百人余りですから約一%ですが、こういう意識の状態ということに対しても対応していくのがなかなかこのむずかしいんではないかなと思うんですが、そんな例を申し上げましたが、先ほどどのように具休化して指示をしておられるか、その点について伺いたいと思います。

次二番目、墓地公園の遅れている理由でございますが、先ほど後藤議員から質問があつて、どうやら目鼻がついたようでございます。目鼻がついたという言い方は実は、この四十五年ころだつたと思ひますが、笠田議員が議事録を見ますと、ずいぶん前からうたわれて、まだいまもつて目鼻もつかないと、ほかのことと違つて私の問題であり、先祖の問題だと、こう言つておられたわけで、このときずいぶん前からということがありますから、まあ今日ずいぶん長いこと、途中でかかりました。途中で大谷墓地ができたこともありますけれども、遅れたことについて、これはきょうあすでなければならぬというものでありますけれども、私はもう少し配慮をすべきではなかつたかと、これはまるつきりの投資ではありません、また返つてくるわけですから、この事業は。もつと早く手がつけられたんではないかと思うのですが、ただその辺は大変不満であるけれども、まあ目鼻がついた以上はこれ以上申し上げることはございませんが、事情としては大矢知、八郷、下野と、これだけで、新しい団地がやっぱり二千戸余りあるわけです。それから三重、海蔵、大矢知を入れると、これ約四千戸余り、合計六千戸余り新しい団地があるんですね、この人たちが全部でありませんけれど、やはり四日市を定住の地としていこうとするならばどうしてもこの問題をこの人たちに解決してあげなきゃならない。自分個人ではどうにもならぬ、特に団地の人たちはそういう事情にある

わけでございますから、一刻も早く対処をしてあげていただきたいと、これは要望にとどめておきます。

それから、下請契約についての行政指導できぬかということでございますが、実は私は、保護司として、別荘から帰つた方が、下請の仕事を実はやつておられるんですが、ほんの時間はわずかですが、様子見でますと一生懸命組を組んで働いてやつても人件費出すのにやつとやつとだと、そういう姿を見て思ついたわけなんで、ほかに他意はございませんが、何とかこうした元請は刺身を食つて下請はお茶づけだと、こう言われてるんですけど、下請の人から聞いてみると、いや元請が赤字の場合もあると、まあまあまあというような話でございました。決して元請がピンはねばつかりしているという意味ではございませんが、何とか零細企業の人たちが安定して、少なくとも役所の仕事だけは安定して企業の経営ができるように考えてやれないものか、ひどいのは五割という、五割とはどうかわかりませんが、少なくとも一割、二割は当然のことといふうに、いわゆる元請がもうけてみえるわけです。いろんなケースもありましよう。いろんなケースがありましようが、われわれが地元業者を優先ということでやかましく言って、それからまた加藤市長になつてから特別その辺は配慮されてるということを聞いておりますが、もう一つ下の下請の方にも、何とかこれは行政指導という形ででも、その事情を把握した上で適切に指導してあげることができないものかどうか、そういうことからでございますので、いい方法があつたらお答えをいただきたいと思います。

それから、機関委任事務と市長の政策の問題でございますけれども、機関委任事務といふのちよつと調べてみたらずいぶんたくさんあるのに驚きました。この機関委任事務ですと、市長もなかなか思うようにならない、あるいは議会の方もくちばしを入れられないというふうにわれわれは考えておつて、その癖がついてまして、市長も余り関心を払つておられないのではないかと思いますが、この際十分見直して見る必要があるんではないかと、私が取り上げたのは福祉事務所生活保護法の関係でございますけれども、保護法、生活保護のやり方がきわめて厳しいこと、

ずいぶんここしばらく聞いておるわけです。具体的な例をここで申し上げるわけにいきませんが、確かに厳しい。それは基礎的な知識が足りないというよりも、むしろ私は職員の姿勢にあるんではないかと思います。厳しい、どこが厳しいかと言いますと、まあちょっと立ち入りますけれども、資産の活用の問題と、それから扶養関係、仕送り関係の問題、それであまざいということは一応まあ言われるわけですが、それは運用の問題ですから、市長のお考えどおりに最低の人たちを温かく、心ぬくもる社会をつくるんだと言うならば、この運用の問題は十分配慮されてしかるべきだと思いますし、まだ私がやつとりました時代から見たらずいぶんよくなってるかと思つたら、解釈が悪くなつてるわけですね。その辺について私はこれはどうも職員の姿勢の問題だとするならば、やっぱり専門の職員を大量に採用するよりほかないかなと思うんですが、それはまあ後で申し上げたいと思いますけれども、機関委任事務、特に直接生殺与奪の権を握っております生活保護については、市長はその運用の問題で見直すべきだという点についてですね、これはまあ欲望みたいなことですが、恐らく関心を持っておられなかつたんではないかと思いますが、その点について、まさか財政が苦しくなつたから生活保護も厳しくせよと市長は言っておられないと思うんです。保護は八割は国ですから、心ならずも市長の考え方どおりにいってないということは事実でございますから、その辺についてのご所見でも承れば結構でございます。なお、一般に言えることだけれども、高度経済成長下に育つた人たちというのは、しかも市役所に入ってきたるのはエリートの形で入ってきてますから、人々の苦しみとか困難とか、そんなことどうわからぬ時代の人たちではないかな、これは恐ろしいことだなあといふうに思つて、私だけじやなくて皆ひしひしといま感じてるそうでございますが、そういう点についてもご留意をいただきたいと思います。

さて、五番目の来年度の事業策定についての市長の方針ですが、財政問題お聞きしようと思つたが、先ほど詳しく後藤議員のところでお述べいただいたので結構でございます。ただ、市長は節約をこの間言われて指示をされた

ようですが、これ取り違えると大変なことになるし、余り得にならないです。その辺をひとつ十分配慮いただきたいと思いますが、紙一枚、鉛筆一本というようなことを市長が幾ら言われても、これ市長の責任でありますか、金の問題でもっと整理しなきゃならぬ点がたくさんあるわけですが、まずそれをせられることが大事ですし、それからよくいうことを聞く部下の人たちは、たとえば紙をたくさん使うと、出張所なんかでは団体活動が激しくなりますとこう使うわけですが、ちょっとと本庁へ取りに行くのも行きにくいなんていうような、そういう感情を持たせることよくないと思うのですね、その点ご留意いただきたいんですけど、たとえば千二百万もうけようと思つたらね、公立幼稚園の四歳児の保育やめたらいいんですよ、先ほど桑名市と四日市で隣の市では一緒にしとかねと、違つてはぐあいが悪いと言いましたが、いま市長の孫が公立幼稚園に来て毎月一万円ずつ補助されてる、三輪助役の孫が私立幼稚園へ行って一万円ずつよけい出さんならぬ、それで済みますか。私は教育のために金を使うなと言うんじゃないんです、結構です。誤解を招くといけませんが、等しからざるを憂えるんです。公立幼稚園の四歳児の二年保育をなぜやるんですか。実験的にということで始めたんですけど、これで、百名余りおるんですよ、毎月一万円ずつ税金の補助してるとんでも市民の負担は多いわけですから、安上がり行政、こういうことが出てくるんです。これは不公平な形です通りません。それから、私立幼稚園、九鬼市長の時代にずいぶん私立幼稚園で補助をされてこんなふうになつて今日混乱を起こしております。そのとき私申し上げたんですけど、これで二回目ですよ、市費の支出は少ないかもわからぬけれども市民の負担は多いわけですから、安上がり行政、こういうことが出てくるんです。これは不公平な形ですがね。市費の持ち出しが少ないので私安上がり行政節約できたと言えない。その点十分考えていただきたいと思うんですが、お考えはいかがですか。最近雇用量の拡大を言っておりますが、市役所の職員週休二日にしてですね、もうちょっとたくさん採用されたらどうですか。これはちょっと矛盾しとるんで困るだらうと思うんですけども、そ

ういうお考えがあるかどうか。ずいぶんいま採用の募集をしておりますが、恐らくたくさん申し込みがあると思います。それから、これも申し上げたんですが、去年の決算委員会で申し上げたわけですが、補修班をつくれと、道路の補修作業所ができておりますが、施設設備の補修をする班をつくれということを申し上げた。これやつぱりこんなものつくっても得にならぬのですか。一つの学校でガラス入れるのに五十万ほどかかる。毎年、そんなことうまくこれ得にならぬというふうに検討されたんですか、それとも忘れとったんですか、どちらですかお伺いいたしたい。これ議会で報告してあることと思います。

それから、地区づくり、コミュニティーということで、どうしても進まない原因の一つには、社会教育をする能力、それから社会福祉、社会保障とは所得の再配分プラス心という、そういう基礎的な能力が、知識が足りない。これはもう繰り返し申し上げてるんですが、そういう意味で社会教育専門家及び社会福祉の専門家を多量に採用せられることが、新しい地区社会づくりの原動力になると思うわけです。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一番目の地区づくり、地域社会づくりでございますが、地域社会づくりについて今年たしか三月議会だったかと思いますが、あるいはその前だったかもしれません。私は地域社会づくりということは言うべくして大変な何かむずかしい問題で、試行錯誤的な傾向が出てくることはやむを得ないんじゃないではないだろうかということを申し上げたことがございます。私は地区懇談会を始めましたのは、一つには従来それぞれの地区にあります団体が、横断的に協議会の形をとっていない、地域社会づくりを進めていく上に横断的なつながりがないというふうに考へたわけでござ

いまして、したがって、この地区懇談会で出されます問題について、いままではPTAの方はPTAのことだけ、あるいは婦人会の方は婦人会のことだけ、自治会の方は自治会のことだけというような形で行政と一緒に縦割りでつながっておったと、それではその地域の中でどういう問題が起きてくるかということについて、各種団体の方が共通の問題意識を持つことができないだろうということを考えて、地区懇談会というのを始めたわけでございます。こちらからの出席が私と市民部長と出張所長と担当の企画の者だけという形でございますので、なかなか部内的な徹底その他に問題点があろうかというふうに私も考へておりました。私はこの懇談会のあり方については今後まだ改善を要するというふうに思つておるのでございますが、これはまあ一つの誘い水みたいなものでございまして、本来言えば、地域社会づくりの、こういう表現はちょっと悪いんですけど、主役は何と言つてもその地域の住民のリーダーの方々であるというふうに私は考へております。そこで、地域問題調査会で答申を得ておるわけですが、この答申の中に地域社会の中心的、重点的範囲として核になる範域をまず設定をしなさい、核になる範域の大きさというのは小学校の通学区域であるということで、その核と地域社会との関連を明らかにするということになつております。三番目に、地域社会の拠点づくりのあり方を方向づけなさいと、四番目には、地域社会における地区市民センターの意義を明らかにしなさいと、この四点について基本的な方向が示されておるわけでございます。そこで、調査会におきまする討議の内容を踏まえまして、ことしの四月から出張所と公民館の機能を連携をさせていくということで、モデル地区市民センターの試行を行つておるわけでございます。まず市民センターの運営委員会というものをそれぞれの地区でつくりていただき、それからこの地区の協議体をつくりていただくというような形で、その協議体の中でそれぞれの地区をよくしていくためにどういう活動をするかということについて、種々ご協議をいただいておるということでございますが、一方私どもの方いたしましては、調査会の答申をより具体的に実践に移してまいりますために、

この調査会の先生方もにも参加をしていただきまして、内部体制として地域問題会議というのを設けております。この会議では地域施策の整備目標の水準の設定と、それから地域施設の地域社会の住民の参加の方法と、それから学校施設の役割、地域の特性の把握というようなことを課題にいたしまして、大体この目標というものを定めて、それぞれの地域の指導要綱をつくるると、地域社会づくりの指導要綱をつくるううことで今日検討を進めている段階でございまして、これらの諸方策を積み重ねながら、それぞれの時代に適応をいたしました地域社会と地域行政の実現を図つていこうと、まあそういうような形で今日地域問題についての具体的な進め方を、問題会議というものを設定いたしまして取りまとめつありました。近くとりまとめができる予定でございました。取りまとめができた段階でこれを各地域の方に、出張所長等を交えながらお願いをしていく予定にいたしておりますのでございます。もちろん地域社会といふものは、地域社会におきます教育の問題、あるいは子供の健全育成の問題、あるいは老人対策の問題等々取り上げられるべき問題はたくさんあるうかというふうに思いますが、それぞれの地区に特色があるはずでございますから、それぞれの地区の問題点を一的に挙げるわけにはまいらない、それにはそれなりの各地区の方々の自主性というものを尊重してやっていかなければいけないし、市の職員といふものは、それぞれの地区のそういう活動に対しましてご援助を申し上げるという方向で努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

下請契約の問題については、確かに元請と下請との間にまたいろいろあつれきもあるようでございます。できるだけあつれきを少なくして、下請の方々にせつかくの公共投資の事業をやっていただくわけでございますから、メリットを享受していただくよう私どもも今後努めてまいりたいというふうに思いますが、具体的には総務部長の方からお答えをさせていただきます。

それから、機関委任事務に関してでございますが、先ほどご指摘のありましたように、機関委任事務というの是非常にたくさんございます。生活保護のあり方が厳しいということでございますが、先ほどおっしゃられたご趣旨といふのは、このただ単に生活ケースワーカーが、生活保護なら生活保護だけにかかずらわって、その他をその地区におけるその人の状況というものを地域社会との関連において考えてないんじゃないかというようなご趣旨に承るわけでございますが、確かにそういう傾向がないわけではないだろうというふうに私も考えます。これにはやはりいきなりたくさんこの専門職の人を採用したからといってうまくいくものでもございませんし、やはり地域社会づくりということをじっくり進めていく中で解決をしてまいらねばならない問題でなかろうかと思います。当然部内での地域社会づくりというものがどういうものであるかという理解についても、私をはじめ全般的にまだまだこの未成熟な点があらうかというふうに思いますので、そういう点についてはよく今後勉強をしてまいりたいというふうに思う次第でございます。同時に、高度経済成長下に育った人たちの物事の考え方というものが、戦前派の方々と比較をいたしまして、ずいぶん実感的に違いがあることは事実でございます。しかし、人間尊重といふこの人間本位の考え方そのものについては、私はかなり現代の若い方々にも実感として理解ができるいるんではないだろうかというふうに思うわけでございます。最近はすべて経済、経済、経済、口を開けば不況がどうだ、あるいは経済成長率が何%かと、あるいは国家財政が赤字だと、地方自治体の財政が赤字だと、まさに経済、経済ということで新聞、その他にも報道をされておりますけれども、余りこの経済にとらわれ過ぎると、人間の考え方が私は曲がつてしまふんではないだろうかと、やはりこのほのぼのとしたお互いの助け合い、あるいは心の豊かさというものをはぐくんでいくことを考えなければいけないというふうに思っておりますが、そういった面について最近の若い方々もかなりご理解が得られているもんだというふうに私は考えております。市の職員の中にもそういうことを十分理解をして

いる方がたくさんお見えになりますので、これらの方々を教育することによって、地域福祉の推進を図つていいこともできるんじゃないだろうかと、こう考えておる次第でございます。

五番目の来年度事業の方針についてでございますが、私がこの節約ということを言つておりますのは、やはり今日の財政状況を踏まえて、市の職員がまずできる限りの努力をするという心構えにならないことには、予算がありませんからそういう仕事はできませんと言つても、私はそれは市民の方々には通用しにくい弁解にならうかというふうに考えたのでございまして、まず市の職員自身ができるだけ合理的にお金を使うというところに頭を切りかえていただかなければ、非常に余裕のある時代とは違いますので、市民のご要請に対応をしていく姿勢の問題として打ち出したのでございます。まあただ単に姿勢の問題だけではございませんが、こういう姿勢というものを踏まえて、われわれのあるべき姿ということについて十分考えなければならないと。公立幼稚園の四歳児保育の問題については、すでに議論が、ことしの三月の議会の教育民生委員会でも教育委員会でも議論になつたところでございまして、いまここで私が繰り返す必要はなかろうかというふうに考えておる次第でございます。

まあ地区社会づくりをやつしていくために専門家をというお話をございますが、実は学校出たての人ばかりたくさん入れてみても、果たして地域社会づくりというものは進められるかどうか、問題点があるうかと思います。もちろん専門家の方のお恵みを拝借するということは必要でございますし、それなりの対策は私の方でも今後立ててまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、週休二日制をやつて雇用量をふやしてはどうかということでございますけれども、週休二日制をやつたから雇用量をふやすということでは、私は週休二日制の意義が余りないんじゃないだろうかと思う。雇用量を創出するということと週休二日制とを直接的に結びつけるという考え方を持つておりません。週休二日制というものは、週休二

日制としてのメリット、デメリットを考えて実施をしていくべきではないだろうかと、さように考えておる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（斎藤久美君）登壇〕

○総務部長（斎藤久美君） 下請契約について行政指導ができないかということでございますが、市長からお答えをしたところでございますが、最近の景気の停滞という問題と、速やかに景気を回復させるために、公共事業の投資が重点的に行われておりますことはご承知のとおりでございますが、実際に実効を上げていく中で、各種の工事につきまして、元請、下請関係の円滑な合理化といいますかが望まるのは当然でございます。ちょうどたまたま七月に、建設省の方からもご指示がございまして、県を通じて推進をしてまいりますのは、元請、下請関係の合理化について、具体的にいろんな項目について触れて指導をしてまいっております。その要旨は一括下請を禁止する、あるいは下請契約の締結に当たっては、十分内容的にまあこれのことを注意せいと、あるいは請負代金の早期支払いとか、あるいは請負工事を施行するために必要な、いわゆる原価に満たないような請負契約は締結しないようにしております。現実には大変むずかしいことだというふうに思いますが、こういう長期不況の折からでございますし、特に建設業界の健全な発展のためには、元請と下請の関係の適正化、向上が必要だと考えておりまして、現に契約落札をいたしまして、契約をする時点で十分この通達の趣旨等を業界に徹底をさせるように、指導をいたしております。

でございます。なお、大手の業者等に発注をいたします工事につきましても、できるだけ地元の下請関係の業者を優先採用するよう、これも指導として行つておるというような現状でございますので、ご了解を賜りたいというふうに思います。

○議長（山中忠一君） 訓霸也男君。

〔訓霸也男君登壇〕

○訓霸也男君 時間がなさそうでございますので、要望をいたします。

先ほど例を挙げましたように、私の地区では、たとえば地域の教育力を高める、あるいは福祉力を高める、ほかに政治力を高めるとあるいは生産力を高める、いろいろあると思いますが、現状としてはそういうふうの目標を示す、そしたらだれがするかと言えば、市民参加してやるとすれば関係の諸団体、団体を育成して団体をうまく運営していくといったようなことが大事ですから、そうなつてくると、それは公民館主事としての能力が必要なんではないか、それから福祉力を高めるということになれば、福祉に関する基礎的な知識を持つて人が助言をすることが大事ではないか、そういう意味で、この際地区づくりをしようと思えば、いま四日市で徹底的に足りないのは社会教育と福祉に関する専門職が足りないと、これはたくさん雇つといても決して損はいたしません。その辺をひとつ十分考えていただきたい。

それから、地区社会がやかましくなつてくると、やっぱり地域ミニマムというものをきちんとせんならぬでしょう、そういう意味では権利要求が出てきますから、比較が出てきますから、そういう意味ではたとえば集会所において、三十七年でしたか、富洲原が初めて児童館ができたわけですが、各地区にまあ半分ぐらいその町が持つとる集会所があるよう思つてますが、そんなとこにこの児童図書を備えたらどうだと、これも私は議会で四十五年かなんかに言つておるはずです。

つてゐるはずです。そういうこととか、それから、年寄りがどうも病院へたむろしとつて、占領されて困るとか言つてますが、それ病院へ行きたいことない、行くところがないからですね、だからそういうものを老人憩いの家のかつこうですね、テレビだと栓をひねればふろが沸いてくるとか、そういうような設備までできるようにしてやると言つたようなことなどがですね、こんなことどう見通して、これ指示し助言をしていく。そしてまあ片や皆さんのが大いに自分らの力でやれるところはやりなさいと、こちらで援助するところは援助しますといったような、そういうこと具体的にやつぱり出してやる必要があるだろうと。それから中のこの職員の配置についてもですね、あんなふうに北部公民館のような形にせずに、各地区に公民館主事を配置していただきたいと、そしてそれ団体の世話をしていくだければそれからよくなるわけですから、私はできたときに矢田君に言つたんですが、公民館主事何主事と言わずに、コミュニケーション主事にしたまえとまあ言つたことあるんですけども、そういう考え方でやつていただきて団体の世話をしていくだければいいんではないか、それから、その地区社協などを進めていくにはいまのところ民生委員だけでは足りませんから、民生委員一人につき三ないし五人ぐらいの福祉委員とか、協力員といいますか、そういうたものをつけくようなことなどもお考えをいただきたいと。それから、公民館主事のほかにヘルパー、これも地区にやると、それから地区担当の福祉主事、これなるべく地区へ出かけると、それから土木にしろ税務にしろ、地区担当職員おるわけですから、それを出張所を中心によつちゅう連絡をもつともつと密にするといったようなことなどの配慮をですね、ぜひお願いをいたしたい。

それから、場外になりましたが、そこへ国民健康保険の徴収員、これもですね、出張所へよつちゅう寄りつくといふかつこうにされたらどうかと、毎月毎月家へ回つてゐるわけですか、範囲は少ないかもわかりませんけれども、これを能率給でしりたたいていますが、そうすると早く集めてこいということになりますが、もつと給料を安定してお

いて、そしてその徴収員からあるいは税務職員でもよろしいが、意見を聞くということをすれば、行政情報がたくさん入ってくる、特に徴収員からはボーダーライン層に対する情報が入ってくると、それはなかなか民生でもつかめないんですが、十四万八千二百七十五円という以下がボーダーライン層ですが、四日市では、そういうことを徴収員につかませるということも大事、それは能率でんまりしりたたいとつてはいけないですから、給料なども考えて出張所の体制を考えてやっていただきたい。

あとまたたくさん申し上げたいんですが、そんなにここで、たとえば契約の問題でも、ゆっくり論議をする場所でもないと思いますので、三百万で仕事を引き受けたのを二百万でりっぱに工事して、これ市民が聞いたらどう思いますか、そういうことなどを十分考えていただきたい。

それから、福祉主事についてはですね、われわれのころには朝新聞を見るのが大変こわかったと、生活保護かけた者が首つっていないうだろかというので朝新聞を見るのがこわかつたというそういうわれわれのときには職員でした。あるいは自分が下宿してみて生活保護で飯が食えるかどうかやってみたという、そういうことをわれわれのときにはやつたもんですが、そういう意味で、私はやっぱり志を立てて福祉大学へ入るという、そういう姿勢の人間を大量に採用することが大事ではないかということを申し上げとくわけです。

それから、週休二日制については、これはまじめに答え過ぎたんでもちょっと困りますけども、週休二日制にして一日は各地区へ返して地区のボランティアやらしたらどうですかという、以上です。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後三時三分休憩

午後三時十六分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 通告の順序に従つて、質問をさせていただきます。

まず第一点の公有財産についてですが、公有財産と言いますと、非常に範囲が広いと思います。そのうちの不動産である土地についてお尋ねしたいと思います。

羽津丁千四百三十五番地の四百六十九・四二平米のほか八筆、全部で二千五百九・九平米の土地は、昭和二十五年十月二十四日に市の上水道用地として坪約百円にて買収した土地であります。上水道には全く利用せずそのまま放置して、昭和四十六年三月二十六日、旧地主に何の話もせずに第三者に坪一万三千五百円で売却したものであります。これは契約違反ではないでしょうか。また、この土地全部で七万五千九百円で買収して、一千二十四万六千五百円で売却したものであります。単純に利息を計算しても約一千万の利益があります。水道局は水ばかりでなく土地の売買もして利益を得ております。土地売買業の免許はあるのかどうか、納得のいく説明をしていただきたいと思います。

次に、北部墓地公園についてですけれども、先ほど後藤議員の質問に、大矢知地内にて協議に入りたいという答弁がなされました。一応めどがついたと理解しております。できるだけ早く実現していただくよう要望しておきます。次に、これも平山物産の移転問題ですが、これも昨日小井議員の質問と同じような質問ですので、取り消しをさせていただきたいと思いますが、ただ市長の答弁の中に、移転場所についてはいましばらく有余をいただきたい、霞ヶ浦地先埋立地については、取り消したのではなく中断していると答弁されましたが、字引によりますと中断は途中で

切れているというふうに書いてあります。またつなぐことがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。また、特別委員会にて霞ヶ浦地先の埋立地とは違うという話をされましたが、もう一度ここではつきりと答弁していただきたいと思います。

第一回の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） お答えいたします。

昭和二十五年に買いました土地を昭和四十六年に売却したわけでございますが、まず値段が非常に、買いましたときは坪当たり百五十円でございまして、売りましたときが一万三千五百円と、非常にこの値の開きがございますが、昭和二十五年から四十六年の二十一年間というのは、いわゆる戦後の混乱と申しますか、動搖の激しかった時代で、諸物価の暴騰が非常に激しかった時代でございますが、したがって、買ったときと売ったときの利の開きが非常に大きく出てまいります。これはまあ公有地でございますが、売買いたしましたときはそのときの世間相場と申しますか、地域の状況、地価等を勘案して売買いたしておりますので、したがいまして、いま申し上げたような社会情勢の変化に伴って、著しい値のその出たのが実情でございます。水道局といたしまして、当初二十五年に買いましたときにはこの辺は非常に水量が豊かでございまして、ぜひそこに井戸を掘って富田方面の給水を目的とした井戸でございますが、買って直後に早速工事にかかりまして、井戸を掘ってそこから日量千五百トンほどの水をくみ上げたわけでございまして、くみ上げた途端に回りの自噴しておった水が全部とまって、地元から非常に強い攻撃を受けましたので、早速いろいろ調べた結果、これ以上そこから水をくみ上げることは不可能であるということで断念して、他にいたというのが実態でございます。

水源を求めた次第でございます。局としては要らなくなりましたが、その当時まあ教育施設あるいはまた社会福祉施設として利用してはどうかというふうな話、そのまま引き続いて四教道路の予定など等もございまして、できればそういう公共的な施設に利用したいというふうなことで、時期がずれておったわけでございますが、昭和四十六年にたまたまその地域が土地の改良区に指定されたので、そちらの方にお話申し上げて買っていただいたというのが経過でございます。いまご指摘にありましたように、決して水道局は土地のブローカーをいたしておりますわけではありませんが、こういった経過に基づいて処理させていただいておりますが、これは昭和四十六年三月の議会にもこの件は提案させていただきまして、そのときにも若干いまのような問題等ご指摘いただきまして、いろいろご審議願つたわけでございまして、そのとき議会の方では「了承」を承認したので、その線に従つて処分させていただいたというのが実態でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平山物産問題でございますが、新しい化成工場をどこに建設するかということについては、いまの段階では全く白紙でございますので、さようご理解を賜りたいと思います。

○議長（山中忠一君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 私がお尋ねしたのは、霞ヶ浦地先の埋立地へ来るのか来ぬのか、中断しているのをまたつなぐのかどうかということをお尋ねしとるんであって、土地については猶予してくれということですが、平山物産の移転問題は本当にまあむずかしい問題だと思いますが、霞ヶ浦地先の埋立地については、地域の住民全員が反対の態度であります

すので、承知しておいていただきたいと思います。また、どこへ移転するにしても、地元と十分話し合いをして了解をとつてから移転するようにお願いしておきます。

また、この土地の問題ですけれども、議会の了承をもらつたということですが、行政財産、いわゆる公有財産を分類すると行政財産と普通財産に分けられますけれども、いつその用途を廃止して普通財産にしたのか、それだけひとつお願ひしたいと思います。

それから、水道用地として買収しておきながら、地元の反対があつたからということで他の第三者に売却するというようなことをしていただきますと、行政不信が今後ますます強くなつて、学校とか幼稚園あるいは保育園等の公共用地を買収しようとしても、これから市民は協力しなくなると思いますので、今後このようなことのないよう強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 今度の一般質問は六・六・三制だそうでございまして、六・三制じゃなく六・六・三制だそうでございまして、私が最後だと思いますので、しばらくごしんばういただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして以下四点についてお尋ねを申し上げとう存じます。

第一は、老人福祉農園の構想についてでございますが、時あたかも老人福祉週間でございますので、老人問題に連いたします問題についてお尋ねを申し上げたいのでございます。

老人の福祉施策につきましては、医療の無料化とかあるいはまた老齢福祉年金とか、あるいはまた本年からは本市

でも寝たきり老人の入浴等の実施と、いろいろ数々の援護の手が差し伸べられておるのでございますが、高度成長期におきましては財源も豊かでございまして、そうした施策は非常にやりやすかつたと、そのため老人福祉は画期的な上昇をみたのでございますが、安定成長期を迎えた現在、物質面ばかりに偏つております老人福祉を心静かに考え直す必要があるのでございますが、老人が何を考え何を望んでいるかを改めて考え直す必要があるのでなかろうかと思うのでございます。老人が何を考え何を望んでいるかを改めて考え直す必要があるのでなかろうかと思うのでございます。お医者へまいりますと老人の常連がいっぱいでございますが、中へ入つていろいろ聞いてみると、体もそんなに悪くはないと、何かぶらぶらしているとつい血圧が心配になりますし神経痛が痛むような気がすると、お医者へ来ると連れもあるし退屈をしなくともいいんだから、だからわれわれは医者へ来るんだと、こういう方も多いのでございます。こうした方々もかつては、これまで社会の第一線に立ちまして縦横の活動をした方々ばかりでございますが、子供に身上を譲り仕事がなくなります。そして世の中の何か鎖から外れたような気になりましてそうした孤独感を味わうのでございますが、そうした孤独感からついに恍惚の人となり、孤影悄然たる老いの姿をさらけ出すのでございます。こうした老人から孤独感を取りひとつ生きがいを見つけてあげるのも老人福祉の大きな道ではなかろうかと思うのでございます。老人の残存活力を長く温存してあげるのも肝要ではないかと思うのでございます。こうした意味で、老人に生産の場を与える場所を提供すると同時に最高のレクリエーションの場を与えるために、老人農園を開設してはどうかと思うのでございます。最近各都市でこうした農園をつくっていますが、近くは桑名市でも昨年の八月から一区画二坪の農園を九十区画つくりまして老人に提供いたしましたところ、申し込みが殺到いたしまして、ことしの十月にはもう五十区画を拡張するんだと、こういうお話でございます。また現在は、市役所の東の方付近でございますが、将来は市内各所に設置することでございます。さる八日でございましたか、私現地を見せてもらつたんでございますが、暑い日盛りでございましたが、三十

数人のご老人が男も女もうれしそうにナスやキュウリの取り入れ、サトイモの掘り起こし等をやっておられた姿を見いたしまして、ここにもまた老人福祉の道があるんだということをしみじみ感じさせられたんでございます。岐阜市ではもつと大がかりに休耕田を利用いたしまして、市が農地を借りまして、農地法の関係もありますので地代は払わずに地主さんを指導員にして、そうして指導員に手当を支給して農作業の指導とか農場の管理をしてもらつておるそうでございまして、こうして老人に仕事を与え、収穫の喜びを与え、いつまでも健康を保持していただくためにも、老人の福祉農園が最もこれはいいんじゃないかと、こういう気がするのでございますが、本市においてもそうした構想をお持ちにならないのか、市長のご意見を承りたいと思うのでございます。

次に第二は、民間住宅建築の際ににおける融資のあっせんその他についてでございますが、本市は公営住宅の建設に非常に努力をなされまして、現在市営住宅は三千百六十三戸、市内全戸数に対する比率は四・五%でございます。全国比率が二・二%でございますから、全国平均の二倍の公営住宅を持つておられるのでございます。大きな成果を上げられておるのでございます。その住宅行政をいま一步進めていただきまして、一般市民が建てます民間住宅に対しましても補助の、援助の手を差し伸べていただきことはできないかと思うのでございます。だれでも一生のうちに自分が家を建てたいという念願は持つておるのでございます。高度成長期におきましてはそれぞれの所得の伸びが大きく、自己資金の調達が比較的楽であります。また、それぞれの職場からの借り出しも安易であつたんでございます。だれでも一生のうちに自分が家を建てたいという念願は持つておるのでございます。安定成長期を迎えた現在では、住宅金融公庫の貸し出しこそ増額されました。頭金の調達に四苦八苦しなければならない現状でございます。金融機関も事業資金は貸してくれますが、住宅取得にはなかなか金は貸してくれない、銀行ローンは比較的金利が高い、そうした理由で一般庶民にとりましてもマイホームの夢は遠ざかってしまったのでございます。しかし、自分の家を持ちたいという希望

望は決して消えておりません。端的に申し上げまして、市において住宅建設の場合、頭金の一部でもたとえ百万、二百万でも貸し出しかかるいはまた金融機関へあつせんするか、あるいは利子補給をするような制度の創設のお考えはないか、市長のご意見を承りたいと思うのでございます。

次に第三の問題、子供広場の問題でございますが、まずもつて教育長にお聞きしたいのは、三月議会でございますたか、現在市内には二百五の子供広場があるというお話でございましたが、その二百五の中には市有地もあり、あるいは子供会が借りているところもあり、自治会が借りておるところもあると思うのでございます。また無償のところも有償のところも、契約期間にいたしましても五年のところ、十年のところいろいろあると思いますが、それで大ざっぱで結構でございますから、市有地が何カ所、子供会の借りているところは何カ所、自治会の借りているところは何カ所か、契約期間の平均はどれぐらいか、その点についてお聞かせを願いたいと思うのでございます。

最後は末永地区の諸問題についてでございますが、末永地区はかつては軍役所もあり病院もありまして、四日市市行政の中心的な存在であつたんでございますが、現在におきましては海蔵川、三滝川にはさまれ、東は近鉄線に阻まれまして、陸の孤島的な存在になつておるのでございます。行政的にも何らの公共投資もせられず、ばい煙の乱れ飛ぶじんあい焼却場だけが唯一の公共施設だったのでございます。末永地区住民は何とかして行政の谷間のようなこうした環境から一日も早くはい出したいと、こういう念願を持っておるのでございますが、そうした末永地区の諸問題の中から、三つだけを取り上げてお尋ねを申し上げたいと思うのでございます。

まず第一は、公共下水道の問題でございますが、橋北地区の管布設も大体終局に近づいてまいつたんでございますが、末永地区の公共下水はいつごろから着手をしていただけるのか、そのご予定をお聞かせ願いたいのでございます。

次は、末永地区が多年にわたって被雪をこうむつてまいりましたじんあい焼却場の跡地についてでございますが、

この問題は私昨年の九月議会においてお尋ね申し上げましたところ、当時三輪助役から地元のために使いたいと、こういうふうなご答弁でございましたが、地元は去る八月十九日の市長との懇談会におきまして、何か児童会館のようものを建ててもらいたいと、こういう要望があつたのでございますが、これまた早急にはなかなかこういうことはできない、できないと思いますので、そうしたことが実現するまでの間、子供広場として使用させていただけないかどうか、この点をお伺いいたしたいと、それから、それにつきまして現在焼却炉が残っておりますが、子供が入ってけがをしたり、悪い子供がいたずらをしたりして困るのでございますが、早急に取り壊しをしてもらいまして、整地をしていただきたいと思うのでございます。子供広場として使用をさせていただけるかどうか、また、焼却炉を早急に壊していただきけるかどうかと、この点についてお答えをいただきたいのでございます。

それから第三は、末広橋に関連した問題でございますが、一年に一基か二基づつ長い長い歳月を費しまして、ようやくことしは橋脚の全部ができたのでございます。ここ一、二年のうちに橋台もでき上がり、完成することと思われますが、末広橋は都市計画道路であるところの赤堀山城線の上にかけられた橋だと思うのでございますが、この末広橋へ取りつけます赤堀山城線は、これはいつごろできるのかと、末永地区をいつごろかかるかってもらえるのか、この見通しを聞かしてもらいたい。

それから、西浦地区は区画整理事業としてりっぱにできましたが、西浦二丁目の北端から三滝堤防までの約六十メートルを現在都市計画課が街路事業としてやっておられるのでございますが、これもなかなかむずかしいらしいと、これができ上がりりますと次は三滝川の架橋だ、その次が末永本郷町の街路建設の事業となるのと思われますが、あの最も人家の稠密いたしました区域が、買収方式で果たしてできるのかどうか、都市計画の方に聞きますと、あれはもうどうしても面的整備をしなければならない、すなわち区画整理をしなきや赤堀山城線はできないんじやないか、ま

た、区画整理課の方にお聞きしますと、近鉄の第二次高架のときも高架をするんだつたら区画整理をしなきや高架の値打ちがないんじやないかとこういうことで、区画整理と第二次高架とを、近鉄の高架とを抱き合わせてやるつもりでいろいろ相談したら大反対だったと、大反対だったのだから赤堀山城線のために区画整理が果たしてできるかどうかはなはだ疑問だと、こういうふうなことを言われておるのでございます。担当部長さんは赤堀山城線を末永本郷町地内を通すご自信がおありになるのかどうか、お伺いいたしたいと思うのでございます。

それからいま一つは、三滝橋の架橋は街路事業でおやりになるそうでございますが、末広橋だけなんぞ土木課の土木事業としておやりになつたのか、これをお聞かせ願いたいのでございます。

私の質問は以上でございますが、ひとつ要望事項を二つだけ申し上げたいと思うのでございます。

要望事項の第一点は、補助金についてでございますが、国にいたしましても県、市におきましても、財政が逼迫いたしますとすぐに補助金の見直しだと、補助金の整備だとか、こういうふうに申されますが、私はこれに対して大きな疑問を持つておるのでございます。補助金ほど小さな資金で大きな効果を上げているものはないのでございます。単に補助金と申しましても事業に対する補助金、あるいは運営に対する補助金等いろいろありますが、特に市民組織に対する補助金は、わずかな金額で行政指導の足がかりをつくつておるのでございます。わずか五万や十万の補助金で、その団体、その組織に対する発言力を留保しておるのでございます。功罪は相半ばいたしますが、国が自治体をこれだけ規制できるのも補助金行政のためだと思います。何も市が市民団体を規制するというのではありませんが、市政の方針に協力を願う足がかりになるのでございます。しかし、形骸化した組織とかあるいはまた有名無実の団体に対するものは適当にこれはまあ廃止しなきやなりませんが、生きた組織、生きた団体には大いに助成措置を講じていただきたいと思うのでございます。補助金と申しますと、理事者の方々非常に神経質におなりでございますが、

どうか必要ある補助金は大胆に出していくよう要望申し上げるのでございます。

第二点は、退職料の問題でございますが、かつて市役所に奉職せられました方々で、昭和三十六年の十二月以前にやめられました方々は退職料を受給されておるのでございますが、もうそんな方々も三十四名になりました。扶助料をもらつておられる奥さん方が四十三名、合計七十七名になつたのでございます。扶助料の最低額は年額三十四万三千円で、生活保護費にも足りないような現状でございますが、この退職料を三月に一遍もらうのでございますので、その三カ月がなかなか待ち遠しい、異口同音に皆さんおっしゃつておみえになるのでございます。五十二年度は六・七%プラス千三百円のベースアップがあつたんでございますが、昭和三十六年十二月以降の退職者は共済年金でございますので、もうすでに支払い済みでございます。退職料は条例の改正が必要でありますので、九月議会終了後と思われますが、どうかでき得ましたら、ベースアップ分を加算して、あなたの退職料は幾らになる、支給はいつごろになるんだと、こういう通知ぐらいは早く差し上げていただきたいと思うのでございます。先般来からそうした方々二、三問い合わせがありますので、どうかひとつ一日も早く支給をしていただきますようにあえて要望いたす次第でございます。

これで、私の第一次の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず、老人福祉農園の構想でございますが、これは大変結構なことだというふうに私もそう思つておりますので、地区社協の事業として取り上げることはできないかどうか研究をいたしまして取り組んでまいりたいというふうに思つております。

それから第二番目は、民間住宅建築の融資の、市として融資ができるのかということです。現段階では四日市市として、民間の方々が建築をする場合に何らかの金額を融資するということは、枠の問題もあって非常にむずかしいというふうに考えております。いろいろ融資制度はたくさんあるわけですが、これらは融資制度の利用についてご存じのない方であろうかと思いますので、こちらの住宅課の方で十分検討をしてお答えができるよういたしたいと思ひますけれども、市 자체で融資をするということについてはまだそれだけの余裕はないというふうに、私は今日そう思つております。」理解をいただきたいと思います。

それから、末永地区の問題でございますけれども、この焼却場が大変あの地区の方々に迷惑をおかけいたしました。本年に入りまして、そこに建つておつた建物部分このままほつておきますと、青少年の健全育成の面から言ってもぐあい悪いということで、とりあえず撤去いたしました。築炉部分だけが残つておるわけでございますけれども、炉の部分については来年度取り壊す予定にいたしておりますので、後の利用は週日地区懇談会でもお答えをいたしましたが、地区の方々とよくご相談申し上げてということでございますけれども、とりあえずは、現在でも子供さん方がそこで豆ソフトボーリみたいなことをやって遊んでおみえになりますので、子供さんが利用できるように整備をしてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

ほかの質問については、それぞれ担当部局の方からご答弁させていただきます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 子供広場につきまして、その所有形態の種類及び借用期間につきましての質問でございます。

ますが、手元に資料を持ちあわせていないので失礼でございますが、細かいことを申し上げることができないわけでございますが、所有形態につきましては、私の記憶では数カ所が公有地であり、他はすべて広い意味の私有地であると、その公有地のうちの一ヵ所が県有地であり後は市の土地であると、そういうふうに記憶しております。また、借用期間の平均につきましては勉強不足でございまして、資料を持ちあわせておりませんので、ただ補助対象が五年以上ということになつてることはご存じのとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 末永地区の諸問題のうち公共下水道の整備計画でございます。

現在橋北排水区におきましては、主に滝川町陶栄町地内で下水管渠の布設工事を施行させていただいております。これがまだしばらくかかる予定でございますので、これら下流側地域の整備の見通しがつきました段階で、ご指摘の末永本郷地区の整備に着手する予定にしております。当末永地区は狭い道路がかなりございますし、水道管、工業用水管などがふくそうしておりますので、工事施工の際には種々障害が予想されるわけでございますが、施工可能な区域から努力して順次整備いたす所存でございます。それで、その第一段階としまして、本年度五十三年度工事といしまして、末永町、本郷町の浸水解消と水洗化整備を目標といたしまして、近鉄川原町の駅北側の場所で、近鉄線を横断する幹線管渠工事を施行させていただく予定にしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山中忠一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（美濃部博美君）登壇〕

○都市計画部長（美濃部博美君） 末永地区の諸問題のうち、都市計画部に關係いたします街路の問題について、回

答させていただきたいと思います。

当地域の都市計画道路、先ほど申されました赤堀山城線につきましては、西浦の区画整理事業で一部完成をみておりますが、残はまだ未完成であります。目下ご承知のことだと思いますが、三滝川の右岸取り付け部分につきまして、用地の交渉をしている最中であります。これは三滝川に橋をかけまして、四日市関ヶ原線を誘導したい、そして交通の緩和を図りたいというのが目的であります。そのまま事業費は約六億五千万を予定しております。また国からまいつております事業費は用地買収のみでございまして、これから事業の予算獲得が本格的に行なえる段取りであります。したがいまして、まだ相当の年月が残念ながらかかります。したがいまして、こういう実情から判断いたしますと、お説の地域の中の事業年度につきましては、まことに残念でございますが、いまここで私が言明することが非常に困難でございますので、ご理解を賜りたいと思います。しかし、できる限り早期実現図るよう國との交渉の努力は続けていきたいと考えております。

なお、この方法論でございますが、いろいろとわれわれの方におきましても検討はされております。お説のように各課長それぞれの思惑があるうかと思いますが、まだ私いたしましては本来の計画が都市計画街路として決定されておりまして、この手法を目下変えている考えは持つておりません。したがいまして買収方式ということになります。と申しますと、大変多くの方々の権利買収が行われますし、移転先の問題が出てまいりまして、これに介在する問題は非常に複雑多岐でございます。したがいまして、皆さんのが理解、迷惑ということ覚悟の上で交渉に当たる必要があるうかと思いますが、時代の感情を踏まえますと無理押しということは私は決してすべきではないと感じておりますので、円満に事を運びたいと考えております。そういうお話の中で、区画整理事業という話が地元の方々からもし起こったと仮定しましたときには、それはそれなりに検討する余地があろうかと考えております。区画

整理事業と申しますのは、街路事業と違いましてまた別の大きい目的を持つておりますので、街路の用地取得をするために区画整理事業を行うという単純な考え方では國も理解をしがたいと思いますし、私もそう簡単に物事を変更すべきではないと考えております。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 末広橋は都市計画街路であるのになぜ他の事業で実施しておるのかというご質問だったと思います。

現在の利用しております末広橋、これは非常に老朽しております。まあ木造でございますが、これにつきましては、かねてから改修の要望が関係地区より強く出されておりまして、地方道整備ということで計画してまいり、橋梁整備事業として現在実施中でございますが、この実施に当たりましては、ちょうどすぐ上流二十メートルほどの場所に都市計画街路、現在の赤堀山城線が議定されておりますので、それと整合を図りながら現在実施中でございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（山中忠一君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 ありがとうございました。第一の問題、第二の問題どうぞひとつ市長よろしくお願ひ申し上げます。第一の農園の問題もひとつ地区社協、いずれの手段でもよろしくございますが、そうした方向に向いた施策をお願い申し上げたいと思うでございます。

第三の問題の子供広場の問題でございますが、教育長からそうしたデータはないとのことでございましたが、これ

はまあ教育長のご存じないのは当然でございます。私も担当課へお邪魔しまして、そうした一覧表のようなものはないのかどうかお聞きしたのでございますが、全然ないとのことでございました。さらにまた電話でも聞きましたが、やはりないということであつたんでございます。三月の議会で市長の市政方針の中でも、子供広場は重視していくといふんだと、そのためにことしは設備補助として八百万円を計上したんだと、こういうふうに言われたんでござります。市長が特に八百万円に増額をしたと言われたその八百万を執行する担当課に、そうした書類が整備されておらないのは一体どうだと、二百五の子供広場の実態が一目瞭然とわかるような書類ができるでこそ私は適正な補助金の交付ができるとともに、また事後の効果測定もできるんじゃないかと思うのでございます。子供広場の問題は非常にやかましいと、そのやかましい子供広場の問題の書類整備もできておらないとは、一体担当課は一体何をしておるのか。職務怠慢はなはだしいのではないか。それで上司の教育長と市長や市民に対しても申しわけがたつかどうかと、もつてのほかの怠慢ではなかろうかと、実に腹立たしい気がしたのでござります。まあしかし、そうしたことをおこつておつてもしようございません。教育長にもただりつぱな部下をお持ちでございますということを申し上げておきまして、本論に入りたいと思います。

新聞で見たのでございますが、市ではいま運動広場の計画を立てておられるそうでございますが、出張所単位に三千平米以上の土地を確保いたしまして、市内で二十三ヵ所をつくる、また、千平米以上の土地があればテニスコートをつくると、契約は五年以上で地主に対しても固定資産税の免除を図るとか、いろいろ優遇措置を講ずることでござります。これは従来の子供広場とは別個のものと思うのでございますが、それについてお聞きしたいのは、従来の子供広場に対しても地主に対する税の免除を考えてもらえるかどうかと、また、希望さえあれば子供会、または自治会にかわって市が土地の借り入れをしてもらえるかどうかと、また現在は土地は無償でございますが、ほとんど無

償でございますが、地代を払うと言いますと地主さんが権利化するのをおそれて受け取らない、しかし謝礼と申しますと受け取つてくれると、その謝礼として出す分を市でご負担が願えないかどうか、子供広場も固定資産税の免除をしてもらえるか、あるいはまた子供会とかあるいは自治会が借りておる子供広場の市が肩がわりして借りてもらえるいかどうか、地主に対する謝礼を市が負担してもらえるかどうか、以上の三点について恐れ入りますが、もう一遍お答えを願いたいと思うのでございます。

末永地区の問題につきましては、どうぞ公共下水も早くひとつかかっていただきたい。この点をお願い申し上げる。それから、焼却場の跡を市長からありがたいお言葉でございますので、子供広場としてお借りいたしたいと思うのでございます。

それから、末広橋の関連する問題でございますが、担当の部長から、なかなか赤堀山城線はむずかしいと、いつかわからぬと、ここで申し上げることはできないと、こういうお話でございましたが、これはまあもつともでございます。もっともでございますし、土木の方の部長からは、あの橋はいわゆるそのそれと切り離して土木課でやつたんだが、ただ赤堀山城線に乗せただけだと、こういうふうなお話でございますが、まず、赤堀山城線はこれはまあいつでさるかわからないと、これはまあ常識的に考えてもうすぐでございますが、末広橋がああしてりっぱにできてまいったんでございます。見てまいった、赤堀山城線ができないと、そうするとりっぱな末広橋ができたが、あれは海蔵川のアクセサリーだと、土木課の橋梁建築の試験かと、あるいは税金のむだ遣いだというようなことを言われると思いますので、ひとつまでも本郷町の方では、あの橋できても絶対物を通せられぬと、こういうふうなことを言っておられますか、しかしせつかくできる橋でございますので何とか生かしてもらいたいと、ちょうどあの橋、南詰めで堤防道路が四メーター五十でございます。北がちょうど四メーターでございますが、あれをもう少し、幸いあれ三メー

ターベルは拡張できると思いますので、ひとつ早いとこ準備をしてもらいまして、そうしていくとでもできたら末広橋が使えるようにしておいていただきたい。この点ひとつお願い申し上げる次第でございます。なかなかテンポがのろいので、大体お役人さんというものはまあ早速やりますと言うて大体二年、前向きに考えますと言つて五年、考慮いたしますと言つてこれは全然してもらえない、こういうことでございますので、どうぞその点もご考慮の上うまくやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 大変おしゃりをこうむつたわけでございますが、大切な青少年育成、子供の育成に係る問題で、担当課のことについてきついおしゃりをこうむつたわけでございますが、責任は私でございますので、今後とも注意して、青少年健全育成、そのための子供広場の積極的な拡充につきましては努力をいたしたい、そう考えております。

なお、いまご質問のうちの借用地の固定資産税免除の点については、実施をいたしております。それから、市がかわって借り入れる問題及び謝礼の問題については、無理であるうかと考えております。以上でございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり。〕

○議長（山中忠一君） 天春文雄君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いま質問されまし大森議員に対する教育長の回答ですが、これはあくまで議員が通告してある問題でございますので、これきちつと調べて大森議員に回答していただきたいと、こう思うわけであります。これ必ずお

願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、後の方は明日お願いすることといたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時六分散会

昭和五十三年九月十四日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四 日 市 市 議 会

○議事日程 第四号

昭和五十三年九月十四日（木）午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案質疑委員会付託：

第三 議案第八六号 昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について……………

第四 議案第八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）……………

第五 議案第八八号 昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）……………

第六 議案第八九号 昭和五十三年度四日市市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）……………

第七 議案第九〇号 昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）……………

第八 議案第九一号 昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）……………

第九 議案第九二号 昭和五十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第一〇 議案第九三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………

一一 議案第九四号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………

一一 議案第九四号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………

正について.....

議案質疑託付

- 第一二 議案第九五号 四日市市特別土地保有税審議会条例の制定について.....  
第一三 議案第九六号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について.....  
第一四 議案第九七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について.....  
第一五 議案第九八号 市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について.....  
第一六 議案第九九号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について.....  
第一七 議案第一〇〇号 四日市市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について.....  
第一八 議案第一〇一号 市立四日市市病院使用料及び手数料条例の一部改正について.....  
第一九 議案第一〇二号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について.....  
第二〇 議案第一〇三号 町の区域の変更について.....  
第二一 議案第一〇四号 町の区域の設定について.....  
第二二 議案第一〇五号 町の区域の変更について.....  
第二三 議案第一〇六号 市道路線の認定について.....  
第二四 議案第一〇七号 委託協定の締結について.....  
第二五 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について.....  
第二六 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について.....  
第二七 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について.....  
第二八 議案第一一一号 工事請負契約の締結について.....

議案質疑託付  
議案説明会  
委員会付託

- 第二九 議案第一一二号 工事請負契約の締結について.....  
第三〇 議案第一一三号 工事請負契約の締結について.....  
第三一 議案第一一四号 公有水面の埋立てに係る意見について.....

○出席議員（四十三名）

青天小宇伊岩大加治  
山春藤井田藤田川谷森藤  
峯文道信久良四喜多定  
男雄一夫郎正市三喜多

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○欠席議員（二名）

高山山山山森松増前堀古福平長橋野  
谷  
本中路口島山川市田野川本呂  
忠信安良英辰新元香行鐸增平  
兵  
三勝一剛生吉一一男衛一史信元藏和

野生中出坪田高高坂後後小粉訓喜川金  
多  
崎川村井井中木井口藤藤林林川霸野口森  
平信妙基三正長寬喜博也洋  
芳藏夫博子介勲夫次六次夫次茂男等二正

○出席議事說明者

市長	公室	入
福祉部長	市民部長	役
都市計画部長	環境部長	役
建設部長	産業部長	役
下水道部長	福政部長	長
教育委員長	財政部長	
栗原弘	総務部長	
荒奥濃	市長	
木村井	公室	
本部合	入	
川澤		
山村田		
藤藤南		
井倉輪		
坂倉藤		
三加代		
平坂喜		
坂阿喜		
三斎代		
坂久喜		
坂輝喜		
坂治喜		
坂久哲		
坂清哲		
坂久寛		
坂喜寛		

主事	議事課	事務局	代表監査委員	次消防	次技術	水道事業管理者	病院事務長	次教育	教育委員長
事長	事長	事長		長	部長		長	育	
金山	板小佐々	吉岡渡		黒村	蔽		六山	六山	栗原
森口	崎坂木	田本辺		川山	田		田鹿	田鹿	弘
伸克	大晃	耕林靖					猶靜	猶靜	
夫彦	彦丞	吉衛三		薰了	裕		裕夫	裕夫	

○議長（山中忠一君）これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は三十七名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第四号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

この際、報告いたします。

山口信生君から一般質問についての通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君）日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 皆さん、おはようございます。それでは通告の手順に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、厳しい情勢の中で努力を続けられております関係者の皆様に、敬意を表しておきたいと思います。私は、最近の情勢に思いをはせ、五つの問題を取り上げてみました。

第一点は、国の景気刺激策と本市の対応についてでございます。この問題は市として厳しい財政事情を乗り越え、年度末さらには来年度に向けての施策推進の見地からお尋ねをいたすものでございます。

一言で申し上げれば、できる限り国の景気刺激策にのっとり、積極的に対応を望みたいということでございます。すでに市長は一昨日來の論議で、今後の税収増は企業規模の拡大に負うところが大きく、きわめて厳しい情勢と言えると、このようにも指摘をなさっております。なかなかやるべきことは努めて実践をしていきたいとの考え方を示されておりますので、その決意のほどは私どもとして十分に理解をいたすところでございます。しかしながら、今般の補正によりまして、当初予算で見込んでおられた税収いっぱいの予算配置が行われたことで、私どももまたに厳しい現実を痛感いたすわけでございます。さらに聞くところによりますと、十二月も厳しく、引き続き三月も多くを望めないとのことです。加えて知恵をしばった結果といたしましても、財政調整基金取り崩しやむなしとの言葉に接しますとき、行政課題山積の現況からきびしさは一段と禁じえません。このことは多様化しつつ増大する市民要求にこたえるどころか、やらねばならない行政施策は言うに及ばず、先取り行政の展開に大きな障害となってくることが容易に想像されるからでございます。もちろん理事者側におかれましては、財政運営に格別の努力と創造を惜しまれていませんが、さりとて今後の展開上、その窮屈さは否めないと存じます。

政策論上からは、市長が最も重視されておられます豊かな地域社会をつくっていく上で、これが糧とも言える地区市民センターの充実、加えて教育資質の充実、求められつつある福祉施策の数々、雄大な文化都市構想の実現等を抱える現況にかんがみ、これが充実にいかようなアプローチをお考えか、片や豊かで安心して暮らせる地域環境づくりに照らすとき、急がれる生活道路網の整備、都市再整備の問題、さらには治水行政の現況をかんがみるとき、これが充実をどう盛り込まれようとなされたのか、まさに市民全体の総意としての方向づけをいまこそ鮮明にし、理解と協調を引き出さねばならないところにきているように思います。

他方、総合文化会館建設の問題、平山対策に要するであろう諸経費の問題など、おしなべて今後にかかる負担は容易ならざる数字かと存じます。

こうした現実を踏まえ、市長は当面する対応の中にどんな方向を打ち出されるのか、折しも国は景気刺激を大義名分とする事業規模の拡大を考えているようであります。本市にあってはこれが景気刺激に乗り得るよう積極的対応を図られ、充実の糧となさるよう望むものでございます。重ねて申し上げますが、これが吸収の方途を見出すべく鋭意意を注がれ、計画的な施策推進を図られるよう強く望んでおきたいと思います。とりわけ重要課題でもある道路整備、河川整備、さらには都市整備の面で積極的にアタックをなされ、市民の要求にこたえるよう強く求めておきたいと思います。この点に対し、市長のご考察はいかがなものでございましょうか。

## 二つ目は、都市行政に新たな発想をと題しましてお尋ねをいたします。

さきの質問で、私は自治体が厳しい財政下に立ち至っていることにかんがみ、この危機的状況打開に知恵をしばるべき問題点であり、無視できない側面かと考えます。かといって嘗々と培われてまいりました歴史的経過を簡単に方向転換したり、条件ダウングルに結びつけることは許されるものでなく、むしろそうした縛りの中であって限られた財源をいかに駆使し効率行政にシフトさせるかを、住民指導の立場並びに住民のための行政サービス、これを掘り起こす見地から大いに探つてみるべきではないかと考えております。さきに示された行財政調査会答申基調も一つの方向といふと存じます。

今日、扶助費、公債費等に見られる義務的経費の増大は、その必要性を痛感しつつも、自治体が一様に問い合わせをいたしました歴史的経過を簡単に方向転換したり、条件ダウングルに結びつけることは許されるものでなく、むしろそうした縛りの中であって限られた財源をいかに駆使し効率行政にシフトさせるかを、住民指導の立場並びに住民のための行政サービス、これを掘り起こす見地から大いに探つてみるべきではないかと考えております。さきに示された行財政調査会答申基調も一つの方向といふと存じます。

さきにも触れたとおり、一概に転換を求めるというのではなく、許される部門の合理化、真に住民に直結する部門の強化と相まって、いかような方向が将来にわたって用をなし得るものか、考える基盤を大いに行政の中に構築してほしいと思うわけでございます。

先ごろ示されました都市行財政研究委員会報告にも、行政への原価意識の導入、職員意識の改革、社会的構成の実現がうたわれていると聞き及んでおり、まさに行政側にも住民側にも新しい発想が求められていると存じます。要は、共通の基盤を育てて最大の効果的総合行政をいかに掘り起こすかが眞の街づくりにつながると確信をいたしております。

ところで、新しい機構ができてから大分たちました。地域社会づくりに果たすべき行政の基盤も育ちつつあります。が、それにも増して、本質的に問われるべきこれから行政のあり方をどんがどのように考えておられるのか、またどう考えてきたのか、大局的な立場を踏まえつづお聞かせをいただきたいのでございます。

## 三つ目は、老朽市営住宅整備の問題を中心伺いたいと思います。

本市の市営住宅行政は、それなりの成果と実績を積まれ着々とその機能を整備されていると存じます。しかしながらその半面で、今日的にそぐわない老朽住宅が多くなっているのも事実ではなかろうかと思います。行政当局もその点の対策と改善のためにご努力賜っているのでありますが、一面でこれが整備は思うに任せないと聞き及んでおります。

近年では環境に富み立地条件に恵まれた所への集中化が進み、旧市街地もしくはそれに隣接する地域の過疎化が進

み、さびしい現実を一方で浮き彫りにさせております。当局にあつてはこれら地域の根本対策に意を用いられているところですが、時間の経過が目につく昨今でもございます。よりよい環境のもとで一定の要件を満たし生活基盤を確立していただくためにも、これら地区に対し何らかの対応が急務になつてゐる所存じます。むずかしい側面もあるとかと存じますが、温かい行政対応の中からこれら地区で該当する皆さんの理解を求め、より円滑な施策が進むことを期待いたしております。計画に基づく建てかえ、あるいは地域要件にそぐわない所はその跡地の別途利用を考える等、都市整備の観点からも一考察賜りたいと思います。

もちろん、入居者に理解と協力を求めるからには、新しい住宅への優先的転居要請、そのためには一定の優遇措置、たとえば現行家賃による暫定期間の設定等を考えられるのも一案と存じます。

その他市営住宅問題にかかるむずかしい問題への対処の糧として、将来方向を示し得る条例制定等が模索されねばならない時期に来ていることを指摘しておきたいと思います。

#### 四つ目は、交通行政にかかる問題をお尋ねいたしたいと思います。

日増しに増大する車社会と言つても過言ではない昨今でございます。随所に車社会に道路行政が追いつかない現象が露呈しているとも言えます。その意味で都市計画道路網の計画遂行は本市の課題の一つでもあります。現実は随所に多くの問題が浮き彫りにされ、とりわけ居住圏と工業圏、商業圏等を結ぶ地区の交通対策は、極限状態に近く問題なしとできません。狭い道路でも舗装することで車が飛び込んでくる。交通事故の危険に終始させられる結果と相なっております。このことはひとえに幹線道路網の整備立ちおくれに起因するところ大であり、一刻も早くその整備が望されます。

かつて私は同様の要請をいたしたことがございますし、あわせて必要に迫られている道路の整備を強く求めてきました

#### 経過がござります。

計画のみにとらわれず、また当初の基本を守るためにおくれを来すことのないよう、超現実的対応の必要なところが幾つかあることをこの席で指摘いたしたいのでございます。必要最小限の計画遂行、そして段階的整備促進、関係者の協力が得られない個所の解消、加えて三滝川右岸のネット個所解消、とりわけ河川敷のり面利用による通過交通網の確立、同様に左岸一部買収による本格道路設置など、思い切った発想による計画提示を求めておきたいと思います。その他住宅密集地の道路確保並びに整備に取り組むこと、通過交通と生活道路の交通の整理を明示する必要があること、近鉄高架の推進、継続事業の推進、交通モラルの確立に意を注がれるよう求めておきたいと思います。あわせて総括的に現在計画下にある都市計画街路の諸計画が果たして現下の状況に即応しているのかどうか、この点について見直しの必要を含め一考察賜りご見解をいただきたいのでございます。

五つ目は、学校教育と社会とのかかわり合いの重要性にかんがみ、その将来の糧を学校教育に置きかえ、これからのお子さんと社会とのかかわり合いについてであります。お聞きいたしたいところは、今日的に問われている青少年と社会とのかかわり合いの重要性にかんがみ、その将来の糧を学校教育に置きかえ、これからのお子さんと社会体験の方向を伺いたいのであります。

近年若者の社会参加は無関心時代を通り越して根本的遊離現象を生み、社会連帯に一つのかげりを映し出しております。こうした背景の中で地域社会の疎外は一層助長されてきたと言えます。そこには社会の価値観の多様化、進学社会の過熱、産業優先社会の芽生えと管理の高度化、人間尊重の欠如が存在しておりますが、尽きるところは物の豊かさを追い続けた帰結であり、社会のゆがみが若者にとって社会疎外につながったと言つても過言ではないようでございます。

ますますもって地域社会の連帯が問われ、お互いが集団社会の中で生きていくためには、これらの教育にかかる

責務がことのほか大きくふくらんできたと言えるのではないでしようか。要はそこにこれから学校教育の大切さがひそんではいるように思われます。そこに家庭と地域、学校と職場のそれぞれの領域の中から、社会参加への機運と範を示していくことが必要と思われます。

とりわけこれから学校教育は、五十六年実施の新学習指導要綱で大きく変わろうとしているときでもあり、まさにゆとりある体験学習と言いましょうか。社会連帯に役立つ手法が模索されているのではないかと考えます。とともにかくにも子供たちの主体性の中からこうした方向が出てくることが望ましいのです。教育行政のかじ取りを預かる教育現場、とりわけ先生の間でこの点どのように模索されているのか伺いたいのです。今改定の精神を真に生かし、将来を担う強くたくましい人間性豊かな子供に育てる糧とするため、賢明なご所見を賜りとう存じます。

最後に、夏休み総決算、とりわけ関係者にはご苦労の多い四十日であつたと思いますが、結果は大過なくと言つていいのでございましょうか。反省を含め総決算の一端をお聞かせいただきたいと思います。以上をもちまして第一回の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず第一番目の景気刺激策でございますが、最近の経済情勢は物価が安定期に推移をしておりますけれども、依然として不況感が免れませんし、国の方でも7%の経済成長を達成いたしましたためには、どうしても公共投資をしなければならないというような空気になつてているようでございます。しかも、今日の国際経済情勢の上から申しますと、

かつて輸出中心に日本の経済が支えられておつたわけですが、この輸出のダウントを図つていかざるを得ないというような情勢になつております。したがつて、どうしても日本の経済を支えていくことについての財政が経済に及ぼす影響というものがきわめて重要であるというふうに言われておりまして、国の方でも二兆五千億の内需拡大のための刺激策をやろうということのほか、六項目の景気対策を打ち出しまして、第一番目は構造不況業種を抱える不況地域及び不況業種に対する緊急融資と税制上の特例の対策、第二番目は濃縮ウラン、石油、航空機等緊急輸入の推進、三番目が開発途上国等に対する経済協力の拡充、四番目が電気、ガス料金の引き下げ等円高差益の還元等の物価対策、あるいは新中期経済計画の策定などということになつております。このうち内需の拡大につきましては、一般公共事業、文教、社会福祉施設の建設に一兆三千四百億円、第二番目は住宅金融公庫の融資増によります住宅建設に八千四百億円、さらに地方債増発によります地方単独事業に三千二百億円の追加をしようというような方策を打ち出しているわけでございます。したがいまして、この方策が決定をされると、地方財政に及ぼしてまいる影響はきわめて大きなものがあるうかというふうに考えておるのでございます。

もちろん自治体の財政というものは資源の適正な配分ということにその主たる機能があるわけでございまして、所得の公平な配分でございますとかあるいは景気調整の役目を果たすということについては、第二義的なものといふうに一般的には言われておるのでございます。しかし、今日の地方財政の規模といふものは、国家財政の規模とほほ同じないしそれを上回つておるというようなことでございますので、いわばフィスカルボリッシの遂行にはどうしても国と地方とが一体となつて運営をしなければその効果は期しがたいというふうに言えることは申すまでもないことかというふうに思います。

したがいまして、本市でもでき得る限り国の対策にはついていかなければならないと、この議会でもご議論が出た

のでございますが、財政というものの本質は消費型のものであるというふうに言われておりますけれども、ただ単なる消費型のものだけでなしに、やはり社会資本の蓄積というところに大きな機能があるわけでございます。したがいまして、私はできるだけ国の態勢には今日の段階ではついていくべきだというふうに考えておるのでございますけれども、昨日の後藤議員のご質問にもお答えをいたしましたとおり、今日の財政状況というものはきわめて厳しい実態になつておりますので、單に国から要請があつたから無制限にこれを受け入れるということでなしに、やはり本市の総合計画との整合性あるいは事業の緊急性あるいは事業効果等を十分に勘案をいたしまして、慎重に選択をして対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

さらに、ただ今年度内だけの問題でなしに、やはりご指摘のありましたように道路、河川、都市整備あるいは福祉の充実、産業の振興、教育、文化の振興等々を考えてみると、やはり一時的な対策だけに行政が追われてしまつて、いうことは、私は四日市市の将来の街づくりの上に大きな影響を及ぼしてくるものだというふうに考えておりまして、そういった意味では将来の方向づけというものを鮮明にいたさなければならない、もちろんその基礎となる四日市市の規模というものを将来の目標としてどの程度に置いたら、そこに住む私ども四日市市民が将来とも幸せで快的な市民生活を送ることができるかというフレームワークをまず第一にしなければならないかと思うのでございまして、そのフレームを決めてフレームに従つて必要な施設整備なりあるいは施策なりというものを講じてまいるべきであろうかというふうに思うのでございます。

先ほどその方向づけを鮮明にせよというご質問があつたかと思ひますけれども、私は、現在これから年度末までに取りまとめようと思っております総合計画の中で明らかにしてまいりたいというふうに考えておるのでございまして、三月議会であつたかと思うんでございますが、一部私のフレームについての考え方、結局は都市規模そしてさらに都

市の性格、そういうものをどう考えていくかということについては一部お話を申し上げたのでございますが、今日市政懇話会あるいは地区懇談会あるいは論文募集、市民アンケート等々で出されたご意見を拝聴いたしましたが、それからこの議会でいろいろとご議論が出されているご意見を拝聴いたしましたが、私は当時申し上げた考え方を大きく変える必要はないだろうというふうに思つておるのでございまして、そういうことに基づきまして具体的な事業の中身を計画的に推進をしてまいると、今日の経済不況ということだけにとらわれて、先を見失うことのないようになつたかといふうに考えておる次第でございます。

第二番目の都市行政に新たな発想をということでございまして、当然なご指摘だというふうに思うのでございます。今日地方行政を取り巻く経済情勢あるいは社会情勢そのものが大きく変動をいたしております。したがいまして行政自体が姿勢を正してかからねば市民の皆様方のご要請に対応し得なくなるということは当然のことでございまして、そのために今までのようになだれ慣習を追つていくという発想は大きく転換をせざるを得ないと、やはり事務の合理化、手続の簡素化あるいは省力化、民間委託等、思い切った対策を一時的なものでなしに、原価意識というものをはつきりわれわれが心の中に確立をしながら進んでいくべきではないかというふうに思うのでございまして、昨年七月に大幅な機関改革を実施いたし、さらに権限委譲も行つて迅速かつ効率的な行政の執行を図るように、組織体制あるいは運営の改善を行つてまいりましたのでございますが、また本年四月から全庁的に経費の節減ということでの職員意識の啓蒙を図つておるのでございます。ただ行政当局自体がそういうふうに姿勢を正しながら進むいたしましても、なおかつ今日の各種の市民の皆様方のご要請に対応をしてまいります上には、どうしても地域の方々の連帯と協調ということが必要でございます。その意味でやはり地域社会づくりということが街づくりを進めていく上の基本になるのではないかと、かように考えておる次第でございまして、行政のあり方、総合的にやはりこのことに焦点を合わせ

ながら改善すべきところは改めていかねばならないというふうに思つておるのでございます。このことについて考えておりますのは、機構そのものには総務部でございますが、行政全体のあり方ということについてはやはり市長公室の企画の方で考えておるということでございます。

それから第三番目の市営住宅でございますが、確かに本市で管理をいたします三十団地三千百六十三戸の中には、老朽住宅であるという範疇に含まれるもののが十七団地八百四十一戸ございます。したがつて、これらの管理を今後どういたすかと、三千百六十三戸もあるわけでございますから、やはりこの辺で今後の住宅政策の基本的な考え方を取りまとめて、考え方につつて将来の市営住宅管理に当たつてまいるべきではないかというふうに思つておるのでございます。もちろんその中には建てかえ、あるいは全く廃棄をした方がいいというようなものもあるだらうというふうに思ひますし、その後の環境整備をどうするかというような問題も含めまして総合的な取りまとめをいたしてみたいというふうに考えておるのでございます。

第四番目の交通政策については、都市計画道路というものは四十八路線あります、全延長百六十三・一キロメートルに対しまして改良延長が六十二・七キロメートル、改良率は三八・四%でございます。毎年建設省に対しまして予算増額を要望いたしておりますのでございますが、なかなか國の方でも全国的な枠の関係がございまして、そう多く本市の都市計画道路整備についての事業枠が伸びてまいらないというような実情にあることはご承知のとおりでございます。しかも一方、自動車はどんどんどんどんふえる一方であつて、一番後追い行政の最たるもののがこの道路行政ではないだらうかというふうに私も思つておるのでございますけれども、何せ國の事業枠との関係がありますので、一気かせいで取り進めるというわけにはまらない状態でございますけれども、緊急度の高い路線を重点的に整備をしてまいり、その場合に路線変更をするということよりも、むしろ進捗率を上げていくということに重点を置いて対策を

考へてまいりたいというふうに思つておるのでございますが、なお、先ほどご質問の中に、具体的なご指定がありました路線の問題についてご提案がございました。私もこの点については、やはり長い間の事情の変更といふこともござりますので、新たな路線の設定については今後努力をしてまいりたいというふうに思つておる次第でございますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

社会教育あるいは子供の育成の問題等については、教育長の方からご答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 第五の問題につきましてお答えいたします。

まず一つは、夏休み中の非行に係る問題でございますが、これにつきましては、私が一番心痛いたしておる点でございます。二、三の中学生の非行もございました。それから落雷による事故もございました。

ちょうど夏休みに入る前に校長会及び園長会を招集いたしまして、詳細に夏季休業中の生活指導について指示をいたしましたが、その際私が言いましたのは、先生というのは職をやめるまで寝ても覚めても自分の担任の子供のことは頭に浮かべておらなければこれは先生でないと、そういうことを徹底させてほしい、いろいろなこういう非行問題につきましては理論なり考え方方がございますが、まずやれることから学校としてはやつてほしい、まずやれるのはこれは学校の先生であると、だから夏休み中は地区懇談会があるでしょうでその場で家庭との連絡あるいは保護者への指導をしてほしい。と同時に家庭訪問を細かくやって、実際に子供にしてみますと一人一人違いますので、必ず家庭訪問をして心の触れ合いで少しでも非行に走る子供をとめてほしいと。こういうことを絶えず校長会で申しました。

と同時に、校長というのは寝るときには必ずメモ用紙をまくら元に置いて、自分の学校についてはこういった問題

を中心としてどういう経営をするのかというのは、必ずメモ用紙を置いて自分の考えが浮かんだときはそれへ書くと  
いうぐらいの心がけがなければ管理職ではないということを私の経験から言いまして指導をしたわけでございますが  
残念ながら先ほど申し上げましたような非行がございました。

それで、これにつきましては、起きました事柄自身につきましては、それぞれ学校の方で教育的な対処の仕方は  
しておるわけでございますが、いわゆる事件が起つたからそれに対する対処をしていくという指導と同時に、もつ  
と根本的な生徒指導の対策を講ずるべきであろうと、そう考えております。いまでもそういう方針ではございます  
が、今後とも特に学校における広い意味の道徳教育の徹底につきましては、私自身まだ物足りない点が相当ございま  
すので、この面の前進を今後図りたいと。そう考えております。同時に、家庭教育というのは非常にむずかしいうござ  
りますが、家庭教育の具体策につきましては、現在どております方策以上に今後これを考えていただきたいと、そう  
思つておるわけでございます。

それから、いわゆる学校教育と社会教育との関連という意味合いから、地域社会への連携というものについてもう  
少し学校教育で考えられないかというお考えを承つたのでございますが、この生涯教育という面から考えまして、学  
校教育と社会教育とは当然密接な連携が保たれていくべきは当然だと考えるわけでございます。ともいたしまして学校  
教育というのはやや硬直的な一面がどうしても生じます。また現実の社会とやや遊離したような面もその特質上当然  
出てまいりますので、たとえば児童、生徒が休日に社会教育的な行事に参加するということは、これは人間形成上  
から言いましてもまた地域づくりの点から言っても私は非常に好ましいことであると考えております。もちろん先生  
方も勤務時間外にボランティアの一員としてこういった社会教育方面の方に参加していくことも、私は非常に有意  
義である、むしろ奨励すべきであると、そう考えておるわけでございます。いずれにしましても、現代の学校教育

というのは閉ざされたものでなくして、地域に向かって開かれ社会に向かって開かれると、こういうものだと考えてお  
るわけでございます。

ただ、お話をうちにございましたゆとりの時間というのは、これは小学校につきましては五十五年から、中学校につ  
きましては五十六年から新しい教育課程が実施されまして、たとえば六年生で言いますと、三十三時間がたしか二  
十九時間の授業時間に削減されます。その削減された時間がゆとりの時間でございますが、これはあくまでも学校教  
育活動の中でこのゆとりの時間を考へるということでございまして、それではどういうふうなふうにその時間を使う  
かと言いますと、それはその地域の実態あるいは学校の状況に応じまして、たとえばこの地区の子供は体力が弱いと  
言えばそういう面にその時間を使うとか、あるいはその町に文化財があればその文化財を見学させてそして郷土との  
触れ合いを高めるとか、あるいは先ほど申しました生活指導面から言いまして先生と生徒との心の触れ合いを高める  
とか、種々考えられるわけでございますが、それはその学校の創意工夫によってなされると、こういうことでござい  
ますが。ただ、たとえば六時間目がなくなるので早く子供が学校から帰って社会教育活動の一員として参加するとい  
うことは許されていないわけでございます。学校においては現行と同じでございます。その点を申し添えてお  
きたいと思います。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 大変ご丁寧な答弁ありがとうございます。大分時間も過ぎておりますので、後の答弁は結構でござい  
ますので、いまの理事者の皆さんからのご見解を賜つて、私の方から一言申し上げたいと思います。  
まず一つ目の景気刺激の問題でありますが、十二分にいろんな問題を想定しながら、四日市の置かれた現状も踏ま

えつつ必要性等を勘案して取り組んでいくんだということでございますので、基本的には私も同感でございます。

二つ目の都市行政の問題でございますが、私なりにいろいろの角度からご指摘をさせていただきました。考えれば切りがありませんし、至るところで都市行政の問題として突き当たる点がございます。市長は第二次総合計画という大きなバックボーンの中にいろいろ盛り込むということをございますが、市長もいろいろ努力をなされまして、地区懇親会といつたものの中で十二分に吸収されているということでございますけれども、やはり公の場でいろいろ意見を求めるに、大変結構でございますが、本当に市長が願つておるあるいは求めておるマクロの意味の政策的発言があるのかというと私はないよう聞いております。そうした意味で、市長一人あるいは理事者の皆さんだけが苦しむということでも本来の意見吸収にはつながらないんではないかと、こういうことを申し上げますとおしかりをいただくかもしませんけれども、そうした情勢もあるや伺いますので、いろいろその辺のフォローをどうしていくかということに私どもも心配をいたしております。

企画の中でもやるんだというお話をございました。確かに庁内に有能な方がいらっしゃいます。しかしながら、現状の問題を幾つか掘り下げてまいりますと、一人で一つなり二つという課題に全力を尽くすというスタイルあるいは体制でなければ私は本当のことができないんではなかろうかと、こういうふうにも思うわけでございまして、何らかの都市行政という大きな観点をとらえる場合に、企画力というものはさらに人力を含めた体制の問題にいま一步私は留意していただく必要があるんではなかろうかと、こんなふうにも実は思うわけでございます。

なお、都市行政という意味から本質的にはちょっと異なるかもしれませんけれども、たとえば重点部門へのいろいろシフトを考えるという場合には、職員の有効的かつ適切な配置といったものも私は一面で必要だと思いますし、またそれのために穴があくということになりますと、可能な部門を一部民間に委託していくことになりますと、可能な補いをし

ていく、バランスをとっていくことも必要ではなかろうか。あるいは高度な分野で考えますと、一部設計の民間委託なども可能ではないかというふうに思うわけであります。もちろん情報が漏れたりということになりますと問題でありますけれども、そういうふうに思われるに、もう少し慎重な中での配慮もなされれば可能ではないか、あるいは平山問題もいろいろ議論がありましたけれども、やはり都市行政というものが十分考えられてくれば今まで持ち越すことがなかったのではないかと、こういったふうにも考えますし、あわせて平山問題が重点課題の一つだということが一昨日来言われておるわけでございます。解決のためには対策推進グループの配置といったものも一つの案ではなかろうかと、こう思ふわけであります。また職員グループからのいろいろ知恵をしづらるという意味では、総合計画第二次素案づくりに一定のプロジェクトを組むというのも案でございます。また複数の部にまたがる行政を掘り起こすという意味では連係プレイのためのシステムづくりというものも一つ必要ではなかろうか、そうした一つ一つの取り組みの中から後手に回る行政の解消ができるし、多くの研究グループを構築することによって都市行政が育っていくんではなかろうかと、こんなふうに思うわけでございます。その点をひとつ私の意見でございますが、ひとつ申し上げておきたいわけであります。

市営住宅の問題につきましては、きっかけをつかむという意味で申し上げたわけでございます。確かに問題があるということを聞いておりますし、戦後間もなく市営住宅が建てられてまいりましてから相当たつわけでございます。

この間の問題は触れませんけれどもいろいろあります。しかし新しい対応をこれからつくっていくという意味では一つでも二つでもきっかけをつかむということが大切ではなかろうかと、そのように考えますし、現在市営住宅に入っている方にその計画、方向づけを明示してあげることも大事ではなかろうかと、こう思います。

交通行政の問題につきましては、後追いの最たるものだという表現も市長からいただきましたけれども、とにかく

一生懸命やつていただいておりますが、地域社会の広がりは私たちの予想をはるかに超える勢いで広がっているわけでございまして、当然行政として後追いになるのも当然ではなかろうかと、こう思うわけでございます。努力の極限を一方で踏まえつつも、本当に現実この道路は何とか超特別の感覚の中で見直していくはどうかと、そういったところも随所にあるわけでございます。そうした面へのシフトというものがある意味で考へられていいんではなかろうかと、そのように私は思います。こうした意味からできることなら見直しも一方で必要でありますよし、三瀧の左岸、右岸の問題、県の行政サイドに関連もいたしますけれども、立地はこの四日市市にあるわけでございますので、その辺も踏まえて本当に四日市の交通行政のかなめになり得るならそれに乗っかっていただくという勇気も一方で必要ではないかと、このように思います。

それから、学校教育と社会との問題であります。私はゆとりある教育をどう目指すのか、その裏づけにできた余裕ある時間をどう使ってくれるのかと、こう申し上げましてお答えをいただきましたけれども、地域の実態あるいは状況に即して、これも一つの方法でありますけれども、地域コミュニティ、地域社会をつくり込んでいくという意味では、私は節になるところが現場を預かる皆さんを中心にして知恵のかたまりとして提示されていいんではなかろうかと、このように思うわけでございます。PTA活動も盛んに進んでおりますが、やはり一つの節は十分指導性の範疇の中で育てつつ各単Pにおろすと、そういうことも一つの方法でありますし、それが社会全体につながる道ではないかと、私なりにそのように承ったわけでございます。

取りとめのないことになりましたけれども、見解に対し私なりにそう思いました。参考に生かすところがありましたらひとつよろしくお願ひ申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十四分休憩

午前十一時十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 それでは、四日市市発展を目指してこれから諸課題についてをご質問させていただきます。

私の以前に十四人の議員さんからいろいろご質問があり、ご要望がございまして、多分に重複いたしております。市長として、これからのご自身の臨まる方向性、質問または提案に対しまして簡潔にご答弁いただければ幸いですございます。四日市市の山積みする諸問題、この対応にまず勇気と決断をもって臨まることを、まずお願ひしておきます。

五年目に入りました経済不況、今年度の大額予算の実施にもかかわりませず新たな円高不安に見舞われ、大量の失業と大型倒産という危機的様相を呈しております。この深刻な社会不安はさらに発展しようといたしております。この不況は国際的広がりと構造的深さを持つものであります。その打開策が容易なものでないことは言うまでございません。いままた、十八日から国会におきまして景気浮揚対策の第二段として個人消費税刺激策、またそれの大額補正予算が緊急課題として国会で取り上げられようとしております。昨今の投資を見てみましても、市長がたびたび発言されていますように、企業の設備投資、これは見られるものがございません。さりとて新しい企業、昨日のご答弁にもあったようですが、新企業の誘致、いつ進出するかもわからないYKKの問題、さらには四

日市の地場産業としての万古、織維さらには造船、この不況の荒波を受けております。確かに、昨今九月時点では多少なりとも景気の上昇は見られておりますが、四日市市は高度成長下においてこのように発展してまいりました。全国的にも四日市の名は売れております。これからの昭和八十年代、さらには二十一世紀に向かってこの町づくりをどのようにお考えになっているか、市政懇さらには地区懇談会、市民アンケートにより集約されるいうふうにご答弁を伺っておりますが、率直に市長の腹の奥底を聞いておきたいと思います。

次に教育でございますが、国家の基本として教育のあり方と、これが真剣に問われて、望ましい教育はどうあるべきかと考えております。私なりにご提言申し上げて、所信を教育長にお尋ねしたいと思います。

教育の荒廃が叫ばれて久しいのですが、最近、福田首相も英才教育という提言をなされ、文部省の姿勢はますますエスカレートをしている昨今でございます。果たして、戦後三十数年教育が誤つておったのであります。決してそうではありません。この間三十年間に教育がどれほど努力されてきたかは、目にはっきり映るものでござります。確かに校舎もりっぱになつてまいりまして鉄筋化されました。ブールも建設されました。教育の一環にはテレビやビデオも取り上げられるようになつてまいりました。しかし、学級の生徒数というものは依然として解消されようとしておりませんし、教職員の待遇もいかがなものでございましょうか。教育とは何かを、常に問われながら答えが出ていないのが現状でございます。その中で親たちは戸惑うだけであり、せめてわが子だけは、自分の子だけはと常に思うのは人情というものでしようか、勇気ある前向きの姿勢を望むものでございます。

まず、私どもの頭にすぐ浮かぶのは受験戦争、就職戦争いろんなものでございますが、その片すみで、本人が強く望んでおりながら家庭の経済事情から高校、大学への進学ができない者がございます。不平等な社会であり、憲法に規定されておりますすべての国民が法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する

とございます。あくまでもたてまえであって、実態は、文化国家、福祉社会にはほど遠いと言わなくてはなりません。

そこで、幼保の一元化についてご提言申し上げたいと思います。子供の全面的発達ということから、貧富の差にかかわりなく子供を大切にし、その全面的発展を図るべきであるという意味から幼保の一元化が早くから呼ばれております。しかし、いまだに、お役所のなわ張り根性と、なわ張り争いといいますか、いつになつたら幼稚園の文部省管轄、保育所の厚生省管轄、こういうものの一元ということが実現されておりません。知育やお遊び、こういう場となっております幼稚園、さらに一方保育所は、まだまだお多くの人たちから託児所というふうにみなされている現状から、両方が歩みよつて可能だと思いますが、いかがでございましょうか、実施に対してもこの点努力いただけるでしょうか、お尋ねしてまいりたいと思います。

次に、青少年の問題でございますが、金森議員からも種々ご質問いたしまして重複がありますが、確かに昨今の世相から、非行、自殺というものが相次いで出ております。学園暴力、暴走族、そういうものが深刻化いたしまして、また少年による凶悪事件の低年齢化というものが注目されております。青少年の指導をしていただく方たちにとっては容易ならざる事態が到来しているのではないかと思います。こうした原因として家庭における過保護、甘やかし、また学校における教師による暴力の芽の見逃などが挙げられていますが、その対策として、最近市内にはんらんいたしております有害広告物の撤去、さらにはポルノ雑誌等の不良出版物の追放、非行の温床となつておりますため場の浄化などを警察、学校、家庭が一体となつて行わなければならぬことは、いまさら申し上げるまでもございませんが、処置が検討さてることと思いますが、間違つてもこの市の公共施設がそういうたまり場ということのないように願う一人でございます。諸対策としてその点についてどのように取り組み、指導されていただくか、お伺いしたいと思います。

次に、福祉について二点ほどお尋ねいたしました。

日本においても、急速な経済成長と民生の一般的向上によりまして、少なく産んで少なく死す、少産少死の定着によつて人口の構造の高齢化が進行いたしております。あらゆる社会問題及び政策課題の背景として重大な意味を持つつあると思います。すなわち、他人事でない、万人が共通の心情からこの問題に対しても存在しているのであります。それは人間がだれしも年をとり、命ある限りお年寄りとして生きていかなければなりません。あす敬老の日を迎えるに当たつて事実に由来するほかならないものであります。また、自分自身としても人間である限り、自分の周りには祖父母があり、父母があり、先輩がございます。必ず老いというものがめぐり回つて具体的に出てくるものでございます。高齢者の福祉については、単に財源の負担の問題で片づけられない問題を含んでおります。たとえば老人医療の充実、老人ホームの整備にしても、単なる金の問題ではなく、だれがこのお年寄りのめんどうを見るのかという社会的課題が残るものでございます。寝たきり老人を収容する医療施設をつくつても肉親としてのお年寄りを世話するのも大変なのにだれがそうした社会奉仕に従事するのか、多々数えれば、多くの課題がございます。市長として、今後の長期計画構想として進められる範囲内についてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、わが国の憲法の中に、すべて国民はとあり、人は皆幸せに生きる権利を持っております。子供もお年寄りも、健康な人も病人も、心身障害児者も知恵おくれの人たちも区別されるべきでないと思います。したがつて、この趣旨からすると、自己主張すら十分に表現できない人や、それゆえに社会に対しても訴えをすることのできない、この世の中に取り残されている人たちが本当に楽しい生活ができるようになれば願うものでございます。障害児や精神薄弱児に対しての教育機関として来年度以降養護学校が開校されます。現状についてのいろんな諸設備について、現状の内容をお伺いいたしたいと思います。さらに、在宅児者対策、職業訓練、そういうものについてもお考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

次に、道路整備でございますが、たくさんの方のご質問がございましたので、名四国道とか東名阪の有効利用、早急に、市内を通過する交通対策にして、処置を望みたいということにとどめておきたいと思います。

次に、低成長期、さらには安定成長期に向かつての四日市市の財政の見通しでございますが、五十三年度もほぼ折り返し地点に参りました。あらゆる五十三年度事業計画も着実に処理され、非常に理事者各位にご努力願つていてことを評価いたします。市長に今年度の見通しと実現性について率直にお尋ね申し上げたいと思います。多少に時期が後期にずれている面も見受けられますので、事業についての推進状況をお尋ねしたいと思います。

多くの関係者はこの台風期を目の前にいたしまして、治水対策、その他の諸事業に期待されて成り行きを見守っております。もちろん、住民の要望というものはほとんどかなえられることはできません。それほど財源が豊かでないことはよく承知いたしておりますが、そういうことも踏まえながら計画をご説明賜りたいと思います。

本来、財政というものは、財源の乏しいものがむしろ常態であると言われております。ということから、この議会制度というものは税金というものに対してわれわれ議員どもが監視する立場において、議会が成立いたしております。したがつて、住民の代表として私たちがこの税金の重さ、負担のつらさ、痛さを知つて事に当たつていかなければなりません。最少の経費をもつて最大の効果をおさめるという大原則であります。もちろん、今日の財政はそれほど単純なものではありませんが、行政を高め、住民の福祉を増進させるために現四日市市の財政力、今後に任せられる方向性について伺つておきたいと思います。

さらに、市長も先ほどのご答弁の中で行政合理化の云々も言われました。非常に積極的に財源の節減について鋭意を払われておられます。市職員の教育その他につきましても、クリエイティブ・シンキング・コースと、独創力の開

発訓練というふうなものを取り上げられているように聞いております。どうか質的向上を望まれ、これから行政に対処していただきたいと思います。

次に、四日市市の表玄関でございます駅周辺のことについてお尋ねをいたします。

特に最近、自動車などによる公害の急増から環境問題をめぐり世論が高まりつつ、それとともに、無公害で、しかも手軽な自転車が再評価され、利用者が増大しております。それどころか、一方では通勤や買い物で自転車を利用し、用事が済むまで駅前などにそのまま放置するという状態が生まれ、その増加は日に日に増している現状でございます。歩行者の通行妨害、自転車事故、そういうものの増加、または盗難の発生、ひいては地震、災害、火事などの有事の災害時において消防車さえもストップさせられる可能性があると思います。自転車公害とまで言われる問題が発生している昨今でございます。先月も所轄の警察署と関係者の方々によつていろいろ現地調査をされ、その問題の解決に当たつていただいておることは承知いたしておりますが、解決するためには、自転車置き場の用地確保と位置と取り締まりの強化、商店街との話し合いなど非常にむずかしい問題が山積いたしております。そのため対策が渋りがちでございますが、しかし、これは四日市の顔でもあり、表玄関でございます。この問題を避けて通ることはできません。どうかその抜本的な対策、少々きついかもわかりませんが、いわゆる処罰方法とか住民に対するP.R.、そういうものもあわせてお考えがございましたら、お尋ねしたいと思います。

さらに、駅前付近の交通整理、せんだけの議会に山路議員の方から申されました七十メーター閉鎖の問題もあわせて、四日市の表玄関をどのように今後開発されていくか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）お答えを申し上げます。

まず最初に、不況対策については、今後四日市市をすばりどういう町に持っていくのかというご質問だというふうにお受け取りをいたしました。景気の状況というものは、私は今日ぐらいの伸びがここしばらくは続くだろうというふうに考えておるのでございますが、四日市の将来をどういう町に持っていくのかということを踏まえた上で、やはり対策を立てまいかねばならないというふうに思つておりますが、短期的には、今日四日市に立地されております各企業の操業度がもう少し上がるよう誘導をしていくべきではないだろうかと、そのためのスクランプダウンだけでなしに、スクランプ・アンド・ビルトというものはもう少し進めていくことができるよう努力をしてまいかねばならないというふうに思つております。さらに将来的には、やはり四日市市の産業構造が景気変動に非常に一面的であつて弱いということがございますので、やっぱりこれは産業構造を多種化していく必要があるだろうと。そのためには他業種をこの市内に誘致をしてくる方策をとるべきであると。これは非常に速度が緩慢ではあっても、そういう努力は絶えず続けていかねばならないというふうに思つておるのでございまして、現に一つ、二つ、そう大きな企業ではございませんが、話をしておるという事実があることをご承知おきを賜りたいと思います。さらに、製造工業の中でも特に当市に古くからある伝統的な産業の育成を図つていかねばならない、これが産業都市あるいは港湾都市としての本来的な今後に対処をするあり方ではないかというふうに思つております。

しかし、いざれにいたしましても、第二次産業というものからだんだんに、そこに従事する人たちが第三次産業にリプレスをされておるという、この日本の全体の状況というものはやはり当市においても当然あるわけでございますから、そういう意味で第三次産業の振興策というものも考えてはいかねばなりませんし、基本的な産業としての第

一次産業、今日大変混乱をいたしておりますけれども、なお四日市市には五千町歩弱の広大な農地があるということを、あるいはその中にも先ほどご指摘のありました特殊な第一次産業もあるわけでございますから。そういうものをバランスをとった形で町づくりを今後進めていかねばならない、同時に、ただこの物質的な面だけでなしに、やはり最近では心の面での豊かさというものを特に強調してまいる必要があろうかというふうに思うのでございまして、そういう意味での教育、福祉、文化の推進ということは従来より以上に進めてまいらねばならないかというふうに思つておる次第でございます。まあやたらに都市が大きくなることのみが望ましいわけではありません。各種の産業、それに従事をしておられる方々が一致できるような地域社会づくりというものを進めていくべきではないだろうかと思います。先ほど金森議員のご質問の中にもございましたが、やはりこういったバランスのとれた町づくりを今後は進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから、福祉社会づくりでございますけれども、高齢化社会になってきておる今日の時代において、まず弱者対策の中でも老人対策が大きくクローズアップされることは事実でございます。この中で一番大切なことは、やはり健康管理の問題ではなかろうかと思います。それから、さらには経済の問題あるいは家族の問題、住まいの問題、特に経済の問題に関連をいたしましては、中高年齢の方々の働く場所の問題等々があるわけでございますが、福祉対策というのはきめ細かく実施をしていく必要があるというふうに思つておりますし、特に健闘な一般老人と、それから養護を必要とする老人と、この対策を施設面、さらに在宅老人に対する対策というようなことも配慮をしてまいることが必要だと思ひます。これらの問題につきましては、もし具体的にお答えしなければならない点があれば、これは福祉部長の方からさしていただきたいと思いますけれども、要するにご老人対策としては健康ご老人の対策を総合的に進めていく、同時に養護をするご老人の対策を総合的に考えて進めていくことが必要ではないかというふうに考えており

ます。先ほど教育の面で若干お触れになりましたが、今日の社会の人間関係というものが非常に希薄化しておると、ここに多くの問題点が発生をいたしておるわけでございますから、やはり地域社会の中で、特に健康ご老人の問題についてはできるだけ地域社会の中で解決をしていくように、私どもが努力をして地域社会づくりを進めていかねばならないかというふうに思つておるのでございます。

それから、心身障害者の方々につきましては、これはもちろんいまさら申し上げるまでもないわけですが、ご家族の方々の精神的、経済的な負担というものがきわめて大きいというふうに考えておりまして、国、県、市が力を合わせて収容あるいは通園、施設整備、年金手当類あるいはヘルパー、そういうふうに思つておるわけでございまして、それらの対策が必要であろうといふふうに思つておるわけでございまして、それはもちろん精神あるいは心身の障害の種別あらは程度等がございまして、一舉になかなかすべてを解決するということは困難でございますが、幸い當市では西日野地区の総合福祉センターというものがだんだんに整備をされつつありますので、こういったものを整備を進めるいは程度等がございまして、まいねばなりません。さらにそれらの方々の適応訓練、社会へ帰った場合の適応訓練、あるいは授産の問題等々がございまして、職親あるいは就職さらには生活の問題等まだまだたくさんある問題が残つておるわけでございます。そういう問題をやはり漸進的に解決をしてまいるべく、計画的に取り進めてまいりたいと思っておるのでございます。

それから五十三年度の財政、おおよその見通しは昨日お話をいたしましたとおりでございまして、ただ、こういった非常に厳しい状況にはございますけれども、今年度に予定をいたしました事業は、大体予定どおり進められておると。一例を挙げれば、第二四半期終わった段階で、下水道事業については八五%弱達成できております。したがつて、

本年度終わりまでには一〇〇%いくであらうというふうに考えておるのでございまして、またその他の事業につきましても、今年度予定をいたしましたものは大体今年度内に消化をいたすつもりであります。そのためには、若干財政措置としては不健全だと思うんですが、基金の取り崩しをせざるを得ないということは、昨日もお話を申し上げたところでございます。私どもは基金の取り崩しという、基金があるからといって安心をしておるわけではございません。やはり財源対策なり、あるいは効率的な使用なりというようなことは、今後も最大の努力をして確保に努めてまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

自転車周辺整備の問題については、建設部の方からお答えを申し上げたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 近鉄四日市駅周辺の問題でございますが、特に放置自転車対策についてお答えいたします。

近鉄駅前の放置自転車の対策につきましては、去る六月定期議会におきましてもご説明申し上げましたように、最も重要なことといたしましては自転車駐車場の確保であるうかと存じます。この点につきましては、すでに高架下に八十台と、さらに三百六十六台を収容できる二カ所の自転車置き場が設置しておりますが、さらに周辺道路上等を区分いたしまして、四百五十台程度収容できるよう配慮いたしております。したがいまして、現在駅前に放置してある約三百台の自転車は、所定の置き場へ駐車すればほとんどなくなるというふうに考えられるわけでございますが、先ほどお話をございましたとおり、本年七月十七日から十八日、あるいは八月二十一日の三回にわたりまして市、四日市南警察署あるいは地元一番街商店街振興会等のご協力を得まして、三者で指導、取り締まりを実施いたしたわけでございます。

ございますが、取り締まり期間が過ぎますとまたもとのようく放置されるというのが現状であろうかと存じます。また、お話をございましたとおり、今後ますます自転車の増はあらうかと存じます。したがいまして、今後の指導、取り締まりの強化とあわせまして、自転車の撤収等につきましても南警察署と協議をしたいと考へております。また、これ取り締まるばかりではやはりいけませんので、並行いたしまして、今後ますます増加する自転車利用に対処するため、今年度におきまして都市計画部の方で高架下に国庫補助事業として約六百九十台程度収容の自転車駐車場の建設が予定されております。しかし、このほか、商店街周辺の道路上を区分して自転車駐車場のスペースを確保すると。これは買い物のお客さんの利便を図るという意味からも、そういうことも考へたいということで現在南警察署と協議を重ねておる段階でございます。いずれにいたしましても、これは自転車ご利用の皆様のご協力が非常に大切なことを存じます。

最近、南警察署の方からも、道路管理者あるいは交通行政担当者のみの話ではうまくいかないと。ひとつ今後は、地区の関係自治会長さん、あるいは商店連合会、あるいは各交通関係機関等を交えて、駅前をいかに整備していくかという、大きくとらまえて協議をもつていこうじゃないかという呼びかけもまいっておりますので、まことに結構なことでございますので、そういう中で一日も早く駅を、駅前周辺を美化、整備するという方向で進めたいと存じておりますので、よろしくご了承賜りたいと存じます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

一つは、教育に対する所信の点、それから幼保一元化の問題、それから青少年健全育成の問題、それから養護学校

の問題、四点についてお答えいたしたいと思います。

戦後の教育につきましては、それなりの評価はできると思うわけでございますが、量、質とも確かに向上してまいりました。たとえば本年度の四日市の高等学校進学率は約九四%弱でございます。また、三重県の大学及び短大への進学率は三六%に達してまいりました。こういうぐあいで、量的にも戦後の教育は拡大してまいりましたし、いまのご質問にもございましたとおり、施設面もおいおいと充実をしてまいったわけでございますが、その反面、一つのゆがみも生じてまいりました。たとえば落ちこぼれの問題であるとか、あるいは少年非行の問題であるとか、あるいはモラルの喪失であるとか、いろいろそういうゆがみも生じてまいりました。市の教育委員会といいたしましては、もちろん教育基本法の線に基本的には沿った考え方で教育をしておるわけでございますが、人間性豊かなましい子供を育てるということを基本的な目標にいたしまして、特に力を入れております点を三点申し上げたいと思います。

一つは、基礎的、基本的な学力の充実に努めたい。これは新しい教育課程がやがて実施されますが、一部誤解がございまして、標準授業時間数が削減されますので、学力充実というものは軽視されるのではなかろうかと、こういう一部の誤解がございますが、そういうことは絶対ないわけでございまして、落ちこぼれのないよう基礎的、基本的な学力につきましては確実に身につけるように今まで以上に力を入れたいと、そういうふうに考えております。

二番目といたしましては、社会生活を営むに必要な考え方なり、あるいは基本的な生活習慣なり、あるいはモラルなどは当然幼稚園から義務教育の段階にかけて身につけさせたいと、そう考えておりますので、広い意味の道徳教育には一段と力を入れたいと、そう考えております。ことに、考え方なりにつきましてそういった道徳性につきましては、内面的な深まりをひとつ身につけさせたいと、そう考えております。

それから三番目の点といたしまして、体育に力を入れると同時に、体力の増進に特に配意をいたしたいと考えております。

ります。四日市の場合を統計的に見ましても、ややその点が心配でございますので、これは一面粘り強い精神力も伴わないとの実効が上がらないわけでございますが、どうもスポーツテストなんかを見ておりましてそのことを痛感いたしますので、体力の向上につきましては、三番目の重点として力を入れないと、以上のように考えておるわけでございます。いずれにしましても、そういう考え方で教育に当たってまいりましたが、さらにいまの三点に重点を置いて努めたいと、そう考えております。

それから、いわゆる幼保の一元化の問題でございますが、これにつきましては、幼稚園と保育所の一元化というのは内容的にいろいろとございます。それでこの問題につきましては、いわゆる制度上の問題もあるわけでございますが、現在、市で設置いたしました四日市の児童問題研究会で、この問題につきましては研究、討議がなされておりますので、その研究の結果を見まして、非常にこれは複雑な問題を内蔵しているかと、こう考えますので、慎重に対処をしていきたいと、そう考えておるわけでございます。

それから、県立養護学校の問題でございますが、これは来年四月開校を目指しまして、四日市の福祉センターの南側に精薄の県立養護学校が開校されることになつております。これは三重県全体を見まして、大体精薄の児童生徒の数は約七百数十名と推定されております。そのうち、国立の三重大学の精薄の養護学校、それから精薄児の施設、それから就学猶予及び免除、これらの数を引きまして推定いたしますと、県下全部で約三百名がいわゆる中度以上の障害児、したがいまして養護学校へ入学を予定される人数と、そういうふうに考えられるわけでございます。で、その三百名につきまして県下全体で二校を、百五十名程度収容の養護学校を二つつくるというので、昨年度一つは久居市にできたわけでございまして、もう一つが四日市に来年度開校ということでできるわけでございます。それで収容人員は、小学部十四学級、中学部七学級、もちろんそのうちには重複障害三学級を含んでおりますが、人数で申し上げ

ますと、小学部百六名、中学部五十三名、計百五十九名が収容定員となつております。ただし、これは将来の姿でございまして、来年四月に何名入学するかというのは、県の説明では現在調査中であつて何名になるかわからないということでおざいます。

それから施設につきましては、校舎、機械室、体育館を建設すると、寄宿舎につきましては、当分の間これを置かないと、そういうことになつております。敷地面積は、一万八千四百十平米でございます。

なお、学区につきましては、これは県下に、先ほど申し上げましたとおり二校しかないわけで、特別に学区というのはございません。ただし、通学方法がスクールバスによるわけでございます。そういうことでございますので、北勢地区ということでございますが、大体通学の範囲は限定されるということにならうかと思います。で、四日市としましては、現在みはと学園に設置しております特殊学級の精薄の児童生徒は、当然この県立の養護学校に入学をすると、それからまた、特殊学級において児童生徒のうち就学指導委員会で養護学校に入学した方が適切であるという判定がなされました場合は、これは養護学校へ入ると、こういうことにならうかと思います。

なお、そのスクールバスに乗ることができなくてどうしても養護学校へ入れないという子供さんにつきましては、自宅において、籍を養護学校に置いて養護学校の先生が自宅へ派遣されて指導に当たると、そのための教育課程も特別に編成するというぐあいに今度法改正がなされたわけでございます。以上、県立養護学校につきまして申し上げましたのは、わたしが県から説明を聞いております要點でございます。

それから四番目の点といたしまして、青少年健全育成の問題でございますが、これにつきましては、たびたび本議会でもご意見をちょうだいしたわけでございますが、わたしは先ほどとりあえずやらなければならないこととして、学校教育ないし家庭教育のことを申し上げたわけでございますが、学校、家庭、それからいわゆる地域といいますか、

その三者が総合的に連携をとって、いわゆる地域ぐるみで対処しないとその効果がないということは言うまでもないことでございます。特にこの社会を取り巻く環境面から申し上げますというと、早期発見あるいは早期補導の体制の強化ということと、相談活動の充実あるいは環境浄化と、そういうことに重点を置きまして少年センターの体制の充実と活動の強化を行う一方、地域ぐるみで対処いたします地区補導組織の結成とその活動促進に努めたいと考えております。現在、この組織は市内全体で、たしか一つふえまして十六、現在組織されているかと思います。また、ご質問のうちにございました、たとえばいわゆるポルノ雑誌あるいは有害広告物と、こういったものにつきましては、その撤去、追放につきましては、いわゆる県の青少年保護育成条例で取り締まりは行われております。あるいは自動販売機による販売も禁止される規制ができるわけでございますが、これも現実を見ますと、その取り締まりにつきましてやはり現実問題としては限界がございます。どうしてもこういう問題は、わたしはその地域を挙げて、地区的運動として、あるいは市全体の運動として住民の皆さんとの運動でこれを、環境を浄化していくと、こういうふうにいくべきだと考えておるわけでございます。

ご存じのとおりことしの六月に、いわゆる市民会議が結成されまして、市民会議の二つの目標というのが定められております。一つは、家庭教育における親の自覚を高めること、もう一つは、俗惡な文化財を追放すると、いわゆる環境浄化運動と、この二つを重点としておりますが、こういった市民会議に大いに期待をするわけでございまして、結局、青少年健全育成というのは、学校教育、家庭教育とともに住民の皆さん、あるいは地域を挙げての一つの運動としてこれを取り組むことが必要であろうと、そういうふうに考えておるわけでございます。以上でござります。

○議長（山中忠一君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ご丁寧なご回答弁、重複する質問に対しまして丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございました。ただ、われわれとしては、これから第二次総合計画が成案されるわけでございますから、全面的にご協力申し上げますので、りっぱな四日市の町づくりに精進されることをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山中忠一君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（山中忠一君） 暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし  
日程第二九 議案第一一二号 工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 日程第二、議案第八十五号昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十九、議案第百十二号工事請負契約の締結についての二十八件を一括議題といたします。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第八十六号の五十二年度水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について、一つだけお尋ねをしておきたいと思います。

いろいろな決算資料を見せていただきますと、五十二年度における有収率というのは上水道の場合八五・五%となっておりますが、そしてこの有収率はお話をよりますと全国的にも非常に高い水準のものだということで、四日市水道局の皆さんのが大変ご尽力をいただいていることについて敬意を表するわけでございますが、ただ、そのほかのいろいろな資料を見てまいりますと、たとえば五十二年度中における漏水防止対策としていろいろ努力をされておりますが、防止経費が千四百二十五万八千円、それに対して漏水防止対策の効果として、いわゆる給水原価で計算をいたしましても三千八百十七万一千円のプラスになっているということをございます。こういう事情を踏まえ、そして有収率に結びつかない無収水量、こういうものを除きまして、いわゆる有効水量、こういう面からこの損失を見てまいりますと年間にして、五十二年度の場合給水原価で計算しても二億九千万、いわゆる供給単価といいますか、水道料金六十四円九十三銭ということになっておりますが、これで計算しますと三億一千六百万円に上のわけです。これは大変な額だと思うわけです。といいますことは、有収率を全国的に見れば非常に高いわけですけれども、なお十数%の無効になっている水というものを何とか有効化できないかと、そういう点での技術的な可能性といいますか、それとが、そのための対策にかける費用とその効果といいますか、その辺のところを一度ぜひお聞かせいただきたいと思いますし、今後の見通し等についても伺えればありがたいと思うわけでございます。

○議長（山中忠一君） 水道技術部長。

〔水道技術部長（黒川 薫君）登壇〕

○水道技術部長（黒川 薫君） ただいまの配水量の問題でございますけれども、その配水量の中に有効に使われた水とそれから無効な水と、こういうような形になりまして、無効の水が、すなわち漏水量ではないかと、こういうようなお話で、いろいろ金額的にご算定いただきましたけれども、この無効なものと有効なもの分け方でございますが、この有効な形の中にはお金になるものと、それからお金にならないものがございます。そのお金にならないものと申し上げますのは、一例を申し上げますと火事に使われた水、あるいは私どもが管洗いをした水と、そういうような問題がございます。そのほかにメーターの不感水量と申しますか、メーターがどうもうまくいってないと、これは完全無欠な量をはかるということはできませんが、それらにつきました水量、こういうようなものがどうしてもつかめませんので、それらを合計いたしまして、これはお金にはならないけれども、有効な水であると、こういうように考えております。そういうような水量と、それからお金になりました水量を加えました水をもって、わたしどもは有効水量と、こういうように考えておるわけでございます。その水量で申し上げますと、このお金になりました水が、これのペーセンテージが八五・五%になつております。それから、お金にはならなかつたけれども、これは有効であると、やむを得ないと、こういうような水を合計いたしますと八六・九五%，こういうような水でございまして約八七%の水は有効に使われておると、こういうふうに思います。それで私どもの有効率と申しますか、これは非常に全國的には高いのでございますけれども、最近水の有効利用と、いうことが呼ばれるようになりますと、現在、厚生省の指導等によりますれば大体九〇%ぐらいまで何とか上げようと、こういうようなご指示をいただいております。そうしますと、私どもとしては約三%の量を上げていくと、こういうような努力をしなくてはならないと思います。現在、漏水防止作業等によりまして、非常にこれの努力をしておりますけれども、これを私どもがこの四日市市内を各区分

をいたしまして、そして各ブロックごとに調整をしておるんでございますが、これを毎年全部やるというわけにはいきませんので、大体五年程度を目安にいたしまして巡回しております。そういうものを多少早めるとか、そういうようなことによつて漏水の防止の効果を上げていくと、こういうことが図られると思ひます。そのほかメーターの点検等をいま少し年度を早めると、こういうようなやり方で調整もできると思ひます。そういうようなことを踏んまえて、そうして今後とも大いに努力していきたいと、こういうふうに思つております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまちょっと触れましたように、いわゆる無効水量が四百八十八万一千トンで、これをお金にかかることができるならば、少なくとも供給単価で見まして三億一千万円余りになるわけでございますから、今までご尽力いただきましたが、なお一層この有効水量にかかる、有効水量にかえていっていただく、こういう点で努力をいただきたと思いますし、この漏水防止対策に五十二年度は千四百万かけて三千八百万という、こういう二千四百万ほどのプラスを得ているわけです。いま水道局の技術部長のお話がありましたように、漏水対策のサイクルを早めるとか、いろいろな積極的な手を打つていただきますようお願いをしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（一）のとおりであります。

日程第三一号 議案第一一四号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十、議案第百十三号工事請負契約の締結について、及び日程第三十一、議案第百十四号公有水面の埋立てに係る意見についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百十三号は、地方卸売市場食肉市場新築工事の請負契約締結案であります。指名競争入札に付した結果、金額三億五千六百八十万円をもって津市中央大成・松井建設共同企業体に落札決定いたしましたので、同社との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百十四号は、稻葉町及び大協町一丁目地先の公有水面埋立てについて四日市港湾管理者の長から意見を求められましたので、出願者である四日市港管理組合の事業計画等を調査、検討の結果、当該埋立てに異議のない旨を意見として通知いたしました。公有水面埋立法第三条第四項の規定に基づきご提案申し上げるものであります。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表（二）のとおりであります。

○議長（山中忠一君） 次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時十六分散会

四  
日  
市  
市  
議  
會

四日市市議会定例會會議錄（第五号）

昭和五十三年九月二十二日

○議事日程 第五号

昭和五十三年九月二十二日（金）午前十時開鑑

委員長報告質議決

昭和五十三年九月二十二日(金)午前十時開議  
第一 議案第 八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について  
第二 議案第 八六号 昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定

走につひて

第三 議案第一八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算(第一号).....

第一四議案第 八八号 昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号) .....

第四圖案第八八号 晴和五十三年度四月一日公契一  
公道物是余詩林三三算(第一号)

第五議案第八九号 昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算

(第一号) ······

第六議案第一九〇号 昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(一)

第一回

第一回

第一七議案第一九一号 昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正

予算（第一号）

第一回補正予算……………  
昭和五十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………  
九二号

第一九四二年三月三日付議案第一九三号  
四日市市議會の委員等の報酬及び費用弁償と関する條例の一

第九議案第十九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の

部改正について

第一〇 議案第 九四号 四日市市吏員退隱料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

第一 議案第 九五号 四日市市特別土地保有税審議会条例の制定について

委員長報告、議論、質疑

第二 議案第 九六号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について

議案第一〇〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

第三 議案第 九七号 四日市市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第九八号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

第四 議案第 九九号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第一一〇一号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

第五 議案第一一〇二号 四日市市町及び字の区域並びに名称の変更について

議案第一一〇三号 町の区域の設定について

第六 議案第一一〇四号 市道路線の認定について

議案第一一〇五号 委託協定の締結について

第七 議案第一一〇六号 工事請負契約の締結について

議案第一一〇七号 工事請負契約の締結について

第八 議案第一一〇八号 工事請負契約の締結について

議案第一一〇九号 工事請負契約の締結について

第九 議案第一一〇一号 工事請負契約の締結について

議案第一一〇二号 工事請負契約の締結について

第十 議案第一一〇三号 工事請負契約の締結について

議案第一一〇四号 工事請負契約の締結について

第十一 議案第一一三号 工事請負契約の締結について

議案第一一四号 公有水面の埋立てに係る意見について

委員長報告、議論、質疑、決議

第十二 議案第一一五号 総務委員会陳情書審査結果報告

議案第一一六号 教育民生委員会請願書等審査結果報告

議案第一一七号 産業公営企業委員会請願書審査結果報告

議案第一一八号 建設委員会請願書等審査結果報告

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

小宇岩伊天小青  
治川田藤井春山  
良久文峯道信  
郎市雄一夫雄男

○欠席議員（二名）

山山山森松増前古福平長橋野野生中  
谷  
本中路口島山川市田野川本呂崎川村  
忠信安良英辰元香行鐸増平貞平信  
勝一剛生吉一一男一史信元藏和芳藏夫

出坪田高高坂後後小小粉訓喜川金加大大  
多  
井井中木井口藤藤林林川霸野口森藤森谷  
妙基三正長寬喜博也洋定多喜  
博子介勲夫次六次夫次茂男等二正男三正

○出席議事說明者

事務局長	代表監査委員	次消防長	技術部長	水道事業管理者	病院事務長	次教職教育育成委員	副収入役	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	市民部長	福祉部長	財政部長	総務部長	市長公室長	助役	市役長
佐々木晃精	吉田耕吉	岡渡本辺林靖吉	黒村川山靖了	藤裕	六山田鹿裕	服田猶静	荒木三郎	奥村井仁	石部三博	川合文三	谷治一	岩義三	矢田久	伊藤輝	阿美治	平井清	坂井哲	三井喜代	加藤力
								濃		澤	山	田	藤	藤	南	井	倉	輪	橋
						昌弘													
						彦郎													

○出席事務局職員

議事課長 小坂 靖之丞

主事山口克彦

午前十時二分開講

三の出舌義貢は、三一七名の「三一」。

かたいまの出席議員数は三十名であります

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第五号により取り進めますので、よろしくお願ひいたします。

なれ 教育委員長は、薦務の都合により欠席をいたします。かわって、服部教育委員が出席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第二  
議案第八六号 昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

○議長（山中忠一君）　日程第一、議案第八十五号昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第二、議案第八十六号昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてを一括議題と

いたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

商業公營企業委員長 蔣介三夫君

卷之三

日市病院事業決算認定について、及び議案第八十六号昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について、産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

事業決算におきましては、事業収益二十九億三千六百八十五万九千七百三円に対し、総費用は二十九億五千八百九十三万九千五百七十五円であり、差し引き二千二百七万九千八百七十二円の欠損金を生じたのであります。

が挙げられるのであります。が、当委員会においては、新病院への移転を契機として、この際経営面での見直しを行い合理化、能率化を図るべきであり、特に薬品の購入、各種検査業務に係る再検討を行うこと、また累積欠損金については、いつまでも放置することなく、これが段階的に解消を図るために年次的な計画を立てることを強く指摘いたしましたとともに、院長はじめ関係職員が企業としての経営意識を強く認識し、経営の健全合理化に一段の努力をされることを要望いたしました。

以上の経過により、当委員会は本件を認定すべきものと決定した次第であります。

議案第百六号昭和五十二年度四日市市水道事業利益剩余金処分並びに決算認定についてであります。五  
十二年度当事業決算においては、事業収益二十四億三千七百七十五万六千三百四十六円に対し、総費用二十一億九

百五十四万七千二百十一円であり、差し引き三億八百二十万九千百三十五円の純利益となつたのであります。

この原因は、収入面において当初の予定を下回ったものの、支出面において諸物価並びに人件費等のアップ率の鈍化、その他経費の節減等により予定した支出額を下回つたことによるものであります。当委員会においては、拡張計画、事業運営等について種々論議がなされたのであります。なかでも有収率の向上については一層努力されるよう強く要望いたしました。

また、赤水対策については、計画時期を早めてこの促進が図られているのであります。完了までにはまだ十数年の歳月を要する見通しであることから、この抜本的な解決策につきまして質したところ、特に赤水のひどい地区について、水利用に支障を来たさないよう十分な対策を講じたいとの説明があり、これを了といたしました。

以上の経過により、当委員会は本件については決算を認定し、利益剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 水道の五十二年度決算議案に関連しまして、お尋ねをしたいと思います。

五十二年度の決算の一つの特徴は、大口需要者の使用水量の低下ということがございます。この大口需要者が、上水の使用を少なくする、節減をすると、こういう点については一定の意味があることだと思います。しかし、この大口

需要者の使用水量の低下は、即水道事業会計に給水収益の低下となつて大きく響いてくるものであります。したがいまして、その大口需要者の使用水量の低下がいかなる原因に基づくものか、こうした点についてやはり深い検討がなされなければならないと思うわけでございます。たとえば、五十二年八月の一ヶ月分の使用水量が一万二千七百十九トンを使つたある会社が、ことしはわずかに千九百十一トン、つまり一万八百八トンの節減をしているわけですが、これを水道局の方においてただしたところ、井戸水に切りかえたという説明が会社の総務課長から返ってきたそうでございますが、水道の、上水の経費節減、こういう面からいろいろ工夫をされることは大いに結構ではありますけれども、地下水のくみ上げ、地下水にその代替を求めるに、こういう姿勢は今日の情勢からして、企業のモラル、企業の姿勢というものが問われなければならないと思うわけです。地下水のくみ上げは地盤沈下につながり、これに伴つてまた大きな公共投資が必要とされます。もし本当にこういうある会社の総務課長の言われるよう、井戸水に切りかえたことによつて一万トン上水の節減ということになつたとするならば、やはり大きな問題だと思います。この使用水量低下という問題について、どの程度深いご検討をなされたか、この点を伺いたいと思うわけでございます。

なお、ちなみにこの会社の一萬トン節水によりまして、百二十万円の水道料の減収になるわけでございます。年間を通して恐らく見るならば、八百万円以上のこの一社だけで減収になると予想されるわけでございます。

次の問題は、やはり五十二年度水道事業の中で大切な課題といたしましては、水源の保全確保という問題があつたるうと思うわけでございます。この水源の保全確保という点から見まして、最近名阪のインターチェンジの東の菅原町におきまして、圃場整備の問題が持ち上がっております。そして、その費用捻出のために、約二千数百万から三千万の費用捻出のために、その下の砂利を採取する。その砂利を約十万立米ぐらいになるそうですけども採取すること

によって、そのそばにある水道局の三滝西の三号井戸が枯渇をしかねないんではないかと、圃場整備はもちろん進めなければなりませんが、その費用の自己資金、自己負担、こういうこととかかわりこうした問題が出てきているとすれば、より公益性の立場から、水道事業においてこれを償うという事ではなしに、一般財源の中から補てんを危機に瀕していると、約これによつて年間一億円前後の水道料金収入に響くことになるわけでございますが、こうしたこの危機が迫つている問題についての対応とかいうこともこの決算審議とあわせて、火急の問題として非常に大切な問題ではないかと思うわけでござりますが、この二点について、産業公営企業委員会でいかにご論議いただきましたか、またもしご討議がなかつたとするならば、火急の問題でもございますので、水道局、あるいは市長当局、この方面のお答えをいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 産業公営企業委員長 高井三夫君。

〔産業公営企業委員長（高井三夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高井三夫君） ただいま小井議員のご質問の第一点は、水道の大口需要者の水量の低下による原因と、そしてさらに、それによつて減収をもたらしたというご質問、第二におきましては、圃場整備のためにその水源が枯渇するという、その対策はどう考へて、そういつたことについて委員会で論議をなされたかということでござりますが、二つの問題につきましては、当委員会としては全然論議をしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山一了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山一了君） 大口需要の低下の問題について、ご答弁申し上げます。

委員会では、いま委員長のご報告のように、特にこの点について論議はなかつたんですが、大口需要と申しましても、水道の基本的な考へといたまでは、大体生活用水を確保するというのが根本的なねらいで、大口需要によつて財源をカバーしていくといふのは実は二の次になると、この辺が水道事業が企業であると同時に公共性を持つてゐるところ、これが言えるわけで、したがいまして、先般の料金改定のときに、水をたくさん使えば使うほど料金が高くなると、一般の購買関係でいきますとたくさん買えば買うほど安くなつてくるのが商業原則でございますが、水道局といたしましては、生活用水を中心とした考え方で運営いたしておりますので、まず生活用水を確保すると、その水に余裕があれば、一般企業なり大口需要の中で営業用に使われる場合があるだろうし、いろいろ生活用水以外の場で使われる場合があるんですが、そういう方に供給するということで、基本的な考え方といたまでは、大口需要が減つたからといって水道局としてはそれほど水道事業に支障を來さないというふうな考え方を持つておりますが、ただ一方経営的に見ますと、大口需要が減少いたしますと非常に経営状態が悪くなりりますので、この辺についてはその料金の決定、あるいはどう持つてくかというふうな課題等は残しているわけでございますが、ただいま指摘になりました井戸水に切りかえたかどうかというのは、私ども厳密にそういうことを追求してみたいと思つてますが、それがいま申されたような法の規制に触れるのかどうか、これも検討し、関係機関のご指導を仰ぎたいと思つております。ただ、水道料金というのは、私ども家庭の場合、著しくふえた場合は漏水、その他のことがありますので直ちに調査いたしますが、減つた場合は、いろんな事情等、たとえば留守にされたとか、あるいはまた需要が減つたとかいろいろなことが

ございまして、特にご負担をかける面が少ないので、ふえた場合は早急に調査いたしますが、減少した場合は若干調査がおくれることは事実でございます。しかし、まあいまのようなご指摘の点については、早急に調べたいと思っておりますが、全般的な問題として、五十年度から五十一年度にかけて料金の値上げが行われて、しかもそれが大口需要者に対するしわ寄せが非常にこう高かったために著しい減少をいたしまして、五十一年から五十二年度にかけては若干減ってはきておりますが、その減少度合いは非常に緩慢になつてきております。いずれにいたしましても、企業の方としては今日のような不況下でもございますので、その影響を多分に受けて水の使用量が伸びないということは言えるんではないかというふうに思つております。

それから、保全の問題で、ご指摘のありました点は、これは水道局としては、具体的な計画等を聞いておりませんが、うわき程度の話でございまして、具体的にどういうふうなことをやりになるというようなことが起つてまいれば、いざれにしても水道局の方へそういうた事業をやるについて、水質の保全に万全であるかどうかお尋ねがあるはずでございますので、水道局としてはそういうことがご提示になつたら、われわれとしては水質を守る、あるいは水量を守るという点から断固たる態度をとりたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いざれにしましても、大口需要者の使用水量の低下というのは、水道事業経営に非常に大きく影響してまいります。眞の意味で節水をされるということは非常に大切なことでございますが、いま例に挙げましたような会社のようなやり方というものが事実であるとするならば、その企業の姿勢も大変問題ですし、そしてそれを市行政当局も水道局というサイドのみにとどまらず、公害対策あるいは治水対策と、地盤沈下対策と、こういう総合見地から

ら見ましてもこのまま放置しておくといふことは許されないと思うわけでございますが、こうした問題はすぐにも正されなければならないと思ひますし、ほかにもそういう例はないのかどうか、こうした面の管理、チェック、こうしたことを持て要望しておきたいと思うわけでございます。

それから、水源問題ですが、うわき程度という局長のご答弁ですけれども、あるいはまたお尋ねがありましたら云々ということでございますけれども、現実には農用地への編入申請がすでに出ておりますし、水道局の担当部局とは地元住民の人とは一度ならず二度と折衝があるはずでございます。一日五千トンもの水源が枯渇するということになつては、一年に一億円もの料金収入にも響いてくるわけでございますし、それだけにとどまりません。新たな水源開発を求めなければならなくなります。圃場整備はぜひ進めなければならないものであります、その費用は二千数百万から三千万と言われております。これを水道企業にしわ寄せして水道の事業会計の中で処理をするということではなくて、農林行政のサイドから見て必要なものとして、特殊な例として行政当局全体で市財政一般財源の中から処理をされること、こういう方向をぜひ進められますように要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第八十六号五十二年度水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についての議案のうち、利益剰余

金処分案につきましては、やむを得ないものと考えますが、その決算の認定については、次の理由により反対をいたします。

一つは、大口需要者の使用水量の減量。したがつて給水収益の減収に對して有効な対策がとられないまま推移したことでございます。高度経済成長時代にその波に乗つて、大口需要者の水需要が急増したために、巨額の経費をかけて水源開発をし、水を確保したわけでございますが、大口需要者の都合で使用されなくなり、給水収益が減収して水道事業経営が困難に陥るということは、全く不合理なことであります。この大口需要者の使用水量の低下の理由の一につい、五十一年度から実施した現在の料金制度体系に問題があるから、つまり大口需要者の料金が割高になっているからだとする意見があり、その値下げをすら主張する向きもありますが、その意見や主張は認めるわけにはいかないと思います。市民の直接的な生活用水と違つて、利潤追求、営利を目的にする大口需要者の水道料金を高くして、水源開発に要する巨額の経費を負担することは当然のことであります。問題は、現在の料金制度が基本料金が低い上に全く大口需要者の都合による使用水量による従量料金制度になつていています。私はこれをかねてからすでに工業用水において実施している契約水量を定め、その責任使用水量料金制にするとか、あるいは北勢水道用水において実施されております方式に改めるよう主張してきたところでございますが、五十三年度に入りましてさらに大口需要者の使用水量が低下をしていることからして、早期にその実施がなされなければならないと考えます。省資源の面から節水と使用水量を減らすことは必要であり、これがまた新たな水源開発に苦労しなくともよいようになるわけでございます。しかし、大口需要者がいつまた大量に使用するかわからないというのでは、水道事業の健全経営は望むべくもありません。

二番目の問題は、漏水防止対策など無効水量を少なくし、有収率を高める対策がいま一つ消極的に過ぎるというこ

とでございます。五十二年度決算資料におきましても、五十二年度中に幾らか実施された漏水防止対策が大きな成果を上げていることを示しております。五十二年度の無効水量をお金に換算すると、三億円にもなります。仮に有収率を5%上げるならば、单年度で一億円の収入増となります。こうしたことを考えれば、もっと積極的な有収率を高める対策が望まれるのでございます。

三番目には、水道事業経営を圧迫している北勢用水の高い受水費の減額対策が進んでいないことでございます。県に対してもっと強力な働きかけを行い、その大幅な減額を実行させることができることがますます必要となつております。これが実現を強く求めたいと思います。

最後に、以上のような問題点の解決とともに、第三期拡張事業などの財源負担の民主化、独立採算性の廢止、水道事業に対する国、県の大額な補助の実現等を図るように望みたいと思います。以上で終わります。

○議長（山中忠一君） これをもつて、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

まず、議案第八十六号昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は決算を認定し、利益剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多數であります。よつて、本件は決算を認定することに決し、利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第八十五号昭和五十二年度四日市市立病院事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算を認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決しました。

日程第三 議案第八十七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、なし

日程第三〇 議案第一一四号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、議案第八十七号昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第三十、議案第百十四号公有水面の埋立てに係る意見についての二十八件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

野崎貞芳君。

〔総務委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務委員長（野崎貞芳君） ただいま議題となつております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十七号、昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳入についてでありますが、過日の本会議において質問のありました今後の市財政の見通しについて、再度ただし

ましたところ、今後、市税としては約六千万円、その他の財源としては約六億円程度が見込めるものの、今後の必要な経費としては、約十億円程度が予測され、また、円高差益還元による市財政への影響については、電気使用料において約三千万円が割り引き還付される反面、電気税が五十三年度分として約七千七百万円の減収になる見込みであるとの説明がありました。

次に、歳出についてでありますが、第二款総務費においては、元近鉄婦人文化センター跡地の使用料が追加補正されているのであります。

本件は、当施設を新しい地域社会づくりにおける本庁管内の拠点として活用するため、今年度については賃借するものであり、別段異議はなかったのでありますが、翌年度以降の方針について、特に市長の出席を求め、市財政の現況より所有者の格別の理解を求め、市政への積極的な協力が得られるよう格段の努力を払うよう強く要請いたしました。

なお、本件について理事者から、本年度において支払う土地家屋使用料の額は、市に納付される固定資産税等の税額と現在駐車場用地として貸し付け中の賃貸料を合算した額にほぼ相当する旨の説明がありました。

第四款衛生費においては、南部埋立処分場の開設時期を来年四月にひかえ、関係地域住民の本事業に対する理解がいまだに不十分と思われる所以、関係地域住民に対し早急に詳細な説明を行い、万全を期すべきであるとの意見がありました。

歳出第九款消防費、第十二款公債費並びに第二条債務負担行為、第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十三号四日市市議員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議案第

九十四号四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正については、別段異議はありませんでした。

また、議案第九十五号四日市市特別土地保有税審議会条例の制定についてば、特別土地保有税に係る納稅義務の免除について必要な事項を調査審議するための審議会組織及び運営について条例を制定するものであり、別段異議はありませんでしたが、附則の施行時期に関連して、本審議会に係る適用範囲について質しましたところ、地方税法の規定に従い五十三年一月一日以降適用となるとの説明がありました。

次に、議案第一百一号町及び字の区域並びに名称の変更について、議案第二百二号町の区域の設定について及び議案第二百三号町の区域の変更について、以上の三議案についてば、別段異議はありませんでしたが、住居表示整備事業について、かねてから懸案となっている未施行地域については、関係者と十分協議の上早期に実施するよう意見がありました。

次に、議案第二百六号ないし議案第二百十三号工事請負契約の締結についてあります。議案第二百十三号は、地方卸売市場食肉市場の現施設が老朽化し、非近代的であるところから新築するための請負契約の締結案であり、本件については、共同企業体方式が採用されているのであります。委員からは、業者の指名等についていろいろ質疑が交わされましたのでありますが、当委員会といましては、現在地において日常業務を継続しながら施工する上に、現場が狭隘であること、大型冷蔵庫という特殊工事であること、分離発注がむずかしいこと等、本工事の精度が高く、かつ現場管理が困難なことにより、地元業者並びに当該事情に明るい業者と大手業者との共同企業体方式を採用し、総合発注にしたとの理事者の説明を了として、原案のとおり承認いたしました。

なお、議案第二百六号ないし議案第二百十二号の請負契約締結案七件については、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。  
訓霸也男君。

〔教育民生委員長（訓霸也男君）登壇〕

○教育民生委員長（訓霸也男君） ただいま議題となつております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十七号昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分であります。

歳出第三款民生費につきましては、第一項社会福祉費のうち小規模授産事業補助金に関連して、心身障害者がみずから經營する事業の実態は、現下の社会経済の状況からまことに厳しいものがあることは容易に想像されるところであります、市は社会的弱者救済の立場から事業の経営等について積極的に適切な指導、助言を行うよう理事者に要望いたしましたのであります。

歳出第十款教育費につきましては、特に元水沢中学校跡整備費について、種々論議が交わされたのであります。これは市が校地跡を整備し、運動広場として暫定的に地元住民に管理、運営を任せ、開放しようとするものであります。

最近、運動広場について各地区の住民から強い要望が出されており、市としてもこの問題についての姿勢を確立すべき時期を迎えております。この時期にあいまいな形で教育財産等を運動広場として、地元に管理、運営を任せることは、将来いろいろな面で混乱が生じる恐れがあり、当委員会としましては、特に運動広場の造成、配置

及び管理、運営等について市の基本的な考え方を早急にとりまとめ、特定の地区住民に限らず、広く市民一般の利用に供する体制を確立されることを強く理事者に要望いたしました。

次に、議案第九十号昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、貸付希望者の増加に伴う貸付金の不足見込額を補正しようとするものであります。本事業の貸付対象の枠を広く市民が利用できるように拡大すべきであるとの意見がありましたばかりは、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十一号昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第九十六号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正についての二議案につきましては、国の制度改革に準拠し、その貸付対象を宅地取得にも拡大することに伴う予算の補正及び条例の改正案であります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十七号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、助産費に係る二重給付の規制及び保険料の納付義務者の所得等についての申告義務、並びに賦課限度額の引き上げ等を図ろうとするもので、別段異議はありませんでした。

以上により、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたした次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

高井三夫君。

〔産業公営企業委員長（高井三夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高井三夫君） ただいま議題となつております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託された関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十七号昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の歳出第六款農林水産業費については、水田再編対策事業に関連して、転作等の推進には、市として一貫した指導が行われるよう体制を整備されるよう要望いたしましたほか、農業集落排水施設整備事業の推進にあたっては、関係部課と十分連絡調整をはかり、合理的かつ能率的な事業の推進に努められるよう要望いたしました。

第七款商工費については、万古陶磁器見本市開催委託料の増額等であり、別段異議はありませんでした。

第十一款第一項農林水産施設災害復旧費については、林地崩壊防止事業に関連して危険個所の災害未然防止について重ねて要望いたしました。

議案第九十八号市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、新病院の完成、移転に伴う位置の変更等の改正であり、異議はありませんでした。

議案第九十九号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正については、新病院の入院料のうち室料加算額について、他市の状況等の検討結果に基づき所要の改正を行うものであります。一般の利用率が高い個室の料金について、一部反対の意見があり、これについては賛成多数で承認いたしました。

議案第一百号四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正については、新病院の完成に伴う位置の変更と新たに専

修学校の指定を受けることなどによる所要の改正であり、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託された関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたした次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

増山英一君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君）

ただいま議題となつております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十七号昭和五十三年四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費につきましては、第二項道路橋梁費中、国庫補助事業費の決定による羽津山線改良事業費の追加補正に関連して、この道路の新設によつて国道一号線の交通混雑が予想されることから、羽津山線の名四国道への取付、道路について早期に計画実施すべきであるとの指摘がありましたほか、別段異議はありませんでした。

第十一款第二項土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十八号昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）並びに議案第百五号委託協定の締結についてであります。

本件は、下水道事業の年々の増大にかんがみ、事業の促進を図るため、日永終末処理場の第三系統建設事業を日本

下水道事業団に委託するための協定の締結案並びにこれに関連する歳出経費の組替えと、債務負担行為の追加補正を行ふものであります。別段異議はなかつたのでありますが、事業委託により地元業者の受注機会の喪失が懸念されることから、これが確保のため、日本下水道事業団に対し一層の働きかけを行うとともに、関係業者に対して、受注資格等についての適切な指導を行う等、特段の配意を要望いたしました。

次に、議案第百四号市道路線の認定についてでありますが、本件は生桑町地内の住宅団地内道路及び北勢食品卸売団地進入道路等十八路線を市道に認定しようとするもので、別段異議はなかつたのでありますが、市道認定に際しては舗装側溝の整備について十分な事前調査を行うよう意見がありました。

次に、議案第八十九号昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）並びに議案第百四十四号公有水面の埋め立てに係る意見についての二議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上当委員会に付託されました六議案は、いずれも原案のとおり承認いたした次第であります。  
簡単ではございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 産業公営企業委員長に、お伺い申し上げます。

市立四日市病院の使用料及び手数料条例の一部改正についてでございますが、一部反対であったというようなことで、多数決で決まったというようなことでございましたが、恐らくこの問題については、差額ベッドの問題ではない

かと思ひますので、内容についていま少し詳しく述べていただきたい、このように思います。

○議長（山中忠一君） 産業公営企業委員長 高井三夫君。

〔産業公営企業委員長（高井三夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高井三夫君） ただいま議案第九十九号の新病院の入院料のうちの室料の加算額の算出方法について、どういう論議を交わされたかということでございますが、その病院側の説明によりますと、厚生省の特別入院料の算出要綱、あるいはまた他都市の公立病院の状況等を参考にして、これが均等を失わないように配慮したという説明でございました。

なおまた、個室の加算料が高いという意見に対しましては、医師が診療上個室にいることを必要と認めた者に対しでは減免措置をとることができると、たとえば生活保護家庭が個室にいる必要が生じた場合には、それを適用するという説明がございましたので、相なるべくならば個室の加算額を必要としない二人部屋の有効活用によってこれをカバーしてもらいたいというお話をございました。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 委員長の報告よくわかりました。まあ一応了解いたします。

特に私が申し上げたいことは、委員長の報告にもありましたように、長期入院の場合にですね、減免措置もあるということでございますが、これはやはり生活保護家庭とか、いろんな条件が整わないとやはり適用されない、こういう問題があると思いますので、今後の問題としてはですね、やはり減免されない人たちの中にも、やはり生活に影響するような、長期入院することによって影響されるというような問題が発生していく可能性もありますので、そういう

う点については、今後やはり長期入院者に対する割引等の問題点も検討されるよう要望して終わります。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第百十三号、工事請負契約の締結についてであります、この議案は、四日市市中央卸売食肉市場新築工事について、契約金額三億五千六百八十万円でもって大成・松井建設共同企業体相手に請負契約をしようとするものであります、私はここに至る経緯を含めて、契約相手を大成・松井建設共同企業体として提案されていることについて不可解であり、反対するものであります。

第一の理由、この食肉市場新築にかかわって、解同の松井委員長らをはじめ幹部が行政当局にいろいろと働きかけを行つたように伝えられていますが、その中身は一体何か、それに対して行政当局はどのような態度で対応したのか全く不明であります。

第二の理由、この契約は共同企業体方式による指名競争入札の方法がとられたのでありますが、そして、指名業者の選定は指名審査会で行われたのですが、いわゆる大手七社とジョイントする業者として、七社がどういう基準で選定されたのか、特に松井建設がどうして選定されたのか、市当局者の説明には納得のいかない点があり、第一の理由との関連はあるのかどうか、また、真の部落解放という見地から正しい対応かどうかなどについて幾つかの疑問があります。

第三の理由、指名審査会が業者を選定して間もなく、ちまたでは大成と松井が落札するだろう、少なくとも松井が落札業者の中に入るだろうといううわさが飛びました。私は九月七日市長に、このようなうわさが飛んでいることから、あくまで公正な入札が行われるよう注意を促したところであります。入札結果は、公正な入札について不信を招くことになったのではないかと憂うるものであります。食肉市場施設整備事業は、なお五十四年度においても多額の事業が行われることでございますが、厳に公正、公平、民主的な執行を強く望むものであります。

○議長（山中忠一君） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

まず、議案第百十三号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二十七議案について一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三一 委員会報告第一三号 総務委員会陳情書審査結果報告、ないし

日程第三四 委員会報告第一六号 建設委員会請願書等審査結果報告

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十一、委員会報告第十三号総務委員会陳情書審査結果報告、ないし日程第三十四、委員会報告第十六号建設委員会請願書等審査結果報告の四件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（山中忠一君） なお、総務、産業公営企業、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。  
「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君）　ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（山中忠一君）　以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十三年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

運日にわたりご苦労様でございました。

午前十一時七分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長　　山　中　忠　一

四日市市議会副議長　　山　本　勝

署名議員　岩田久雄

署名議員　伊藤信一

署名議員



第1日（9月12日）

発言順序	要旨	氏名	ページ
2	<p>一、市民が生活上の不測の支出等に利用できる総合的で長期低利の生活資金融資制度の実現を</p> <p>二、平山物産問題について</p> <p>三、北勢公設地方卸売市場の開設に伴う零細業者の問題について</p> <p>四、四日市万古焼の伝統工芸品産業指定の促進について</p> <p>五、国鉄貨物操車ヤードの建設問題について</p> <p>六、名四国道自動車公害対策について</p>	日本共産党 小井道夫	
1	<p>一、三全総に関する四日市の総合計画について</p> <p>二、福祉について</p> <p>1 黄色い"つえ"実施を</p> <p>2 身障者にガソリンを無料支給しよう</p> <p>3 "父子家庭"対策について</p>	日本共産党 小井道夫	
	<p>68</p>	44	

一般質問通告一覧表

(昭和五十三年九月定例会)

第2日(9月13日)

12	11	10	9
2 1 一、老人福祉農園構想について 二、民間住宅建築の際における融資のあっせんその他について 三、子供広場に関する諸問題について 四、末永地区の諸問題について 五、要望二件 1 補助金の問題について 退職料の早期支給について	一、公有財産について 二、「北部墓地公園」がおくれている理由 三、「下請契約」について行政指導はできないか 四、機関委任事務と市長の施策 五、来年度事業策定の方針	一、地区づくりについて 二、「北部墓地公園」がおくれている理由 三、懸案事項三つについて 四、戦災物故者の慰靈塔を	一、市財政について 二、石油新税について 三、懸案事項三つについて 四、戦災物故者の慰靈塔を
市民クラブ 大森 多喜三	市民クラブ 森 安吉	政策研究会 訓覇也 男	清風会 後藤 寛次
196	193	177	162

3	4	5	6	7	8
一、よっかいいち広報編集について 二、公害健康被害者対策として保養所の建設について 三、納屋運河の埋立てについて 四、石原産業の中里住宅の跡地の利用について 五、散水車の新設について	一、青少年の非行と倫理観の確立について 二、戦後処理の未解決問題について	一、広聴・広報に関連して 二、南部埋立処分場に関連して 三、活力ある四日市の街づくりに関連して	一、福祉問題について 二、社会教育問題について 三、消防行政について	一、学校ホールについて 二、指導室への出入りについて 三、工事契約のあり方について	一、円高差益金を國民にかえす市民運動について 二、老人福祉の年金問題について 三、工事契約のあり方について
公明党 松島良一	自由クラブ 小川四郎	自由クラブ 坪井妙子	日本社会党 古市元一	日本社会党 喜多野等	日本社会党 後藤長六
82	90	102	117	136	146

第3日(9月14日)

14	18
<p>一、 国の景気刺激策と本市の対応 二、 都市行政により発想を 三、 老朽市営住宅整備を中心に問う 四、 計画推進の見地から交通行政を問う 五、 学校教育と社会とのかかわりあいについて (夏休み総決算含む)</p>	<p>一、 四日市市の発展をめざして 当面する諸課題と方向性について 1 第二次総合計画作成にあたっての町づくりの方向 (産業、教育、福祉、道路整備など) 2 安定成長期に向つて財政の見通し 3 四日市の表玄関、駅周辺の整備は (特に放置自転車対策は)</p>
革新クラブ 革新 中村 正 森	革新クラブ 革新 中村 正 夫
285	218

○ 総務委員会  
議案第 八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

付 託 議 案 一覧 表 (一) (昭和五十三年九月定例会)

- 第一四款 衛生費
- 第九款 消防費
- 一二款 公債費
- 第二条 債務負担行為
- 第三条 地方債
- 議案第 九三号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 九四号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について
- 議案第 九五号 四日市市特別土地保有税審議会条例の制定について
- 議案第一〇二号 町の区域の設定について
- 議案第一〇三号 町の区域の変更について
- 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 議案第一一二号 工事請負契約の締結について
- 議案第一一二号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第九〇号 昭和五十三年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議案第九一号 昭和五十三年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）

議案第九六号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の一部改正について

議案第九七号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第八五号 昭和五十二年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第八六号 昭和五十二年度四日市市水道事業利益剰余金処分並びに決算認定について

議案第八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第九二号 昭和五十三年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第九八号 市立四日市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第九九号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第一〇〇号 四日市市立四日市高等看護学院条例の一部改正について

議案第八七号 昭和五十三年度四日市市一般会計補正予算（第一号）  
第一条 歳出第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

議案第八八号 昭和五十三年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

議案第八九号 昭和五十三年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

議案第一〇四号 市道路線の認定について

議案第一〇五号 委託協定の締結について

付 託 議 案 一 覧 表 (二) (昭和五十三年九月定例会)

○総務委員会

議案第一一三号 工事請負契約の締結について

○建設委員会

議案第一一四号 公有水面の埋立てに係る意見について

請願

第一五号	第一四号	第一三号
五三、九、二	"	五三、九、七
増員をはじめとする労働行政体制確立について	簡易水道(四郷、小山田地区)の上水道化について	河原田小学校特別教室建設促進について
村尾秀幸 四日市市みゆきヶ丘二丁目 一五〇四の五二	四日市市小林町三〇一八一八 小林簡易水道組合長 村上久義 ほか五名	四日市市貝塚町三六三 河原田小学校特別教室建設促進委員会委員長 河原田地区連合自治会長 中島孔
小川松中大堀前井口島村森川道洋良信多新辰喜兵夫二一夫三衛男 "	青山峯男 企業公営	高井三夫 教育民生

第一〇号	第一一号	第一二号	第一三号	第一四号	第一五号
五三、九、七	内部小学校屋内運動場の建設について	四日市港運河一部埋立てについて	四日市市浜町三一一二	四日市市小古曾五丁目五一五	請願者の住所及び氏名
日永小学校木造校舎改築委員長 日永地区連合自治会会長 坂倉伝十郎 ほか七名	日永小学校建設促進委員会委員長 日永地区連合自治会長 ほか一二名	四日市市港運河一部埋立てに について	四日市市浜町三一一二 港地区連合自治会長 坂倉伝十郎 ほか七名	四日市市日永二丁目三一一二八 港地区連合自治会会長 ほか七名	請願者
副会長仁保邦夫	副会長仁保邦夫	河原田小学校特別教室建設促進委員会委員長	伊藤喜多野宇治田良香史等	増山英一	紹介議員氏名
教育民生	教育民生	高井三夫 教育民生	建 設	"	付託委員会

第一五号		第一三号	第一二号
五三、九、二二		五三、九、一	五三、九、七
住吉運河の改良について	交通量増加に対する道路整備について	小山田小学校プールの改築について	桜小学校の体育館建設並びに水泳プール改築について
鈴木忠栄 ほか二名	四日市市富田一色町二八一九 富洲原地区連合自治会長	四日市市日永東三丁目二一三五 中瀬古町連合自治会代表 中瀬古町第三区自治会長	四日市市桜町八七六 桜地区教育施設建設委員会会長 四日市市内山町八三七二 小山田地区連合自治会会长 矢田善衛 ほか一名 服部孝次

第一八号	第五三、九、七	第一〇号	第九号	第八号
海蔵小学校校舎改築について 四日市建設高等職業訓練校の建設に伴う助成について	桜出張所、公民館改築について	四日市市桜町八七六 桜地区連合自治会会长 山原伊吉 ほか七名	四日市市室山町七三 海蔵小学校建設協力準備委員会 委員長 山本貞三	四日市市東阿倉川町二一六一 四日市市昌栄町労働福祉会館内 三重県建設労働組合四日市支部 執行委員長 稲垣重道
件	名	件	陳情者の住所及び氏名	総務
受理年月日	受理番号	受理年月日	陳情者の住所及び氏名	付託委員会

第一〇号	受理番号	受理年月日	件名	請願者住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見
五三、九、七			内部小学校屋内運動場の建設について	四日市市小古曾五丁目五、一五	畠 新兵衛	その主旨を了とす
副会長 仁保邦夫			小川四郎	四日市市南富田町七一七	芳 芳	その主旨を了とする。
			採択	近鉄富田駅付近の都市再開発について	山口正三	審査結果

請願

四日市市議会

議長

山中忠一殿

教育民生委員会

委員長 訓 駿也男

委員会報告第一四号  
教育民生委員会請願書等審査結果報告教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十三年九月二十二日

第一号	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見
桜出張所、公民館改築について	四日市市室山町七三	四郷分団の消防車庫、詰所の改築について	その主旨を了とする。
ほか七名	杉本作郎	山原伊吉	その主旨を了とする。

委員会報告第一三号

第八号	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見
五三、九、七	ほか七名	四日市市桜町八七六	その主旨を了とする。

陳情

四日市市議会

議長 山中忠一殿

総務委員会

委員長 野崎貞芳

総務委員会陳情書審査結果報告  
総務委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十三年九月二十二日

第一六号	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見
五三、九、二二	ほか一名	四日市市南富田町七一七	近鉄富田駅前通り振興会長

四日市市南富田町七一七

近鉄富田駅前通り振興会長

建設

四日市市議会  
議長 山中忠一殿

委員会報告第一五号

産業公営企業委員会請願書審査結果報告  
産業公営企業委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年九月二十二日

産業公営企業委員会  
委員長 高井三夫

第一三号	第一二号	五三、九七	桜小学校の体育館建設 並びに水泳プール改築 について	四日市市桜町八七六 桜地区教育施設建設委 員会会长	その主旨を了とする。 採択
五三、九一	小山田小学校プールの 改築について	四日市市内山町八二七一 小山田地区連合自治会 長 矢田善衛ほか一名	その主旨を了とする。 採択		

第一一号	五三、九七	河原田小学校木造校 舎改築について	四日市市日永二丁目 日永小学校建設促進 委員会委員長 日永 地区連合自治会長 田中善勝 ほか七名	三一二八 日永小学校建設促進 委員会委員長 日永 地区連合自治会長 高井三夫	その主旨を了する。
第一三号	五三、九七	河原田小学校特別 教室建設促進につ いて	四日市市貝塚町三二八三 河原田小学校特別教 室建設促進委員会委 員長 中島孔	三一二九 河原田地区連合自治 会長 中島孔	採択

## 請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見
第一四号	五三、九、二一	簡易水道（四郷、一八一八 小山田地区）の上水道化について	四日市市小林町三〇 一林簡易水道組合長 村上久義 ほか五名	四日市市小林町三〇 一八一八 小林簡易水道組合長 村上久義 ほか五名	その主旨を了とし、理事者において善処されるよう要望する。

## 委員会報告第一六号

建設委員会請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十三年九月二十二日

## 四日市市議会

議長 山中忠一殿

建設委員会 委員長 増山英一

## 請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見
第一二号	五三、九、七	四日市港運河一部埋立について	四日市市浜町三一一二 港地区連合自治会長 坂倉伝十郎 ほか一二名	福田香史 宇治田良市 喜多野等 伊藤信一	その主旨を了とし、関係機関と協議のうえ善処されるよう理事者に要望する。

## 陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一四号	五三、九、二一	交通量増加に対する道路整備について	四日市市日永東三丁目二一三五 中瀬古町連合自治会代表 中瀬古町第三区自	その主旨を了とする。	採択

第一五号	五三、九、一二	住吉運河の改良について	八一、二九	四日市市富田一色町二
第一六号	"	近鉄富田駅付近の都市 再開発について	四日市市南富田町七一七 近鉄富田駅前通り振興 会長 山口正三 ほか二名	富洲原地区連合自治会 長 富田一色連合自治 会長 鈴木忠栄 ほか二名
			その主旨を了とし、関 係機関と協議のうえ善 処されるよう理事者に 要望する。	
			その主旨を了とする。	採択

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお繼續審査すべきものと決定したから會議規則第九十九条の規定により申し出ます。

閉会中繼續審査申出書  
記

一、事 件

請願第七号 三重団地内に集会所の設置等について

陳情第七号 県地区の市有林に運動広場の設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十三年九月二十二日

総務委員会

委員長 野崎貞芳

四日市市議会

議長 山中忠一殿

閉会中繼續審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお繼續審査すべきものと決定したから會議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一〇号 四日市建設高等職業訓練校の建設に伴う助成について

二、理 由

調査研究のため

記

昭和五十三年九月二十二日

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

産業公営企業委員会

委員長 高井三夫

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから會議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第一六号 諏訪公園内駐車場の増設について

二、理由

調査研究のため

昭和五十三年九月二十二日

建設委員会

委員長

増山英一

四日市市議会

議長 山中忠一 殿